

## 三重県議会 Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 县議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成15年11月26日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

### 平成15年11月26日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

#### RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (開会中)

開催年月日 平成15年11月26日(水) 自 午前10時4分 ~ 至 12時38分

開催場所 第601特別委員会室

出席委員 13名

委員長 田中 覚君

副委員長 藤田 正美君

委員 日沖 正信君

委員 松田 直久君

委員 水谷 隆君

委員 岡部 栄樹君

委員 三谷 哲央君

委員 貝増 吉郎君

委員 木田 久主一君

委員 山本 勝君

委員 西塚 宗郎君

委員 西場 信行君

委員 岩名 秀樹君

欠席委員 3名

委員 芝 博一君

委員 萩野 康一君

委員 永田 正巳君

出席説明員

〔企業庁〕 企 業 庁 鈴木 周作君

総括マネージャー 小林 和夫君

" 藤田 輝也君

R D F 発電特命担当監 藤森 荘剛君 その他関係職員

〔環境部〕 環 境 部 長 長谷川 寛君

総括マネージャー 小川 治彦君

" 松林 万行君 その他関係職員

傍聴議員 4名

県政記者クラブ加入記者 8名

傍聴者 3名

議題又は協議事項

- 1 報告事項
- 2 ごみ固化燃料発電所事故調査専門委員会最終報告について
- 3 その他
  - ・委員協議

#### 【会議の経過とその結果】

##### 〔開会宣言〕

- 1 報告事項

(1) 当局説明〔鈴木企業庁長〕

2 ごみ固化燃料発電所事故調査専門委員会最終報告について

(1) 当局説明〔長谷川環境部長〕

- (2) 質疑応答

○三谷委員 まず中部電力の方なんですけれども、先ほどご説明いただいた一番最後の15ページのところで企業庁の対応方針ということで、中部電力からの報告書に示されたアドバイスコメントに基づいて、施設の改修方法についてメーカー等と協議し、適切な方策を選定して、改修方策等に取組んでいくということなんですが、これは企業庁が改修をやるんですか。それとも富士電機がやるんですか。

○鈴木企業庁長 今回は中部電力の方からこのような報告をいただきましたので、まず同じように富士電機の方でこの内容についてどうするのかということを検討していただいと。それをうちも見せていただいて最終的に専門家のチェックを受けるということで、改修そのものは富士電機の方でやっていただくというふうに現在考えております。

○三谷委員 それは企業庁が考えているということで、富士電機はそれを了承しているわけですか。つまり、今回中部電力によって調査をしたというのは、県の方が考えて依頼したわけですね。その調査結果、事前に富士電機はその旨を了解しておるならば、これに基づいて富士電機が自分の管理している施設ですから、富士電機の費用で改修をしていただけるであろうと思いますけれども、その点、富士電機との話し合いはどうなっていますか。

○鈴木企業庁長 その点につきましては、とにかく内容を安全・安心にするということが前提でございますので、まず富士電機にも当然こういう結果が出たので検討していただくということで、あと、発電機の方も出てまいりますが、あわせてこれは中部電力の方でやっていただくように私の方からきちんとお話をさせていただくつもりでおります。

○三谷委員 もし再開したときの今後の施設の管理運営にも関わってくる話なので、富士電機が発電所をつくって、また改修も県の方からお願いして富士電機に改修していただく、そうなると必然的にもし再開したときに再開後の管理運営は引き続き富士電機にお願いするということに、今度分社化した上で名前が少し変わりますけれども、ということにつながってくるというふうに理解してよろしいですか。

○鈴木企業庁長 ちょっと私の認識がきちっとしたお答えにならないかもわかりませんが、富士電機の方でやはり自身でどういう改善が必要なのかというのをきちっと考えていただこうという意味で、富士電機にもこの内容を検討していただいて改善案を出していただくと。それを専門家に見ていただいて、いいじゃないかということになったら向こうでやっていただく。基本はそういうふうに考えております。

それからもう一つ、今後の管理運営ということのお話がございましたすけれども、今回様々なご指摘もいただいておりますので、その辺は総合的に整理をした上で、お互いの責任なり管理のあり方というのをこの際きちっと再確認をして整理する必要があるだろうというふうに考えております。

○三谷委員 責任のあり方とかそういうものを整理するのは当然のことなんすけれども、もし再開した後の管理というのは、責任のあり方等を整理した上で、富士電機ではない場合もあり得ると。つまり、新たに管理運営をしていただけるような会社も、県としては公募するのかどうするのか知りませんけれども、そういうふうな選択肢も考えておられるということですか。

○鈴木企業庁長 企業庁としては現地での体制というのも強化を図ったわけですが、現在は富士電機との契約がそのまま生きた状態になっておりますので、内容はともあれ、きちんとこれから管理をするという前提での体制を富士電機の方に求めていきたいと、まずそこを考えております。

○三谷委員 ということは、きちんと管理していただけるかどうかということを県の方から富士電機の方に求めていくということですから、富士電機がそれで「うちはきちんと責任持ってやっていきますよ」という了解があれば、富士電機にそのまま管理は任せるというふうなニュアンスの話だと思うんですが、間違いないですか。

○鈴木企業庁長 現時点では契約関係が存続しておるものというふうに考えております。

○三谷委員 それをまた学識経験者等の評価を受けるということなんですが、もともとのこの施設のトラブルの最初の出発のプロポーザルで、施設の設計とかそういうような管理の評価をした上で決めてきたわけですが、ここで言う学識経験者というのは、また同じようなことをやるわけですか。

○鈴木企業庁長 今回は数点にわたってご指摘を受けております。特に先ほど申し上げましたように灰が詰まってトラブルを生じていると、このようなことを中心に検証をいただいたわけでございまして、特に運転上トラブルなりが発生したところの、例えばボイラーとかという専門家にその部分を検証していただいたということでございます。機械の運転なり操作上のトラブルについてチェックをしていただいたと、こういうふうに理解をしております。

○三谷委員 僕の理解がちょっと悪いのかもわかりませんが、中部電力さんが専門的な見地から調査をしていただいて、いろんなアドバイスをいただいたということですね。そのいただいた上での改善策について、ここに書いてあるのはまた専門的な知識を有する学識経験者の評価を受けて早急に改善に取組むという、そういうことじゃないですか。

○鈴木企業庁長 中部電力さんからはいくつかの点について複数の方法も提案をいただいておるところでございます。これについてどのような対策を取るかということをきちんと整理した上で、さらに専門の学識経験者に中部電力さんからこういう指摘を受けて、最終、改修はこういう方法でやりますということを整理をした上で、再度安全の確認という意味でチェックを受けたいというふうに考えておるところでございます。

○三谷委員 もう一点、事故調査の報告なんですけども、先ほど説明資料の7ページで「試験の結果から新たに判明したこと」云々で、①に「長期の保管において、RDFは条件が整うと安易に吸湿し」云々で「発酵し得る状況」、この長期の保管においてという最初の文言というのは、これは後の②③④⑤にも全部かかってくるわけですか。つまり、長期の保管さえしなければ、後の②③④⑤の問題というのは出てこないということでしょうか。

○長谷川環境部長 それは非常に難しいというか、複雑ですね。相互に影響しますので、長期保管はまずだめだと、長期保管はまず発酵し得ると。長期保管しても水分等の条件等が整わなければ発酵することはないとは言えますけれども、長期保管をすれば当然そこで性状が変わってきますので、発酵し得る状況にもなる。そのところは申しわけないですけれども、さらなる長期保管と水分との関係、現象的に長期保管すれば発酵し得るという、要するにそういう粉化もして、弱ってきますしカビも生えてきますので、いろんなことが影響します。それから長期保管しておるものに水分が加われば当然発熱するという世界にいくということは分かったんですが、その他の関係はきちんと、とにかく「すみませんが、これからは長期保管はだめだ」「長期保管は絶対しない方がいい。RDFの形状が変わる」と。長期保管している間に水分が付加される可能性もあるし、そういう条件が長期保管の中で水分の問題とかいろんなものが加わるんです。長期保管さえしなければ、吸湿するというような問題もなかなか生じないということがありますので、その関係はこれがこれかというの非常に難しい。

○三谷委員 そうすると今後の対策の中で、長期保管という選択は県としてはないと。例えば保管したとしても非常に短期であるとか、もしくは直接投入して焼却するとか、そういう選択肢しか考えていないということですか。

○長谷川環境部長 それは今回報告書の中で書いてありますようにサイロの場合とピットの場合もございますので、サイロの場合はもちろん長期保管はだめですし、量的にもいろんな制限がございます。いずれにしても長期保管はしないという方向で整理していく。ただ、日々出てくるものですので、当然のことながらその日にすべてが処理できるというわけではないので、そのもののある一定の、これからもっと詰めますが、大体どういう保管の仕方をしてどういう状態で、切り返しもしながら、2週間はどういう状況だったら保管できるかということは示していきたいと

思いますが、いずれにしても今回出ておりますように3ヶ月以上の保管をどうするというような、長期の3ヶ月から5ヶ月の保管をするということは絶対認められないということでございます。

○三谷委員 長期というのは3ヶ月以上を長期と呼ぶんですか。

○長谷川環境部長 いや、3ヶ月と今たまたま言いましたけれども、それはちょっとごめんしてください。それはまた。

○三谷委員 知事が全員協議会で説明をされた「再発防止に向けて」というところで、やっぱりRDFの適正管理等が第一点目で上がってきたわけですね。これはこの報告書を受けて、長期保管はしない、それとそういう温湿度に対してきちんと管理をしていくという前提で、こういうことを知事は恐らく言われたんだと思うんですけども、ですからここにRDFの適正な管理をきちんとし、あと第2点目、第3点目の「発熱・発火時の対応」とか「事故の再発防止に向けての体制の整備」等、こういうものがクリアできれば、あとは地元の同意が当然必要になってくるわけですが、施設再開に向けての条件が整ったというふうに理解してよろしいわけですか。

○長谷川環境部長 委員長の最終報告の会見等でもございましたが、今回は当然、ある意味では焦点が、最終的な原因の究明というのが固定できなかった部分があるかもわかりませんが、ありとあらゆる原因の可能性を一つ広げて調べておりますので、これらについての原因の中から最終的な対応策が整理されておりますので、この対応策を取れば同じ事故は起こらないということでございますので、ぜひともこれは全部クリアすべきだということです。

その中で申し上げるならば、当然、これまで事故調査の報告が出るまで消極的なご答弁を申し上げたかわかりませんが、環境部といしましても取組む責任の部分が随分ございます。それは現在も整理しておりますので、それは積極的に、企業庁の発電所でする部分につきましても環境部としてのチェック機能を加えたいということの中でさらにそういう体制を取って、今回の報告書のものについては、企業庁がやっていただく部分でもそういう今回の調査報告書で出たいわゆる化学的ないろんな変化とか、いろんなものに対する最終的な確認等につきましては、当然環境部として体制を取ってチェックしていくということでご理解願いたいと思います。

○松田委員 ちょっと三谷さんの関連で、富士電機との関係なんですけれども、今までどおりに関係は続けていくということなんですが、昨日も2分の1の費用の、とりあえずということで知事が言われましたけれども、裁判になる可能性もあるんですね、責任問題で。裁判になったときでも富士電機との関係というのは変わらないんでしょうか。まず、それ一つ。

○鈴木企業庁長 先ほども申し上げました、現時点では契約がきちんと生きているというふうに理解をいたしております。一方で、きちんとした管理体制なり安全・安心を確保できるような運転体制というものを取っていただくということがもっとも重要な課題ということを考えておりますので、まずそこをクリアするということを私としては考えております。

○松田委員 だから、裁判になつても関係は続くのかどうかということは、まだ考えていないということですね。

○鈴木企業庁長 現時点できちんと整理はできておりません。

○松田委員 もう一つ、再開なんですが、今、事故調査の結果も出てきた、そして今、三谷さんが言われたように大体ある程度絞られてきたというか、条件等も絞られてきたと思うんですが、全部満たしたとして、いつごろ再開をされるつもりなのか。

○鈴木企業庁長 一つはこの施設の安全・安心ということの点検等がございます。さらにはすべてそれを整えた上で、議会、市町村、地域住民の皆さん方の一定のご理解をいただくと、こういう前提ですので、今回事故報告書なり、あるいは中部電力からの提案というのをいただきましたので、これをとにかくすべてクリアをするということができるからということになっております。いつからかということは、残念ながら私も今ここで申し上げることができません。

○松田委員 なるべく早くということだと思うんですけど、だけど私が思うのは、それは条件が整って、全部中部電力からのそれも一回ちゃんと精査して、やるというのはわかるんですけど、ある程度見込みとして、例えば7つの各広域のこの事業に携わられる方とか市町村は、大体いつごろのかなという目安というのもある程度知りたいと思うんですよね。ですから全部クリアできて安全だということがわかったら、県としてはいつごろからやりたいということを持つとらな、計算も何もなしで、とりあえずそれを受けてからやるということだけで、それで果たしていいものなんでしょうか。ちょっとそこをお聞きしたいんですけど。

○鈴木企業庁長 ご指摘のあったように市町村からは早期に処理ができるようにということを強く求められております。そのことを十分念頭に置いた上で全力でいろいろな課題をクリアさせていただくと、これが最優先と考えております。見通しが立ってきた時点では、当然のことながらきちんと皆様方にもご報告をさせていただきたいというふうに思います。

○松田委員 今、見通しが立ったというのは大体いつごろだと思ってらっしゃる。

○鈴木企業庁長 申しわけありません。今回ボイラーの改善の指摘も受けておりましたし、発電機の部分、今月末にも報告をいただくということになつておりますので、それらをやはりきちんと検証した上ですか、申しわけございませんですが、お答えができません。

○松田委員 住民の方の感情とか、やはり事故のショックの大きさというのはまだ残つておると思うんですね。そういうことを考慮するならば、そう軽々にいつからやるとか稼働するというのは府長の立場では僕は言えないと思うんですけど、逆に言つたら、このままでいったら費用的にもだんだんかさんでくる、また広域の7つの各市町村も、本当にいろんな意味で言い出したらきりがないくらい、いろんなことで問題トラブル等もあるわけですね。ですから、僕はここは思い切って、確かに住民の方にきちんと説明はして、やっぱり県としては何もなかつたらいからやるということは言う方がええと思うんです。意見ですけれども。もう一回、再度それだけ聞いて。

○鈴木企業庁長 ご指摘がありましたように、地域の皆さん方にも安全・安心ということをきちんと理解をしていただかなければならぬというふうに思つております。それをできるだけ早くやらせていただけるような体制を私どもも努力をしていくということでお願いをいたしたいと思います。

○松田委員 これで終わります。

○西塙委員 発電施設の今、点検をやってもらつたるわけですけれども、9月議会で再開をどうするのかという質問があつて、そのときに再開に向けて安全性を点検するために調査をしてもらうと、こういうことだったと思うんですね。その時点での認識は貯蔵槽はご存じのようにあんな事故が起きましたので問題があつたわけですけれども、ボイラーを含めて発電施設について何ら問題はない。だけど、安全性を高めるために調査をしてもらうと、こういう認識だったと思うんですね。それは間違いないでしょうか。

○鈴木企業庁長 あのように大きな事故を一方で起こしてしまいましたので、発電なり他の施設が安全なものであるかどうか、安全に運転できるものかどうか、安定的に運転できるものかどうか。そこを確認をするという趣旨であつたと私は思ひます。

○西塙委員 難しいことではなくて、当時の認識としては貯蔵せずに直接投入すれば安全には運転できるのではないかと、こういう認識だったと思うんですよ。ところが中部電力に、焼却施設だけ今のところ結論が出るとわけですけれども、何項目にもわたつてアドバイスをいただきなければならないような状況であったと。これから発電機の関係もやつていただくわけですけれども、そんなことを考えていくと、もともと全体の施設そのものが欠陥だらけであったのではないかというふうに思つてみえるんでしょうか。

○鈴木企業庁長 運転上、例えば灰が思ったよりも付着をしたとか、付着をしますと自動的に止まるということで機械そのものは運転が止まつしまうわけですが、そういうことが起こつておつりました。あるいは一部今回指摘を受けておりますが、腐食が思ったより早いと。塗料の関係かもわかりません。そういうふうな運転上の様々な修繕事項というものは過程の中でも出てくるのかなというふうに考えておりまして、今回はそういうことも含めて、この際改善すべき事項についてご指摘を受けたというふうに理解をしております。

○西塙委員 この際何か改善すべき点があつたかなかつたではなくて、昨年の12月から8月まで、実質9ヶ月近くも運転してきたわけでしょう。そんな9ヶ月も経験したにもかかわらず、当時の認識としてはあまり発電施設については問題がないという認識だったわけでしょう。ところが中部電力に実際やつてもらつたら、いくつか指摘されるような欠陥があつたということですよね。その辺の、それは企業庁の方、どここの専門家かわかりませんけれども、富士電機がプロポーザルで受けて自信持つてやられたわけですので、富士電機としてはその辺の欠陥についてはわかつておつたのかなという感じもせんわけではないんですが、その辺はどんなふうに思つてみえますでしょうか。

○鈴木企業庁長 今の点につきましては、そういう意味も含めて当然のことながらこの内容を富士電機の方でも検討していただくという状況の中で判断をしていきたいというふうに思つています。

○西塙委員 終わりますけれども、この結果について富士電機でも検討していただくことにはなるんですが、検討する以前に彼らがそういう認識を全く持つていなかつたのかどうかということが僕は問題ではないかというふうに思つてます。まあ、その辺で終わります。

○木田委員 この報告書が出たわけですけども、いろいろ爆発に至るまでのメカニズムの解明をある程度されたと思うんですけども、素人的に考えて、そういうごみを固めたものですから置いておけば湿気を吸い取るとか発酵するとか、あるいは可燃性のガスが出るとか、それは素人でもわかると思うんですね。タンクの中へ例え入ついくときに酸欠で危ないぞとか、それぐらいのことは素人でもわかると思うんです。

それが具体的に解明されたというふうには理解はしているんですけども、この報告書の中で一部書いてありますけれども、やっぱりこれから問題として大きいのは貯蔵量の問題だと思うんです。あれは2個や3個手の上に載せて、全然危険性ないですよね。全く安全なものです。だけど、あれがどんとたまるによって危険性が増すと。そのあたりが今後いつ再開するか知りませんけれども、重点を置いていくべきポイントだと思うんです。そういうことを考えると、県だけではなくて市町村との関係で、製造の関係で量というものを考えていかなければならぬではないかなと思いますけど、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○鈴木企業庁長 今のお話でございますけれども、先ほどからもお話をありましたが、貯蔵槽が使えない状態になつておるわけでございます。したがつて、再開するということに仮になりますれば、市町村でつくつていただいたのをスムーズに処理できるようなシステムというのを構築しないと運転ができないと、逆に言うとそういうことになるわけでございますので、市町村のRDFをつくつていただいておるところと、うまくそういう連携を取つた運用なり処理ができるかどうかと、これをぜひ協議しながら、あるいはシミュレーションしながら詰めてまいりたいというふうに思つています。

○木田委員 2点目ですけれども、先ほどからお話を出していますけれども、松田議員さんの方から裁判になつてもやるのかという話がありましたけれども、民間では考えられないですよね。片や裁判をしながら片や続けていくなんていうことは民間では考えられないことやと思うんですけども、その点、再度お考えを聞かせていただきたいと思います。

○鈴木企業庁長 法的な判断が伴うかと思います。少し勉強させていただきたいと思います。

○木田委員 それから深くは追求しませんけれども、今後考えていただきたいと思いますけれども、濱田府長がやめられて、この件について、これはご本人から今の時期が適当と判断されたのか、あるいはもうやめた方がいいというようなことを言われたのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいなと思います。

○鈴木企業庁長 申しわけありません、私にはわかりかねます。

○木田委員 これはあくまで想像で申しわけないんですけども、私の想像ですけれども、真っ先にこの事件が起つた時点で責任を取つてやめるとなると無責任だということもあって続けてこられたと、知事からもそういうことを言つたと聞いているんですけども、タイミングがいかにもよすぎたような気がするんですよね。ある程度鎮静化してきて、そして今後の追求というと言葉はおかしいんですけども、それができにくくなるような時点でやめられたような気がするんです。その時機を見計らつたような気がどうしてもするんですよ。

それと、それは同時に発電施設の再開についてもそういうタイミングを計つとるような、げすの勘ぐりかもしれませんけれども、そういう気がするんです。市町村からは再開をしてくれ、してくれということはすごく言われている。だけれども住民からは危険だからやめてほしいと。そのあたりのバランスを考えていらんが進められているような気がするんですけれども、府長、どうでしょうか。

○鈴木企業庁長 私自身は企業庁へ来るというお話というか、そういう内容を受けまして驚いておるというところが精一杯で、その辺の事情等については全く私としてはわかりません。

○木田委員 知事さんに聞いてくれというお答えだと判断してよろしいですか。これは新聞で見たあれなんですが、濱田府長はこれだけの施設をつくつてこれだけやつっているんだから、26市町村ですか、やめることはもちろんないと、進めるべきだと言われたというようなことを新聞で見たように思うんですけども、やっぱりそういうことを含めて再開ありきと、そのためのタイミングを計つてやつているんだというような、先ほども言つていただきましたけれどもそういうふうな感じを受けるんですけども、その点についてどうでしょうか。

○鈴木企業庁長 やはり残念ながら私、頭の中でそういうことを考えたことがございませんので、よくわかりません。

○木田委員 環境部長、何かありませんか。コメントがあれば。

○長谷川環境部長 特にありません。

○木田委員 これは私個人的な想像で言わせていただいたんですけども、恐らく皆さんも、また県民の方もそう考えられているのではないかというふうに思います。今後、知事さんも含めてお伺いしたいと思っております。以上です。

○西場委員 今、木田さんが言われたように、急な企業庁の交代の場面に我々遭遇したわけですけれども、鈴木府長は農林商工の部長におられた、これから予算編成、一番重要な場面で今の地域経済をどうしていくんやというようなところで、我々もしっかり議論したりお願いしたりというような、非常に重要な場面だったんですね。それが今回こういう状況になった。従来からの経緯も一番知つてみえる府長が退職されると、こういうことは府長を任命する権限は設置者である知事にその権限があるわけですから、議会に対して何ら同意なりを求める必要はない、こういうことは条例上といいますか理解できたとしても、こういう状況下で、また議会で特別委員会も組織してずっと審議が継続されておるさなかで、一方的に変わりましたよというような下達的な報告というものはいかがなものかなと、驚きとともにこういう率直な思いをさせてもらふところあります。

さりとてこういう状況になったのですから、これから企業庁の管理責任者としてご尽力賜らねばならないわけではありませんけれども、そこで府長就任に当たりまして、今後の企業庁を運営していくにおいて、あなたの責任というものを明確にしておいてもらいたいんですが、通常業務の運営の一切の責任というものは企業庁長が持つてみえますか。

○鈴木企業庁長 企業庁の業務につきましては、ご指摘のとおりでございます。

○西場委員 そうしたらあなたを任命した設置者は、企業庁の運営に対してどういう責任を負われるのですか。

○鈴木企業庁長 例えば予算の関係でございますね。それからさらに公益上必要な場合には指示ができるというふうになっておろうかと思います。ちょっと、正確にその関係を示させていただきます。

知事が管理者に対して指示ができるのは二つに限られておりまして、地方公営企業法上の点でございますけれども、まず第一点は、住民の福祉に重大な影響がある業務の執行に関し、住民の福祉を確保するために指示ができる点。二つ目には、管理者以外の地方公共団体の機関の権限に属する事務の執行と、地方公営企業の業務との執行の間の調整を図る必要があるときには指示ができると、このようになっております。

○西場委員 そういう法令みたいな言い方をされますと、言葉ばかりが頭を過ぎていって中身がよくわからないんですけど、要は通常業務は企業庁長が責任を負うけれども、全体にかかる大きな問題等については設置者も企業庁の運営等についてその判断を下すと、平たい言葉で言えばそういう理解でよろしいんでしょうか。

○鈴木企業庁長 おっしゃつていただいたとおりだと思います。

○西場委員 わかりました。

それではちょっと話は変わりますが、生ごみが1万1,363トン、RDFが2,993トンの処理ができる、3億7,400万円の負担増ができたと、こういうことでございますが、これは運送費は全然入っていないんですね。

○長谷川環境部長 運送費は双方に入っています。

○西場委員 入つておる。

○長谷川環境部長 双方に入つております。例えば紀南なら紀南から多度まで行くのに大変運送費がかかっております。その運送費は逆に從前ではかかるつておりますけれども、今は紀南のものは和歌山へ行っています。住友金属で処理しております。そうすると運送費がその分だけ、新しくかかる分と旧でやっていた分とは当然相殺しております。だから運送費は加味しております。ですから、一番影響ないのは桑名。桑名が極端なことを言うと今まで運送費がゼロだったんですが、逆に愛知県、名古屋、四日市へ新たに運送費がかかつてしまつたということで、桑名には運送費が新たにまた乗つております。

○西場委員 今後この、どこが持つか、どうするかという問題が出てくるかなと思いますけれども、市町村の負担を軽減するという昨日の知事の発言の部分でありますけれども、これは原因者の責任負担において軽減を図つてこよう、こうすることですか。

○鈴木企業庁長 市町村のごみの問題につきましては、副知事を本部長とする事故対策本部の中で検討いたしております。その中で知事に報告を申し上げましたところ、昨日全員協議会等で知事が発言をしたかと思ひますが、市町村の負担を軽減する方向でということで、私どももそういう指示を受けております。

○西場委員 それは軽減をどの程度するかという基準は何をもってやられるのですか。

○鈴木企業庁長 今回の予算の中で車のお話につきましては昨日少しお話をさせていただいたかと思いますが、市町村のごみにつきましても、今回の事故によりまして影響を受けた分、それをどこまで見るのか、どの部分を対象とするのかという議論は市町村の方と議論をして整理をさせていただこうというふうに思つております。

○西場委員 これからまた説明があるわけですから、事故調査委員会の報告に基づいて、その原因というものがある程度解明されつつあるわけですから、それがもとになると、こういうことでよろしいですか。

○鈴木企業庁長 最終的なことにつきましてはそういう事故調査委員会なりあるいは警察の捜査なりということで責任を明らかにしていかなければならないと思っていますが、現時点では昨日の車で申し上げましたような、きちっと責任の度合いがわからないというレベルの中では県が対応する中で、今回自動車の場合、富士電機から2分の1をいただくという暫定的な仮の対応方法というのを考えたわけですが、同じようなことも念頭に置いて対処していかたいというふうに思つています。

○西場委員 じゃあ、必ずしも事故調査委員会の結論のみならず、全体的に勘案して決めていくと、こういうことですね。

じゃあ、もう一つ。昨日、新たな予算編成の中でごみゼロ社会という方針が新たに追加されて強調されてきたわけですが、この目標を方針とRDFとの関連について少しこメントをいただきたいんですが。

○長谷川環境部長 昨日、方針もお示しさせていただき、そういう方向でやりたいということで提案させていただけたわけでございますが、ごみゼロ社会は目指すところ、現在のごみ処理は当然、今、一番念頭に置かなければならぬのはRDFの今回の事故を踏まえて、現在の処理体系を安全・安心なごみ処理体系にまずチェックして持つていくということが大事であるということは間違いございませんし、このごみ処理体系は安心・安全の中で、今の体系で動いていくというのを、短期的中期的には動いていくということは当然のことだと思っております。

ただ、今回打ち出したものは長期的な視点からということで、一応20年先を目指して、いろんな課題がありますから、それを合わせながらやっていくということで、今の20年、25年先については多分いろんな課題が、今の処理システムのいわゆる更新時期といいますか、いろんなハード的、設備的にもそういう時期が来ますし、いろんな問題が改善してきますので、その時に合わせて長期的な視点で市町村と相談しながらですね。従前から言われてますが、一般廃棄物でございますので市町村の固有事務でございます。先生方からも言われましたように、市町村の固有事務に県のかかわることが今回のRDFの大変な事故につながったということで、大変反省しなければならない部分があるわけございますが、ごみをゼロにしていく、ごみをなくしていく、限りなく資源として活用していくという、ゼロにはならないんですが最小限のものにしていく、生産者の拡大責任も通じて、再生できる製品を提供していくなど踏まえた、そういう方向でのごみゼロ社会づくりを長期的な視点からスタートさせようということでございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

○西場委員 慎重な言い回しやもんで、なかなか理解ちょっとしにくいんですが、何回か前にこういう問題が議論されたときに、たしか環境部長の方から調査委員会の報告もまだ出てこない段階でありますけれども、今後のRDFについて、必ずしもこの技術だけに頼ることではないに、むしろRDFの縮小も含めてこれからのごみの対応の仕方、あるいは三重県のごみ処理の仕方というものを考えていただきたいと、こんなような私は基本的な考え方を示されたと思っておるんです。それをもう一度確認したいのと、もう一度端的に聞きますけれども、RDFはごみゼロ社会に対して貢献する技術なんですか。まだそれは不明確なのか、今の時点ではどういうふうに考えてみえますか。

○長谷川環境部長 ごみゼロ社会は先ほど言いましたように20年先を目指しておりますので、当然20年先、今このRDF化施設の耐用年数が25年ぐらいだと思いますが、その先にはまたその更新時期が来ると思います。そういうことを考えたときに、今、RDF社会がごみゼロ社会に貢献するというよりも、ごみゼロ社会に向けては当然のことながらRDF施設は安心・安全の世界を確保しながら、今、多大な投資があり、市町村のごみ処理の仕組みが、26市町村はRDF化をすることによって処理するということになるわけですね。それが市町村においても20年、25年先にまたRDF化施設の更新の時期が当然来るわけです。そのときにまたそういうふうな財政事情等も含めまして、地球温暖化対策そのものもさらに進んでしまうし、いわゆる焼却というものに関するいろいろな課題が出てきますので、そういうときに向かってはいわゆるごみをなくしていくという方向に、地域で、住民の段階で取組んで

いただこうということを考えている方向がごみゼロ社会づくりでございますので、その辺は当然今ある仕組みの中で、今の中リサイクル、要するに再使用、再利用ですね。これは要するにある意味でいえば、ごみがある前提でのいわゆる循環でございますので、循環型社会の中でもごみがなくなっていく、少なくしていくという形の、また堆肥とかいろいろなものへ活用していくという形でのいわゆる循環社会と、現に大量生産、大量廃棄というものの中、大量廃棄の処理に困っているわけございますので、大量生産、大量消費というもののも当然縮減するような方向で考えていただく中での一つのごみゼロ政策というものを全般的に、今後20年を目途に展開していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○西場委員 選択すべき一つの方針だということは理解できますが、しかし、今現状で、あるいは今までの経緯を考える中で、まだまだそこは十分議論していくべきなことが多いと思いますので、もう少し時間をかけて、いろいろ議論なり調査をさせてもらいたいと思います。とりあえず。

○貝増委員 初めにちょっと企業庁については、私は鈴木府長より総括2人に答えていただきたいということをお願いするんですが、よろしいですか。

○田中委員長 結構です。

○貝増委員 事故調査の資料をずっと目を通していただいて、疑問が二つ生じているんですけれども、一つは12月1日に大急ぎで発電所施設を稼働させたと。でも、その前提になるのは、この事故、各市町村7カ所から搬入形態が、改めて資料を見せていただくと、もう稼働開始1週間、10日後に1,500トンばかりの貯蔵があると。でも、実態はたしか当初10年間ぐらいは140～150トンの稼働をすると。だからキャパは200トンになっていても、140～150トンなのに、これだけのキャパ以上のものが毎日持ち込まれてきたと。だから事前に、従前つくられたものも持ち込まれているから、これだけの量がある。それすぐ煙が出だした、稼働はストップかける、じゃあ倉庫に入る。だから、当初、一番最初環境部長が言われたように3ヶ月以上5ヶ月以上の長期保管は危険である、危ないと。そういう二つの文言あるいは資料を比べたときに、企業庁は前の知事から指令を受けて、この施設は完全に安全・安心が、確保されたから稼働しますと、大急ぎでされたと。じゃあ、その中身についてもっと慎重に、市町村なら市町村に持ち込みの搬入ストップが何でかけられなかつたか、この時点です。

例えば鈴鹿へ持ち込んだときでも、焼却できないから一時保管場所として県内の鈴鹿市なら鈴鹿市に保管したときでも、当時は市町村別搬入施設ごとに区分けていたけれども、大量になって、重機で、がちゃがちゃにしてしまったと。だから、それが結果的に長期保管は危険だということが改めて見えた。あれをそのまま7つの施設、あるいは保管場所でも区割りをしていけば、大事な発火原因の原因究明の一つもできたではなかろうかと。

なぜというなら、もう少ししゃべらせていただけたら、当初、安全・安心の確保の第一段階として、協議会とあるいはその技術部会、一緒ですけれども、7つの箇所でつくるRDFチップはメーカーも含い、例えばこの事故調査の報告書どおり、水分もカルシウムも消石灰の量も全部違うと。水分でも24%から62%の問題もあると。合うのは灰の分だけですよ。あとは全部バーセンテージも違う。規格品の中身が違うと。それを何回も協議してメーカーを集めて正常な正規の三重県版RDFをつくる。それを搬入さすということが、あのときの企業庁あるいは環境部の打ち合わせであったと思うんですけども、これが全然実行されていなかったから、こんなことになったんとちがうかと、資料を見て改めて。

まずそこから、企業庁の総括から、そのときのなぜそうなってしまったか、なぜできなかつたかと、なぜそこでストップかけてまで7つの施設に対して指導できなかつたかと。この辺をまず総括からお答えいただきたい。

○小林総括マネージャー まず、このダイオキシン規制というのが14年12月1日から法が始まります。それで3つの町と4つの団体さんにつきましては、その14年12月の規制に合わせまして整備を進めてもらっております。当然、私ども焼却発電につきましては、この15年間というふうなモデル施設ということで、この市町村さんでつくられたRDFを私どもで安定的に受けさせていただくというふうなことで、その14年12月の稼働に合わせてすべてスケジュールを考えてやってきたというふうなことでございます。そんなふうなことでござりますので、それで現実的に貯蔵槽へ受け入れました。それは当然14年12月1日までにその各団体さん等でRDFがつくられておりますので、それについても具体的には10月ころから受けさせていただいたということでござりますが、それを貯蔵槽等にためておまして、結果としてこの12月23日に発熱をしたと、そんなふうなことでございます。

私どもとしては、そのような経過の中で発熱をしたということにつきましては、実は平成6年度にNEDOの方で調査がございまして、その調査の中ではRDFそのものは5ヶ月ほど長期保存いたしましても発熱はしない、またガスもほとんど出ないと、そんなふうな結果がございまして、それがその当時の私どものRDFに対する知見とい

うことでございましたので、そんな形で貯蔵槽にためておいても大丈夫かなというふうなことでございましたが、23日に発熱を起こしたと、そんなふうな経過でござります。

○貝増委員 聞きたいことはいっぱいあったんですけども、とりあえずそれから話しさせていただきますけれども、今、例えば我々が前に知事を招致したいと、これはまた後の協議に入ると思いますけれども、それと一緒に、廣田府長が退職された、だから今の鈴木府長に聞いてもわからないだろうと、時のこととはと。ここなんですよね。いいからしゃべってくれではなくて、そろそろ本音で。ここまで各種の資料も出てきた、外部団体の調査も出てきた。だから、この12月1日前後からこういった事故が起るまでの間の、例えば2人も総括がおって現場責任者もおりながら、なぜそういうチェックが利かなかつたのかと、これはまた議会に出す次の問題ですけれどもね。

内部で特定個人代表の、機嫌を取るのではないですけれども、この人はスーパーマンかもわからない。しかし専門家集団でありながら、こういった「うちわわかりません。NEDOがどうのこうの、こういうのではなくて、現場を預かるね。例えば前の知事が環境先進県21世紀の循環型社会の最たる施設をつくりたいと言われたことを、それだけオブラーに包みながら、なぜ走ってしまったのかと。その辺は今、別に総括に総括話をしてくれというのではありませんけれども、そのときの状態はどうやったか教えていただきたいと思います。そのときの流れをね。上司とのやりとりがどこまでいっていたか。

○小林総括マネージャー そのRDF化構想というのを結果的には環境部の方でつくられたということをございまして、先ほども申し上げたのですが、RDFそのものについては、その当時は町の石炭というふうな言われ方をしておりました。ごみから燃料ができるというふうなことで非常にいいのではないかと。結果として、消防の方でも指定可燃物に指定はされていなかったということで、消防の方も安心であるというふうな、さっき木田先生も手に乗せても大丈夫だとおっしゃいましたが、まさにそういう感じで、そして調査の中でもよかったです。

それで調査をして、やはりいいものでということになって、前知事さんも先導されたということでもございますが、全国RDFの自治体会議の会長にもなられて先導されたと。県内的にはこの26市町村の方が乗ってみました。もう一つはいわゆる処理センターの溶融化というものもございまして、大体69市町村の中でRDFの部分が26市町村と、溶融が31ぐらいと、それから残りの数町の方がそのまま焼却をしていただくということで。

それでもともとRDFのときに、私がきましたときにはもともと分別が必要ですということがございまして、まずこのマテリアルのリサイクル。分別していただいて、マテリアルリサイクルをしていただくと、例えばプラスチック等も分別していただく。そして、その後残りましたものについては、今まで単に燃やしてその灰を埋めておったということございますが、その燃やす分をサーマルとして、サーマルリサイクルをすると。サーマルリサイクルそのものが焼却発電というふうなことで、すべてこれはリサイクルできるのではないかなど、そんなふうな考え方でもって、このRDF化がいいのではないかというふうな話で、そういう形で進められたと思っております。

○貝増委員 難しい相変わらず横文字が出てきて、これは専門用語ですからしようがないんですけども、ただ、そういうふうに本当に心に触れるようですね。我々がそのときにどれだけ上司と担当者と踏まえたディスカッションがあったんやと。だれの教科書に基づいて、それを例えば演出しなければならなかつたのか。言いたくても言えなかつたのかと。

あまり突っ込んで質問する場ではないもので、さりげなくいいんですけども、要はこういう伏線で聞きたかったのは、今、昨日も知事が言われたけれども、あるいは先ほど鈴木府長が言われたけれども、例えば補償の問題、あるいはメンテの問題でも、県として当面責任出るまでは負担もしなければならない。これは当然14年12月1日のRDF化構想の26市町村に対しての、お願いした以上、やっぱりそこの首長から協議会から上がってきたら、とりあえず対応しなければならない。

でも、その対応の中でも、私の住んでいる例えば桑名広域一つ取っても、向こう半年間までは無理やろう、じゃあ、その間の生ごみ処理費用を単純計算していったときに持ち出しより旧施設を改修した方が費用対効果が安くつくではないかと、だから積算して県にお願いしたいと言て上がっていますよね。これが県は一日も早く3原則を第三者に依頼して、それをクリアできたら地元の了解を取って再開したいと、もうすべて9月の一般質問最終日の某役員さんの演出から、すべてそう向いていると。でも調査の実態というのは、それより万が一やから、うちでも安くおさめたい。そして住んでいる市民のための毎日出るごみの処理を安心させてあげたいと言って、旧施設の改築までいっていると。

そうすると、一つの目的に対して、二つの施策で県としては動いていることになるんですね。早くやりたいけれども、地元は再開したいと。旧施設も動かしたいと。この辺は県の思惑と対応は、うなるほど金があるときではない。そういうふうに整合性をこれから県庁として指導していくものか、それを最後にちょっと伺っておく。

○長谷川環境部長 旧施設は休止をしていたということで、廃止をしていなかったので、動かせるという状況にあつたわけですね。それは当然広域は知つてみえて、それで今、広域は私どもが当然11月末、10月末とかですね、事故が起つてから、大体3ヶ月ぐらいのスパンでしか県外の市町村もごみ処理の受託契約もできませんものですから、正直申し上げて、この年末を迎えてどうするかなということに対して、大変桑名広域は心配されておったということはございます。それで私どもも名古屋市へ何通か行き、上層部の方と会つてお願いもし、当然お互い困っているので、じゃあ助け合いましょうということを言つていただいて、正直申し上げて年末のごみ処理は環境部の中で全部桑名広域のものは処理できるように確保いたしております。

それと、それは当然桑名広域の旧施設が再開するとか、そういうことではなくて、当然とにかく年末が一番大変ですで、やる。そうするとまたそれで、自転車操業ですが、来年になつてもし何かあれば当然それは動くということです。それは7施設ともども、今さき書きました和歌山の住友金属のRDFの処理につきましても、民々の取引といえども、やっぱりそこいわゆる和歌山市役所が、当然他県のRDFが入ってくるわけでございますので、それは市に了解をいたさないといけないので、この辺も大変住民からもそういう声が出ますので、私も先日、和歌山市の助役に会いお願いもしてきました、そういうことが要するに動いています。

そういうことが、かなり日常に今私どもごみ処理対策本部でやっていることが、私どもとしては可能な限りのことをやり、現実的には回つておるんですが、桑名の広域さんとしては、私どもが行ってお願いしているということに対して大変気になつておる部分もあるかわかりません。当然市長さんも名古屋市やいろんなところへ行ってお願いもしているわけですが、また再度お願いに行くという行為がどんどん起つてているということの中で、旧施設が動くから、それでやれる分はやればですね、ただ、あそこなんか、名古屋市でも、愛知県の分も名古屋市の分も四日市の分とか、いろんな搬出先が異なつておりますので、日々運送の方法とか、いろんなごみを集めての搬送とかがいろいろ複雑になつておりますので、今は生ごみで処理できておりますけれども、大変な状況にあると思います。それが桑名広域になれば一つのところで処理できるということです。そういうこととか、外部の今の処理費用が先ほど見ついたように相当かかっていますので、長期化するとものすごくかかるのかなという判断をされて、多分生ごみ処理のことをやられたのではないかというふうに私は思つております。私どもから生ごみの処理施設を再開していただきたいとかそういうことは一切言つておりませんし、年末のごみ処理も確保しておりますので、桑名の広域さんの独自の判断でやられているということです。

ちょっとRDF化施設の再開とか、その辺は私どもも、今のところ対策本部では生ごみの処理という視点でさせていただいておりますので、ちょっとその辺はお答えはできません。よろしくお願いいたします。

○貝増委員 終結しようと思ったんですけど、そこまで出ましたもんで、ちょっと企業庁に確認だけ取るんですけども、生ごみ処理は今環境部長が心配していただいて、あるいは動いてもらつてるとおり、地元もそのとおり動いていますよね。反面、水面下での話で一日も早く県のごみ発電施設が再開のときにはという前提で、桑名広域のRDF施設のラインは一基はそちらへ入れてほしいという話を側聞しているんですね。だから、県庁サイドでもそうなんですね。二つの部局で思つてることと行動していること、そして段取りしていることがなかなか歯車が一つになつてないよう思つます。その辺は企業庁はどう考えられているか。庁長でよろしいです。

○鈴木企業庁長 桑名の広域さんからも、当然早くこの県の施設を安全に稼働するようにということでの要望もいただいたわけがございます。しかし、当面の措置として、先ほど環境部長が話をされましたように、非常に高い現在の処理方法を少しでも安くというふうなことから暫定的に従来の施設を稼働させるということをお考いだいたいと、富士電機自身においても十分把握できるような内容もあるわけです。そういう点を見ますと、富士電機として今後、当然、先ほども庁長がおつしやつてましたように契約の問題があるということでございますので、将来にわたつて、こういったことが自分自身のところでわからないということであれば、非常に不安を感じるわけです。

我々、本当に民間ではこういったやり方はあまりないと思うんですけれども、といった点につきまして、庁長としでどう考えられているのかなと、ちょっとお聞きしたかったのですけれども。

○鈴木企業庁長 今回、事故調査委員会からも管理運営についてはきちっとするようにというご指摘もいただいておるわけでございます。したがいまして、県としてはご承知をいたさる様に現地の体制を強化をすると。あるいはごみ処理等について専門的な職員を環境部の方からこちらへ、本日も1名出席をしておりますけれども、職員を異動していただいたと。そういうふうな形でさらに我々もそういう知識なりを吸収し、きちっとした管理体制が取れるようにやっていかなければいけないと思っておりますが、同様に富士電機もそのような十分な知識を持った職員の配置なり管理体制をきちっとしていただかくと、これはもう大前提であるというふうに私自身は理解をしております。

○水谷委員 それと、前企業庁長さんにはちょっといろいろ質問したりしたんですけども、なかなかはっきりした答えが返つてこない面が非常に多かつたし、今回、先ほども出ましたけれども、突然の交代ということで非常に遺憾なんですねけれども、先ほど環境部長さんのいろいろなお話を聞きまして、新企業庁長と環境部長は非常にうまく連携をされているのかなというような気がしまして、これからぜひそういった形で全面的に協力し合いながら、ぜひ解決に当たつていただきたいと、このように思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○日沖委員 今日のこの特別委員会に出てこさせていただいておって率直に感じますところは、事故調査の最終報告書も出てきたと。そして、RDFのボイラーの調査協力の報告書も中部電力さんから出てきたと。そして、表現は悪いですけれども、前企業庁長は引責辞任をもつて新しい企業庁のトップができる、新しい体制で進むと。これである程度、事故後のまづのけじめがきて、RDF発電所の再開に向けてスピードが速まるのではないかというふうに私は今日のこの委員会に参加させていただき、率直に感じさせていただいているのですが、先ほど来も委員さんの中から再開のタイミングをはっきりすべきではないかというふうな質問が何度もございました。

私がお聞きしたいのは、この再開という言葉が既に既成事実化してきているんですけども、これは委員会を振り返りましても、いろんなそんな議会での発言を振り返りましても、言葉は出てきているんですけども、きっと企業庁長なり環境部長なりがしかるべき公の場面で、県はごみ焼却発電再開に向けて進みますという県民に対するコメントをした場面があったのかなというふうに振り返つて思うんです。これはいつ再開ということに県の姿勢というのは固まつたのでしょうか。ここをまず聞かせていただきたいと思います。

○鈴木企業庁長 先ほども少しお話を出ておったかと思いますが、知事が前回の議会の際に再開する場合にはこういう安全・安心であるということを知事自身が確認をした上で、かつ県議会なり市町村なり住民の皆さん方のご理解を得てと、こういうふうに発言があったかというふうに思つております。したがいまして、再開するには一つにはきっとした安全・安心の現在の施設の点検なり、あるいは全体として安全・安心ということが確認できるということがまずなければ前へ進みませんし、そうした上で議会なり市町村なり住民の皆さん方の一定の理解を求めるに、こういう手順を踏んで判断をするというふうに知事が議会では発言をしておるかと思いますので、そうした場合に一方で市町村からは早く再開をという話を聞いておりますので、再開ができるというにはまず安全・安心と、ここを整理をしておくというのが現状の段階でございます。それがきっとできて、説明ができる状態になって初めて方向性がきっと固まつてくるのかなというふうに考えております。

○日沖委員 なかなか県民に対する姿勢の示し方というの、これだけの事故ですから難しいことはわかるんですけども、今言わたるのは、「知事が再開する場合は」。「場合は」ですね。それでは再開しない場合も、再開という選択肢を取らない場合もあるんですか。もう一度。

○鈴木企業庁長 非常に言葉遣いが難しくなって答えるにくいのでございますけれども、やはりRDFが現在市町村で行き先を失つておるという状態の中から、私といたしましてはきっとした安全・安心ということをご理解いただけて、RDFの処理を早期にきちっとやらせていただきたいというふうに考えております。

○日沖委員 それならば、県民に対して心苦しい点はあるとは思ひますけれども、もう再開の道を考えるしかないんだ、選択肢はないんだということの姿勢ははっきりと示した上で、その後いろいろ万難はあるとは思ひますけれども、それに立つて県民に対して安全・安心していただけるようにやっていくべきだと思うんです。言葉をごまかいたまま、表現をごまかしたままいけば余計不信が募るばかりで、やはり姿勢というものはきっと前提として示して、その上に立つて県民の皆さん方に、また地域の皆さん方に、事故に遭われた方々に理解をしていただけるということであるべきだと思うんですけども、そこの基本のところをお願いしたいんです。その選択肢がないのであれば、今日のこの委員会が再開に向けて姿勢をきちっと表明した委員会にしてほしいんです。

○鈴木企業庁長 県議会の皆さん方にも、どのような安全策を取つたのか、安全かどうかということをきちっとご説明を申し上げてからということになりますなるというふうに私は認識をいたしておるものですから、きっとその辺のご説明ができるようにしておきたいというふうに思ひます。

○日沖委員 ちょっと言葉が強硬になりましたけれども、けれども他の選択肢が何かあるのであればいいですけれども、ないわけですよね。考へてもみえないわけですよね、県は。それであっても表現をごまかし続けなければならぬというところが、県民に対していかがなものかというふうに思います。この委員会の趣旨、今ちょっとぼそぼそと言われましたけれども、趣旨もありますし、それはタイミングもあるのかわかりませんので、これ以上突っ込みませんけれども、やはりそうでなければならぬのであれば、この委員会ではなしにどこでも結構ですけれども、やはりもちろん調査はしっかりしていただきなければいけませんし、安心いただけるための材料はこれからもまだつくっていただきなければならないんですけれども、ごまかしのようなやはり県民への姿勢というのはだめだと思いますので、その点だけしっかりとひとつよろしくお願いします。

以上です。

○鈴木企業庁長 承っておきます。ありがとうございました。

○岩名委員 今、ずっと話を2時間近く聞かせていただいて、再開ありきということで進んでいるように受けとめられるのですが、私はいま一度足をとどめてしっかりと考へたいといけないのではないかと思っているんです。この事故調査委員会の笠置委員長さんも、今後100%の安全保障はないと、無理だということを言っておられますし、これを推し進めてきた國の機関、NEDO初め、もう今後はこのシステムは推奨しないとさえ言っている。この中で、私はもしこれを再開してもう一度トラブルを起こしたら、三重県の環境政策が問われるだけではなくて県政そのものが県民から見放されると思うんです。ここはしっかり慎重に私は事を進めでもらいたいということを強く要望したいんです。

もともとこの事業は最初から僕が言っているように、大体市町村の専権事務に県が割って入って、そして「ひとつこのごみで金もうけようか」というような私は不純な考え方があったのではないかと思っているんですね。先ほど小林総括マネージャーは、このことを始めたのは環境部だと言っているけれども、そうではないですよ。これは企業庁がやり出したのではないですか。これは金もうけのためにやり出したんですよ。それと電気技師のシェアを維持拡大するためにやったことではないですか。これは田川知事時代の話です。

いずれにしても今回のこれを見ていくと、設置者がおって、県ですよ、これ、知事。そして管理者は企業庁でしょう。それをまた民間に丸投げをして、そして民間がこれを運営していくと。そうかといって、ごみの部分については環境部がかかわっていくと。こんな複雑な構図の中で、私は安全なごみ行政ができるとは思えないんです。それで責任の所在がないではないですか。ですから、今回のことでも、全部これは責任のなすり合いとすら思えるような構図になってきております。こんなことではだめなので、何も間違ったら間違ったで、県民に謝って方向転換するのは当然だと私は思うんです。

さっき、環境部長はごみゼロ社会は20年先に出現すると。私は生きていないじゃないですか、そんな。そんなばかな県政なんかないですよ。今、ごみ問題は世界、全国でも喫緊の課題です、これ。私が死んでからそんなもの、これは実現してもらってもだめなんですよ。

ですから、あなた、駆迦に説法だけれども、このごみゼロ社会というものは別々以外にないということは、こんなことはわかり切っているじゃないですか。それをこの機械をもって投資した金はあまりにも大きい。大きいから、これを何とか生かさなければならないと、それは気持ちわかるけれども、私は勇気を持って方向転換することも強く要望したいと思うんです。

本当にもう一度何かが起つたら、これはえらいことですぞ。そして、それが本当に一つのいわゆるセオリーにのっとってやっていることならば、失敗しても県民は許してくれるかもわからない。先ほど来言うように、非常に複雑怪奇な状況。これでは私は安心・安全なんてとても言えないと思う。

それで、これに関して一つ最後に聞きたいんだけれども、小林総括マネージャーがいいと思うんだけれども、いわゆる14年12月1日に始動して、そしてその後、たび重なるこのボイラー関係においても事故があったわけですね。事故や、4月1日間もそれを停止していたわけですね。それに対して、県民に対して何も情報公開していない。このことは前に私は聞いたけれども、きちんと返事はなかったんですけども、やっぱりそういう姿勢の中で再開を認めろと言われても認めるわけにいかないと私は思うんですよね。だから、その4ヶ月間に5回以上もそういうトラブルが発生したのになぜ隠していたのか、そのことについてちょっと説明願いたい。

○小林総括マネージャー 先生おっしゃいましたように、確かに4月1日間停止をいたしました。停止の一一番の大きな原因としましては、15年1月5日の日に凍結によりまして、これは非常に私ども恥ずかしい事故だと思っておりまますけれども、凍結をいたしまして、そしていわゆる発電の部分の誤作動がございまして、発電のタービンの軸受けが

損傷して、その修繕のためにどうふうなことがございました。それで実際問題、発電が停止をいたしましたが、そのときには焼却の部分は継続をさせていただきました。そんなふうなこともございます。それから12月23日の発熱もございましたし、それからまた3月ごろでございましたけれども、一部配管の不手際等もございまして、その配管のやり替え等で1日とまったくこともございました。

そんなふうなことで、私どものトラブルの事あるごとにメディアさんの方にも報告を、先生方にも報告をいろいろさせていただいたという経緯がございます。

○岩名委員 いや、もらっていない。

○小林総括マネージャー そういう経緯もございますけれども、常任委員会でご説明させていただいた経緯もございます。3月だと思いますけれども。

そんなふうなことでございまして、確かにこの14年12月1日に稼働させていただいて、そして市町村さんからのRDFを受け入れざるを得ないと申しますか、そんなふうな状況の中で動かせていただいたということで、現実的には私ども施設を監視しながら富士電機の方で管理をしてもらつたというふうなことで、その辺のいろんなトラブル等がありましたことについては、私ども非常に反省をいたしておるところでございます。

○岩名委員 再開する云々にしても、やっぱり私は今の管理体制なり、いわゆる組織形成というものはもうちょっと抜本的に見直してもらわないと、とてもじゃないけれどもこれは我々は安心して任せることはできないと思う。いまだにどっちが責任が重いんだというようなことでもめでていたり、そんなばかな体制で県民に安心や安全を提供することはできないですよ。もっと組織内部のあなたたちのあり方をまずきちっと整理してください。要望しております。

○山本委員 ちょっと二、三點お聞きさせていただきたいと思いますけれども、まず、再開の話がございましたんですけども、私は地元の立場として、再開をしてほしいというようないろいろ話はあるんですけども、再開をせよというようなことを私はよう申し上げませんでけれども、再開に向いていろいろ少し話があるんですけども、なかなかやっぱり僕らも地域に住んどって、まず私も9月にいろいろ質問させてもらったときに、知事とか企業庁は早い時期にやっぱり地元の方にあいさつに行くと、謝罪に行くというような話がありましたんやけれども、今これずっと2ヶ月半たつたんやけれども、ないんですね。これはやっぱり大分、地元の皆さんからしても意識をしてみえる。だから、その中に大分2ヶ月なり3ヶ月のギャップがあるんですから、再開に向けてはまずやっぱりそんなんから僕はやっていかなあかんと思いますけれども。

それにも関わらず再開に向けての条件というのはなかなか高いハードルがあるんじゃないかと思いますが、その中に、先ほど岩名先生もちょっとお話ししましたんやけれども、決して僕は再開ということはあれなんですけれども、再開へ向けるとしたら、地元の者としては環境省なり、やっぱり旧通産省あたりね。今はまだこれ、これから行くところ、三重県の例がバイブルになるというような話を聞くわけですからけれども、やっぱり環境省とか旧通産省あたりの国のいわゆる基準を何とかクリアして再開に向けていくとか、その辺のところについてちょっとお考えをお伺いしたいのと、もう一点は、再開をするならばやっぱり施設というのは企業庁の方にきちっと受け取って再開をするのか、この辺のところをまず二点、お伺いします。

○鈴木企業庁長 今回の事故に関しましては、今お話をありました環境庁とか消防庁とか、いろんなところでも調査をしていただいております。先ほど少し出ましたが、指定可燃物にするというふうなご議論も出てきております。そういういろいろな調査なりの結果を踏まえまして、それをきちっとクリアしていくということがまず先決であろうというふうに考えております。

それから二点目も、やはり現時点で非常に皆さん方ご承知をいただいている不安定な状態になっております。やはり再開するに当たっては、きちっとその辺の整理をどうするのかということもご説明を申し上げられなければ理解はいただけないというふうに考えておりますので、整理をしてまいりたいと思います。

○山本委員 そうすると、ある程度環境省や旧通産省あたりのあれをクリアして再開に向けていくたいと、こういうことですね。

それともう一点は企業庁に施設を移して、それでやっぱり再開をしたいと、こういうことですね。

それとあと、知事とかそれから企業庁はごあいさつに行きましたか。9月以降、地元の説明にはその前に行ったか行かなかつたかわかりませんで、10月以後ですと行きましたんやけれども、それ以後、知事とか企業庁は地元に行きましたか。地元住民の皆さん方に。

○鈴木企業庁長 大変申しわけありません。遺族のところへお邪魔させていただいたことは申し上げました。お会いできなかつた町長さん、市長さんはいらっしゃいますが、地元の市長さん、町長さんのところへも、十分なお話をさせていただく余裕はなかったんですが、私自身は17日以降で行かせていただいております。それから地域の自治会長さんのところへは、従来のことは私わかりかねますが、今回中部電力からこういう報告をいただいたというふうなことについては、地元に今回きました事務所の方からお届けをさせていただいて説明をさせていただくと、そのような対応を今取っておるところでございます。

○山本委員 あまり十分でないなということを思いましたので、これはやっぱり努力してもらわなあかんと思います。

それからもう一つ、別件ですけれども、企業庁長さんは恐らく急になったということは大変やと言葉でありますやけれども、前の企業庁長さんから今度の企業庁長さんに恐らく申し送りをされたと思うんです。1枚か2枚かわかりませんのやけれども、その辺のところをちょっと抜粋して、どういう項目で事務引き継ぎの申し送りがあったか、ちょっと。例えば今問題になつるような、再開に向けてとか補償に向けてとかいろいろありますように、ちょっと何かありましたら、おっしゃってもらえませんか。

○鈴木企業庁長 今までの経緯なり当面抱えておる課題について、引き継ぎというか説明を受けておりますが、今日、各委員さん方に議論していただいておりますように、多岐のことについてこういう状態だという説明を受けております。今後のことにつきましては、これも事故対策本部とか、そういう中での議論でこれから整理をしていくというふうに私自身は理解をしております。

○山本委員 もう時間がつかえておりますので、できたらそれは、やっぱりそういうことを確認していくということで割と情報が開示されていくと思いますので、できればそれ、コピーをもらえませんか。

引継書を。これは既に前前任者ぐらいのやつは出回っていますから、ぜひとも下さい。

それから最後にもう一点、すみません。桑名広域清掃事業組合の2億8,000万円のこれ出ていますのやけど、これについての大体中身ぐらいと、恐らくこれはいつごろぐらいから再開をしたいとかいうような話は僕は恐らく聞いてみえると思うので、大体この費用の中身ぐらいと、それから再開の大体予定ぐらいをちょっと教えてもらえませんか。

○鈴木企業庁長 現在、おっしゃっていただいたのは従来の施設を稼働させるための経費というふうに聞いておりますが。

○山本委員 その中身は聞いていませんの。だから、どういうところを直すかということとか、それから例えはどういうスケジュールでいくかということは恐らく聞いとると思いますけれども、どうですか。

○小林総括マネージャー 桑名広域さんにつきましては二通り載ってございますが、まずこの2億7,000万円のものにつきましては。

○山本委員 いや、そちらはもういいんですよ。旧施設を言うとるんです。

○小林総括マネージャー そうなんですか、すみません。旧施設が約2億8,000万円と書いてございますけれども、これにつきましては旧炉を動かすための経費と、そのように聞いておりまして、現実に今その準備にかかっていただいとるということで、私ども聞いておりますのは、年内には旧炉を動かすような形で動いていただいとると、そんなふうに理解しております。それで、お金の内訳については、旧炉を動かすための経費と、そのように聞いとるだけでございます。

○山本委員 もう一点だけ、すみません。そうするとこの辺のところについては恐らく、ですから県の方も負担をしていくという形で今もお考えになってみえますのやわな。

○小林総括マネージャー それにつきましては県の方からお金を貸してほしいというような話がございましたので、そういう形で動いております。

○山本委員 そうするとこれについてはお金を貸す程度ぐらいで、その後のものについては考えていないということですね。

○鈴木企業庁長 市町村のごみの焼却については、その負担が非常に大きくなっているという中で、そこの軽減に向けて知事から検討するようにという指示を受けておりますので、その中で一緒に検討させていただきたいと思います。

○山本委員 ありがとうございます。

○田中委員長 今、山本委員からお話をありました引継事項の内容がわかるものを資料としてお出しeid=100019204できますか。

○鈴木企業庁長 すみません、ほとんどが従来、議会等で報告をさせていただいたような答弁資料とかそういうもので、ここでこういう説明をしてきたという形での資料でございますので、どのようなものを見ていただければいいのか、ちょっと私も混乱した状態になっております。

○山本委員 1枚か2枚かあれですけれども、どういう形で渡されたか知りませんのやけれども、恐らく2~3枚であるのではないかと思いますので、それをお出しeid=100019204たいということです。ですから、恐らく過去にさかのぼればいろいろなやつが、私も手元にいたいたことがあるのですから、それをちょっとお願いしたいと思います。

○鈴木企業庁長 一回整理をしてみます。

○田中委員長 他にご質疑ございませんでしょうか。ないようございましたら、本日の調査を終了させていただきます。

当局には大変ご苦労さまでございました。委員以外の方はご退出をお願いします。委員の方にはご協議願うことがありますので、そのままお待ちください。

### 3 その他

#### ・委員協議

(参考人招致について)

実施日 平成15年12月3日午前10時

野呂知事に出席を求め、設置者として現状と今後の方向について質疑をする。

(次回開催について)

正副委員長に一任

#### 〔閉会宣言〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年11月26日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

▲ ページのトップへ戻る

ページID:000019204

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877/ファクス:059-229-1931/E-mail:gikai@pref.mie.lg.jp

Copyright©2016 Mie Prefecture. All Rights Reserved.  
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



## 三重県議会 Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成15年12月3日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

### 平成15年12月3日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

#### RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (開会中)

開催年月日 平成15年12月3日(水) 自 10:02 ~ 至 12:47

会議室 第601特別委員会室

出席委員 14名

委員長 田中 覚君

副委員長 藤田 正美君

委員 日沖 正信君

委員 松田 直久君

委員 水谷 隆君

委員 芝 博一君

委員 三谷 哲央君

委員 貝増 吉郎君

委員 山本 勝君

委員 西塚 宗郎君

委員 萩野 虛一君

委員 西場 信行君

委員 岩名 秀樹君

委員 永田 正巳君

欠席委員 2名

委員 岡部 栄樹君

委員 木田 久主一君

出席説明員

知事 野呂 昭彦君

副知事 吉田 哲君

〔企業庁〕 企業庁長 鈴木 周作君

総括マネージャー 小林 和夫君

〃 藤田 輝也君

RDF発電特命担当監 藤森 庄剛君 その他関係職員

〔環境部〕 部長 長谷川 寛君

総括マネージャー 小川 治彦君

〃 松林 万行君 その他関係職員

傍聴議員 4名

県政記者クラブ加入記者 8名

傍聴者 4名

議題又は協議事項

1 RDF貯蔵槽の事故に関する原因究明について

2 今後の対応方針について

3 委員協議

・委員長報告について

・次回委員会の開催について

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

1 RDF発電所を所管する地方公営企業の設置者としての知事の現状認識と今後の対応方針について

(1) 当局説明

(野呂知事、吉田副知事)

(2) 質疑・応答

○芝委員 私のほうからまず最初に。どうも、大変お忙しい中、知事にお越しいただきましてありがとうございます。今もご報告いただきましたように、事故調査委員会の最終の報告書も出されまして、また、新たに施設、特に発電所、ボイラー等への第三者によるチェックと言いましょうか検証も行われ、新たに、この爆発事故が新たな局面に入ったなど、こんな部分の認識をしておりますし、その部分の認識も含めながら、ある意味では、これだけのメンバーでございますので、私ども会派のほうではある程度意見を集約致しましたので、まずは、まとめて私のほうから質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、第1点目の部分でありますが、今知事のほうから、知事と企業庁、また企業庁長との立場関係についてご説明はいただきました。この中でも取り上げていますけれども、知事にとりましても、この爆発の部分についての認識と言いましょうか、考えているのは、まるっきり及ばない、青天の霹靂であったということは、以前からもお聞きをしてるところもあります。知事は、就任されて前知事から、全ての事業を法に基づいた地方自治法に基づいて引継ぎで引き継がれております。この中の部分において、これをRDFに限らず、すべての県事業については、前知事から、法が定めるところによっては、正当な理由なくしては全ての引継は拒否できない、この場合10万以下の罰金ですよ、という規則もあるわけありますけども。ただし、たとえ前任者のなしたる事務行為が適切を欠くとか、違法であるとかの理由をもって、後任者においてその事務引継を拒めないですよ、とこういう一文もあります、解釈もあります。そのような文があるわけですが、引き継いだ当時、まるっきり改めてお聞きをするわけですが、知事はこのRDF発電の一連のものについて、何の疑惑も何の疑いもなかったかどうか、ちょっとそのへんをまとめてお聞きをしたいと思います。

○野呂知事 就任いたしました初日の日に、前知事も来られまして、知事室におきまして引継をいたしたところであります。引継の文書の厚さがどれぐらいですかね、これぐらいでございましょうか。したがいまして、まったく中味についての説明等があつて引き継いだということではありません。しかも、中に書いてあることについては、相当仔細にわたる部分、いわゆる、県のやっております行政全般にわたってございますから、膨大なものでございます。したがいまして、これは、これまで北川県政の下でやっておった県の業務のあらましという形のもので、それを引継書という形でまとめてあるというものでございます。これを、引き継いだところでございます。おっしゃるように、この引継という行為につきましては、法の定めるところによりまして、これは、まったくこれを拒むとかそんなものではなくて、どういうケースの場合によつても、一定期間内に引継を受けなければならぬ、こういうふうに定められておるところでございます。

それで、これ自体は、法の解説では、後任者は、何ら前任者の属人的な責任までを引き受けるということではないとか、それから、前任者の事務執行そのものについての政治的責任も後任者の間接するところではないとか、要するに、引継というのは、とにかく、今までやっておることの全体を引き継いでいくけれども、それに左右されるものではないと、こういうことが書かれ

ておって、これも、私は当然のことだろうと、こう思ってます。ただ、私自身はそういうことで就任をいたしました後、具体的な中味について、各部局の皆さんから、順次説明を受けて仔細のことについて、少しづつ承知をしていったと、こういうことでございます。

したがいまして、企業庁のことにつきましても、順次、他の部局と同じように、時間の割当を決めまして、その時間において説明を受けていったということです。企業庁の業務も、非常に広範囲でありますから、RDFの部分もその中に入っておったと、こういうことでございます。

○芝委員 続いて、そうしたら、今引継の部分のお考えをお聞かせいただきまして。その後、細部について、後日、企業庁なり環境部なり分かりませんけれども、その引継の細部の中味について、知事は改めて説明を、これはRDFに限らずすべて受けられたと思うんですが、その中で、当事者企業庁なり環境部からの分については、引き継いだ時点では、既に、その前の年の12月には事故が起つておるわけでありますけど、その部分についての説明は、どの程度あったのか、なかつたのか、記憶がありましたらお答えいただけますか。

○野呂知事 非常に時間が限られておりましたので、その当時の説明で、どこまで入っておったのか、僕もあり定かに覚えてません。何しろ、毎日毎日、一生懸命説明を受けるんですけれど、量が多いもんですから、その仔細までよく覚えてないなんですが、後で聞きましたら、最初の説明が5月1日だったそうですが、その後、6月に入ってから、あるいは7月に入つてから、何度かありました。その中では、発熱等の初期トラブルについての説明が含まれておったのは事実でございます。

○芝委員 おそらく、多忙な中の引継やつたし説明であつたんだろうと、広範囲にわたりますから。知事の記憶にあまりない、その引継いだ説明の後に説明がないということは、おそらく、当時の説明が企業庁なり環境部からかどうかわかりませんけれども、認識的に欠けていて、12月の対応の部分を、ある意味では、小さな事故というか小さな事象と捉えて、おそらく、知事の印象に残るような説明がしてなかつたんだろうと。事故に対する対応とか、認識の問題がいろいろ調査報告書でも出ていますけども、その分があつたんではないかなと推測もするわけあります。その上で、改めて、知事は、例えば、事故があつてから8月20日の記者会見等でも、今も報告いただきましたような形で、全体的な責任は県にあるとか、9月30日の定期会での木田議員の質問に対しましても、基本的に県政の責任者は私であります、というような答弁もされております。今言いましたような部分から含めて、前知事からそういう引継があったわけ、危険とか、いろいろな問題意識の定義もあったというわけやないけれども、同じような、野呂知事と同じような、安全であるよという、ある意味では、そういうような部分の認識の下に、私もおつたし、おそらく前知事もそんな分でおつたんだろうという解釈があります。

改めて、これは、今回の分について、企業庁長と知事との立場もここで説明いただきましたけれども、設置者としての部分というのは、改めて、全体的な部分というのは、県の責任の、要するに設置責任者の最大の、最終的な責任者は知事であるというお考えは変わりございませんか。

○野呂知事 まず、少しあきの答弁の続きの中で、企業庁から企業庁の業務について説明を受けて、それでRDFのこともその中に含まれておった。それで、私としては、やはりRDFの、1回、現場はぜひ見ておかなければなんというふうな気持ちを持ちまして、それで、ぜひ機会見て行きたいと、こういうことを申し出ておつたわけあります。実際には、日にちがなかなか取れなかつた。そして、8月11日という日にちまでずれ込んでいたという状況がありましたけれども、そういう意味では、少なくとも、RDFについて若干の関心を強くしておつたというところがあつたかなと、こう思います。

それから、今、全般的な責任について、県にある、云々についてございますけれども、これは、私もこれまで何度も申し上げておるとおりでありますけれども、これは、県の施設でありますから、そういう意味で、県の施設であつた事故が起つり、そして、尊い犠牲者も出したということでありますから、そういう意味で設置者として、県の、実はその関与の仕方というのは、極めて重大であると、こういうふうに思つておりますから、そうして、県の一番責任の重い私としては、そういう意味での責任を感じ、素直にそのことについては申し上げてきておるということでございます。

私自身、これとの関与かと思いますと、さつき申し上げましたように、8月11日に、遅くなりましたが現地の視察が実現したという状況の中ありました。それで、短い時間ではありましたけれども、あの発電所の周辺を少し歩いて、そして、管理棟の中で、逆でしたね。先に管理棟の中で説明を受けて、その後周辺も少し歩いて見させていただきましたが、管理棟での説明においても、いろいろ発熱等起こっていることについてどうなんだということで、お話を聞きましたが、今はこれだけRDFもしっかりしたRDFができてますと言ふんで、瓶に入れたRDFを直接見せていただいたりました。

それで、私も認識としては、そういう発熱等はあるけれども、とてもとても、それがあつた14日の事故、19日の爆発、統けてあつた事に到るとは、とても想像もできなかつたというところでございます。しかし、ところが、実際に14日の日に1回目の、あつた事故が発生をいたしました。それで、私としては、これはやはり今まで思つておつたものと違うではないかという認識を持ちまして、早速、あつたことについてきちんと原因究明をしなきゃならんという考え方を持ちました。翌日、15日の

朝、リスクマネジメント会議をすぐさま招集をいたしまして、そこで、その後ずっとお世話になることになりました事故調査専門委員会を持つということを決めさせていただいたわけです。

ところが、私としては、それにおいて、とにかく14日のような事故、もう2度と起らんように、その検討結果も待つてやつたかったと思ってましたが、すぐの19日に、2回目のあつた爆発が生じたということです。そういう意味で、すぐさま対策本部を設けるとともに、現地へ私も赴きました。そして、事故の処理、それから鎮火、それから、同時に委員会では原因究明もお願いをしたというところでございます。

そして、その後、災害対策本部に切り替えまして、副知事を本部長とする対策本部のほうで、私の方からも必要な指示をいたしましてやってきておるところでございます。

これらは、やはり、総じて県の最高責任者としての私自身の責任に基づいてやらなければならないことだと、こういう下でやつてきたということでございます。そういう意味では、重い責任を持っておるということで、今日も一生懸命対応しておるところでございます。

○芝委員 今も知事が前々から言われてますように、改めて設置者としての全体的な県の責任、その部分は知事に當てた形の分のご認識、いち早く出されてもその部分については大変評価をするわけであります。それを基においての対策本部の設置とか、事故調査委員会の設置等々含めながら、大変評価をさせていただくわけであります、その中で、最終報告書で、事故原因等々の部分から含めながら、今もここにもご報告いただきましたように管理の問題、体制の問題、組織の問題、いろんな認識の問題も含めながらいろんな提言もされております。今後、知事は、再開するしないはまた後ほどの議論をいたしまして、再開をするという仮定のもとで、するならばというぶんでは、知事としては安全確認の重要性を議論でもおっしゃって説明されております。今ここでも、具体的に、この部門についてはこの形で取り組んでいますよといふ進め方をされてます。その中で、少しお聞きをしたいんですけども、私どもは学者ではございませんから詳しいことはわかりません。ただ、知事が今安全の確認のためにいろんな方策、例えば、事故調査報告書で出てきた部分で、管理の問題であつたり、留意点であつたり、整備とか貯蔵槽のない場合とか、いろいろ撤入路の問題、いろいろあるわけですが、この部分をマニュアル化をして検討をしているんですですが、あくまでも県の中でされていると、私は認識をしておるんです。それともう一つは、環境部の中に、安全技術対策プロジェクトチームを作つて、4つぐらいの大きな項目をチェックをしていきますよと、こういうことですけども、これは当然だろと思ひます。当然だろ、組織の強化の文書を含めながら、私はこの部分でも、第三者による専門知識を持った人たちの再チェックが必要だろと思うんですね。例えば、事故調査委員会のご報告をいただきました。この人たちは専門家であります。しかし、今ここでいろんなマニュアルを作つて、そのマニュアルを進めながら、知事を筆頭とする県の皆さん方が、当然確認もいたくけれども、あくまでも私どもも素人と言いましょうか、認識不足の感があります。その部分も含めながら、それと、プロジェクトチームを作つてもらうのはいいんですけど、どんなメンバーのプロジェクトチーム、ここでは分かりかねるんすけれども、ここで、やっぱり専門家の人の2重チェックという体制は、どのようにお考えか、ちょっとお聞かせください。

○野呂知事 私も、とにかく再開についていろんな方から問われますけれども、まず、再開の前提としては、安全性をきちっと確認していくこと、確保していくことだとこういふことを申し上げてきておるところでございます。その、安全性の確認につきまして、芝委員の、今のお話を私は1つの貴重なご意見だと思っております。まだ、具体的に、どういうふうにということは考えておりませんけれども、安全性の確認については、県が蕭条と進めていくにいたしましても、ご提案のありましたようなことも含めて、今後、その方法については、いわゆる確認の方法については考えていただきたいなと思います。

○芝委員 くどくなるようかもわかりませんが、今回の事故の発端、RDFに対する認識不足と言ふか、その部分がまず最初の発端であります。それは、県の関係のみならず、富士電機もそうでしょう、国もそうだったかもわかりません、われわれもそうだったかもわかりません。その部分が一番の原因であるとするならば、今、安全に向けての確立するチェック体制、いろんな形でミュレーショントリプログラムを作つたり、組織を作つたりしておりますけども、あくまでも、まだ専門家になつてない部分が当然あらうかと思ひます。だから、皆さん方で考えていただくのはいいんですけど、事故調査専門委員会のような形の第三者の、県の関係のない人たちの専門家の人たちの再チェックを、これで、皆さんが練つた上に、改めてもう一度網をかけるという形で、どうしてもその部分は県民が多く、強く要望するだろと思ひますので、その分を、ぜひともそんな組織を作つていただくように、まずは要望の、今の問題ではまだそこまで具体的ではないんですけど、要望させていただきたい、こう思ひます。

私どもも、県がこうですよという部分をそのまま鵜呑みにするんじゃないに、改めて、そんな第三者の機関のチェックを入れて、部分を含めながら、安全性を確認させていただきたいなど、そんなことも考えておるところであります。

それから、先ほど申しますように、報告書が出てる動きのある中で、今後の課題というのは大きく分かれてくるんだろと思ひます、今の安全確認の問題が1つ。もう1つは、先ほどからご答弁いただいておりますけども、責任の問題、これが1点だろ。それから、費用負担の問題、これが1点だろと思ひます。その中で、責任は、設置者の全権としての部分は十分、知

事お認めいただいているわけありますが、そこから先への議論が、なかなか進展しない。じゃあ、責任はあるけれども、責任の所在の明確化と言ふか、確定という部分については、どうしてもやっぱり避けて通れないんだろうと、こう思っております。その部分については、いつ頃、どんな形で対応されていくのか、または、いろんな個々の組織や検討委員会なりがやっていくのかについて、まず概略的な部分をお聞かせをいただきたいと思います。

○野呂知事 責任問題につきましては、先ほど申し上げましたような県の施設での事故でございますから、それについての事故の処理等含めて、かかる責任というものがございますけれども、ただ、ああいった犠牲者まで出した事故でございます。刑事責任等まで含めてご指摘であるということであるならば、これは、そういった警察等の機関におきまして、結果を待たなければならぬ部分があるのかなと、こう思っております。

ただ、一方で、ごみの処理費等について、いろいろと市町村では財政の圧迫等、懸念を表明し、なんとかしろという話が強く来ておりました。これは、かかる県でのああいったことありますから、県の責任において調整をすると、こういうことを申し上げてきたわけでございます。これについては、一般、皆さんにも申し上げてきておるとおり、そう長くかかるというわけには、市町村等の窮状を考えますといけませんので、それで、これについては、今、もう作業開始をいたしまして、それぞれ精算し、その金額について県のほうでしっかり責任を持って市町村の負担軽減に資するようにやっていこうということでやっておるところでございます。

一つひとつ、どの時点での部分をというのは、順を追ってということになっていこうかなと思いますけれども、最終の刑事的な面も含めたものということになりますと、これは実際のところ、私どもの思いだけではその期間を測定することはできないと思うところがございます。

○芝委員 責任の所在の問題と費用負担の問題と少し分けて、先に責任の問題を聞かせていただきたいと思うんですけども。今、知事も刑事案件の関係も言われました。私は、ここは分けて考えるべきなんだろうと。例えば、今警察の部分については詳しくわかりませんが、過失致死と過失傷害の部分で、事件としてこれは立件されるような部分で進んでると思う。これはこれに対して、事件としての部分でありますから、私たちの関与できる部分ではございません。それはそれで、しかるべきときに、警察当局がそれなりの答申を出してくるんだろうと、答えを出してくるんだろうと思っております。

これは少し置いておいて、それとはまた別に、やはり今も言われますように、設置者として、全体の県の責任の中で、管理とか指導の部分っていうのは、やっぱり責任があるんだろうと、今回の事故に到った分については思ってますがね。その部分で、県当局なり、企業庁の中での、要するに組織的な処分とか、処理というような責任が明確にされていない、こう思っているわけですか。

例えば、先の本会議でも指摘がありましたように、前濱田企業庁長が、一応早くから辞任を知事に出ていて、そのまま辞任を受ける形で退職されました。で、この部分においても、なんなら企業庁内、また県の中の部分で、立場責任と言いましょうか、管理責任、指導責任というものを問われなくて、ある意味では、簡単に、円満に辞職したという形になっておりますけど、そういうような問題が出てくると、やはり県民からの不信が出てくると思いますので、刑事責任とは別に、県として、企業庁として、いろんな形の部分での責任問題の部分、要するに処分問題については、やはり、懲罰委員会等々も設ける設けない別ですけれども、検討すべきだろうと、時期的には、思ってるんです。これを、刑事責任の答えが出るまで、それを引き延ばしますよっていうんでは、何年先になるかわかりません。それはそれとして、司法が裁く訳ですから別として、行政としての責任においての処分というのは、やっぱり、この際、こういう動きがあった中で、そろそろ検討に入らてもいいんじゃないかなと思ってるんですが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○野呂知事 私自身は、こうやって起こってしまった事故でありますから、そのことについて、私も多くの反省をしていかなきやなうと思います。しかし、これまでの状況について、それぞれの職員が、それぞれ職務には一生懸命精励をしてきた、そういう気持ちで今日まで来てるかと思います。しかし、結果としてこうなったことについての、いろいろ問われる点については、まだ今の時点で判断できる部分というのは、まだこれからなのではないかなと、こういうふうに思っておるわけです。ぜひ、そういう意味では、私どもも、自らこういった事についての反省を今後深めていかなければなりません。

併せて、県議会の特別委員会におかれても、いろいろといろんな機会を通じて、これまででもお取り組みいただいたおるところあります。そういうことも含めて、私としては総じて判断をいたしていきたいと、こう思っております。

先般の、濱田府長の件につきましては、本人から、私は一つの区切り、節目のところまで、濱田府長に、一番よくわかっておるので、後の処理のことも含めてやらせたいという考え方を持っておりましたが、本人がどうしても辞めたいという強い意志でございます。やはり、そういうことでありますと、とにかく仕事をしっかりとやっていくという気持ちを失ってきておる状況の中で、企業庁長という大変責任のある、しかもこういう大事故の後の今後の処理のことを考えますと、それは無理であろうと。したがって、私も、これはもうやむを得ない状況だなと。しかば、やっぱり企業庁の組織として、この危機の中で、後への対応をしっかりと

リードしていくふさわしい企業庁長を、新しく選んだほうがいいだろうということで、鈴木さんに企業庁長をやってもらおうということにしたところでございます。

今後、ご指摘の点については、私も十分しっかり考えてまいりたい、こう思っております。

○芝委員 特に、濱田前府長につきましては、気持ち的な部分はわかるんですけども、基本的に、何も責任が、ある意味ではどうぞ、辞められたんかなっていう思いは強い部分があるわけです。例えば、司法としては、やっぱり今回のこういう結果があるわけですから、管理責任、指導責任というのはあると思いますね、現場として。その企業庁長に、例えば、懲戒の部分で、例えば、減給であったり、停職であったり、という部分を課しておいた上で辞職すれば、ある意味では、その部分というのは公の立場の中で、きちんと形で、懲戒がありましてということは残るわけですが、今までとある意味では、表現がおかしいんですけども、無傷のまま終ってしまったよっていうのが、私どもも県民もあるような思いがあるわけですね。そういう部分についても、少し、対応側としても少し甘かったんじゃないかなという思いをしておりますし、その部分はやっぱり、こういう事故が事件があつたわけありますから、より厳しい判断を、どうしても関係の部局ではとってもわななくちゃならないという思いもあるわけあります。

今の段階で、責任所在の明確化とかそういうのができない、また今後、刑事案件の答えも出てこようという中で、最終的な形が見えないと言われますけども、ある意味では、まずは、いろんな形で責任の明確化をしながら処理をしながら、処分をしながら、改めてそんないろいろな状況が変われば、また改めて、法的にはどうかわかりませんけども、追加をするという姿勢が、やっぱり、まず責任をとるという意志のあらわれとして、県なり企業庁に。その部分がある意味では必要かなと思っておりますので、ぜひ、後で忘れた頃にやった部分では意味がありませんから、どこで検討されるか知りませんけども、検討いただきたいと、こう思っております。

それから、費用負担の部分と責任問題について聞きたいんですが。例えば、知事は、当然市町村の軽減を負担したいから、議会に提案をして予算組みをしたい。その下には、関係する部署にも負担を求めていきたい。すなわち、基本的には富士電機だろうと思っております。そこで、富士電機との思いの部分でありますけども、この費用負担等々について、細かい調整とかどうこうじゃないし、責任問題とか費用負担、大きな問題について、知事なり関係の責任者は、過去に交渉を持ったことがあるかなつか、まずこのへんを。

○野呂知事 交渉、富士電機で、

○芝委員 はい、富士電機さんとトップというか、ある程度責任のある立場の人たちが。

○野呂知事 富士電機につきましては、事故直後に、社長と幹部の方がお訪ねをいただきましたが、これについては副知事に対応していました。それから、最近におきましては、10月19日に社長が来られたことがございました。そのときに、私のほうから富士電機に対しましては、まず、いろんな経緯があったかと思うけれども、とにかく、プロポーザルでしっかりとあやって名乗りをあげて、そして、決定して請け負ったその富士電機が、RDFの専門家ではないというような、ああいった言い方をされたのでは、とんでもない話だということを、強く申し上げました。そして、私は県の責任者として、県民に大変な信頼感を欠く不信を招くような、こういう事態になったことを重く感じておる、したがって、私もこれからも県民の信頼回復ということに焦点を当てて、対応していきたい。企業においても、そういう意味では、どこを向くかという時に、やはり、周りの地域の人、県民に向かって、大企業、富士電機たるものはそういう方向へ向いて欲しいということを、私のほうから強く申し上げたところでございます。

○芝委員 その、10月19日社長来られて、知事との対談の中で、そのようなことは知事から申されると、お話をしたことあります。それ以外に、今回の事故、それから、これから以降始まるであろう費用負担的なものも含めながらの責任問題だったり費用負担についての具体的な話はされたかされないか。そこだけ、あったかないかだけ。

○鈴木企業庁長 私が16日付で企業庁へまいりました後、今19日知事が社長なりシステムズの副社長なりにお会いされた後、私のところへ寄っていただきまして、私からはこういう当面の暫定的な措置として、費用負担をしてくださいということをお話をさせていただきまして、今回、提案させていただいたような形で2分の1というのを暫定的な方法として合意しているということをございます。

○野呂知事 日にち間違えました。11月19日でございますんで、訂正いたします。

○芝委員 それでは、ちょっと企業庁長にお伺いいたします。今の部分の中で、知事と対談をされた後、社長と府長が話をされたと。いわゆる、費用負担の問題、いろいろなもの含めながら、費用負担については、当面2分の1で、県と富士電機が、かかる費用の、要するに、これは市町村のごみの処理代だけなのか、それとも、発電施設の全体の修復とか、また多度の広域の部分にもいろいろ影響してますが、全体枠での2分の1なのか、それとも処理費用の2分の1なのか。これが、当面の話なの

か、ある意味では、そこで両者が責任問題を、と言うかその部分を大きく2分の1ずつにしようという話なのか、そこを詳しくお聞かせください。

○鈴木企業庁長 ちょっと私の説明が不十分で。既に私が来ましたときには、自動車の塗装の関係については、議案の提案もさせていただいて、準備ができておる状況でございましたので、その部分については、既にそれまでに確定をしておったと思います。

私が19日の日にお願いをしたのは、市町村のごみ処理費用の点について検討をお願いしたということになります。

それから、先だっての特別委員会で、いろんな現地の施設等のものがございましたですね、十何億から中に入っておったと思いますが、その、個々についての整理はまだできておりません。

○芝委員 それでは、車のことはちょっと別にしておいて、被害車のことは。市町村から毎日発生しているごみ処理については、いつになるかわかりません。あるいは、今のところはジ・エンドではないと思ってますけども。それまでは、2分の1ずつを費用負担をしていくということでは、今の説明では富士電機も了解をいたいたと解釈をしました。それでいいんですね。

○鈴木企業庁長 ちょっと、すいません。不正確でございます。当面、3月議会で提案するという前提での部分についてというふうに、ということでございます。

○芝委員 はい、わかりました。それで、どこかで誰かが、この処理をしなくちゃならないと思ってます。県の責任の部分からも、その部分について、負担割合がいかがどうか私どもよくわかりませんけども、それが1つの過程って言うか、現実でありますから、2分の1というふうに。そうしたときに、2分の1は、県と企業庁と富士電機とで話された部分でありますけども。これをまた、将来にわたって、負担割合が変わってくる可能性があるんですか。

○鈴木企業庁長 正確なお答えになるかどうかわかりませんが、当然のことながら、事故のいろいろな原因がはっきりしてきた時点での比率は変わるというふうに、私は認識しております。

○芝委員 そこで、お聞きしたいんですが、事故のいろいろな原因がはっきりしてきた時点での、それをまた、富士電機と企業庁なり県で話をするのか、もしくは、第三者的な形の中で、判断をいただかのかによって、時間的な問題が大きく変わってくると思うんです。現状見ながら、そこのお考えを少しお述べてください。

○鈴木企業庁長 すいません。現時点ではそこまでの方法をまだ具体的に整理がでておりません。

○芝委員 ぜひ、例えば、以前からいろいろな法的な手段もっていうようなことは、今までこの委員会でも答弁されたことはあると思うんですけど、法的な手段になってくると、何年、3年も4年も5年もっていうことになってくると思うんです。しかし、だからと言って、この問題、責任問題とか費用負担の問題を、2対1がいいかどうかっていう部分も含めて、それはとりあえず、県と企業庁の話でありますけどね。むしろ、時間の短いような、例えば、調停にかけて第三者に判断をいただくかっていうような部分の、スピードアップの方法も、私ども、ぜひ、検討もいただきたいなと思っております。

おそらく、法廷で争うようなことになってくると、当然、万が一再開したときの部分の、受け皿の問題であったりとか、富士電機の対応であったりとか、いろんな部分が、決して、比率がはっきりするかもしれませんけれども、現状の対応としてはいいもの生まれてこないと思ってますんで。これは、要望の部分も含めますけども、そういうような、調停とかどうこうにかけるお考えはございませんか。第三者に判断していただくために、早く、早期に。

○野呂知事 そういったことも含めて、これは今後の検討の中で決めていくことだらうと思います。ご提案として、そういうこともあったということは覚えておきます。

○芝委員 1人でいけませんので、長くなりましたが、申しわけございません。ひとつ、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○野呂知事 ちょっと補足をさせていただきますけれども、責任問題について、いろいろございました。私としては、その段階段階で、判断をしていかないやならんものだと、こういうふうに思っています。前提をつけて申し上げることではないと思っておりますけれども、県内の責任のとり方については、それは、処置をしなければならないという状況がありましたら、例えば、懲戒審査委員会とか、そういうことは設けてそういう対応ができるわけありますから、そういう前提については触れたくないかもしれませんけれども、きちんと判断をいたしていきます。今は、そういう判断をする状況には認識をいたしておりませんので、もう少し状況が明らかになってくる、そういう中でしっかり考えてまいります。

○貝増委員 先ほども、説明をいたいたいんですけども、ちょっと振り返ってみると、知事の権限、ここからちょっと質問させていただきたいんですけども。企業庁の任命は知事であるけれども、一般業務以外は特別な理由を2つ除いて、2つは知事の

権限があると、指示系統の責任があると言われております。そうしたときに、8月14日に、実際爆発事故起ったときに、早朝から、現地に皆さん駆けつけられた。当然企業庁長も来られた。しかし、翌日、県庁で先ほど来説明を受けている危機管理の会議を開かれた。私が言いたいのは、知事が、なぜそのときに全部の管理職を集めたときに、企業庁長も呼んで、現地どうなってるんやという指示が、知事出されたのかどうか。張り付き責任者、あるいは対応責任者、権限のあるものをどうしておと言わなかつたかと、それを言ったか、言わなかつたか、まず教えてください。

○野呂知事 私は、RDF発電所の技術的な運転、そういうことについては、よくわかりません。ただ、直感的に、これはやはり、発熱状況等から、14日の事故も起つてきただけで、少なくともこれについては、私の方から企業庁に対する指揮を出さなければならぬ部分があるかもしれないという思いで、したがって、そういうことから、それについて私の立場は、大変素人の立場でありますから、調査委員会を設けて、この際、RDFの火力発電所でいろいろ起つておるようなトラブルを一掃してしまうということ、これを実現できないかななど、こういうふうに考えたところでございます。

ただ、ああいつた事故があつたところでありますから、そういう意味では、企業庁は企業庁で、その事故に対する直接の対応については、企業庁長の下でやっていくことであらうと、こういうふうに判断をいたしておつたところです。

○貝増委員 私は、14日の事故から、早朝の事故から19日まで、現地には企業庁の指揮官がいなかったという前提で知事に確認をさせていたいんです。全員が、この本庁で危機管理の会議をしている間でも、あの散水、放水の件でも、現地には留守番役の企業庁の太田君しかいなかつたと、だからうろうろしてたと。だから、そのへんは、私は箇所まで言いたくないけれども、一番最初の知事の初動指示が、そこですっかり抜けてしまつたんじやなかろうかなと思うんです。

○野呂知事 その現場に、何人張り付いたとか、そういうふうなことまでは、私の監督する範囲の中には入っておりませんから、直接そういうことについて私自身が判断できるような状況にはなかつたと思ってますが、事実がどうであったのかというコメントについては、企業庁長から答えてもらいます。

○鈴木企業庁長 当日、現地に誰と誰っていうのは、ちょっと今資料を持っておりませんが、その8月14日段階では、発熱、発火ということは、12月の時点で知り得ておりましたので、そういう認識はもつておつたと思いますが、14日の後、19日に爆発に到るという、そういう認識を企業庁の職員は持つていなかつたということで、そういうことを想定していなかつたものというふうに思います。

○貝増委員 知事のおっしゃるとおり、やっぱりすべてがパーフェクトじゃないと、すべてが分担、分担の中で。だから、私はそのときに、企業庁長が14日、15日、ここでの本庁の会議のときに、知事にどのような説明がされていたかと、そのへんをちょっと確認したかっただけで、今の話でわかります。

それと、もう1点。知事が8月11日に現地を訪ねられてから、あるいは、前知事のときから引継をされた段階、そして、事故が起つた段階、この3段階を順番に追いつけてたとき、どうして平成14年12月1日に、急いでダイオキシン対策、あるいは、経費削減のためにあの施設を大急ぎで稼動させたかと。でも、知事就任されてから、説明を受けたとき、引き継いだときに、この施設は県が発注してるけども、まだ物件は受注先の富士電機のものであると。契約書も、当然企業庁長の名前で延期、延期をさせてもらってる。しかし、反面、12月1日からの売電収入は県に入ってる、このへんについて、知事は前知事に対して、おかしいやないか、企業庁長どうなつてんやと、この二重人格の状態で、ものが進んでいいものかと、そのへんは、引き継がれて知事はどう指導をされてきたか。

○野呂知事 一般的に、どういう施設であっても、施設を作りましたときに、それが故障続きであつたり、うまく動かないというような状態で、引渡しを受けるということはできませんから、そういう意味では、企業庁は12月に稼動した以降、いくつかのトラブルがあって、そういう点では、それが完全にきちんと運転できるという状況まで見定めた上で、引渡しを受けようという判断であったと思いますから、当然の判断であると思っておりまして、その判断は間違つておつたわけではありません。

○鈴木企業庁長 先ほども一部補足させてください。8月14日、15日の企業庁の対応でござりますけれども、14日の後は、企業庁の職員が何人か、当然現場へ行っております。15日の日に、企業庁内の所属長会議を開きまして、現場の24時間監視体制も必要ということで、幹部職員等が現場へ訪れて、今後の対応等を議論をいたしたという経緯がございます。

それから、今の引渡しの議論ですが、今の知事からのご説明とほとんど同様になつてしまつたわけですが、初期トラブルが発生していると、それらが完全にクリアできるまで様子を見て、確認をしてから引き取らうと、こういう状況のままでいたところを、今回のようなところまで到つてしまつたと、こういうのが経過でございます。

○貝増委員 鈴木庁長、就任間もないからあんまり言いたくないんですけどもね、8月14日木曜日早朝の事故、それから、19日火曜日、あの日の昼までは現場には現地の、あの主幹、太田さん。あの入しかいなく、19日の朝も、水はどうするんやと言うときに、うろうろしてたと。どうも私はわかりませんみたいな、対応されてたと。そういう、現地の動きやったもんで、確認をもういっぺん、県庁の指示、あるいは、企業庁としての指示はどうされてたかと。危機管理の中の、本当に第一歩を、全部県庁に

集まってばかりおって、今会議はされてたと言うけども、現地は本当に動いてなかつたという状態を、そこが私は大きな問題になったんじゃなかろうかと、だからお伺いしてあるんですからね。

○鈴木企業庁長 お手元の資料だけで説明が不十分かと思いますが、14日の場合には、その日の朝には、企業庁のほうから何人かの職員が現場へは行っています。確かに、午後には企業庁長も、記者会見もさせていただいて報告をしているというふうに聞いております。

それから、15日の日には、先ほど申し上げたような、危機管理体制を整理するということで、所属長との会議を開いた後、幹部職員等が現地のほうへ赴いておるという記録が残っております。

○山本委員 新知事は、新任をされて、ある面では、あっと言う間に半年ぐらいが経ったという、こんな実感じゃなかろうかなということでお聞きをさせていただいとて、前知事からしたら、ある程度の道筋をつけたんで、こんなことをやって欲しいなという思いがある面ではあったかもわかりませんけども、それがやっぱり、今回引きついで、実際的にいろいろ起動していくと、やっぱり8月11日ぐらいに、初めて現地に行かれたということになってきますと、実際は、それは4月中旬とか、それから5月の初めくらいに引き継がれたというような話をお聞きするんですけども、やっぱり、こんなぐらいの膨大なペーパーの中で、さつさと見たか見やんかわからんんですけども、結果的には、RDFのこういうものについては、ある面では、具体的に引継ぎを、細かい部分とか、こういう発熱がある程度ぐらいのことは、引継ぎをされておって、あと細かい部分については、やっぱり引継ぎをあまりされてなかつたんじゃないかなという、こういう気がするわけですね。

そんな中で、こんな厚い表紙の中にも、RDFに関する引継書はあったと思うんですけどね。その中で、例えば、具体的にこれもう既に4月末とか5月初めぐらいに、RDFの引継書の中にも、例えば、「RDFの異常発熱については、例えば、貯蔵槽を改造し、貯蔵槽内のRDFの温度監視とか、及び長期の滞留を行わない」とか、例えば、「異常発熱に対する負担のあり方についても、今後、富士電機と異常発熱トラブルに関する費用とか損失については、リスク分担に基づき協議をして負担を決定します」ということで、既に具体的に、4月の引渡し時点ぐらいには、今回のこの一連の発熱についての引渡しはできてるわけですから、それが結果的に、やっぱり、現時点まで、ある面では、爆発の事故まで、生かされてなかつたんじゃないかな、こういう気がするわけですが。僕は、できたら、前知事にも聞きたいなという面があるんですけども、できたら、ひとつ、1点まず、新知事にそういう面についてお聞きをしたいなと思います。よろしくお願いします。

○野呂知事 知事と企業庁との関係ということにおきましては、企業庁長を任命するのは知事でありますけれども、しかし、業務そのものは、その企業庁長の下で、企業庁は仕事をやっておる。知事が、口出しをできるのは、さっき2点申し上げましたけれども、住民の福祉に重大な影響が出るような状況の中で、その福祉を確保しなければならないとき、それから、管理者以外の、企業庁以外の地方公共団体の機関に関する事務の執行と、その企業庁との業務の執行との間で調整を要する、というようなときには、知事がやまることができる。こういうふうなことありますから、一般的な業務について、知事の権限では、ああしろこうしろというようなことは、いわば教育委員会や公安委員会と同じように、それについては独自性を持ったところであると、こういうところでありますから。状況は、したがって、報告受けますけれども、そのことについては企業庁が責任を持って対応していくことであるという、一般的な業務の中ではそういうことにならうかと思います。

○山本委員 そういうふうなことを最初に説明受けたわけですけども、全体的に、県という、責任という、全体的には県には責任はあるだろうという知事の答弁もありましたからね、それじゃ、誰が責任を、例えば、知事が責任をとるんか、企業庁がとるんか。県が全体的な責任があって、私は、知事はもうこういう調整役やということだったんですね。最終的に誰が責任をとるということですか。

○野呂知事 そんな話を申し上げておるんではなくて、引渡しの状況の中でどうかということありますから、そういった状況については、お聞きはしておるわけありますけれども。ただ、そういったことが、まさか爆発につながってくるというようなことは、とても想像もつかなかったところでありますから、現実には、ああやって爆発事故が起きた。したがって、結果として、ああいう県の施設で爆発事故が起こり、犠牲者まで出して、やったことについて、これは極めて責任あることだと、じゃあ、その責任というのは、どういう責任だということで、さっかからご論議ありますように、それについては原因究明も、それから、いろんな状況が今後明らかになってまいりますから、その中で、その責任の所在、割合等についてははっきりしていくであろうと、こう申し上げるところでございます。

ただ、基本的には、企業庁に限らず、こういうことになったということについての危機管理、リスクマネジメントはどうだという点がありますから、それについては事故後直ちにRDFだけの話ではなくて、県庁内に、もう一度危機管理については徹底して見直しをやれということで、検討委員会を設けて対応もいたしておるところであります。いくつかの、これから学ばなければならぬ課題はあろうかと思いますから、その学び得るものについてやっていくということも、これは私を含めた県の責任であろうかなと。あるいは、企業庁も含めて責任であろうかなと、こう思っております。

○山本委員 それで、関連して、市町村の専権業務、このへんについてちょっとお伺いをしたいと思いますけどね。前の北川知事を出して悪いんですけども、やっぱり、北川知事は、1998年5月にRDF全国自治体会議の初代議長、これに就任されるとわけですね。その北川知事が、知事を2期務めて、三重県で26市町村がごみ処理をRDFに依存をする判断をして、県が音頭をとってRDF発電所を稼働したわけですね、昨年の12月に。このことに関しても、前知事にも聞きたい面もあるんですけども、やっぱり、知事時代から前知事は自己決定とか自己責任、これをモットーにしてみえたんですけども、なぜ、このごみ行政なんというのは、市町村の専権業務であるという、こういうことでもありますから、何でこんなところに積極的に関与をなされたんかなと。自己責任の原則から言うたら、こんなことは市町村に任せておくべきだったんかなと、私、こういう思いがするんですわ。僕は、できたら前知事にも聞きたいなと思うんですけども、今日、冒頭にそういう説明があったわけすけれども、現知事としてどうですか、このへんのところ。

○野呂知事 前知事の考え方、私がコメントする立場にはありません、わかりません。

○山本委員 それじゃね、知事自身の、こういうものについての考え方どうですか。

○野呂知事 私自身は、三重県がこれまでごみ政策としてとってまいりました、いわゆる資源循環型の社会構築をしていくと。その中で、ごみ政策についても、それを位置付けていこうという考え方の下で、当時、三重県だけではなくて全国的にも注目されたRDF、これが1つの有効な手段であると着目をしたことは、私は別段間違ではないと思います。現に、こういう事故が起こりましたけれども、そういう考え方からいたしますと、これは環境省等の先般の報告書等でも、やはりこれからの循環型社会を構築していく中での、1つのシステムの選択肢として有用であるということが、やはり認められておるところでございます。

ただ、私自身が、この事故を通じて感じたのは、どうしても日本のごみ行政、三重県もそうであります、出たごみをどう利用していくか、どう処理するかということに力点が置かれておりまして、そもそも論の、もっとごみを少なくしていこう、ごみを出さないように、なくしていくこうというところは、精神は入っておったんですけども、その実行については、十分でない部分がございます。

したがいまして、これまでとてきた県の施策に、その部分の強調が欠けておったという点では、私としては、やはりこれから長い将来に向かって、ごみゼロ社会を、ひとつ、打ち出していくという考え方、これが必要ではないかなと思ってます。

それから、RDFについては、関係26市町村が、RDF化して、処理をしておるわけあります。そういう意味では、広域にそれぞれの組合もやっておりまして、それがいくつかあるということで、その処理については、したがって、県と市町村の専管であるとは言え、県と協調してやっていく、そういう意味では、県もひとつ手伝いましょうということでやっていくというのは、これから地方自治のいろんなあり方の1つとして、私はその選択もあってしかるべきであったんではないかなと、こういうふうに思っているところでございます。

そんなことを考えてまいりますと、今後の県のごみ政策としては、いろいろこういった事故を通して勉強し、反省し、いろんな観点に今後生かさなければなりませんけれども、究極的にごみゼロ社会を目指すのにも、やはり、20年ぐらいかかるというのが、どう考えても常識的なことありますから、そういう長期間を一方で睨みながら、しかし、現実、やはり今日のごみ状況にどう対応していくかということで、やはり、考えていくべきだろと思ってます。その中で、既に県としては、26市町村というRDF化しておるその状況に対して、県も今回の事故の反省の上に立って、どのように対応していくかということを、これは県議会の皆さんとも併せて一緒に考えていくかなきやいかん問題だらうと、こう思っております。

○山本委員 どうもありがとうございます。それで、26市町村が、RDFに昨年の12月から踏み切ったわけです。今回の大きな事故に発生をして、本音としてならば、市町村長あたりのRDFを担当しておる関連しておる首長としては、できればRDFをしなかったほうが良かったんかなと、こういう気持ちも一面にはあるんじゃないかと思うんですわ。それで、そういう中で、前知事はRDF全国自治体協議会議長ということで、就任して旗を振ってきたわけですけど。ですから、僕は、知事が、全然、ある面では、責任問題のいろいろ触れる面があつたわけすけども、今年の3月ぐらいまでは、現実的にこういうRDFの全国の自治体協議会議長という方というか、旗振つたったわけすけど、そういう意味では、僕は、決して、知事が住み分けてそれをやつるということはよくわかるんですけども、前知事の、いろいろ、今年の4月ぐらいまで見ると、若干、僕は責任があるんじゃないかと思いますけども、それは置いていて、できれば、こういうRDFの自治体の議長あたりっていうのは、実際にそういうRDFを担当しておる市町村あたりの長が就任するというのが妥当ではなかったかなと思ふんですけども、前に遡ってあれですけども、そのへんのところ、新知事、できれば所見があればお伺いします。

○野呂知事 そういった会があるということは、私、就任した後、かなりの間知りませんでしたし、私の所見はございません。

○山本委員 それから、もう1点、すいません。あと再開という面でちょっとだけ確認をしておきたいなと思うんですけども、前回のこのRDF貯蔵槽事故調査特別委員会で、その時に企業庁長さんは、再開をするとときには企業庁へ施設を移してから再開を

したいという、こういう発言があったわけです。すくも、この間の本会議の知事の発言では、ちょっとそれとはニュアンスが違いますもんで、そのへんのところ、ちょっと知事の考え方をお伺いします。

○野呂知事 移してから、ということについて、何を。どういうふうに。

○山本委員 再開ということで、話がありましたときに、施設を、今は現在は富士電機でやつるということですけど。

○野呂知事 再開ということを考える場合には、何度も申し上げておりますが、安全性を確保し確認をしていくということが、まず前提でございます。その上で、地域の皆さんや、それから議会の皆さん方にもきちんとご説明を申し上げて、一定の理解を得ていくということが大事なことでございます。この施設そのものについては、現在まで、まだ引渡しが済んでいないということではありますか、当然、機械をまた動かしていくということになりましたら、そういうた安全性だとか、そういうのを確認していく中で、この間ありましたようなトラブルとかそういったものについては、当然のことながらクリアされなければならぬことありますから、そういう状況に到った時点では、当然施設については引渡しをいただくとの判断、これをもたなければならぬだと思います。

したがって、今後の状況の中では、それは当然大事な事項として、一定の時期に行わなければならないことだと、こう考えております。

○田中委員長 残り30分程度となってまいりましたので、ご質問につきましては、簡潔にお願いしたいと思います。

○西場委員 ジャア、簡潔にお伺いします。先ほど来からお話を既に出ておりますけれども、知事、設置者としての責任所管の問題ですけれども、その任命した企業庁長が大方を担うと、こういうことですけれども、最後に言われた、住民の福祉に重大な影響を与えるものというのは、これはまさに、このRDFの方針を決めたり、そして、こういった事故に対する対応というのは、このことに当たると思うんですが、知事、そのへんはどうですか。

○野呂知事 いろんな側面があろうかなと思いますけども、さっき冒頭の説明の中で申し上げましたけど、例えば、予算を調整することとか、議案を提出すること、これはまさに企業庁長にはない権限で、知事にその権限はあるということ。それから、管理ということに関しては、さっきお話を観点というのがあってですね、RDF事業そのものは、1つの県の政策としてやって判断をしてやるということありますから、それはご指摘のとおりではないかな。

それが福祉の観点なのか、いわゆる、予算の調整執行ですね、そして、環境政策としてやることを業務委託として企業庁にやらせるということにしたということありますから、そこの説明の仕方は、いろいろ説明の仕方、別の説明の仕方があるんじゃないかなと思いますけど。

○西場委員 電気、水道、工業用水といった従来型のものの日常業務は、当然企業庁長ですけれども、こういった新規分野とか、あるいは、その突発的な問題に対する対応というのは、当然設置者に対する責任と言いますか、所管が大きくあると、私は思っておるところであります。

それから、負担金問題がありますが、その市町村を軽減していくということで話をいただいておりますが、その軽減という言葉が、軽くすると、こういう意味になつとるもんですから、そこのところを改めて念を押すというか、はっきり聞かせてもらいたいんですね。市町村の負担は、市町村に負担をさせないと、こういうことで、あと県なり、その他関係者と調整すると、こういう理解でいいんですね。

○野呂知事 まず、負担軽減という言葉の使い方としては、市町村は、一般ごみ処理について、まず市町村が責任を持って処理するということから、ごみ処理にはそれぞれ市町村で費用を相当かけておるという状況です。その中で、この県が所管しております発電所で、こういった事故が起きて、臨時にどうやるかという処理が余分にかかってきたということありますから、こんなことは大変なことだということ、それをしっかり軽減して欲しいと、こういうことであろうかと思います。その中味につきましては、今、市町村からどれだけ余分にかかっておるかということを、額についていただいておりますけれども、それについては、中味は精査をさせていただくという必要があろうかなと思います。

それから、一般的にいろいろ言われておる中では、発熱火災と、RDFの形状だとか、いわゆる製造したところとの因果関係ということも言われておますが、中間報告とか、それから最終報告等でも、直接的な因果関係の結びつきっていうのは、かなり距離があるのかなという感じでございますから、そういう意味では、製造しておったところの、製造したものが悪かったからというようなところの話は、なかなか決めにくいところがあるのかなと、こう思っています。いずれにしましても、その市町村でかかるやつについては、切実に市町村でも困っておられるということありますので、精査をした額について、これは、本当にそれはそのことが余分でかかってきたんだと認められる額については、これは県のほうで責任を持って出していましょう、ただし、県のほうとしては、その負担の半分は、当面富士電機にお願いをしていくということで、やらせていただこうと思って対応しておるところです。

○西場委員 慎重な言い方でしたが、かなりはっきりと言っていたと思います。先ほど知事のおっしゃられましたとおり、いろいろ性状の問題とか形状の問題とかいうこともありましたけれども、直接の爆発の、直接的な要因というものがそこにはないという判断に立てば、これは市町村にその負担を求めるべきではないと思いますので、ぜひ、そういう形の中で、後は細かいその数字の精査については、よろしくお願いをいたしたいと思います。

このRDFが今まで来るのに、知事は春以降のお立場でありますけれども、田川亮三知事時代からの、ずっと一連の流れがあるわけであります。その中で、全国的にも非常に激しいRDFに対する取り組みが、県の主導の下に市町村を強力にリーダーシップ発揮して今日まで進めてきました。こういうことで、われわれ議会も、どちらかと言えば、その強さに引っ張られていましたいう経緯もあるわけですが、知事は、このへんの認識はしっかりとお持ちいただいとるんでしょうか。

○野呂知事 ご指摘ありましたRDF、田川知事の当時から、企業庁あるいは、あの時は環境部、一番最初は企業庁が必ずぶん着目されて、いろいろ動きされておったかなと、私もちょっと淡い記憶を思い出しながらやつるんですが、あつたかと思います。そういう、まず源流がそういうところにあったわけありますが、その後、北川政権、北川知事の8年間の中で、循環型の社会構築という中で、非常にこれが注目されて、そういう位置付けでやられてきたということであり、私もそういった経過をもつて、昨年、操業開始しておるということは、それはよく認識をいたしておるところであります。

ただ、今回、こういう事故になるとは、これは多分関係した者、ほとんどすべてが、そんなことは思ってもみなかつたことであつたのかなと思いますが、今にして考えると、その認識の甘さということは、これは一般的に言われて当然のことであろうかなと、こういうふうに思います。ただ、だからと言いまして、いわゆる石油タンクだとか、世の中にはかなり危険物と言われるいろんな施設があるわけございます。飛行機と自動車が、どちらが危険やとか、比べ方いろいろ難しいものがあらうかと思います。ただ、RDFについては、そのことを十分承知しながらやつていけば、このRDFが危険なものである、ああいった事故を起こすということは、まったく防げたのではないかとこう思いますが、そういう点では、極めて私も残念に思っております。

○西場委員 当時、知事の立場でないから、やむを得ないとしても、と言いますか当然だと思うのですが、今淡い記憶というお話をいたしましたけれども、やっぱりそういうことであらうと思います。しかし、現状なり、今後考える折には、それでは済まされない、全国的にも注目される三重県の当時の取組なり動きがあつて、そして今日を迎えておるわけでありますので、やっぱり、現在の責任ある立場として、そのことの認識を深めていただきたいなとこう思いますのであります、そういう意味において、ごみゼロ社会というものを長期的に目指すと、こういうことですが、これは前の、機会あるときに環境部長には聞かせてもらつるんですが、このごみゼロ社会という言葉は、その年限が長期にあるにしろ、RDFというものの見直し、根本的な見直しをやるという気持ちを持っておられると理解してよろしいですね。

○野呂知事 ごみゼロ政策の究極の姿からいければ、ごみについては焼却とか、そういうごみをごみとして始末するということがなくなる社会であるということです。ごみは、まず、いわゆる燃えるごみ、燃えないごみというような分け方ではなくて、再利用できる、資源化できるもの、資源化できないものというふうな分け方にしまして、資源化できるものについては、徹底してその資源化を進めしていくわけです。資源化できないものということについては、これは企業や国全体のいろいろ取組がしていくかなぎりませんけれども、そういう資源化できないような製品は、もう作らないようにしていくではないかと。製造段階から、資源化できるものに変えていくというような、そういう発想でございます。したがいまして、究極からいえば、ごみ焼却場といった類のものがなくなるという社会が、目標として描かれるということでございます。

しかし、そのためには、よほどこれは行政も、まず直接所管しておる市町村が、そして市町村も、これはそれぞれの住民の理解、協力がやってできることでありますから、これはやろうと思ってもなかなか大変なことでございます。しかし、そういう形で対応していくことだらうと思います。

既に、アメリカにおいては、焼却場の新規は、近年もう一切造られていないというようなことがあります。そういう意味からいえば、ごみゼロ社会というのは、今の状況とは相当違ってくるだらう。しかし、それは20年とか、そういう相当長期にわたった先の姿であろうかなと思ってます。

○西場委員 RDFに対して、直接的なお話をいただけないのは残念なんですが、知事の考え方でいけば、やっぱりごみを出さないという方針は、このRDFにはそぐわないと思うんです。やはり、生ごみ、プラスチックをエネルギーに換えるというこの手法は、ある意味では、生ごみ、プラスチックの大量廃棄を助長するようなシステムという考え方も出てきてもやむを得ない。そういうことになってくると、本来の、真なるごみゼロ社会を目指すという考え方と、RDFがきちんとマッチしていくかと言うと、私はそうはいかんんだろう。だから、今日すぐ、このシステム止めようとか、そういう非現実的な議論はなかなかできませんけれども、やはり、それはきちっとして、知事の基本的な政治理念なり方針として構えるんであれば、その方針をきちんとやって、あと、その20年という年月がいかがなものかという議論をもっと詰めていく必要があるなと思いますが。

○野呂知事 確かに、ごみゼロ社会につきましては、まだ先般、基本方向というような基本方針を叩き台として出させていただきましたが、これから、議会におかれてもぜひご議論を深めさせていただいたらと思いますし、県民、市町村、やっぱり皆さんと

議論しながら、どういうごみゼロ社会へのいろんな方策を考えていくのかということを議論させていただいたらと、こういうふうに思います。

ただ、一方で、資源としてごみを活用するという中で、環境省も認めておりますように、循環型社会を構築していく中で、ごみをごみとして扱うのではなくて、ごみをやはり資源として再利用するということは、循環型社会のシステムの1つとして有用なものであるということは、今回の事故に関わらず環境省も認めておるところでありますから、私はRDFについては、長い先どうのこうのことではありませんけれども、今は1つの有用なシステムであるということに変わりはないと考えております。

○西場委員 終ります。

○岩名委員 私は、今後の再開に向けた話の中で、今のごみ発電というシステムが、知事は今システムとしては間違っていないということを言っているんだけども、私自身は、ペターかもしれないけどベストではないと、この方は。こう思ってますし、若干、知事のごみに対する認識と私は違うのは、やはり全国的に見ても、各市町村で、今やはり分別ということが一番頭にあって、そしてごみを片付けていると、こういう実態がありますこと、例えば、プラスチックの力を借りなければ、あれは燃料にならない固体燃料ありますよね。その中で、既にプラスチックは三重県内においても、廃プラが砂に変わったり、あるいはもう一度再生されたり、そして、いわゆる循環していると、こういう実態があります。これは、ある企業が、シャープなんかの廃プラをお金を出してもらって、引き取って、そしてそれを砂に変える。そういうふうなことが、現実にもう始まっているのに、私は、一方でそれを切り込んで、生ごみと一緒にして燃やすなんてことは、今の環境政策上から言って、あまり望ましいことではないというふうに、私は思います。

さて、このシステムとして今やってるんですけども、今申し上げたようなことと、先ほどもお話をありがとうございましたが、市町村の専権事務を、地方分権という今の時代の流れの中で、できるだけ下部組織ができるることは、権限を移譲していくという時代の中にあって、その様に手をつっこんでいくのはいかがなものかと、私は思っています。県には、もっとやっただけかなきやならない県民のための広い視野に立った仕事がたくさんあるし、企業庁もそれなりの仕事があるのではないかと、こういうふうに思います。

また、このシステムの一番の問題点は、やはり、三重県は細長い県であって、200キロもある南牟婁郡から一番北の端までRDFを運んでくるというところに無理があるんですよ。本来、この計画は、南にもそういう発電施設を設けるということであったのではないかと思うんですね。そうすれば、これはずっと少し形も変わってきたと思うんですけども、予算の都合等々でこういう形になって、やはり、かなり無理の中で、例えば、200キロRDFを積んで、北の端まで運んでいく間に、その性状はどうのように変わっていくのかも、はっきり言ってわからないわけじよ、これ。みんな間の中で、こういうことを今進めているわけで、私は、せひとも、知事にそういう点考えてもらいたいと。

それから、もうこのことは前にも言ったけども、知事が設置者で企業庁長が管理者で、そして運営は民間会社で、こういうふうな、そしてまた、県の環境部もこれに関わってくる。どこが一体責任が、先ほど来ている責任体制が不明確なんですよ。それは、例えば、藤森君が、今度、なんかエライサンになって向こうへ行ってもらうんだけど、でも、彼もこんな初めてやるんだしね、本当に自分のものにするために、3年や4年かかると思うんですね。その次の人はどうするのと。こんなことを県がずっと引きずっていくことに、大いに私は疑問を感じるんです。ですから、やはり、民間にこういうことはやってもらうとか、あるいはまた、広域市町村のRDFの協議会にお任せと言ふか、お願いをして、こういう仕事はやっていただきというような視点も、今後ひとつ、僕は考えていってもらわないと、県に、県がやるべき仕事でないということを、私はあえて申し上げておきたい。

それに対して、何か、知事ご意見あったら。

○野呂知事 まず、RDFそのものは、ベストな方法でないと。確かにご指摘ありましたように、RDF化施設ができたために、そこまでかなり分別しておった町においても、その分別が行われなくなってしまったという表現も使われますけれども、一方では、ごみに対して認識が後退して、分別だとそういうのが行われていないというようなことが起こったいたしております。そういう意味では、やはり、各市町村において、今後、ともにごみゼロ社会へ向けてやっていることになりましたら、徹底したそういう対応ということは進めただけなければならないだろうと思います。そういう中で、RDFについても、もっと安定的なそういう状況というのが生まれていくのではないかと思っておるところであります。こういったものを、市町村の専権事務であるから、なぜ県がということはあります。それから、今のような運営について、設置者と管理委託をして、それがまた会社に契約して任せ、というようなやり方にについてどうだということあります。既にそうやって行われてきたことでありますので、そういう形のものを引き継いだ私いたしましては、今後、こういう事故に到りましたから、やはり県が責任もって、この後はしっかりどうするかということで対応しなきなりませんけれども、長期的に考えていきますと、そちらの役割分担なり、適切な考え方があれば、それは将来において柔軟性を考えていける部分があるのかなと思います。しかし、かかるこういう状況の中ありますから、今は、やはり辛くても、こういった事故が起った施設を管理しておった県として、きちんと処理をしていくことでなければならぬのではないかと、こういうふうに思っております。

それから、RDFはいろんな利点が言われておりますけれども、実は、チップ化することによりまして、非常に運搬がしやすいということがその利点として言われてきたところであります。そういう意味で、チップの性状とかそういうことについては、数時間、あるいは1日という運搬の中で、その状況が急に変わってくるというような激しい変化をもたらすものではありませんので、運搬についての認識の仕方っていうのは、またいろいろあるのかなというふうに思っております。

一応、先ほどからご指摘ありましたことについて。

○岩名委員 いろいろ、私と意見の違いがあるのはやむを得ないと思いますが、とにかく、最後に、私がNEDOとか経済産業省が、これを本当に大宣伝をして、そして全国に広めようとした。しかし、その後、三重県の事故以後、もうこれを全国に推奨することはしないんだというようなことを言ってる無責任な姿勢に対して、大きな不満を持つものですよ。そんなことに、國の方針に、地方が振り回されて、環境政策を誤るようなことがあっては、断じてならないというふうに思いますし、そういう不満を申し上げて、私の質問を終わります。

○永田委員 お時間もございませんので、2点ほど。それじゃ、私から。責任問題ということになりますと、司法の手にも委ねてあるんで、どうにも、今ここで議論することできないと思うんですね。ただ、今知事もいみじく申されましたけど、これもプロポーザルなんです。これが大きな事業を請け負うですから、かなりそれだけのプロポーザルについては、その決断、その自覚があったと思うし、なきゃならんですね。そういうことから考えますと、11月19日ですか、社長がおみえになったと、そこらへんの社長の、意思表示って言うんですか、知事会われたんでしょう。どういう、雰囲気でいいですから、教えていただければ。

○野呂知事 社長からは、冒頭、会社としての責任ある立場から、事故については、県に対してもお詫びの言葉がございました。それから、私のほうからは、プロポーザルで送られたという立場からいければ、RDFの専門家ではないんだというような発言は、私もたまたま発言で、そういうことでは困るというようなことを申し上げたところであります。いずれにしても、かかる事故が起こって、やはり、まずはその状況を元に戻していく、安全性をどうやって確保できるんだとか、それから、県民の信頼をどう回復できるんだという意味からいければ、しっかり県民の皆さんに顔を向けながらやっているなきゃいかんではないかということを、私からも申し上げ、会社のほうも、そういう意味での理解はされて帰ったと思っております。

○永田委員 私も、その件については非常に多とした、今の聞いてて思ったんですけどね、とりわけ、9月29日ですか、参考人招致の富士電機さんの時の雰囲気は、どうもそんな雰囲気じゃなかったですね。非常に、私、残念に思ったんですね。いずれにいたしましても、いくらそういう技術的、いろいろノウハウ等の問題の認識不足だと言っても、起きてしまったことは事実なんですから、もう少しいろんな発言等は首をかしげることが多かったんで、あえて僕は申し上げたいわけですが。やっぱり、そういうこと自体が、こういう取組についていろんな問題を醸し出す、私は1つの大きな誘因だったかなというふうに、実は思えてなりません。

しかるに、今後、副知事ですか、富士電機さんとの交渉に当たっていらっしゃるのは、これからは、企業庁ね。それで、とにかく、どこか発言ありましたけども、法廷闘争になって、2年も3年も、とんでもない話だと思いますよ。県民にとって、どう説明するんですか、こんなこと。これは、絶対そういう法廷闘争に持ち込む問題じゃないと思ってます。もう少し真剣に原点からものを見つめていただいて、そして、お互いの、自分の責任を認めるべきは認め、そして、早く解決すべき問題だと、こういう思いをいたしておりますので、これはひとつ、当事者についても、そこらへんは十分に考えながら、交渉にあたっていただきたい。ぜひひとつ、これは、お願いをいたしております。

○野呂知事 今、ご指摘のところ、そういうことも十分考えて、懸命に対処してまいりたいと思います。

○永田委員 時間もありませんので。もうひとつ。再開に向けての問題なんですが、これから手順についてちょっと伺っておきたいんですが。

○野呂知事 これについては、何度も申し上げておりますが、まずは、安全性を確保し、確認をしていくということが大事でございます。既に、専門委員会の最終報告もございます。それから、今後、國の機関等における調査、検討の結果も出てまいります。私も、RDFの性状等、管理等についての基準規格、必要なものは、そういうものがあるならば早く出していただきたいということも、國に対して要望もいたしておるところでございます。そういうことを、しっかり睨みながら、安全性の確認、確保確認は、やってまいらなければならないことでございます。その上で、それにつきまして、議会の皆様や地域の皆様にご説明を申し上げて、一定の理解を得ていくということでなければ、再開ということはなかなかできるものではないと、こういうふうに考えております。

○永田委員 施設名は、確か中部電力さんの技術部門とか、あるいは、この間いただきましたシーテックさんの検討結果をいたしておりますから、かなり安全性が認められておりました。問題は、地域住民とのコンセンサス、どうしていくかということが中心になってこようと思っておりますが、これもひとつ、何々が出てからじゃなくて、常時、地域住民とのコンタクトはもって、この処理をしていくことでなければならぬのではないかと、こういうふうに思っております。

ういう方向が出来れば、出たように対応していくのが、これが本当に説明責任です。これひとつ、特にお願いをしておきたい、こういうふうに思ってます、それから、なることなら、大体の再開の目途ぐらいはどうですか。

○野呂知事 再開の目途につきましては、先ほど考えましたような手順を経て、その上で再開するかどうかということについての決断をいたしていくということでございますので、時期を今特定して申し上げたり、というような状況ではございませんので、お許しをいただきたいと思います。

○鈴木企業庁長 今、住民の皆さんとのいろいろなお話し合いということで、お話をいただきましたが、先日の特別委員会でも同じようなご指摘をいただき、少しお答えをさせていただきましたけれども。地域の自治会の会長さんなりのところへは、さまざまに際、県のいろいろな調査結果の報告なり、あるいは、中電グループで検査をしていただいた内容なりというのをお届けさせていただいたり。あるいは、今回、現地の事務所を作つて所長を配置いたしましたので、お伺いをしたりというふうなことをさせていただいておりますが、当然、住民の皆さんのご理解をいただくという意味で、さらに十分なご説明なり、お話し合いをさせていただけるようにしてまいりたいというふうに思っております。

○永田委員 時間ないので、もう失礼します。

○田中委員長 あらかじめ、申し合わせさせていただきました時間が、経過をいたしました。他に、特にご質疑ございませんでしょうか。水谷委員。

○水谷委員 知事は、RDFの発電所を視察見学されたのは、8月11日が初めてだとお聞きをしておりますけども、スタートしてから3月までいろいろな小事故や、あるいは故障などがたくさんありました、ことは当然のことながらご存知だと思いますが、それとも、そういう点があつても関わらず、非常にこれは問題のある施設だというふうに、私は感じていたわけですけれども、8月11日まで実際忙しくて行けなかった、とこういうことだと思うんですけども、そういった点につきましては、十分に引継がれていないかったのかなというふうな気もいたしますし、あるいは、認識の甘さというところがあつたのかなという気がいたしておりますけれども。

それはさておきまして、1つだけお聞きしたいんですけれども、前北川知事から、この事故後、当然あったと思うんですが、何らかのコメントというか、慰めの言葉というか、そういうのがありましたでしょうか。

○野呂知事 私自身が引き継いだのは、県の行政の中で、企業庁に電気や水道、そしてこのRDFも、実はこういう仕事をやつてあるよということを含めた全体を引き継いだわけでありまして、そういう意味では、発熱だとかそんなの、私もどういうメカニズムで、それがまたどうなっていく、なんていうのは、とても認識持てるようなことではなかったので、トラブルといったことについては、困ったことなど、企業庁しっかり、富士電機とそういうことを解決してくれるということを期待しておったということでございます。本当に、それが爆発ということに結びついで、私も驚きましたし、そういう意味では、大変なことになったその重い責任を今感じながら、対応しておるということでございます。

北川前知事からでありますが、私も北川知事とは、就任後話したことはございませんので、今回のことについても一切私自身話を伺っておりません。

○日沖委員 もう、時間せかされてますんで、できるだけ手短に。ひとつ、知事、副知事、おみえの機会に、ご検討いただいたいという要望なんですが、これまでの特別委員会は、企業庁さん、環境部さん、対のことでございましたんで。ここで、ご遺族の方、ならびに怪我をされた方々に対するこれからの対応なんですが、現在も折に触れて事故原因調査の報告なり、またいろんなお話を賜りにということで、折に触れて企業庁さんにに向いていただいているようでございますけれども、事故後、近隣の方々の健康だとか、そういうことの気遣いから、お医者さんが向いて健康相談を受けたり、そういうところのケアとなりますと、精神的なものがあったり、また、やり場のない怒りだとか、やり場のない不満だとか、とにかく話もしたいとか、いろんなものが、われわれには想像の絶する状況で、お亡くなりになられたり怪我をされた方々でございますから、あると思うんですね。そのへんを、もちろん、企業庁さんには折に触れて向いていただかんならんですけれども、一度、大分経ってはおりますけれども、第三者的な立場で、ワンクッション置いてお話を聞いてあげたり、また、いろんな思いを伝えていたいというような形、いっぷん作れないものかなというふうで、一度考えてみていただけたらなというふうに、やはり、対企業庁さんということになりますと、正直なところ、被害者の方々は、やりきれない思いを、とにかくぶつける相手としてしか見ませんから。言い方下手ですけれども、やはり、憤りが前面に出てしまっていますね、企業庁さんに対しては申しわけないですけれども。ですから、ちょっと、周辺住民の方に健康相談のところを作つたみたい、ああいうようなものですけれども、第三者的な立場で訪問できるような、向こうそういう対応ができるような、話ができるような状態というのを、いっぷんちょっと考えてみたつていただけんかなと、これだけちょっとお願ひをしたいんですが。

○吉田副知事 県の本部で、健康福祉部のほうで対応させていただきたいというふうに思います。

○日沖委員 よろしくお願いします。

○田中委員長 それでは、以上をもちまして本日の調査を終了いたします。知事、副知事はじめ当局の皆様方には、長時間まことにありがとうございました。

## 2 その他

### ・委員協議

### 〔閉会の宣告〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年12月3日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

\* ページのトップへ戻る

ページID: 000019205

問い合わせ先: 県議会事務局

電話: 059-224-2877 / フax: 059-229-1931 / E-mail: gikai@pref.mie.lg.jp



Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.  
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

## 三重県議会 Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 县議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成16年1月26日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

### 平成16年1月26日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

#### RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (閉会中)

開催年月日 平成16年1月26日(月) 10:01 ~ 11:26

開催場所 第601特別委員会室

出席委員 14名

委員長 田中 覚君

副委員長 藤田 正美君

委員 日沖 正信君

委員 松田 直久君

委員 水谷 隆君

委員 三谷 哲央君

委員 貝増 吉郎君

委員 木田 久主一君

委員 山本 勝君

委員 西塙 宗郎君

委員 萩野 虔一君

委員 西場 信行君

委員 岩名 秀樹君

委員 永田 正巳君

欠席委員 2名

委員 岡部 栄樹君

委員 芝 博一君

出席説明員

知事 野呂 昭彦君

[企業庁] 企業庁長 鈴木周作君

総括マネージャー 小林 和夫君

" 藤田 輝也君

RDF発電特命担当監 藤森荘剛君 その他関係職員

[環境部] 部長 長谷川 寛君

総括マネージャー 小川治彦君

" 松林万行君 その他関係職員

傍聴議員 2名

県政記者クラブ加入記者 9名

傍聴者(一般) 4名

議題又は協議事項

- 1 1月20日定例記者会見における知事発言について
- 2 県議会、国、県の各委員会の指摘事項及びその対応について

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

- 1 1月20日定例記者会見における知事発言について
- 2 県議会、国、県の各委員会の指摘事項及びその対応について

(1)資料に基づき当局説明

(野呂知事、鈴木企業庁長)

(2)質疑

○三谷委員 多岐にわたっていますので、質問させていただきたいと思うのですが、知事が、やっぱり記者会見で年度内の再稼働ありきのような印象を与える発言をされたというのは、僕は非常にまずかったと思うんです。今から住民の説明会等いろいろあるわけですから、当然そういう発言が前提になりますと、住民同意を求めるというか、説明会そのものが一種の通過儀礼といいますか、形式的なものになってくる可能性がありますし、また住民の方からの理解もなかなか得られないのではないか、そのように思ってまして、そのあたりのところもいっぺん知事の方からお考えをひとつ聞かせていただきたいと、こう思っています。

それから、先程の知事の説明の2ページ目に、できるだけ早い時期に試運転はしたいということがいわれておるわけですが、具体的な時期は、関係省庁、消防機関等との協議を経て決めるということですが、試運転を行う場合、住民の同意というか、住民の理解というのは、前提になると思うんです。そのあたりのことが出てこないのですが、まずその点、知事からお伺いしたいと思います。

○野呂知事 RDFのその件につきましては、事故で運転を停止をいたしましたけれども、ごみをRDF化しております26市町村から発生するごみにつきまして、当面の受け入れ先是確保しておりますけれども、このRDFの焼却発電によります処理費用を、大変大きく超えているというような状況でございまして、関係市町村からは早期の運転再開を求められておるという状況でございます。

それから、県のこの施設が停止をしておるということで、市町村において円滑なごみの処理に大きな支障が生じておるということをございますから、早く正常な状態に戻したいという強い思いがございました。このために、1月20日のあいだの発言になり、十分にですね、説明申し上げないまま誤解を与えてしまったと、こういうふうに思っておるところでございます。

それで私としてはですね、先般の発言が、なにかあの発電所の稼動時期が、既に決められておるのではないかとか、あるいはその施設のですね、安全確認前に本格稼動するのではないかというような、私の思っておる真意とは違う誤解を皆さんに与えたとすれば、これは大変申し訳ないことだと、こういうふうに思っておりります。

したがいまして、発電所を開運するにつきましては、従前から申し上げておりますように、施設の安全性の確保ということは、これはもう大前提でございます。それから県議会や市町村住民の方との一定の理解を得た上でなければなりません。こういう考え方にもですね、今なんら変わるものではないわけでございます。発言が与えた誤解についてはですね、大変申し訳なく思はずけれども、ぜひご理解をいただきたいと、こう考えております。

○三谷委員 試運転の時期はどうされますか。

○野呂知事 試運転につきましては、先程議会や関係市町並びに住民の方々の理解をお願いをする、説明をするという上の、その後のことだと、こういうふうに考えております。

○三谷委員 ぜひ慎重にですね、特にあの事故以来、関係の住民の皆さん方はもう感情が非常にナープになっていますから、ぜひ適切な発言等をこれからもお願いをしたいと思っております。

企業庁長ちょっとお伺いしたいのですが、先程のご説明でですね、資料4の管理運営責任を明確にする規定を体系化するというお話がありました。今後ですね、管理運営等は今の話でいきますと、またおそらく富士電機のところに行くんじゃないかというそんな感じはしてるんですけども、これはまだ今からの話かもわかりませんが、管理運営に関して、その責任の所在というのとはこれはもう一度確認させていただきたいのですが、企業庁なんですか、富士電機なんですか。資料1のところの運営体制のところでもですね、今後の対応は、責任の所在を明確にしていきますと書いてあって、企業庁が管理者として主体的な運営を行いますとこう書いてあるんですが、管理運営に関して、また運営を富士電機に任せるという場合でもですね、責任の所在は企業庁に明確にあるということなんですか、それともやっぱり一義的には運営を任せれば、その運営を任せられた会社、例えば富士電機にあるということになるんですか。

○鈴木企業庁長 実際のですね、作業管理運営ということについては富士電機に委託をすることになりますが、企業庁の責任で管理運営の責任をきちんと明らかにした上で、実施をしてまいりたいというふうに思います。

○三谷委員 ちょっとよくわからないんですけど、そうするとですね、今度管理運営規定等をきちんと作っていく中で、この部分は企業庁の責任ですよ、この部分は管理運営を任せた会社の責任ですよというそういうものがきちんと体系化されて明確に出てくるということですか。

○鈴木企業庁長 いざれにいたしましたくもですね、実際の運用についての管理運営の責任は本来的には企業庁という認識をいたしております。その管理の指揮のもとにですね、実際上の操作なり運用をやっていただくというふうに考えております。細かい点についてはですね、さらに検証した上きちんと整理してまいりたいというふうに思います。

○三谷委員 そうすると先程言われました、例えば発電所運用及び維持管理要領とかですね、発電所設備点検手入基準だとか、災害対策要領だとかこういう従業員の教育、指導訓練方法等は、これは県がきちんと決められて、これをきちんと受け入れる会社でなければ、管理運営は任せられないという、その管理運営の契約の時にこういう条項をきちんと入れられるということですね。

○鈴木企業庁長 はい、様々な規程を先程今回説明をさせていただきましたが、その中でも申し上げましたように、従来関係省庁へ富士電機から届け出がされて整理がされていたものを再編集するという形になっておるわけですが、いざれも今回は県として中身をきちんと点検した上で、県として届け出なり内容について責任を持っていくという形で行ってまいりたいというふうに思います。

○三谷委員 そうするとこの要領ないいろんな規程に従ってその管理運営を任せられた会社がその時々きちんとやっておってそれでなおかつ事故とかいろんな不祥事が出たような場合はこの規程等を設けた県の責任だと、つまり企業庁の責任だということがここで明確になるということですね。

○鈴木企業庁長 当然のことながら、きちんとその規程に従うように指導あるいは状況を見ながら対処していく。もちろん提出した内容については、企業庁としてきちんと責任を持っておるわけでございますから、そのとおりやっていただくように現場できちんと対応していきたい。

○三谷委員 企業庁長、桑名広域清掃事業組合のRDF化施設が本格稼動した場合については、今後貯蔵方法、貯蔵場所、貯蔵量、設置可能時期については十分検討進める必要がある。つまり今回やるのは、桑名広域が本格稼動するまでの一種の暫定的なものであってということですね。桑名広域がやっぱり量も一番多いわけですから、これができたときに十分検討ないと、この目途はいつ頃と考えておられますか。

○鈴木企業庁長 桑名広域さんの方ですね、今、改修方法等議論をさせていただいておりますので、私としてははっきりしたことが申し上げられませんが、現時点では桑名広域さんのRDFがないという状況の中であれば、今回の暫定的な方法ですね、処理ができるのではないかと、貯蔵槽がなくてもできるんではないかと。すべてが稼動していた段階ではやはりきちんと貯蔵施設を作らないと処理ができないという事態になるということでございます。

○三谷委員 そうしますと大型の貯蔵施設の安全性とそれがきちんと証明されるまでは、桑名広域の本格稼動はあり得ないということですね。

○鈴木企業庁長 先程も少しご説明申し上げましたが、消防庁の方で指定可燃物としての基準というのが近く示されてまいると思いますので、それらの内容を見て検討するということしか現時点では申し上げられません。

○木田委員 知事さんの説明を聞いて理解をさせていただくんすけども、その中でですね、知事は誤解をえたと、なんか早く正常な状態に戻ってほしいという、そういうふうな期待感から発言をしたということでですね、それも十分よくわかるんですけども。ただこの試運転についてもできるだけ早い時期に行いたいというふうに述べられているわけすけども、やはりこの説明では誤解をした方々は、やっぱり年度末じゃないかという考えは払拭できないと思うんです。

そういう意味から言いますと、今回のこの発言の時期にですね、年度末にこだわらないと、そしてそういう県議会・市町村・地域住民の理解を得た上でということを、それがあたらやるということを述べられておりますので、やはりそのあたりをはっきりさせた方がその誤解が払拭できるというふうに私は思うんですけども、どうでしょう。

○野呂知事 今RDFの処理しておるですね、市町村の状況だとかいろんな、先程申し上げた諸般の状況等からですね、極めて、停止をしておるという異常な状態ですから、正常な状態に早く戻したいという思いがあつて、そのことは決して安全性を確保するという前提を抜くとかそういうことでは全くありませんから、そういう意味で私の真意を誤解されるような発言になったということを大変申し訳なく思っておるということでございます。

したがいまして試運転ということにつきましてもですね、先程申し上げたように、まずは安全性を確保し確認していくということありますし、そして住民の皆様、それから市長、そしてもちろん議会の皆様にもそうありますが、ご説明を申し上げ一定の理解を得た上でなければならぬということ、これはもうそとのおりでございます。したがいまして、その結果として試運転に入る時期もですね、今まだ定かにはわからないということです。

したがってそういう意味で誤解を与えるような発言だったということを大変申し訳なく思っています。

○木田委員 おっしゃられることは十分理解できるんです。ただですね、安全性を確認してから実施するということは、内容的にはもう時期はいつだということにこだわらないということなんですね。ただそういう意味からいえば内容的にはそう言ってるのと一緒になんすけども、ただ県民に対してですね、そういう誤解があつた、それを払拭するためにはですね、やはり一言安全を確認してからやるよ。そして時期は年度末にはこだわりませんよということを、一言私は入れたほうがより払拭できるというふうに思うんですけど、その点もう一度だけお願いします。

○野呂知事 先程から申し上げておりますように私としては、事故発生以来申し上げてまいりましたように、安全性を確保し確認した上でなければ再開しないと申し上げてまいりました。したがいまして、その考えは今も全く変わりませんから、今日も報告申し上げておりますいろんな諸報告からの対応案につきまして、ご審査もいただき、そしてお示しもしてきておるわけでございますけれども、今後さらにこういったことにつきましては詰めてまいりまして、そしてもちろん議会や市長それから住民の皆さんに十分にご説明を申し上げてまいりたいと、こう思っております。それをした上でなければ次のステップへはいけないと、こういうことでございます。

○山本委員 今、知事の方からいろいろと説明をさせていただきまして、ちょっと勇み足で言い過ぎたというようなところはよくわかつたんですけど、私ども前々からお話ししておりますようにやっぱりこの事故がおきてから、地域へ知事も企業庁も含めて積極的に僕は出て欲しかったな。積極的に地元説明なり関係市町の所へですね、どんどん行ってほしかったなと思っています。今日はこの2ページ目の2行目のところにですね、引き続き市町村、地域住民の方々に説明をしご理解をいただくということでございますけど、このへんのところやっぱりもうここまできたら大体その辺のスケジュールをですね、お聞かせいただきと、なかなか地域なり私どもとしても理解できませんから、その辺の大体のスケジュールについて、ちょっとお聞かせをいたさたいのと、この間も新聞で載っておりましたけれども、桑名の市議会では知事に来てもらってそこで直接話を聞きたいという、こんな話も出てましたので、知事としてこんな事態になっておりますから、ぜひとも地域のですね、議会の理解をいただくためにも桑名市議会へ行って説明をされるのか、そのところまでお伺いをいたしたいなと思います。

○鈴木企業庁長 地元説明会につきましては、この三重ごみ固体燃料発電所の管理責任者であり、かつ地方公営企業の管理者であります私と企業庁幹部職員等が出席をさせていただいて丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思っておりますが、実施の時期等につきましては、現在関係市町と協議をさせていただいております。整理がつきましたらお知らせをさせていただきたいと思っております。

また、桑名市議会の全協からご連絡をさせておりますが、やはり申し上げましたように私自身が地方公営企業の管理者でございますので、私がきちんと説明をさせていただくということを考えておるところでございます。

○山本委員 その辺のどこがちょっと地域の中ではなかなか理解を得られないところがありますもので、私としてはできればひとつ、知事が直接やっぱり現地、それから桑名市議会のところへ知事が行くどうのこうのというのはこれはまた筋論的にはどうかとも思うところがあるのですが、これだけの事態になったんですから、やっぱり知事が直接訪問してお話をされるっていう方が僕はよりベターやないか、そしてまた再開に向けて地域の理解も得られるんじゃないかなと思いますので、知事にお伺いいたします。

○野呂知事 今、企業庁長の方から考え方を述べていただいたわけありますけれども、私といたしましても今日こうやって特別委員会でもご議論をさせていただいております。その私の真意につきましてですね、できるだけきちんと伝わるようにその上で努力をしていきたいと、このように考えております。

○山本委員 そういう話からいきますと、例えば地元の市議会としてこれはもう同意できないということになればどうします。

○鈴木企業庁長 先程申し上げましたが、各市町村、地元桑名市さんも含めですね、このRDFにかかわっている市町村からは早期再開ということを強く求められております。また私どもも安全性をきちんと確認した上で、ぜひ早期にさせていただきたいというふうに思っておりますので、その辺の私どもの考え方なり安全性についてきちんとお話をさせていただく中でご理解を得ていただきたいというふうに考えております。

○山本委員 もうこの程度でやめますわ。それではあと二点ぐらいお伺いいたしますけど、施設の移管の問題がございますけど、この問題についてもどの辺のところからですね、いわゆる正常な運転が可能になってしまって直ちに本格稼動ということではなく、一定の期間、施設の改修の効果や焼却処理の状況とか、うんぬんという感じで出ておりますんで、施設のですね、県への移管というのをどの辺ぐらいの時期に考えてみるかということを。

もう一つは、危機管理体制ということでいろいろうまく文章的には書いてあるんですけど、今までの企業庁の姿勢からいくとなかなか情報をあまり表に出さんとういうことはですね、多分にも私どもとしても感じましたので、この安全管理会議というのを設置されるということですけれど、どういうような構成でどんな形をもっておられるのかもうちょっと詳しく説明をお願いします。以上二点です。

○鈴木企業庁長 まず安全管理の方でございますけれども、手元の添付資料の方で細かい内容は付けさせていただいております。添付資料の最終ページぐらいだと思いますが、一番最後に4-1、安全管理会議設置要綱というのを付けさせていただいておりますが、専門の学識経験者の方、あるいは地元の市町村の職員、住民代表の方に入っていたい会議を設けていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、引き渡しの件でございますけれども、試運転を実施し、施設がその能力に応じた運転がきちんとできるということを確認できた時点で整理をしてまいりたいというふうに思っております。

○山本委員 ありがとうございました。

○西塚委員 今日の説明の中ではなかったんですけども、処理費用の関係を少しだけお尋ねをしておきたいと思うんです。従前は1トン当たりですね、3,790円市町村が負担しておったわけですけれども、その関係が高くなるのかどうかということが一つ。

それからもう一つは、富士電機との委託をしてみえるわけすけれども、富士電機の管理体制が、24名体制から34名に増えると。10名人員が増えるわけですけれども、そんな関係なども考えますと、從来から契約している金額のままで富士電機にそのまま委託できるのか、あるいは委託費用が増えるのか、その二点についてお尋ねします。

○鈴木企業庁長 まず市町村にいただいております処理費用の点でございますが、平成14年の6月の10日のRDFの運営協議会の理事会におきまして、14年の12月1日から18年3月31日までの3年4か月間は、1トンあたり3,790円として、市町村のRDF処理費用を決議をいたしております。今すぐ見直しをするという考えはございません。

しかし今回の事故を受けて安全対策等に要する費用が必要となってくることから、今後RDF化市町村とは十分協議をしてまいりたいというふうに考えております。

また、富士電機との契約の金額でございますが、今回さまざまな安全対策も講じていくという状況の中できちんと後日整理をさせていただきたいというふうに思っております。

それからもう一点、実は先程三谷委員のご質問に正確にお伝えできなかったことがありますので、お答えをさせていただきたいと思います。桑名のRDF化施設が稼動したら量が多いから、公共的な貯蔵槽がないとできないのではないかということについて、稼動いたしましたら現在考えておるやり方では不可能でありますと、きちんとした貯蔵施設が必要でございますと申し上げましたが、それはすべてが本格稼動した場合というふうにご理解をいただきたいと思います。現在3系列のうちの1系列は、相当早い段階で稼動いただけますと。ほとんど損傷を受けてないというふうに聞いておりますので、その1系列分につきましては、今日お話をさせていただきました対応の中で、処理が可能というふうに考えております。以上でございます。

○西塚委員 市町村の処事情については、18年3月までという約束事ですので、その段階で見直しがあり得るかもしれないという話なんですが、もう一つ富士電機との関係なんですけども、今お聞きすると整理をした上で見直しをするような感じを受けたのですが、増額することもあり得るということで解釈したらいのでどうか。

○鈴木企業庁長 いずれにいたしましてもさまざまな費用の議論が率直に申し上げて富士電機との間には残っております。これについてきちんと整理をしてその段階でご説明をさせていただきたいというふうに思います。

○西塚委員 もともとプロポーザルでやったときの費用はですね、建設費用も後の運転管理の費用も含めてトータルになっておったんだと思うんです。それが今になって増額するとかっていうのは理解しがたいのですけれど、その辺どうなんですか。

○鈴木企業庁長 増額するとか減額するとかいうことを決めて判断をしているわけではありません。整理をした上で後日ご説明の機会があればさせていただきたいというふうに思います。

○西塚委員 整理した上でですね、どうするか説明させてもらうということなのですが、増える可能性があるということでよろしいでしょうか。

○鈴木企業庁長 大変きちんと説明ができなくて恐縮でございますが、現時点のですね運営管理体制等、県の方もきちんと責任を明確にしてというふうなことも念頭において、議論をしておりますのでそちらの整理をした上で、こういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○貝増委員 知事に伺うんですけども、10月の2日の本会議最終日から今日までの数か月間、あの時点では私はとても知事がこれを決めたと思えないんですね。知事が判断して現場を見て全てを掌握して、今回の発言に、先般の20日の記者会見に基づいてると、これは到底見えない部分があるんですよ。

でもそうしたときに、例えば単純に今、各委員さんの質疑がありましたけども、補助金の問題とかいろんな問題があるあるいは市町村に対する来年度予算の補填の問題もある。でもそれどれひとつですね、端的に言えば、じゃあ今まで事故があったから富士電機からの設置者が引き取る引渡しも頗るに発言なく、そして試運転、現場の地元住民の了解を取って、これも日程も決まってない。議会もこの会期中に説明して理解をいただきたいと。なんかうわべだけがどんどんどんどん滑って走ってるような感じがするんですけど。到底さっきの質問にありましたけど、これでは行政をあざかっている首長さんは喜ぶかわかんないけども、住んでる県民、地元の住民というのはこれでえんかんと、県庁は何を考えてるんやと。ぶっちゃけ話この数日間も地元ではそんな声ばかりなんですよ。まして記者発表のときでも知事は設置者じゃなくて企業庁に地元説明をさせますと、私は行きませんなんて、これ知事本当に真意でそれを言われてるんですか。これをちょっと確認させてください。

○野呂知事 先にですね、ご質問の中でも少し申し上げましたけれども、このRDFを取り巻く課題につきましては、まず第一に発電所が停止をしましてから、このRDF化しております26市町村ございますが、ここにおきましてはこのごみ処理費用が大きめて増大しておってRDF化の費用を大きく越えておるというようなことから、早期の運転再開、これは強いご要望が何度もあったところでございます。もちろんその中にはですね、市町村においてごみの処理につきまして、大変大きな支障が出ておるということありますし、そういうことからいきますとこれは事故によりましてこういう異常な状態になったわけでございます。したがいましてそれを早く正常な状態に戻したいとこう考えるのはですね、別段おかしなことではないかという気持ちを強く持ってきただけですね、今回先般の発言についてはですね、十分説明不足といいますか、そういうことがなかったので誤解を与えてしまったんだとこういうふうに思っております。

RDFそのものにつきましては、企業庁の方で対応を今やっておるところでありますし、そしてその後正常な状況に至る過程の中で企業庁が責任をもって管理委託しておる富士電機とですね、共にやっていくということでございますから、私としてはそういった中で早く正常な状況に戻るというその期待感を持っておるということでございました。ただそれは何度も申し上げておりますように、あくまでも、安全性の確保と確認ができなければ再開しないんだということについては、これは私もかねてから強く申し上げるところでありますから、そういう考え方方が変わったかということでも全くありません。

そして議会やそれから関係の市町そして住民の皆さんにも十分にご説明を申し上げていく、一定の理解をしていただきたいと、こういうふうにこれは大前提として考えておる、そのことも変わりはないわけでございます。私としては、今日こういう機会もいただきましたので、ぜひ皆さんにその点を十分ご理解いただきたいと考えております。

○貝増委員 もう時間もあれですから、一点ほどもういっぺん確認を取らせていただきますけれども、再開を前提とした時、知事は今、どうとうと答弁されましたけれども、内側からの対策は、知事は報告を受けたあと、企業庁なりあるいは環境部に対し実際に指導されてきたかと。じゃ、事故原因がRDFの性状だったと。これはあの事故が起つてからでも1人専門職を設置して研修に出てきたかと。あるいは一昨日も26市町村のRDF協議会が開かれています、企業庁で。なんであんなことが今さらまた出てくるんやと。性状がどうの形状がどうの水分がどうのと今日もまた説明がありました。これもうとっくに何度もやってきていることなんですよ。

一番大事なもう一点。知事が判断して委託した富士電機やつたら富士電機に、あんたとこの搬入のチェックが7か所からくるけれども、企業から委託している段階ですから引き取ってないし。じゃあ企業から見たときに県の環境サイドに26市町村、どういう指導したらいいんやと。今のままやつたら入れられないぞと。企業からのひとつの論点を私は土俵に上げると、知事は言うべきだったと思うんですよ。内側からの、設置責任もあるけれども企業庁の管理責任もある。でも逆の立場も聞いて、そしてそのRDFに対する性状形状に対する指導をしないことには7か所あったって、7つともメーカーも違うんですからね。

今、コンテナで貯蔵槽は作らないという理論に発展しましたけれど、それ以前のあの持ち込み材料について知事はどのように企業庁環境部にあるいは26市町村の協議会に、知事の声として指導なされているか確認させてください。

○野呂知事 私がですね、安全性を確保し確認しなければ再開はないんだと言うこのことを企業庁もきわめて重く受け止めその後いろいろな努力をしておるというふうに思います。その中でですね、決して県庁内部といいますか、企業庁がですね、企業庁内部だけでの検討で取り組んでおるというのではなくて、ご承知のとおり事故調査の特別委員会ももちろん専門の方々にご報告もいただいておりますし、それから関係の省庁、これは総務省の消防庁それから環境省それから経済産業省等ござりますけれども、こういった所へもいろいろとご相談しておりますまた検討会をもつていただいておりましたから、その検討結果も、これは年末ぎりぎりまで遅いのはかかりましたけれども、いただいておるところです。

その上でですね、先般からそんなご意見や皆さんからもご指摘いただいた観点も含めて、どういった安全を確保する方法をとっていくかということについて企業庁の方でも作業を進めてまいりましたし、その点についての外部の専門の方々のご審査もいただけてきたということでございます。したがってそういう手順を経て、今日こうやってお示しておるものもあるわけでございます。

もちろん富士電機等ともそういう意味では管理体制の問題もそうでありますそれから施設のですね、今後ですね、どういうような手順、考え方でいくのかということについても。それからもちろん費用のいろんな問題もあります。これは密接に企業庁としても連絡をとつて相談をしていただいておるはずでございます。そういう意味ではできる限りの多方面の皆さんにこの安全性の確保、確認のためにお世話をかけておるということだと考えております。

○田中委員長 先生方にお願いしたいと思うんですが、あらかじめお願いしておきました時間が経過をいたしました。このあと委員会の方、どのように運営されていただいているのでしょうか。後刻、再開をさせていただきます、それとも一旦閉会させていただきましょうか。

「延長」との声あり

○田中委員長 当初の予定を延長させていただきます。質疑を再開します。

○岩名委員 知事はですね、今日の1時間の間に再々この安全性確認ができないれば再開しないと、こう言つたわけですね。それに対して木田委員はですね、その時期を特定せずにその安全性が確保されるまでは再開しないということを明言したらどうかと、こう言つたわけですよね。これは話がきっちり一致しているんだから、私は3月末までにとかある一定の時期までに再開ということを言はずにですね、例えば再開が6月になったとしてもこれは認めるのか、あるいはまた安全第一というならばそれでいいのですかということをもう一回確認したいんですけど、知事に。

○野呂知事 先程から説明申し上げたように、安全性をきちんと確認、確保し、確認いかなければならぬというその結果のプロセスの中になりますから、おっしゃるようにですね、今、再開の時期がいつだというようなことを申し上げられる立場には、状況にはないということですから、そういう意味において時期が年度内であるとかですね、それを越えていくとか、ということについては定かでありません。特定できません。

○岩名委員 私はあえてこれを伺うのはね、いわゆる経済産業省等々の補助金等にからんで、いわゆる補助金適化法の運用の中でね、その3月末を急いでおられるのかというふうに私は感じるものですからね、ここを確認しておきたいんです。補助金適化法との関連はどうですか。

○鈴木企業庁長 補助金の関係でございますけれども、当然のことながら、補助事業は予定の期間内に完了することができない場合あるいは補助事業の遂行が困難となった場合には各省庁に報告をしてその指示を受けるということになっております。また貯蔵槽につきましては現在なくなった状態になっておりますが、補助金交付規程に沿って返還に該当する事例であるかどうかということを国と協議を進めていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○岩名委員 3月といえばもうあと2か月しかないんですが、この段階でやはりしっかりとその辺を各省庁と話を詰める必要があると私は思うんですね。特にですね、この事業は当時の通産省をはじめ、その外団体のNEDOが強く推薦した事業であつてですね、そういう一部の原因者にもなり得るような国の立場ですからその辺はしっかりと今のうちから私は向こうと詰めてくれることを要望しておきたいと思います。

それからもう一つですね、今度の固形燃料発電所管理マニュアル策定アドバイザーというのがありましてね、この笠倉先生、藤間先生で、これよく聞く名前なんですね。結局ですな、いろんな事故調査委員会等々に関連した人ですよね。ですから事故調査をした人が今後アドバイスするということは、なんとなくそれらしくは聞こえるんですけどね、我々としてはもっとですね、例えば廃棄物の専門家であるとかさまざまな違う角度からこういうアドバイザーというものが存在をすべきだと私は思うんだけれどもあなたはどうですか。

○鈴木企業庁長 今回4名の先生にお願いをいたしております。ご指摘を受けた点も念頭におきながらこれからさまざまなお意見をまた聞いていく方向で進めてまいりたいというふうに思います。

○岩名委員 この4人の方というのは今までにかかわってきた人ですか。

○鈴木企業庁長 県の事故調査委員会にかかわっていた先生は先程、岩名委員からお名前を出していただきましたが、その残りの2人の方は専門委員さんではないと思っております。

○岩名委員 我々にもね、教えてほしいし、どういう方がアドバイザーになられるのかね、やっぱり今までの流れの中でもまたやっていくことも大事だけど、まったく違う視点からやっぱり将来の安全確保についてのアドバイスをいただけるようね、お願いをしておきます。終わり。

○日沖委員 時間もだいぶ越えてきていますので一点だけですね、細部を聞き出したらきりがないんですけども、この知事の発言に関する事で一点だけもう一度諸先生方、質問されましたけれどももう一度聞くんですが、先程來のご回答いただいた中でですね、とにかく自分なりの本当の考えというものは十分伝わらなかった、僕が慌ててしまったということですね、安全性の確保と一定の住民の理解を得た上で再開については、ということの繰り返しのご回答をいただいてはおるんですけども、しかしながら私ども地元のかかわりもありはある議員としての立場から感じたのはですね、あの報道をまず聞いてあと、もう1月も末ですからね、2月、3月、2ヵ月しかありませんね。この間にもしもしても、もし仮になんとか年度がわりまでにということを腹に含んでみえるんであればですね、仮に、「2ヵ月なんて無理やわな、どう考えてたって」というふうに私たちは直感で感じました。そういう感じ方をですね、実は先程来質問の中にも何人かの委員さんの方が出しておられましたけれども、住民がですね、そういうところ感じ取るわけですね。たゞ県が無理してこれ行政の勝手でやっていくんやろかなということですね、住民はそういう不安を感じるわけなんです。ですから今日、知事の発言を受けて緊急の特別委員会、緊急全員協議会が開かれるわけですから、今日ですね、なんとか少しでも住民の不安がまた少しどうしてもつってしまったわけですね。そこのところを我々なんとかもう一度、住民の受け止め方というのを元に戻して県が対応していっていただきたいと、今までの我々の特別委員会のかかわりから考えてもですね、住民に十分理解していただきたいですね、再開にござつけるというようなことはどう考えたって無理じゃないかなと思うんで、全くその辺はこだわっていないんだということを明確にしていただきたいのと、繰り返しますけれども2ヵ月でそれは無理だと思いますので、もし再開に向けて取り組むでもあってもですね、2ヵ月ではとても無理だと思いますので、その辺答えていただきたいのですが。

○野呂知事 諸般の状況を早く正常な状況に戻したいという思いが、大変誤解を与えるような発言になりました。先程からお話を申し上げておりますように、とにかく安全性をですね、きちんと確保を確認していくことが大前提でありますし、また議会やそれから関係市町それから地元の皆さんにもですね、きちんと説明を申し上げ一定の理解を得ていただきたいと、こう思っております。

したがいまして、その後、試運転というようなその後のプロセスの中で安全性の確認は十分にとりながら、したがってそういう意味では本格稼働のその再開ということについてはですね、時期は私としてはどれくらいかかるかというようなことは推測できませんけれどもかなりの長期にわたるということもあり得るというふうに思っております。

○水谷委員 知事に対してはいろいろと先程から出ておりましたので重なるとおもいますので、企業庁長に二、三點お聞きしたいんですけども。学識経験者という方にいろいろと調査審査を依頼されているという中ですね、ほとんどが例えば燃焼工学とか科学工学とかといった方の知識のあるお方はばかりだということで、私が思うんですね、化学をやっている人のそういう学識経験者も必要ではなかったのかなという気がいたしますのでその点はどうかなということと、学識経験者にそういう依頼をされている中でこの発電所を全面的にプロポーズして作成した富士電機が、当然のことながら管理運営をされているのであって管理運営もすべて富士電機がされているわけですから、その辺の当然ながら考え方とかそういうものがその安全設備の中に入っていると思うんですけども、その辺は富士電機の意見としてどういうような形のものが入っているのかどうかということをちょっと確認をしたい。

もう一点、先程説明を受けた中ですね、貯蔵方法の中でもちょっと疑問に思ったのは、長期保管大量保管といったものを避けるためにコンテナを利用するというようなことがあります。萬一の場合には空素封入や注水措置が行えるような適切な設備を設置するというあるんですけども、このコンテナですね、そういった注水、空素の封入などが可能なのかどうかということ、もし可能であればどういう方法があるのか、ちょっと簡単にお聞きしたい。

○鈴木企業庁長 まず第一点の、今回お願いをした先生でございますけれども、笠倉先生、藤間先生、成瀬先生、守富先生と、この4名の方にいろんな角度から見ていきました。先程もお話をありましたように、笠倉先生は今回のごみ固形燃料発電所事故調査委員会の委員長でございますし、藤間先生も委員としてやっていたであります。笠倉先生は環境工学衛生工学、藤間先生は科学環境工学熱力学というところがご専門でございます。この他、豊橋技術科学大学の成瀬先生、廃棄物燃焼、あるいはバイオマス、有害金属環境汚染というふうなところがご専門と聞いております。守富先生、名古屋大学の先生で

ございますが、燃焼工学環境工学、化学工学、とそういうご専門というふうに聞いておりまして、できるだけいろんな角度から見ていただいたというふうに思っているところでございます。

それから二つ目の、今回のさまざまな改善案について、富士電機とはどういう議論になっておるのかということでございますけれども、当然のことながら改修という点も踏まえてですね、富士電機の方と私たちのほうと十分議論をして作り上げてきた今回の安全対策と、こういうふうに私は理解いたしております。

それから最後、コンテナのお話が出了ましたが、今のところいろいろな技術的な指導も受けながらご説明申し上げたようなことを申し上げましたが、さらにそれできちっといけるかどうかというふうなことにつきましては、消防機関等々とさらに協議あるいは指導も受けできちつとしたものにしていきたいというふうに考えております。

○水谷委員 当然のことながら富士電機とはですね、といった形で密接な検討と一緒にやっていると、こういうことでございますね。

○鈴木企業庁長 議論をいたしております。

○萩野委員 すいません、最後に。この委員会で今日の議題ではないかわかりませんが、再三委員からご質問出ておりましたその犠牲になられた方とかですね、あるいはがされた方、その方の対応と現状についてどのようにになっているのかということですね、今答えられなかつたらあとで結構ですけれども教えていただきたい。

○鈴木企業庁長 ご遺族の方へのお悔やみ等については、これまでに副知事あるいは私等がですね、何回かお邪魔をさせていただいてお話を聞かせていただいているところでございます。遺族の方からご意見もいただいておりますので、今後とも誠意を持って対応させていただきたいというふうに考えております。また、負傷された5名の方でございますけれども、現時点ではそれぞれ職場復帰等されたという報告を聞いております。

○永田委員 一点だけちょっと。詳細はあとで結構ですが、この知事説明の中にごみの受入先やごみ処理費用の増こうというものがありますが、今、現状どうなっているのですね、概略だけ説明いただいて、詳細は後で結構ですが。

○長谷川環境部長 ごみ処理につきましては、RDFは基本的に県外の和歌山、京都の事業所と県内の市町村で一部処理されております。それで生ごみにつきましては、愛知県名古屋市を含めまして、年度末のピークも消化しております。それでそのことに関しまして桑名広域のごみ処理施設が再開いたしましたので、今は愛知県名古屋市については、まだ緊急の事態等につきましては、ご協力いただきたいということことでご丁重にお願い申し上げています。一時その、桑名広域のごみ処理につきましては、大変困難を極めておったんですが、それについては自己処理でですね。今、動いておるということです1月の13日以降ですね、動いております。あと現状は、当然契約がございますので、RDF、生ごみを含めまして年度末の契約を、ほとんどそのような形でされておりまし、万が一、年度を繰り越すことがあればですね、当然普通の県外の処理につきましては、県外の民間業者だけ決まる話ではございませんので、その市に、県市の協力を得て、やることになりますので、もしもそういうことになれば、関係県市にも協力を求めて円滑に処理できるように今後努力してまいりたいと思います。以上です。

○永田委員 費用の問題ありますか。

○長谷川環境部長 単価ということでございますが、単価はですね、今は当然民民でやつりますので、RDFでトン当たり高いところは4万近いというのもござりますし、県内でも3万というのもございますので、一概に4万が高いという話ではないということです。

RDFは当然その時期からいきますと、運送費とかいろんなトータル的なものもございますので、そのようなことがRDFの県外処理につきましては、市町村にとって大きな今後の負担にもですね、費用的にはなっておりまして、なるべく安いいけるようなお話をしながら、現状いずれにしてもRDFを製造しておりますから、その処理がまずためることなく、処理していただくことが最優先しておりますので、私が立会人になって、民間企業とですね、関係市町村とが契約を結んで、現在処理しております。以上です。

○田中委員長 あとございませんでしょうか。ないようですので、私から少しだけ。本日、全員協議会からの資料で出していました、ご意見(要望)それに対する対応ということで読まさせてもらつたらいいと思うんですが、ご意見(要望)というこの日本語の意味がよくわかりません。私たちはですね、ずいぶんと指摘をしてきたつもりであります。

そういうふうなことを思いながらですね、原因究明の部分、考えるときに、ひょとしてその多くは企業の体質にあったのではないか、企業の体質に含めて三重県としての体質にあったのではないかということを思はざるを得ないということであります。

まず一点目がそのプロポーザル契約のあり方、これが不透明極まりなかったですよね、こういうことをずいぶんと最初の時点ですで指摘をさせていただいたと思います、これに対する対応策、改善策ということを示されていないのは残念であります。平成14

年12月から始まりましたこの事業なんでありますけれども、不測の事態がたびたび発生したと思います。それを隠そうという体質が企業庁にあったのではないか。また、委託先の富士電機にあつたんではないか。このことが大きなその事故の原因の要因になっているように思いますが、そういう隠ぺい体質に対する改善策ということが示されていないということも残念です。例えば8月の14日ですね、熱風が吹き出しましたと統一的な見解をお示しをいただきました。私たちはそれは爆発ではないか、このことを強く申し出たにもかかわらず、いや、熱風が吹き出しだけだと、このように言い切りました。その数日後、死亡事故が起こったということです。そういうことを含めてですね、今回お示しをいただきました資料等では少し甘いように思いますが、これにかかる重要な事態を十分お考えいただきまして、さらにその対応改善策の中間、そして最終、そういうふうなご報告の時には十分ご配慮いただけますようお願いしたいと思います。ほかにご意見はないようでございますので、これで本日の審査を終わらせていただきたいと思います。知事はじめ、関係の皆様方ありがとうございました。以上をもちまして委員会を開会いたします。ありがとうございます。

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成16年1月26日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長

田 中 覚

\* ページのトップへ戻る

ページID:000019196

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877/ファックス:059-229-1931/E-mail:gikai@pref.mie.lg.jp



Copyright©2016 Mie Prefecture. All Rights Reserved.  
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



## 三重県議会 Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成16年度 委員会会議録 > 平成16年1月27日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

### 平成16年1月27日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

#### RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (閉会中)

開催年月日 平成16年1月27日(火) 10:03 ~ 12:17

開催場所 全員協議会室

出席委員 16名

委員長 田中 覚君

副委員長 藤田 正美君

委員 日沖 正信君

委員 松田 直久君

委員 水谷 隆君

委員 岡部 栄樹君

委員 芝 博一君

委員 三谷 哲央君

委員 貝増 吉郎君

委員 木田 久主一君

委員 山本 勝君

委員 西塙 宗郎君

委員 萩野 虎一君

委員 西場 信行君

委員 岩名 秀樹君

委員 永田 正巳君

欠席委員 0名

出席者

参考人：北川 正恭

(前三重県知事・早稲田大学大学院公共経営研究科教授)

傍聴議員 20名

県政記者クラブ加入記者 18名

傍聴者(一般) 25名

議題又は協議事項

1 RDF発電事業を推進した当時の知事としての見解について

2 委員協議

・県外調査について

#### ・次の開催について

#### 【会議の経過とその結果】

#### 【開会宣言】

#### 1 RDF発電事業を推進した当時の知事としての見解について

#### 【質疑・応答】

○萩野委員 おはようございます。新政みえ萩野でございます。北川前知事にはご出席いただきありがとうございます。新政みえ、私から基本的なことを総括的にお尋ねをさせていただきます。残の時間があれば残りの新政みえの委員から補強なり補足なりをしていただくというようなことで進めさせていただきたいと思います。

まず8月19日のRDF貯蔵槽の爆発事故によりまして犠牲になられましたお二人の方に改めて心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

消防作業中に亡くなられました川島さんという消防士の方がいます。昨年11月末に第一子長男が誕生されたそうでございます。どんなに待ちわびていたかということを思うと、その無念さが痛く突き刺さるような気がいたします。新しい命の誕生は大変喜ばしいことです。しかしその命が成長して、なぜ父親は、というようなことを私どもに聞かれたときに、どのような答えを私どもが用意できているのか、ということを本当に深く思ながら委員会の審議を続けてきたつもりでございます。

北川前知事、今日は参考人と呼ばさせていただきますけれども、北川参考人は8月19日以降、ずっとこの問題について沈黙を保ってきたように思います。おそらく思いはたくさんおありだろうというふうに思います。ですから今日はぜひ、この委員会で県民の皆様に思いを吐き出していただければ大変ありがたいと思っています。

昨日も委員会がございましたが、まず北川参考人はこの8月19日のあのRDFの事故をどのような形でお知りになったのでしょうか。そしてその第一報を受けたとき、あるいは知ったときの率直な思いを、感想と言ふのでしょうか、そんな思いをまずはお聞かせいただきたいと思います。

○北川参考人 今、萩野議員さんのご質問にお答えする前に、昨年の爆発事故に関して一言発言をお許しいただきたいと思います。8月14日、19日の爆発事故によりまして、お二人の方がお亡くなりになられまして、まず私から哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。また、ご遺族の皆さんや関係の皆さん方に対しましても、お悔やみを申し上げます。さらに負傷されました皆さん方に対しましてもお見舞いを申し上げさせていただきます。また、多くの近隣の皆さんやあるいは県民の皆さん方に心労を煩わせることもあり、ご迷惑をおかけしたことにつきまして、前任者としてもこの場をお借りしておわびを申し上げたいと思う次第でございます。

今ご指摘をいただきましたように、私もこの事故を知ったのはテレビでございました。それでテレビを見ておりまして、素直な感想といいますか、それはですね「これは大変な事故が起った」ということで、胸を去来するものはいろいろとございました。

ひとつはですね、先程申し上げたように、これは自分として、心中ではございましたがお悔やみを申し上げ、哀悼の意を表し、そしてけがをされた皆さんには、けがの量はテレビではわかりにくかったものですから、できるだけ小さく、けがの少ないといいますか、あるいは回復ができるようにということも瞬間に思つたのでござります。

そしてそれ以後ずっと沈黙を守っていたというようなことでございますが、私自身、前任の立場から申し上げまして、個人的には申し訳ないなども思いますし、責任ももちろん感じてはいるわけでございますが、その8月14日から19日前後の事情は正直全くわからない身で、軽々にですね、私がコメントを申し上げることは、マスコミの方からも求められたんですが、かえって県民の方にご迷惑をかけたり、あるいはさまざまなもので、支障をきたすようなことになってはいかがなものかと、そんなことを思つていただいて、今日はこの場でこういう形で公式にといいますか、お話をという場をいただいたのですから申し上げたところでございまして、心苦しいことはございましたけれども、その点はご了承をいただければと、そのように思います。

また、前任の知事として、今日もそうありますけれども、その後、多くの関係をいただく皆さん方のご心労を煩わせたり、さまざまな点でご迷惑をかけていることも心苦しく思つてはいるようなことでござります。

今ご質問のお答えになったかわかりませんが、テレビで知つてさまざまがことが来ましたということでござります。

○萩野委員 おしゃべらるるにこのRDFは、北川知事だけでなく田川元知事の時代から引き継がれて、今日野呂知事に引き継がれている事項なんですけれども、当時ですね、これはRDFの推進というのは国策でございまして、通産省だとかあるいはNEDOが先頭に立って推進をしてきた代物でございます。

しかし今日、若干その方向が違ってきたといいますか、昨年の11月には、環境省が他の選択肢と優劣を比較すべきものなんだというふうなことなんだと。あるいはRDFそのものは効率が悪い、そういう場合もあるなどというふうに現在は方針が変わってきておりますけれども、当時ですね、北川参考人はRDFの全国協議会といふんですか、自治体会議といふんですか、その会長なり議長なりをされておりまして、このRDFの全国的な推進も含めて、一翼を担ってきたことは、私は否めない事実だろうというふうに思います。

法的責任は仮にないとしても、結果論としてこのような事故につながっていったということは、それなりの責任があるのではないかという声が県民の中にたくさんございます。この声に対して、あるいは自らの責任論に対して、どうお答えになるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○北川参考人 RDFの構想なんかをだんだんとまとめ上げていく過程では、あの当時、まず一つは焼却炉が、各市町村で本当に困られていて、更新の時期にきていたということがひとつ、客観的な情勢としてございました。

そこでこれをですね、全地域でそれが地域内の域内処理としてやったときに、環境の負荷というのは実は低音で少し休んだりということはいかがなものかというようなことをずいぶん議論したことを記憶しておりますが、そういう状況の中でまだ未整備な段階で焼却炉を替えなければいけないという状況がひとつ。

もうひとつはですね、今日と少し状況が違うのは、リサイクルの必要性あるいはサーマルリサイクルなんかを国としても考え始めているようなときでございまして、さまざま点で例えば技術的にもそうだったと思いますが、制度的にもですね、さまざま点で整えていかなければいけないという状況下にございました。そして、新しいその溶融炉にしろRDFにしろさまざまなことを検討、全国的にやられましたから、お互いが研鑽あって、いいところを学びあってというようなことで全国的に会議体を設けることが必要だろうというようなことを私どもは思ってですね、その結果私が会長に就任するということになりました。

当時の厚生省とかあるいは当時の通産省あるいは自治省で、いわゆるその優遇措置としての補助金の問題であるとかあるいは法整備の問題とか、あるいは交付税措置をしていただかれたためのさまざまな点なんかで、やはり一つよりは大勢の方と問題を共有し合いながらお話をされる方が効果があるだろうとこんなこともございました。

また三重県的な立場で申し上げますと、当初やはり少し発電に偏った発想があったと思いますが私が就任したころから、いろんなことを勉強した結果、ここはやはりこういった大きな環境負荷という問題にウエートをかけてやっていかなければいけない問題でございましたので、そういった点でまず環境の負荷ということをなくしていくということの理解を求めるために、全国的にもいろんな動きがございます、というようなことをですね、お知らせしながらというときに全体のその全国の自治体会議と、ちょっと名称は失念ですがそういうところで一緒に勉強すること也非常にいいことだというようなことから、私はそれを引き受けそして発電のときには、例えば、ご負担の問題にも、時系列的にずいぶんといろんな考え方があると思いますが、当初は電気事業法が改正されていなかったようなことから、ひょっとするとですね、資源としてね、有料で買えるもしないというのが、私が受けたころにはもう無料のような話になり、さらにそれはですね、電気事業法の改正等々から、逆に、お金を払いつぶさなければならぬという事情もあり、したがってそういったことに対してやっぱり断固と対処していかなければなりませんからできるだけ初期投資を安くということなんかもあって全体の自治体会議の会長を引き受けた努力をしていましたと、こういうふうに思います。

そこでこのRDFがよかつたかどうかということでございますが、個人的にはもちろん私は責任を感じておりますし、申し訳なかったと本当に思っておりますが、総体的なこととしましては、全体的にいろんな背景があって、今、いろんなことをこの現職の皆さん方がご検討いただいているということでございますので、そのことにつきましては私はコメントは差し控えたい、そのように思います。

○萩野委員 明確にですね、責任問題についてお答えがなかったというふうに今、私は受け止めたんですが責任は感じているということをおっしゃいましたが。

爆発するだろうという見方はおそらくなかったのではないかというふうに思います。私も、北川知事と8年間一緒に議場で過ごさせていただきまして、本会議場で、RDFについてさまざまな答弁をされていらっしゃることを調査をさせていただいたんですけども、おおむねですね、環境上ですね、あるいは循環型社会を構築する一環として非常に有効なんだと。知事の答弁です、知事当時の。そしてですね、技術上の問題は既に解決されているんだというふうなことを再三おっしゃっておられます。

事故調査専門委員会の、笠原忠夫委員長はRDFというのは発展途上の技術なんだというふうに述べておられるんです。しかし北川参考人の知事時代は技術上の問題はもうすでに解決済みなんだというふうなことを再三おっしゃっておられます。これは議事録を見られたらわかりますけれども。知事として当時、何を根拠に技術上の問題は解決されているというふうに思われたのか。

また、一昨年の12月1日に事実上、このRDFは本格的稼働を始めた。これは北川知事在任当時、始めたんですけども、その当時に施設の企業庁への移管がまだできていなかった、現在でもそうですけど。そして今までの私ども特別委員会の調査でも、試運転も十分になされていなかったということが明らかになってきているわけですが、そのことは知事在任時ご存じでしたのでしょうか。

まずその二つをお願いします。

○北川参考人 私はどの場面で技術上の問題は解決しているということを申し上げたかちょっと、その具体的なところは記憶にございませんが、実は、そもそもRDFを導入するようになったときに、国もさまざまな研究が始まっておりましたから、NEDOも含めていろんな学識を有される皆さん方にご指導賜りながら最大限、間違いのないようにという努力をしてきたことは事実でございます。

その中でいろんな選択肢がございましたけれども、これを採用するということについて、私自身がある程度納得といいますか、これならいいけるなという判断をしたときに、具体的ですね、これをもってということはちょっと申し上げかねるというか、私は言う資格はないと思いますが、さまざまなそういういろんな知見者のご意見を賜りながら、そして総合的に判断して、これでこれを採用しようということにしたんだというふうにご理解をいただけたらとそのように思います。

そこで昨年の12月1日から稼働するということでございますが、当時、試運転はそういったいろんなことについて、私は企業庁の方からも説明がございまして承知をいたしておりました。

そこで12月1日にですね、稼働するについては市町村の皆さん方からもう既に集荷が始まっておりましたから、これを運転するのに可能かどうかというようなことを企業庁からも報告をもらいですね、これでスタートしようというような話しになったことは記憶にございます。

そこでですね、1日から稼働して、いろんな事故が引き続き起こっておりましたから、その都度その都度、私どもは打ち合わせをしながら改善方に努力はしてきましたが、そういうことが安定といいますか、ある程度目途が立った時点で引渡しを受けるのが筋でございましょうというようなそういうお話を企業庁からもいただいておりましたから、私もですね、そういったことを、例えば寒いときと暑いときの性状の違いからどういうことが起こるかとかいろいろなことなんかを検討して、そして引渡しを受けるということを聞いておりまして、私もそれは了解をした上で進めてきたと、こういうことです。

○萩野委員 当時ですね、私どもを含めてですけども全国的にRDFというのは爆発するんだというふうな知見いうのがなかなかたたうというふうに思います。ただ、そういうことであったとしても再三本会議場で答弁されている技術的な問題というのをもう既に解決済みなんだというあたりはですね、非常に疑問に思うところでございまして、なにか他に大きな根拠があったのかなというふうなことを思はせていただいているところですけど、今は総合的に判断されてということでございます。

12月の監査委員会の定期監査でもその本格稼働を始めたけれども移管もできないし試運転もできていなかった。その辺の危機管理がこのようなことにながったのであって、事業主体としての責任を企業庁は果たしていないということを県の監査委員も指摘をしているところでございます。

それでですね、一昨年の12月1日から昨年の4月まで知事在任中に、その間にでもいろんな事故やトラブルがございました。このことについて、企業庁なり環境部長から報告や上申があつたでしょうか。このようなトラブルがありましたというふうな報告、このような事故、こんなことがありました、というふうな報告があつたのかどうかということがひとつ、あつたのならその一昨年の12月1日から4月の知事在任中に、どのように感じてどのような問題意識をもたれてどのような指示を出されたんだろうか。そのことについてお答えいただきたいと思います。

○北川参考人 12月1日以降、何回か事故がございましたが、その度に私は報告を受けておりました。それでですね、その報告について正確に対処するように当然現場サイドも努力はしており、そういうことでございますが、私も、これで大丈夫かというような話し合いは何回も重ねた中で指示をしたり対応をさせていただいたということでございます。

そこでこのことにつきましてはですね、それぞれ企業庁も富士電機の方々と現場の責任者の方々と真剣な対応をされてきてみました。1月に入りまして、さらに一層全社的な対応をこれはするべきではないかということから、富士電機の社長さんの方に文書を送付して、それでその善処方を強く依頼したところがいいことで私の方にも、これは全社的な対応ということで、社長おお出しをということでこちらもお願いをしたということでございますから、相手が社長というようなことならば知事の方からもですね、声をかけていただけることがいいのではないかというような具申がございまして、それは私からも社長の方にそういうことで、電話でございましたが相当きつくなれば善処方についてはお願いをしたというのが1月の末だったと思いますが、そういったことを含めて私どもとしてはとり得る対応につきましては精一杯その時点で努力をしてきましたと、こういうことでございます。

しかし結果的に、今ご指摘をいただきましたように、そのもの自体が爆発するんだというような見方は薄うございましたので、今、ご指摘をいただいて私自身もあの事故を見ていろんなことが胸を去来して、あのときにもっととるべきことがあったのではないかというようなことはさまざまに思わせていただいておりますが、そのときはそういう対応、指示をしたということでございました。

○萩野委員 そのような事故があつて4月に北川知事から野呂知事になるんですけれども、そのような事故のことについて一点だけ。

野呂知事へ引き継がれましたか。どのように引き継がれましたか。

○北川参考人 野呂知事とは引き継ぎのときにお会いをいたしました、そのときは私の在任中お世話になりましたが、引き継ぎご苦労いただきますがよろしくと。それで私も8年間知事の立場として私が知り得ることで、他の方が知らない場合もあるかもわかりませんから、そういう点についてはどうぞ遠慮なくお尋ねいただいたら、県政進展のためににはご協力を申し上げますので、どうぞ遠慮なくおつしやつていただきますようにというようなお話をか頑張るからひとつよろしくと、そういう短時間の間の引き継ぎでございますから、詳細につきましては、担当がそれぞれ厚い引継書の中に書いておりましてご検討いただきましてどうぞよろしくと。こういう形でございますから、その引き継ぎのときに個別具体のことについて詳細にお伝えするということはなかったというふうに記憶しております。

○萩野委員 そんなもんどうかなというふうに、引き継ぎって思いますけども。やはりもっとこの問題について、きちっとした問題意識があればですね「以後よろしく」ではなくて、もっときちんと引き継ぎがあったのではないかというふうな思いがございましたのでお尋ねをしたんですけども。

そこで、いわゆる企業庁長とかですね、環境部長の任命権というのはこれは知事にあるわけで、知事はその任命権と給水制限だとかですね、あるいは非常事態に指示をすることができるというふうなことが言われているわけですが、当時の環境部長や企業庁長も任命したのは北川知事で両方とも濱田氏なんですけど、再任をしたわけなんんですけども。

そこでですね、そのプロポーザル方式あるいは管理方法についてのその報告、上申があったのかどうか。あるいは業者選定の経緯について北川参考人は知事時代、どのように知っていたのか。あるいはどのような指示等があったのかどうか。

その業者選定の経緯についてお聞かせをいただきたいと思います。

○北川参考人 このことを決めるときに入れ形式といいますか、あるいはプロポーザルの方式にするかというふうなことについて、たしか企業庁の方からこれは機能的な意味も含めて単に機械だけではないにその後のオペレーションといいますかそういう機能的な面も含めて検討するので私どもとしてはこのプロポーザルでいくつもりでございますあるいはいきたいと思いますがどうですか、ということだったと思いますが、私もそれを説明を聞いて、それはそれでいいんだろうというふうなことを返事をしたと思います。

そこでそのあと当然管理方法というお言葉を言われたと思うんですけども、管理の仕方につきましても一括でしたほうがいいということがプロポーザルの中に含まれていたんだろうと、そういうふうに思います。したがって、お決めいただいたことについてはそうだろうということで、私からもそういう話をしたんでしょう。おそらくそういうことだと思います。

そこで業者選定につきましては私も正直わからないといいますか、いわゆる専門の先生方や担当の責任者の方が専門の審査の委員になられていろんな聞き取りをして点数をつけられて、その結果決まっていったんだと、そのように思いますが、それはそれできちっとした対応をされていたというふうに思います。

なお、選定についての経緯はその程度でございますし、私からそのことに関して指示とかいろいろなことをしたことはございません。

○萩野委員 公募型のプロポーザル形式の契約ですね、一括委託したから富士電機の責任なんだとかというふうなことはなくてあるいは事業主体としてあるいは委託者としての役割と責任が一括委託したからなくなるというわけではないというふうに私は思っています。

そこでですね、そういうふうな形であつても、在任中、知事から見て、安全管理の認識に甘さがあったというふうな認識はお持ちではないでしょうか。

○北川参考人 私の在任中ということで限定させていただいて、さまざまな点でこういった結果的に事故が起こつておるわけでございますし、安全管理の面で努力はしたとはいえ、さまざまな点で総合的な原因があつて結果が起きているわけでござりますから、安全管理の上でもっと注意をすべきことがあったのではないかと今にして思つております。

○萩野委員 8月19日のあの事故以降も全国的には9月でしたか、大牟田で5回の発火事故がございましたし、あるいは石川でももう真っ赤になって煙を上げたというふうなことで、事故が相次いでいるわけです。

63か所、全国で自治体が関与したRDF施設があつて、そのうちの31か所とか30か所で爆発には至らなくても発火事故というものは起こつてゐるわけであつて。そういう状況でありますながら三重県でも市町村では明日のごみをどうするんだというふうな再開への願いというののが強いように思います。

しかし今の状況でなかなか再開というわけにもいかないだらうと思います。ずっと今まで推進してきた国のRDF政策が見直されようとしているんですけども、推進の全国自治体会議の議長を務めて、その先頭を走つて北川参考人として、今、国のRDF政策が見直されようとしていることに対して何かご意見はないでしょうか。

○北川参考人 私は第一線を退いた身で、そういう見解を述べるのはいかがなものかとは思います。したがつて述べる資格はございません。

ただですね、本当にハード、ソフト、両面において国作り替えるのときだと思うんですね。したがつてこういった環境に負荷を与えない問題とかさまざまな点でよりいい技術的な進歩もあろうし、あるいは制度的な意味合いでも日進月歩のときだと思いますから、そういう前提で、考え方が見直されるとかそういうことなど、そんなことで受け止めております。

○萩野委員 この事故を受けてですね、野呂知事はごみゼロ社会の実現というふうなことを目指しております、出さないそれからなくすという方向に。でもこれは、かなり長い年月かかる問題でございまして、今のごみをどうするかというような、これは毎日毎日の課題でもあります。

そこでですね、今後の環境政策あるいはごみ政策について、今お考えのことがありましたら参考までにお聞かせください。

○北川参考人 一般的にですね、議論としてよろしくございますでしょうか。

今、確かに環境と経営がずっと対立軸で、それを同軸にするという運動を今私自身もしております、やはり環境に配慮するということが社会的な貢献から社会的な責任というところまで議論が進化しているんだとそのように思つておりまして、今後の環境政策は規制行政だけではなくて経済政策とかあるいは自らが内発的に環境に対してお取り組みいただくとかそういう方向へといつてゐるんだというふうに思います。

したがつて対応から保全にいたつて環境経営にというようなそんな議論をしておるところでございますので、今後はそういう形で生産活動すれどもごみは出さないという方向へ、あるいは最小限にしたものに対して出てきたごみに対して、リサイクルとかリユースしていくという努力は一層、強くなつてくるんだとそのように思つております。

○萩野委員 最初にですね、自らの責任について少し述べられましたけれども、県民の皆さんにとってはこのRDFを全面的に推進してきたのは北川前知事なんだという認識が非常に強く定着をしているところでございます。

先程のその責任論というのは、具体的に今後その責任に向かってどのような対応をするのかというあたりのことについて、ないのならない、あるのならこのような責任論に対して具体的にどう活動であるかは行動で答えていくんだというふうなところがもしあれば、お答えをいただきたいと思います。

○北川参考人 私が市町村の皆さん方と一緒にということと私なんかがリードしてということでRDFを進めてきたことは事実でございますから、私として個人的にもそれは責任を感じているということでございます。

ただ、総合的なさまざまな多面的な活動の中で、すべての政策は進められておりますし、多面的ないっぽいたくさんの方がいらっしゃつて、お決めをいただくことについて、私からその点について言及することは差し控えさせていただくということで、私も胸に去来することがいくつかあるんですけども、一線を引いた身で、今もこの答弁をしていいかどうかということは、前任の知事として公の立場も半分ひきずつたという形からすれば、いかがなものかという点もございます。

ただ個人的に、私は申し訳ないことをしたなというようなことも含めてございます。したがつてそういう範囲でお答えをさせていただいたということでございますので、ご了承いただけたらと思います。

○萩野委員 会派を代表した形で総括的に基本的な問題について私から質疑をさせていただきました。あと、会派の委員から補強をしていただきますのでよろしく。

○日沖委員 私どもの会派のただいまの萩野委員の質問の内容と若干重なる部分もあるのかと思いますけれども、私の方からも二点ほどお聞かせを願いたいというふうに思います。

まずもってですね、やはりこの2名もの亡くなるという犠牲を出してしまったこの重大な県政はじまって以来のまれに見る重大な大惨事となってしまった事故を受けて、その犠牲に報いるためには、やはり我々が県民の皆さん方のために、正しいステップを踏み出していくという責務を背負ったわけでございまして、このRDF施設を建設した当時の知事ということでただ今のお答えの中にも、その場面場面で反省なり責任を感じておるというお言葉をいただいておるわけでございますけれども、このことの重大性を受けて、気持としては前北川知事は進んでこの場にお越しをいただいているのだろうというふうに思いますし、これからの方々のために貢献できればという思いももちろん持ってきていただいていると思いますし、その点でお聞きするわけなんですが、これまで我々もこの特別委員会でですね、その建設計画が待ち上がった当初からの検証もしながら、なぜこういう事故が起つてしまつたのかということをやってきたわけなんですが、これまで前北川知事さんにおかれまして、新聞なりテレビ報道なりでご自身が手掛けられたこの施設の事故の検証の経緯というものは、見たり聞いたりいたいなどと思いつくのですが、その中でお気づきの点があつたら教えていただきたいなと思うんですけれども。

我々も検証する中で、議員として議決した身でありますけれども、例えば富士電機からまだ引き渡しが行われないまま、実際には操業状態にあったとかですね、それとか例えば、爆発した貯蔵槽についてのその災害が起つたときの対策、特に火が出るということに対する対策というものが全くほとんどそういう考えがされていなかった。さまざまですね、こんなことがあつたんかというふうですね、再度検証していく中で気付かなかつた点、我々には知らなかつた点、多々あつたわけです。

こういう検証が行われているその報道を見たり聞いたりしておつていただく中で、ひつとしたら当時の知事さんであった北川前知事さんもですね「あ、こんなことをやつたんかい」ということがもしですね、そういう報道の中で感じられたものがあつたら教えていただきたいたい。

このように思いますし、これまでの県なりまたこの委員会なりの検証してきた中で、当時はこうだぞ當時はこうやつたんだぞということですね、我々の参考となることで言つていただけることがあれば、ちょっと抽象的なお聞かせのいただき方になりますけれどもお答えをいただければなというふうに思つております。

我々はもしさういう参考にさせていただくお話をいただければ、ぜひそれを基に、再度さらなる検証を深めていきたいというふうに思つておりますのでよろしくお願ひいたしたいと思います。

それと社会的な責任というのを感じておられるというふうに先程来のお答えの中で私ども感じさせていただいておりますので、これから北川前知事さんのお仕事の立場なりまた諸般の活動の場で今回の大きな事故というのを感じながら、折に付けてやっぱり社会の中で、三重県民のために尽くしていただけ部分もあるのかもわかりません。そういうですね、立場というものをこれからどういうふうに考えておられるかまた自分なりにこういうことで県民の皆さん方に今回の事故を受けて思いを返していきたいということもあればお聞かせいただきたいとこのように思ひます。

以上、お願ひいたします。

○北川参考人 私も正直ですね、事故が起つたとき、前後ですね、あるいはその後の経緯についてはほとんど知らないんです。したがって断片的にマスコミ報道等で知る程度でございますので、そういう立場でございますから総合的な判断が当然できないということになれば、私は知事前任者という立場から言えばコメントが与える影響なんかを考えた場合、総合的な判断ができる立場で発言すべきではないとそういう思いでございましたので、その点はご了承を賜れればと思います。

そこで個人的にさまざまな点で限界、いろんな前後左右からいろんな法律のことからあらゆる要素で、環境政策なりRDFは成り立っておりますから、私から申し上げることは特にございません。

したがって今後ですね、私どもが気がついたときには、こういうことではなかったかというようなことは、積極的にお話をさせていただこうように努力をして、気がついた場合にはさせていただきたいとそのように思つておるところでございます。

また今後ですね、私の仕事の立場から、三重県政のためにということは当然のことございますから、前任者がいろいろなことで言葉を差し挟むことは敵に私は慎むべきだと思っておりますが、いろんな点で先程のいわゆるRDFに關すること以外でも気がつけば、こういうことございましょうかというようなことについては今後努力をさせていただき、私もお世話になつてきたという前提も踏まえあるいは三重県民ということであったことも踏まえまして、今後そういう努力はさせていただきたいとそのように思ひます。

○田中委員長 三谷委員お願ひいたします。三谷委員に申し上げます。申し合わせ時間が後5分程度となっておりますのでよろしくお願ひいたします。

○三谷委員 あと5分ということですので完結にご質問させていただきます。

今回の事故の大きな原因の一つに企業庁の丸投げの体質があるんじゃないかなというそういう体質論があるんですね。先程来、例えば安全への配慮等そんなものはなかったんじゃないかなということもありますし、企業庁が富士電機にもう全部丸投げしてしまった。プロポーザル方式という経緯を通じておさら責任の所在が明確でなくなつてしまつたというところに大きな原因の一つがあるというのが今までの議論の中で出てきております。

知事になられて8年、さわやか運動以来県職員の意識改革等、ずっと一連の北川改革といいますか、県政改革続けて来られました。政策推進システムまで行きついて最後は自己評価できちつとサイクルができるというところまで、形の上ではできたよう見えます。結局職員のそういう意識改革というのはことなつてないんではないか。

北川改革は道半ばといいますか、この事故、また、今の企業庁の体質等みますと成功していないのではないかと。そんな評価につながつてきています。ですからそのあたりのところをまず、参考人のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○北川参考人 私8年間知事を務めさせていただいて、私でできないこともたくさんございましたし、私自身の立場からすれば私自身もじくじたる思いもございました。それはそれとしてですね、さまざまのことについて議会の皆さん方はもちろんありますが、職員の皆さん方も、真剣にお取り組みいただいたことは事実だと思います。

それでこういったことがよりマジ論でいきますと際限のない改革になつていくと思いますから、ワンステップ上がり次第は次のツーステップ目に上がるためのさまざまなハレーションが起りますね。そういう段階でいろんな点で出てくると思います。

まだまだ意識の点においても組織の点においても、未整理といいますか改良すべき点は次から次へと、一つやればまた続いて起つてくることがあると思いますから、今回のことにつきましても、さまざまな点で今、次のバージョンで、議会もはじめいろいろな方がご検討をいただけますに一層進めていく、こういう状況だと思います。

したがいまして、私どもが担当させていただいた8年間では限界もあり、まだまだ不十分であったということだと、そのように思つております。

○三谷委員 改革はエンドレスだというのはよくわかりますし、まだまだ続いていかなきやいかないのだろうと思うんですが、不十分であったということはやっぱりこういう事故が出てきて初めて明らかになったという感じがします。

そういう意味では、やはり北川県政8年間のきちとした総括をこういう事故を契機にしていかないとなかなか県民の皆さん方はご納得いただけないのではないかと、そんな思いがしておりますので、知事を辞められる時もですね、その総括論もあまりなかったような感じもいたしておりますから、お考えがあれば最後に聞かせていただきたいと思います。

○北川参考人 明らかにこういう事故が起つて、本当に皆さんにご心労を煩わせておりますが、進化をしていくということはひとつ、ご指摘いただけますにあります。

もう一方で、やっぱりそういうことが起つたためのさまざまなこの知識といいますか方法論とかそういうことも煮詰め、さらに県行政のあり方等々について状況が今、変わってきていて、例えば情報公開の時代だとかいうようなことも含めてですね、今後もご検討いただけますに多かろうというふうなことで、これはどなたに限らず一歩一歩着実に前進をしていただかなければいけないと思います。

○水谷委員 自由民主党・無所属議員団の水谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からもまずは、今回の事故でお亡くなりになられた2名の犠牲者に対して、哀悼の意を表したいとこのように思います。

北川前知事はですね、大変公私ともお忙しい中を出席いただきまして本当にありがとうございました。なかなかコメントをする場がなかった北川前知事におかれましては、この特別委員会へのご出席を率先してお願いいたしましたのは私でございましたて、少し私の方からも質問させていただきたいと思います。

ただ先程来ですね、質問がありました方と若干重複する部分もございますけれども、その辺は私の確認の意味でもひとよろしくお答えをお願いいたいなどこのように思ひますのでよろしくお願ひいたします。

北川参考人は、事故が起つてから何回か三重県にお見えになって講演会などを開催されておりましたが、特にですね、10月3日に三重大学での講演後に爆発事故についての記者団からのコメントが求められたことに対しましてですね、場所が違うと。ノーコメントというような拒否をされましたし、また講演後も控室に入り大学職員を通じて報道陣の取材を受けないという意向を伝えられたというふうにお聞きをいたしておりますが、やはり前知事として、何らかの遺族に対してのお言葉があつてもよかつたのではないかと思いますが、この辺はいかがでございましょうか。

それからまた7名の死傷者に対してと三重県行政に信頼を寄せていた地元住民に対してそれぞれ現在の心境と認識を述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○北川参考人 先程も少しお話をお答え申し上げましたが、私としてはよほど慎重にこれはコメントをしないと、前後左右のことがさっぱりわからない状態の中で軽々にコメントすべきではないということでマスコミの方に対してコメントを控えたということをご了承いただきたいと思います。

今日ここで公式の場で認められたというか、そういうことでございますので、今日、お話を申し上げ、実は昨年もですね、参考人として呼んだらどうかということで決めいたいたいということを知って、これは早くお邪魔したいなということで、去年の暮にも日程一番最短のときというようなことで申し込んだというのはそういうことでございましたので、私としては遅ればせながら先程、さまざまなお点で哀悼の意を表しある悔やみを申し上げお見舞いを申し上げたところでございますので、大変遅れたことにつきましては申し訳ございませんけれども、その点はご理解をいただければと思います。

さらに亡くなられた方や負傷された方あるいは県行政に対して信頼をしていた地元住民の皆さん方に対してということでございますが、これもまた遅ればせでござりますけれども当時の前任者としての立場が限定つくと思うんです。現在のいろんなことがございますから、そのことについてご迷惑のかかるようなことはいけないと思いますが、私からも前任の知事といつしましていろいろとご心労を煩わせ、ご迷惑をおかけいたしまして信頼を欠くようなことになつたというようなことにつきまして、心からおわびを申し上げさせていただくと、こういうことでございます。

○水谷委員 今、本当に哀悼の意を表されるということで気持はよくわかりましたんですけども、遺族あるいは亡くなられた方に対して手を合わせられる気持というのはあるのかなとちょっとお聞きしたいのですが。

○北川参考人 もちろん私自身も哀悼の意を表し本当にご冥福をお祈りするということで手を合わせて個人的にはしてきたところでもございますし、本当に申し訳ないという思いもございます。

したがいまして今日この場でこういう発言をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○水谷委員 このRDFの発電事業につきましては、北川参考人が、前知事がですね、全国に先駆けて率先して進められたとこうお聞きしておりますし、また、この環境先進県の三重県知事として全国にこの名をほしいままにされたわけですから、先程も出てましたようにですね、技術上の問題はすべて解決したというふうに議会でもお聞きしておりますが、私といつしましては、やはりダイオキシン法の法規制にからんだでまだ未完成であったのではないかあるいは時期が早かったのではないかというような気がいたしておりますけどもその辺についてはいかがでございましょうか。

○北川参考人 結果としてこういうことが起こりまして、反省もしなければいけないと思います。

それで、その都度その都度現場で、差し迫った事情もこれあり一つ一つを決定していくときに最善のといいますか、最大の努力をして判断していくと、こういう状況でございましたから、そのときには、私どもとしては最善の努力をしたつもりでございますが、結果としてこういうことが起つてしまつて、あらためて考えさせていただくときに反省もしなければいけない問題であろうと思います。

ただですね、RDFの問題等々につきましては、当時のサーマルリサイクルを含め市町村の皆さん方が本當にお困りになつたというような事情があつて、さらに後ほどの問題になりますが、14年12月までに、さまざまなもの等々の問題もござりますね、そのときには真剣に判断をせざるを得ない状況下で判断をしてきたところがございましてそのときそのときには最大の努力をしてきたつもりでございます。

○水谷委員 今、そういう形で先程もありましたように責任を感じられているというようなことでありますけれども、この事故の責任所在というのではなくて、北川前知事あるいは野呂知事あるいは富士電機のいずれに事故の責任があるというふうに思われるか、ちょっとお聞きしたいですが。

○北川参考人 恐縮でございますがそれは専門家の方がご判断をいたいたいいろいろな点でご検証いただいていることで、前任の私からコメントすることは控えさせていただきたいと思います。

○水谷委員 続きまして危機管理体制についてちょっとお聞きしたいのですけれども、平成14年12月に発生した火災事故の際の連絡、情報共有体制の不備を受けて、平成15年の1月の22日だったと思いますけれども、定例記者会見で北川前知事は危機管理体制を確立徹底していくと述べられておりますが、その当時どのような認識をRDF発電施設の危険性に対してお持ちになつたのか。

さらにですね、それにかかるどのような危機管理体制を構築していったのかと。

そしてまたこの点についてお聞きしたいのですが、加えてもう一步踏み込んで、今回の一連の事故は当時として予見できなかつたのかということともちょっとお答え願いたいなというふうに思います。

○北川参考人 12月1日から稼動いたしまして、12月中にも事故が起きて1月に入りましたが起つておりましてこれはゆゆしき問題だというふうがございました。したがいまして私としては、この件については、担当者とも何度も議論いたしましてと記憶しております。その中で例えば大きな原因の一つとして形が潰れていたということも報告を受けて、市町村の皆さん方にもさまざまな形を求めていたいたい、しっかりとしていただくようするが、あるいは富士電機に真剣な対応をするが、そういう形等々に取組するようにという、そういう意味合いで、多分私は会見で、ちょっとそこは読み返しておりませんので十分なことを申し上げられませんが、それで相当強い決意で体制としてとるべきだという思いがあつたのが当時はございました。

そこで、この事故を予見できたかできなかつたかということではありますが、私どもとしてはその爆発といいますかそういうことに至るまでの予見はできていなかつたというふうに申し上げていいと思うのですが、さまざまな燃えるとかあるいは熱をもつというようなことについては意識はございましたが、爆発に至るというようなことについてはその当時、懸念はしたかもわかりませんが決定的な予見はできなかつたと申し上げた方が正しいと、そのような感じがしています。

○水谷委員 私はですね、このときにやはり危機管理体制をきちっとしく作っていたならば、今回の事故がひょっとすると防げていたのかなという気がいたしておりますので、その辺が非常に残念でならないであります。

時間の関係で次の質問に移らさせていただきます。

ごみ行政ということですけれども、一般的に廃棄物行政というものは住民により近い市町村が行うべき専権事項であるけれども、行政単位を大きく見直していくという観点から言うならば、その専権事項に県行政が積極的に関与をしていったことに関しては、私も一定の理解をさせていただきますけれども、県が主体的に進める中であつても住民や市町村の理解を得たり場合によっては住民や市町村との対話を通じてある一定の人為的財政的な負担を求める必要があったのではないかと感じる次第でございます。

そういう住民や市町村との対話や県民の全体最適の中で、廃棄物処理問題を考えるのではなく、今回のこの問題というものはですね、廃棄物をエネルギーに変えるRDF発電という最先端の科学技術の導入が先行し、それ自体が自己目的化した結果、導かれたのではないかと。

つまりはですね、焼却炉の問題解決を行うためにむやみに最先端の技術を過信したかもRDF発電という新技術がすべてを解決してしまうという幻想を作り出しましたのではないかということあります。

また行政機関が新技术を採用したり安全性を担保したりすることに対してプロポーザル方式や専門家の意見などが、いわばブラックボックス化の役割を果たして新技術を一層後押しする形になったと言えるのではないかと。

私はこのような認識を持っておりますが、当時、知事という立場でこの問題をどのように認識しておられましたのかをお聞きしたいと思います。

○北川参考人 ごみ行政は本来、市町村の事項という意味合いは当時も承知しておりまして、ずいぶんこの点については議論を重ねて、制度上もどうなるかということも含めて議論をしたことございました。

その中で、一部事務組合というようなことから、だんだんとごみの域内処理があるいは広域処理かというようなことを含めて、ごみの問題は既に一部事務組合をやられたり消防の問題なんかも、消防車の発達とか道路事情が良くなつてきて、あるいは化学的な事故も起きた、火事も起きたというようなことから、これは広域的にやるほうがいいなというのは、これは議論のあるところで、当時盛んにそういう議論をいたしました。当時は、先程申し上げたように今の事情と違いまして焼却炉の更新時期が最も市町村にとって財政的にも大変に重い負担ということがございました。

もう一つは埋め立て地を確保していない危険だなあと、環境負荷など保たないというようなこともあります。そしてその中から水の問題等々の土壤汚染の問題もだんだんとそういう議論がされるようになつたというそういう当時の事情があつたことは事実であろうと思います。

そこで私どもとしてはこれは広域でとらえて、そしてそれに輸送することにするにはこういったネックレス状の県内の地域事情もございましたから、やはりごみを小さくして固形して貯蔵したりあるいは輸送したりしやすい形というのが議論されていくたということになるわけござります。

そこで今ご指摘をいたしましたとおり、サーマルリサイクルとしてエネルギー発電というようなことで、当時4年ごろからこれは計画がされてきたわけでございますが、そういうことが中心だったことは事実だと思います。

そこで私が7年に知事に就任をいたしまして、いろんな検討をして、そしてこれは電気、売電ということよりはむしろ環境という点にウエートを置いて、そして市町村の皆さん方と一緒にもっと角度を変えてやるべきだということの議論を重ねてきてですね、そしてそういう中で桑名広域の方からぜひその全体的ないわゆる当時の桑名広域も焼却場が古くなってきて直さなければいけないとかあるいはさまざまな点で莫大な経費をかけて処理をしているというようなお話を結果、おそらく私どもにぜひ、いわゆるごみの最終的な処理をやる場合赤字になるため、ぜひ県の方でいうご要望もちょうだいするというそういう時代背景でもあったということが一つ、ご認識をいただきたいと思います。

したがって発電自体が自己目的化したという時間的な経過の中でいえばそういうこともあったかと思いますが、私になりました環境によりウエートをかけて、いわゆるその個々に、例えば極端な話をすれば69市町村全部に焼却炉ができる場合の環境負荷はどうなのかということあるいは市町村の皆さん方が地域のそれぞれ大変な批判がある中でやらざるを得ないといふにできるかどうかということございましたから、そこで私としては広域でといふうに選択をしていくところでございまして、地域の市町村の皆さんとその点ではかなり一体的にということだと思います。

時間の経過と共にですね、先程ごみを買上げるとか輸送費ももつかいの場合は無料になり、そして電気事業法の改正なんかでご負担願いたいというような引き受けの中で全国の自治体会議の議長会長というのになって、制度改革に一生懸命努力をして経費負担ということはしてきたところです。したがいまして、そういう解決こそがすべてであるということで取り上げてきたといふうにご理解いただければと思います。

なおプロポーザル方式とかさまざまな点で、ブラックボックス化してというようなご指摘もいただきましたが、先に、プロポーザル形式を選定するというのは機能面も含めて企業庁の方でお考えいただいたということは、これは無理からぬことではなかったかといふうに、私は思っているところでございまして、結果的に今、ご指摘いただいたようなことで、あまりにも丸投げになっていたとかそういう点については、ご指摘いただければそういう点も反省すべき点はあったかもわからないなど、そんなことを思案させていただきました。

○貝増委員 最初に、ちょっと例えで今日の中日新聞の朝刊に、中日春秋ですね、「戦後の最初の愚かな行いは、官修の『日露戦史』において、すべて都合の悪いことは隠ぺいしたことである。表面的な叙述で国民は何事も知らされなかつた。日本は神秘的な強國と教えられるだけ後の日本をおかしくした。」とこういうことが今日の朝刊に載っていました。

今日、参考人にお伺いしたいのは、先程の質疑にもありました、情報管理から知事在職中、あるいは引き継ぎまでの間のこの半年について二、三、お伺いをさせていただきます。

質疑にもございましたけど、まず最初に、平成14年12月1日、ダイオキシン規制になって華々しく三重ごみ固体燃料発電所が竣工された。この時ですね、時の知事であられるあなたは設置者でありながら竣工式に出席されなかつた。これはどうしてですか、まずこれを教えてください。

○北川参考人 私はですね、いろんな県の建物とかいろいろなことを竣工したときには、これは県民の皆様の立場に立って建てているわけですから、設置者の方が大きなリボンをつけて、というようなことは少し控えたほうがいいのだろうという感じがしております、そういう席には少し御遠慮して行政のあり方がそういう形で見えてくるのではないかと、こういう思いもあってお邪魔をしなかったんだと思います。そんな感じです。

○貝増委員 それも一つの知事在職中の生き様、あるいは県民に対する接し方、行政の長としての身の置き方。それはそれですばらしかったんですけども、やはり先程来の参考人のお話のごとく、危機管理の問題、あるいはダイオキシン対策に対する県下各市町村の焼却炉の変更どうするかと、それについては循環型社会あるいは環境先進県というそのひとつの理想の中で26市町村が手を挙げていただけてRDF事業を推進されてきたと。

たしか各途中でですね、一番最初は濱田環境部長に対して26市町村とのRDF製造についての推進を知事は指示をされたと思います。そしてそれができた時に、今度は同じ製造責任を負ってきた濱田環境部長を知事の任命で今度はできあがつたRDF発電施設の管理責任者である企業庁長に引き続き任命されてきたと。

これはとりもなおさず、二つの二元性からいくと、製造と燃焼の営業を行う二つの部分を1人の人間にすべてトータル管理をさせると。そういう立場が参考人の知事在職中の腹の中にあったと思います。あちらこちらに任せのではなくて、1人に任せようが管理がしやすいと。

ということは、とりもなおさず、そのときの代表者であったこの施設設置者である時の北川知事というのは、自分の考えを聞いた指示したではなく、すべて具体化しようとしてそういう人的配置をされてきたんじやなかろうかと。それをまずもう一度確認したいんですがいかがでしょうか。

○北川参考人 心境を分析していただいて、なるほどなと思いましたが、そういうところを徹底的にということは、あまり認識としてはなくてですね、むしろ実は、さまざまな企業庁を取り巻く課題は多うございました。そして、太平洋セメントの問題等いろいろな問題もございましたので、そういうことに精通してしていわゆるその市町村との関係なんかもよく熟知をしておられる方に企業庁長にご就任いただくことがいいのではないかということから、私としては企業庁長に任命をしたと、こういうことがむしろ強かったという認識でございました。

○貝増委員 冒頭の例えと今の質問から核心に入させていただくのですが、12月1日、当然議会中でございました。そして3月議会が終わって4月21日に知事は退職されたと。こうしたとき、正確に言えば平成14年10月28日から26市町村からの試作品といいますか完成品といいますか、RDFが桑名の施設に搬入されて、燃焼に入ってきたと。試運転されてきたと。そして12月1日を迎えるんですが。

この間、知事を勇退されるまでの間、何回も大きな事故から小さな事件までございました。そして、先の委員にお答えされたように、企業庁には予備指示をし、報告を受けて指摘もし、指導もしてきたと、言しながら一番大事な県民あるいはこの県議会について、そういう回の定期会がありながら説明もなかったと。これがやはり改革半ばにしてと言われるかもわからないですが、一番大事なやめられてから事故が起こって我々も議決した責任もありますけれども、あの時もっと本当に企業庁なりそういった関係部局の報告聞いて指導したときに、指摘をしたときに、議会にもなぜ言えなかつたか、これをもう一度ちょっと確認させてください。

○北川参考人 12月1日前後からですね、4月に至るまでございますが、たしかにいろんな議論をした中ですね、実は企業庁自体もわからなかつたこともあつたと思います。対応の仕方とか、そういうことについては議会からも当時ももっと情報提供するべきであるとかあるいはもっと事前にどうして情報提供できなかつたかとかそういうご指摘もいただいて、何回も企業庁とそういう話をすることはございまして、できる限り先に出していくういうようなお話をしたことがございました。

そこでですね、私ちょっと今、議事録持っておりませんので申し上げかねますが、絶えず企業庁長を中心といいましてあるいは環境部を中心としまして議会には最大限伝えるようにという指示をしておったところでございます。だからその間でご指摘いただいたことは私も覚えておりますので、その点では至らなかつた点は反省をしていかなければいけないとそう思っています。

○貝増委員 自由民主党・無所属議員団は分担制をとっておりますのでもう引き継ぎますが、最後にもう一点だけ参考人にお伺いさせていただきます。今日冒頭でこういう機会を与えていただきて参考人、言われました。そしてオフィシャルの世界でいろんな質疑の中で今、答えられていただいております。

ということは、今日はこれが終わったあと、現地をのぞいて2人のお亡くなりの方、負傷者は全快されているということですけれども、その現場行って手を合わせるかどうか、それをお伺いさせていただきて、質問を終わらせていただきます。

○北川参考人 私もですね、事故が起こった直後にそういうことを考えたことも事実でございます。あるいは今日お邪魔するのもですけれども。

今ですね、総体的にお取り組みをいただいているという立場からいければ、前任者でございますから、私は一線引いていますから、そういうことについてははよ遠慮申し上げ、個人的にご冥福をお祈りしたりあるいは本来こう申し上げたいということでとどめさせていただくことがいいんではないかとそう思っております。

○山本委員 昨年はマニフェストという言葉が流行語大賞ということで、大変全国的に名前がうれましてどうもおめでとうござります。RDF政策の方も今までお聞きをしますと、今日までご苦労いただいたわけでございますが、できれば本当に、RDFのマニフェストも早く作っていただいたらば、今日のようないろいろな事故が起きなかつたかなど、こんなことを前知事の顔を拝見させていただきながら思いを深めたわけでございますけど、その上で少し質問させていただきたいと思いますが、だいぶ重複をいたすかもわかりませんけれども。

企業庁が桑名の広域の方にいろいろRDF構想をですね、平成4年からもしくはまた北川知事時代になってから急速に進められたわけですから、その当時私も県の側の方でいろいろ関係しておりましたから、当時いろんな構想の中では桑名広域が火付けだという当時のその状況の中にはたとえば本当に企業庁の県の方から温水プールを作ろうとか温熱を利用していろんな施設を作ろうというそういうバラ色の構想を一緒に引つけて話をされたもんですから、おそらく地元としても乗ったんじゃないかなうかとこうやって思うわけですけれども、現在はそういうものは何にもございません。そういう意味では、ある意味ではその構想は地元の方としては県の方に押し切られたとか、ある意味ではだまされたというような、こういう思いがあるわけですけども。

知事、その辺のところをご意見があればお伺いし、前知事の本来のRDF構想いわゆる桑名のあの地でどんなようなRDF構想をえがいてみえたのか、ちょっとお伺いしたい。

○北川参考人 時間的な経過がございますので、最初は発電を中心とした発想のときに桑名広域さんとどういうお話をされたかというのは、ちょっと私は十分知らない点があるかというふうに思いますのでその点ですね、いろんなお話を、温水プールとかいろいろなことがあったかもしれません。それについてはちょっと私はコメントできる資格というか立場にはないということでございますが、その辺はちょっと正式な書類なんか持っていましたからその点はご理解をいただいてお答えをしたいと思いますが、そういうお話をあったかもしれません。

あるいはもう資料ないとは思いますが実は平成7年に私が、知事に就任して、いわゆる環境面を重視した政策にRDFを変えていきたいということを徐々に県庁の中で議論を重ねていったところでございました。

したがってそういう中で8月だったと思いますが、早い時期に桑名市をはじめ広域の組合の皆さん方からぜひに。あの当時は処理にものすごくお金がかかっていたということと焼却炉がもう限界にきてたというようなことがあって強いご要請があったんです。したがって、私がRDF化構想に踏み出すひとつのきっかけになったことも事実で、翌年だったと思いますが、しばらく検討させていただいた結果、ぜひですね、じゃあお願いしましょうということで、これは両者の相合いの関係で成立したんだというふうに記憶をしているところでございます。

したがって、私としてはあるときに、あいった施設がくる以上はいろんなことを当然すべきではないかということを桑名広域からもお話をいただいたいて、それは話が私は違うと思いましたから、当時の市町村長さんにお寄りいただいたて、これは両方で真剣に対応することであるから、これに対して何か見返りをということでは断じてありませんということを、相当強く申し上げた記憶はございましてですね、そのあたりはそういうこともあったということはひとつご了承をいただいておきたいと思います。

そしてその後、立地的にも場所的に空いている部分もございましたから、そこを中心として環境に優しいいろんな点ですね、できるものはないかということを県民局を中心に、12、3年ごろだったと思いますが、検討してみてはどうかということでございました。

したがって、その間にいろいろなきさつの中、今ご指摘いただいたようなこともあったかもしれませんけれども、もう一方と一緒に本来の市町村の仕事であるごみ行政に、私どもも関係する以上はそういう立場もちゃんとご理解いただきたいということを申し上げながらやってきたことも、もう一方で事実であったということでございまして、私もご指摘いただいた点もあったと思いまして、私が今申し上げた点も、お含みをいただくというかご了解をいただいておきたいとそんなところが正解じゃないかと思います。

○山本委員 次に進みますけど、水谷委員ともちょっとたぶりますけど、知事は市町村分権をどんどん進めてみましたけれど、このごみ行政というのはやっぱり市町村の専権業務ですから、それを取って、こう進めましたが今でもこれやっぱりこういう専権業務を県の方でやるというのがいいと思ってますか。

○北川参考人 政治行政の中で100%ですね、白か黒かとかですね、二項対立、二者択一ということは言いにくい点はあるかと思いますが、しかし消防とかあるいはごみ行政とか広域にまたがることは避けて通れない課題だと思います。したがって、その寄って来たるべき理由は峻別しないといけないとは思ひながらも今、域内で一つ一つを徹底的に処理できるかといえば、現実的には不可能だらし非効率ではないかなというような点から見まして、市町村行政にかかるることはもっと真剣に判断をしないといけないという前提はもっ強く持たなければいけないと思いますが、そういった広域行政的なことはこれから増える部分があるだろうと、そんな認識でございます。

○山本委員 引継時期の問題をちょっとお聞きしたいと思ってますのやけど、知事は引き継ぎのときには、ある面では形式的に引き継がれたとこういうお話をされましたのですけど、企業庁から作られた引き継ぎの書類というのがあるわけでございまして、それは去年の引き継ぎの時期に作られた中には、例えば製造されるRDFの性状を改善することが市町村の担当者とか施設管理者とか製造するRDFの性状が改善されるように市町村にお話をせえとか。それから貯蔵槽を改造し、貯蔵槽内のRDFの温度監視及び長期の滞留を行わない運用をせよとか。

それから、なお、発電停止の間処理できなかったRDFを四日市等の倉庫で保管していますが、発電所再開後、順次それを焼却しなさいとか。それから異常発熱にかかる負担のあり方についても今後富士電機と異常発熱トラブルにかかる費用とか損失についてはリスク分担に基づき協議をして負担額を決定しなさいとかそういう引き継ぎ事項が企業庁から出されて今の現知事に引き継がれてると思うのですがそんなことはご存じでしたか。

○北川参考人 引き継ぎは短期間でございますから、お互いよろしくということ形でございましたが、その中には厚い引き継ぎ書ということで引き継いでおりますから、その点については私は承知をいたしておりましたし、そういうことで努力もしてきておったということも承知しております。

○山本委員 そうしますと、それを忠実に実行して次の知事が忠実に執行しておったらおそらく今日のような事故が起きなかつたというような気持ちはお持ちですか、お持ちでないですか。

○北川参考人 私は私の在任期間中のことでございまして、その後のことについてコメントはできませんので、それで皆さんでご審議いただくということでございますので、私は私の時期の責任においてそういう努力をしてきたとこういうことでございます。

○山本委員 その程度しかあれかわかりませんけど、それでもう一点ちょっとお聞きしたいんですけども、プロポーザルについてお伺いしたいと思います。

やっぱり県民の声はプロポーザルの選考過程において、技術的にも未完成な、未知の分野であってですね、実績のなかったこの富士電機になぜ決まったのかという。これが大変多くの県民の皆さん方が疑問を持っておわれるわけですね。

それがですね、今となったらそのプロポーザルが技術をいたとところがですね、それがなくて、例えば中部電力なり学識経験者等の知識をいただいてそれで判断を仰がざるを得ないというこの状況になっておられるわけです。

知事としていろいろ今日導入されたこのプロポーザル方式が、今でも良かったのかな、この辺をちょっとお伺いをしたいと思います。

○北川参考人 こういった新しい技術的なことかですね、あの管理も重要な要素であるということからいえば、選択したプロポーザルというのはまあまあそういう形であつたろうと、私は思はせていただきましたところでございます。

したがって技術的にまだ未完成なものであったとかそういうご指摘については、あの当時、これはあらゆる点で言えるかもわかりません。そういったことで、結果的に見れば我々もあるいは企業庁の担当をいたぐ皆さん方もっと真剣にということであろうということを今、振り返ってみてということで、当時としては精一杯の努力をした。しかし検証してみればまだまだ不十分な点があつたというようなことだというふうに思います。

○山本委員 それからこのプロポーザルで、その富士電機が導入をされたということでございますけれども、知事は、入札検討委員会へも参加をせずに、おそらくこの業者の決定にかかわっていないように私ども見えるわけですが、平成12年の2月の25日に三重県RDF焼却発電設備事業提案審査委員会で、一応正式にプロポーザル方式で富士電機に決まりました。

また、同年の10月10日の9月議会でもこれまでいくということで議会で決議されましたけれども、いろいろやっぱり以前から話をされてみえるように、富士電機の役員さんが知事にごあいさつにお見えになつたということよく話を聞くんですねけれども、例えばそういう審査委員会あたりでプロポーザル方式で富士電機に決まりたあとに、富士電機の役員さんが知事に正式にお見えになつたんですか。あいさつに。

○北川参考人 正月なんかにですね、県内の大きな企業の方が何名かごあいさつにお見えになるというときに、富士電機さんもお入りになつたかもわかりません。そういうふうなことがございました。

そのあとは私どもにごあいさつがあったかどうかはちょっと記憶にございませんのでお答えできませんが、私が記憶のないような程度のことだったと思います。

○山本委員 その中で少し、これも憶測になるかもわかりませんけど、そういう役員があいさつに見えて、前知事はそのあとで職員をしかつたというこんな話があるんですが、そんな記憶はございませんか。

○北川参考人 ときどきですね、職員も親切だと思いますけどね、何かの折にこういったことでこの建築やられたとかこういうことで事業やられたというのがあるときには、私も何回かは厳しく言ったことがあります。

それは、そういう形で私どもに紹介とかそういうふうなことはすべきでないというようなことであって、そのことかどうか私わかりませんが、そういうことがありましたですね。

○山本委員 最後にもう一点だけ。富士電機に決まりたということで、いろいろ憶測のお話があるかもしれないんですけど、例えば県会議員さんでそんなような方が一緒にあいさつについて引き回してごられたというそんな話は別にならぬでしょうか。

○北川参考人 正月なんかにごあいさついただいたときに、そういう議員さんとかですね、あるいは関係のいたぐ方がお見えになつたことはございましたから、その中には入つたかもわかりません。日常のあれだったと思います。

○山本委員 どうも終わります、ありがとうございました。

○田中委員長 申し合わせの時間があと5分間くらいになってまいりましたのでよろしくお願ひいたします。西場委員お願いいたします。

○西場委員 前知事、お久しぶりでございます。このように久しぶりにお目にかかると8年間のいろんなことが思い出されまして、ある意味ではあの8年間なんやったかなど。そのような思いにもかられるんですが、今、他の委員からも言われましたようにこの8年間の総括というのがですね、やっぱり我々としても大事かなと改めて思っております。

改革ということで三重県中走り回られて、いつの間にか走りすぎていかれたんありますけれども、その中で取り組まれたことの多くありますけれども、この環境政策、環境先進県ということで取り組まれた部分の中で、RDF事業にかかわられた部分というのは非常に大きい。北川県政の中の最重要政策と言ってもいいんだろうと、就任からご退任までの間、終始、もちろんいろんな他の課題もあるんですが、この問題にずっとかかわられてきたわけですね。北川県政とこのRDF事業というのは切っても切り離せない関係性があるということをこういう事態になって今日この場に臨んで改めて思はせてもららうところであります。

このRDF発電を所管する企業庁、これは日常の管理業務を総括していく立場であります、その総括責任者は企業庁長ですが、その任命は知事にあって、設置者、そういう意味においてこれから重要な判断というのは設置者の方に委ねられていると。こういうようなことを今までの議論の中で聞かせてもらってきております。

そのときにこの我々が、設置者としての責任ということを委員会とか本会議でいろいろやっていく中で、昨年の5月にこの北川さんから野呂さんに引き継がれておる。こういう状況になっておるだけにですね、その設置者としての責任の所在というもののが、非常に議論の中であいまいになってきておるわけであります。

その中でいろんなところでこの話を現知事とする中で、現知事が言われるのは、今、昨年の5月から就任したとはいえ現在は私自身が現知事であるので、設置者としての責任は私にあるという気前のいい答弁といいますか説明をしておられるわけですが、この知事の責任所在という問題について8年間にわたっていろんな場面場面で重要なポイントのところでかかわってこられたそのかつての知事としてこの現知事の責任所在発言についてどのように感じられるかお聞きしておきたい。

○北川参考人 私は前任者の知事といたしまして個人的に申し訳ないことになったというようなことで責任を感じております。したがいまして8月の事故というのは新たに発生した事故ということを前提でいきますとそのことについて過去のことも含めて総合的に知見者の方のご意見を聞いたり、あるいは現実の問題をどう判断したりということで、総合的に現体制でご判断をいただくことが一番正しい思います。

したがって私はそのあたりについては100%言っていいか、全く知らない状態の中で私がそのことについて言及することは控えるべきだということを思っておりますので、先ほどからもそのようにお話を申し上げました。

○西場委員 先程からのお話の繰り返しでございまして、それ以上はお聞きできないかなとう思うんですが、であれば個人的責任というものをどのように考えてどのように取られるか、どのように今、考えておられますか。

○北川参考人 個人的にも前任者といたしましてもお二人が亡くなられ多くの方が負傷されて、あるいはいろんな点で県政執行上ですね、不信感を持たれたりとかいろんな迷惑がかかっているということについては、やはり前任の知事といたしましても責任を感じまし、亡くなられた皆さん方に個人としても私はお悔やみも申し上げなければならないし、まことに申し訳ないなという思いもございますとそういう意味で申し上げております。

○西場委員 事態が大変深刻な状況に結果としてなっただけに、やっぱりいま一歩、思いを深めてこの個人的責任というものについて考え、そして行動していただきたいとこんな思いをいたしますので、率直に意見として申し上げたいと思います。以上でございます。

○岡部委員 無所属。MIEの岡部でございます。の方から二点ほどと永田委員の方から一点ほどお願ひいたします。もうほとんどの委員の皆さんで重複するかわかりませんが、簡単にご質問させていただきたいと思います。今回ですね、今のご答弁で平成7年にRDFのことをということで最初に言われましたけれども、私の記憶によりますと、津市の大里の方で、いわゆる中部、今のサイエンスシティの一角で、RDFをという話があったように思うんですよ。その時期が平成7年かどうかわかりませんが、この7年の時点で北川さんは、これを取り組まれたというか、最初にやられたのか。それとももっと以前にその話があったのか。またその時期的なものがちょっと私わかりませんけれども、たしか大里の方でもそういう話があって、検討して中止になつたということがあります。その時点が7年かどうかわかりませんが、この7年のときに初めてRDFというものを北川さんは知られて進められたのか。

もし國の方からですね、指示があったとすれば、どなたから「北川さん、こんなんやってみやんか」という話があったのか。ご記憶があればお聞かせいただきたいなと。

それからもう一つは、これは三重県の、我々の、事故で2人がお亡くなりになって、7人が死傷したということで、クローズアップされておりますけれども、先程冒頭に萩野先生もお話しましたけれども、全国の各地で大なり小なりの事故は起きるわけ

ですね。そうすると、国の指導あるいはそれによってやったわけだと思いますけど、国も県もそれから専門業者である委託先の富士電機も、あまりにも認識不足であったということを言わざるを得ない。

そういうことからいきますと、私は、国にも大きな責任があるんではないかなと、こう思うのですが、その辺のご見解はどうか。

それからこういう事故が起きて、そして専門業者である富士電機ではなくて、今、山本議員もおっしゃいましたけども、いわゆる中部電力さんにお願いをして、そしてこの事故の原因調査にあたつていただいた。その結果において、何点かの不備が出てきた。もしこの不備が、いわゆるきちんと安全性を確認されて、スタートして、このまま何もなければ、いわゆる現在、わからないまいにやつたということになるわけです。

いわゆる技術的にわからないまま、審査委員長もおっしゃっていた、発展途上の段階でありますよと、このRDFは、それについて事故が起きた。調査をした結果、中部電力さんに調査をしてもらった結果、何点かの不備が出てきた。それについて、うまくいくとすればわからないまま開始したということになります。そうするとこの事故は、人為的な事故であるとこんなふうに思うんですが、北川さんとしてどう思われますかお聞きをしておきたいと。まずその二点です。

○北川参考人 RDFの問題はですね、平成4年からスタートしていると思います。それでそのときは、やっぱり津管内の今ご指摘いただいたようなところを中心にいわゆる発電を含めてどうするかということ、さらにそのころに既に焼却炉の更新の時期があつたということがあって、大変な議論がございました。

そして河芸町からの反対等々があって、サイエンスシティへも断念をするというような状況の中で、私は平成7年に知事に就任をしているとそういう流れがございました。

したがって、私はそれを受けて、いろんなNEDOとか化学的な知見とかその時点で調査されたこともございましたので、そういうことを踏まえて検討に入らせていただいて、やはりこれもしRDFを進めるとするならば、むしろ発電とかそういうことでサーマルリサイクルが必要なんだけども、むしろ環境負荷低減にエアートを置くべきであり、もう一方で、市町村の皆さんに環境行政としてもっと深い関係を持ちながら一緒にということが必要であろうというようなことでございました。

その中で桑名広域からですね、土地の問題も含めてさまざまな問題がございますから、ぜひあとでRDF発電等はお引き受けをいただきたいというようなご要望もいただいて、そんなことを今度改めて検討してそして翌年にお引き受けさせていただきますというような返事をしたような記憶がございますので、流れとしては平成4年からスタートして、そして7年に私が受け継いで、そして今日に至っているというふうにご理解をいただいて結構かと思います。

さらに國の方の指導も誰からかというのは、実は國から直接私の方にということではございませんで、4年、5年、6年という経験もあり、私が7年に就任してからいろいろ勉強してそして私が國へ行ったことも事実でございまして、一緒にご指導もいただきましたご相談にも乗りますいは新しい法整備をしようとか補助金を作ろうとかあるいは交付税措置が充當できるようにとか、そういったことについては相対の関係といいますか、のようなことでご指導いただいたといえばそういうまでのことであります、と一緒に作り上げてきたということにもなろうと思います。

当時私も含め國もですね、当時から県議会でもご指摘をいたしましたが、未完成な部分があったことは事実だと思います。だからこそり上げていてこうというようなことでやってきておりますので、國におかれましても新しいことで試行錯誤があつたというようなことからすればですね、共にこれから解決方にご努力せひいただきたいというふうな認識でおるところでございます。

さらに新たに知見者とか中部電力さんで原因調査をして、何点かの不備があったと、こういうご指摘をいたしているという点でございますが、そのことを含めましてですね、トータルの話は、時間的な問題とか総合的な知見の問題とか、あるいはどちらがどうやったというのは総合的に判断してコメントすべきことだと思いますので、私が今この場でですね、ほとんどそういう状態はわからない中で答弁するということは、よけいな混乱を招く可能性があるということで、私自身も知らない部分がほとんどでございますのでご遠慮させていただきたいということを了承いただきたいと思います。

○岡部委員 時間もありませんので。お答えにくいかわかりませんが、爆発事故が起きて我々の委員会で富士電機さん委託業者を、呼びました。事情もお聞きしました。その時点で、いわゆる「こういうことが起きると夢にも思わなかった」。県からも聞いていなかった」という業者に対して再度また委託しようとしておるのですが、お答えにくいかわかりませんが、北川さん個人としてどうですか。

○北川参考人 現体制で十分ご検討いただきたいと思います。

○永田委員 それではもう時間もありませんので。参考人にはお忙しいところ本当にありがとうございます。私も参考人さんは8年間一緒に議員として県政に携わらせてもらいました。

爆発事故のあの日に県民の1人から「またやったぞ」という電話が携帯に入ってきたいまして、えらいことしたなと一瞬そう思いました。それからいろいろ考えますときに、県政史上に大きな過去を残してしまったなど、この、実は、思いであります。そういうことですね、ここに参りまして、よく考えてみますに、萩野議員からもおっしゃられた、他の委員さんもおっしゃられておりましたけれども、やっぱり一つには技術的な情報不足だったんじゃないかなと、これにつきるのかなという感じですね、おります。

例えばこの水分の問題。あるいは粉体の問題、カルシウムの問題、これがやっと昨日の特別委員会で議員に明らかになってきたわけですね。

そしてもう一つは、2人の死亡事故。この問題についても委員会で申し上げたと思うんですが、あの状況の中で、タンクの上から消火をさせるということは考えられないことなんですね。可燃物を入れたタンクを消火するのにその上に乗せて消火するなんて、あの方法は、考えられないことなんですね。それが実際に行われてしまってあのような痛ましい事故になってしまったと、こういうことを考えていくと、まさしくこれは技術情報不足につきるなあと、こういうふうに思えてならんわけですね。

そういうことを考えますときに、私は、今も議論がありましたプロポーザル方式、その中で、審査員、学識経験者、3人いらっしゃるんですね。3人もいらっしゃって、それなりの学識経験を持った方々が審査していくらしいます。そういうことの中で、今度その技術情報のそんな情報はなかったのかどうかと、これ非常に疑問でならんわけなんです。その中で、

例えばRDFの水分がですね、これは世界にも起こられることだったということですし、あるいは日本の中ではかなりもう事故も起きているわけですからそんな情報はなかったのかなと。こういうふうな思いであります。

それやこれや考えてみますときに、こういうやつぱり技術的な情報不足から起きたな、それがですね、考慮されないままにこういうふうな実施にうつってしまって事故に至ったと。こういうふうに思えてならんのですが。いろんな議論の中から技術的な情報という、技術的な面について解決されたといいながらも、どうもそこにあったのかなという思いでならんのですが。

さて、そこら辺で、時の知事さんの見解だけね、所見だけお伺いしておきたいなと思います。

○北川参考人 その時々にはですね、技術的なこととかさまざまなことを総合的に判断をしてきたんだと思います。しかし結果として、爆発事故が起こり、多くの方が死傷されたということからみましたら、至らない点があったのかなというようなことを個人的に思はせていただいております。

したがって、すべてのことについて今後も慎重に対応しないといかんだと改めて肝に銘じさせていただいたというような、個人的な感覚を申し上げさせていただきますとそんな感じをいたしております。

○永田委員 反省ということになっちゃうんですけども、やはり環境先進県として走ってまいりまして、その中の一つはごみ政策であって。ごみ政策で一番大事ですね、省資源型のしかも再利用、これは発電という、これはもう非常に考えてみてもすばらしい政策であったと思いますが、やっぱりちょっとそこら辺でですね、走りすぎてしまったのかなという反省のもとであります。今後はこういうことで、いろいろと県政の場でそういう事態が発生する中で、こういう点については十分にいい反省材料として与えていただきたいなと思ってなりません。以上でございます。終わります。

○田中委員長 ほかに特にご質疑。松田委員お願いいたします。

○松田委員 今日の特別委員会、いわゆる事故調査特別委員会なのですが、ここへ前知事が来ていただくことが本当に事故の調査につながるのかどうかといいわゆるこの委員会でもいろんな議論がありました。

今回2人の方が亡くなっていて、死傷者が7名ということで、その方の思い、そして地元の思い、広域でこれを取り組んでいただいている方の思い、そういう思いがですね、前知事などのような考え方で進めていたのだろうということに、県民の思いに応えるのこの委員会のひとつあり方なのかなという思いで今回来ていただいたと。ですから調査以外のご質問もいろいろ多岐にわたってありました。

しかしやはり私ですね、来ていただいたのはいかがかなと思っていたんですけど、やはり今の思いというのに答えていただくといふことも大きな我々の仕事なのかなということを踏まえてですね、あえて質問させていただくのですが、今、前知事、北川知事がですね、いわゆる事故が起きてから100日あまり経って、今日はもっと経っておりますけれども、先ほど何べんもコメントする機会があつたけれども、個人とまた公という意味でそれを差し控えられたとどうおっしゃられました。100日ぐらい経って、12月8日だったんでしょうか、いわゆる特別委員会が終わってから副知事の方にですね、いわゆる大変な事態になっているということを聞いたのでということで、あえてご連絡をいただいたということで、今回こういうふうな形になったということなんですね。私はそれまでに何回もコメントしていただく機会もあつたと思うし、今言っていたくようなことをコメントしていただければいいと思いますし、もしその、何回もこの委員会でも参考人でということで、隣の水谷議員さんなんかもご指摘ありました。委員会の情

報を聞かれて、副知事に言われたということであるのであれば、それまでに何回もあつたわけですけども、100日経つてですね、あえてご自分から副知事の方へですね、かかる事態になってということで、この委員会に、いわゆる出てもいいぞというようなご返答といいますか意見といいますか考え方、きたわけですけども、そこ辺のところちょっとご説明いただきたいと、そのように思います。

○北川参考人 実はですね、私は委員会で何が行われているかとかそのことについて全く知りませんでした。そこでですね、12月3日か、少し日時がずれているかもわかりませんが、ここでですね、野呂現知事がご出席をいただいたて、その席ですね、私の参考人招致が決まったやに、という前提で、記者の方から知事室長などなたかにお訪ねがあってコメントをということだったと思います。そのときに私は、具体的なことはわかりませんからね。だから今はコメントは差し控えさせていただきたいという返事だったと思いますね。

翌日ですね、私は新聞でしたかね、何か、正式に決まったというようなことがありますね、そのときも委員会で私が決まるということを聞いていたのですが正式なことではなかったもんですから、新聞情報で私が知り得たんだと思います。これは正式に決まったとするならば、しかも野呂現知事さんが招致されたということになって、私にもその結果、招致が決まったということになれば、これはやっぱりできる限り早くですね、お邪魔をして、私からも意見を、考え方を申し上げる機会、あるいはおわりを申し上げる機会があればと思って、あの当時少し忙しかったんです。それで最短の時期がですね8日でしたか、そういう時期でお願いできたらということでございますから、委員会の内部を事情を承知した上でということではないに、正式に私の招致が決まったということが私にわかって、その上でやるときにお呼びいただくとすれば、前任の知事とどうなことでございますから、直接私、今、県議会の皆さんとどなたともお話をしなかったものですから、私が直接ですね、議会にお話するのがいかがなものかと、こう思ったものですから、これは特別職の方にお願いして、知事室の方でお願いするのが筋だと思ったものですから副知事の吉田さんにですね、お願いをして、知事のご了解をいただいた上でご手配を、議会とのですね、お手配をいただけませんかというの、私がお願いしたというの実情でございますので、実内は、それまでの委員会を熟知してとか、そういうふたんびん知っていたかということではございません。したがって正式に決定したことを受けて、それならば私としても公式にお話ができる場面ができたという認識で吉田副知事さんにお願いをしたというのが実態でございますので、ご了承いただきたいと思います。

○松田委員 知事に今のお話を聞きまして、なにかどこかできちんと説明ができるところがあつたらいつでも行きたいというようなお言葉があつたものですから、委員会のですね、動向を見て、もっと早いお言葉をいただいたいといふのかなというような気もあつたもんですから、そのように申し上げました。あと一点いいですか。前知事にお伺いするんですけども、この環境情報、標榜してきたわけですけれども、その標榜を重視するためにこの事故が起つたのではないかなというようなことを率直に今、考えていらっしゃるのかどうか最後にお聞きしたいと思います。

○北川参考人 結果としてそういうご指摘いただくこともありますが、しかし新しい時代の価値体系を作っていく上です、そういう政策というのは重要だというような認識でやってきたということでございます。

○田中委員長 ほかに特に木田委員お願いいたします。

○木田委員 時間が過ぎておりますけれども一問だけ聞かせていただきたいと思います。世間にこいつらの考え方があります。北川知事がやめられてこんな大惨事が起つた。北川知事は大変運のいい人で、野呂知事は馬鹿を見ている。こういう考え方もあります。そういう中で、私たちの質問に対して、野呂知事は「責任は全て私にある」と、こういうふうに言われております。そういう意味から言いますと、北川前知事は野呂知事に対してですね、もう少し思いやりがあるってもいいんじゃないかな、ということを私は感じきました。そして、今日のお話の中で、「総合的なことはよく解からないから、私は発言をしてこなかつたし、また今日も差し控えさせていただきます」ということをされましたけれども、本当に野呂知事のことを考え、亡くなつた人のことを考え、県民のことを考えるんであればですね、総合的なことを、勉強して知ってここへ出られるのが、私は本筋だというふうに思うんですけども。その点について一点お伺いします。

○北川参考人 公式な立場とですね、私的な立場というのは、現にやっぱり分けて判断しなければいけないという思いが非常に私には強うございます。したがいまして、現体制でいろんなあらゆることをですね、総合的にご判断いただいたて、やられるときに、例えば指示系統が二元にあって、解決がうまくいかない例えば、それは逆に混乱を起すであろうとか、そういうことでござりますので、私として、個人的な思いは、さまざまございますけれども、こういった立場の中で、現体制がおありの中で、私がコメントをするということは、むしろ逆効果だというようなそういう点ですね、私はそういう思いでありますので、その点につきまして、ご了承をいただきたいと思うところでございます。

○田中委員長 あと特にございませんでしょうか。無いようございますので、以上を持ちまして、本日の調査を終了いたしました。北川正恭氏におかれましては、長時間まことにありがとうございました。

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成16年1月27日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長

田 中 覚

[▲ ページのトップへ戻る](#)

ページID:000019197

問い合わせ先: 県議会事務局

電話:059-224-2877／ファクス:059-229-1931／E-mail:[gikaik@pref.mie.lg.jp](mailto:gikaik@pref.mie.lg.jp)



Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.  
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

## 三重県議会 Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成16年3月10日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

### 平成16年3月10日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

#### RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (開会中)

開催年月日 平成16年3月10日(水) 自 10:03 ~ 至 11:55

会議室 第601特別委員会室

出席委員 13名

委員長 田中 覚君

副委員長 藤田 正美君

委員 日沖 正信君

委員 松田 直久君

委員 水谷 隆君

委員 三谷 哲央君

委員 貝増 吉郎君

委員 木田 久主一君

委員 山本 勝君

委員 西塚 宗郎君

委員 西場 信行君

委員 岩名 秀樹君

委員 永田 正巳君

欠席委員 3名

委員 岡部 栄樹君

委員 芝 博一君

委員 萩野 虔一君

出席説明員

〔企業庁〕 企業庁長 鈴木周作君

総括マネージャー 小林和夫君

RDF発電特命担当監 藤森荘剛君

参考人 渡邊耕三君 その他関係職員

傍聴議員 0名

県政記者クラブ加入記者 9名

傍聴者 1名

議題又は協議事項

1 事故原因を踏まえた安全対策・今後の進め方・国庫補助金について

(1) 契約制度のあり方

(2) 再発防止に向けた組織体制

(3) 今後のスケジュール及びチェック項目

(4) その他

#### 2 委員協議

・今後の委員会の進め方

・県内調査【3月18日(木)現地調査】

・その他

#### 【会議の経過とその結果】

##### 【閉会宣言】

1 事故原因を踏まえた安全対策・今後の進め方・国庫補助金について

(1) 当局説明

(鈴木企業庁長)

(2) 質疑・応答

○水谷委員 資料1の1番最初の、爆発原因のところで、何らかの火種と、こういう話、当然、特定をされていないわけですけども。私が非常にだわるのは、前企業庁長、瀧田庁長のときに、確認をさせていただいた。要するに、サイロの下にバーナーで穴を開けて出す作業があったと。これは、瀧田庁長に2回私質問したんだけども、確認してないと、聞き及んでないと、こういう返答だったんですよ。非常に、爆発原因になるかどうかわかりませんけども、そのへんは、鈴木庁長としては引継ぎをされているのかどうか、ちょっとそのへんお聞きしたいんです。

○鈴木企業庁長 この爆発の直接の原因につきましては、何らかの火種から引火をしたということが、各國、あるいは事故調査委員会からの報告で指摘をされておりますが、やはり、特定は、現在のところ私どもが聞いておる中では出ておりません。警察のほうで、捜査の中でも行われておるかというふうに思いますが。したがいまして、私自身としては、これが火種であるということを、現在申し上げるだけのものを持ち合わせておらないというのが現実でございます。

○水谷委員 要するに、火種云々じゃなくて、バーナーで、下にサイロの穴を開けたということに関して、この作業に関して、瀧田庁長は「確認していない、そういう行為はなかった」と、こういう返答だったんです、2回ね。それは、鈴木庁長としてはどういうふうにお聞きしているかということです。

○鈴木企業庁長 私自身は、今いろいろ検査が行われておりますので、事実がどうであったかというのはこれから明らかにされるのかなということでお答えできません。

○水谷委員 そうするとね、こういった行為が事故調査の中にインプットされてなければ、非常に、原因調査の妨げになると思うんですよ。だから、そのへんは、私としてはきちっとした形でなされるかどうかを報告すべきだと思うんですけどね。そのへんの確認は、鈴木庁長としては、なされてないわけですか。

○鈴木企業庁長 報告書の中では、そういうことも、いくつかの理由の一つとして挙げていただいているので、一般的なご認識としては、それぞれ各ワーキングなり、調査専門委員会お持ちであったのかなというふうに思います。

○水谷委員 そうすると、庁長としてはそういった作業をしたということを認めると、こういうことですね。

○鈴木企業庁長 私から申し上げたことはございませんですが、各調査委員会等ではそういうこともご検討されていらっしゃるというふうに理解をしています。

○水谷委員 時間の関係ですけどもう急ぎます。スケジュールのところでちょっと教えてください。私ちょっと、聞き間違えたのかもしれませんけども、要するに、試運転をやって、その後、資料6ですか、住民説明、あるいは議会説明をした中で、それが

終わってから監視運転に入っていくと、私は解釈をしているんですけども、そのへんは、明確に書いてないもんで、どうなんですかこのへんは。

○鈴木企業庁長 試運転が終わりましたら、監視運転に入させていただきたいというふうに考えておりまして。したがいまして、監視運転の行われるのと並行した形での報告会ということを現在は考えております。

○水谷委員 そうすると、試運転が終わって、そこで一旦切るわけじゃなくて、そのまま監視運転に入していくって、その間に議会説明、住民説明をしていくと、こういうことですか。

○鈴木企業庁長 結果としてはおっしゃるとおりでございます。

○水谷委員 それはちょっとね、きっちりした形で、一旦そこで区切っていただきまして、試運転の結果、住民報告という形でちょうども、説明をしていただいて、納得するかせんかは別として、一定の理解をそこでいただくと、いつもおっしゃってるようだ。そういう形の中で、次に監視運転に入していくのが、私は一般的な考え方だと思うんですけども、そのへんを、ぜひそういうふうにやっていただきたいと思います。

○鈴木企業庁長 現在のところは、試運転に問題があつてもなかつても報告会はさせていただかんといかんと思ってますが、試運転の結果問題がなければ、そのまま、火を一旦落としますと、また立ち上げるのに時間を要するとかいうふうな議論もございます。あるいは、RDFを早く、処理を少しでもさせていただきたいという思いもございますし、さまざまな改修等の結果も確認もしたいということで、引き続き監視運転に入させていただくと。報告会は、4月上旬あるいは中旬という形になろうかと思いますので、監視運転が行われている中の報告会ということを現在は考えております。

○水谷委員 時間がありませんので。私としては、一旦そこで区切りまして、やっぱり住民の説明をきちとした中でやらないと、次に何かあったときは大変なことになりますので、そのへんは、ぜひ私の要望としてお願いしたいと思います。以上でございます。

○岩名委員 今の水谷委員の発言について、関連して申し上げたいんですけどね。私も、やはり一旦試運転が終わったところで、期間をおいてきっちと地元の説明なり、世間の方々も納得するような、あるいは、事故に遭われて命を亡された方々にとても納得のいくような状況を作つて、その上で、私は、監視運転であなたたちは変わつた名前言うけども、実質、これ再開と一緒になんですからね。あなたね、今、火を1回おとすとまた手間かかるて、原子力発電じゃないんだからこれ。たた1日で温度が上がって、そしてRDFを投入できることは、17日、18日で明らかになるわけじよ。そんな手間を厭んで、そして、そういうきっちとした説明責任を果たさないということは、これは怠慢だと私は思います。

まず、この問題について、いろいろあなたたちは、誰もこれ責任とてないんですよ。それが原点なんですよ。そういうことに対する県民の多くの不満、不信がある中で、こういう、あなたたちは、とにかく、今度17日に火を入れたら、後ずるずると既成事実を作り上げていくようなやり方は、われわれとしては了解するわけにいかないと思います。まさに、今までやってきているところをみると、不誠実極まりないと、私は思ってるんですよ。

例えば、補助金の問題にしても、あなたたちはここにいろいろ書いてるけども、私や、他のこの中の人が、東京へ行って経産省や、あるいは環境省に確かめたところ、補助金返還しなろんて言ったことないって言ってるんですよ。これは私だけじゃない、みんな聞いてるんですから。3月までにきっちとしないと、補助金を返還しなきやならないって、あなたたちは何回も言ったじゃないですか、私たちに。そして、そういうことをこにして、再開を急いでいるという、このことは不誠実そのものだと、私は思うんですね。

今回、この資料を出してきてるけども、いろいろ今までのいきさつも出させていただいてますけども。例えば、資料の2、これは「特別委員会の指摘事項及びその対応」というところだけど、1番上にごみ処理費、これ市町村のごみ処理費は膨大なものになつたところを、われわれは心配してるのは、最初から。ですから、この動向について詳細な調査をして、報告してくれと、資料くださいということを言ってるんですね。あなたたちの対応の欄を見たら、調査しましたと書いてあるだけ、われわれに報告したと書いてないじゃないですか。われわれも実際見たことないです、そういうもの。これは、まさに不誠実と言わざるをえないんじゃないですか。情報をひた隠しにして、こういう大きな事故が起こつたのに、未だにそういうことをやっていることは許し難い話ですよ。

それと、私がここで申し上げておきたいのは、もし、試運転が終わって、期間をおいて住民説明会等をやるときに、あの、笠倉先生という方がいろいろ新聞等でも取り上げられておるんだけども、あの人は、どうも推進派で、パリパリの推進派が客観性をなくした中で、いろんな地元へ説明をしておるらしいんだけども、これに対して、私の耳にも、もっと公平な人を選んで欲しいといふ要望があるので、これひとつ申し上げておきたいし、改善してもらいたいといふふうに思います。

それとか、このRDFをあなたたちは一生懸命に今住民の同意を得て、もう一回再開したい、そして、今堆積しているごみをなんとか早く解決したいと思っておられるんですよね。そういう中で、知事がごみゼロなんてことをまた一方で言い出してるわけですよ。これもつじつまの合わない話なんですよ。これ方向性が全然違うんだから。こういう混乱するような発言をさせるべきではないと、私は思うんです。これについても、環境省あたりの見解は、われわれの意見とほぼ一致していたことを申し沿えておきたいと思います。以上です。

○鈴木企業庁長 たくさんご指摘をいただきまして、私どももご指摘をいたいたことに、例えば、先ほどの市町村のごみ処理費等、十分に対応させていただけないのかなと思います。一生懸命やらせていただきます。またご指摘をいただきたいというふうに思います。

また、その他の国庫補助金等につきましても、私ども、これまで、主として私どもの場合は経産省ということになるんですが、何回かお願いをさせていただいておりまして、当初厳しい議論をいたいておったことは事実でございます。県議会等でもご議論いただき、国へもご発言をいたぐるという状況の中で、少し道が開けてきたのかなという形で、今、そういう方向で議論をしていただいている状態になってまして、私ども、ある意味では、少し気持ちが皆さん方のおかげで前へ展望が開けてきたのかなという思いで、仕事をいたしております。さまざまご指摘をいただきながら、誠実に取り組んでいきたいというふうに思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

○岩名委員 それだけ。私は、今水谷さんが言った、期間を置いて、そして説明をすべきだと。あなたたちは、われわれに説明をすると、こうやっていろいろ説明するんだけど、要是ガス抜きしてはあって、言いたいこと言わせとけと。で、俺らの思うとおりに進めていくんだと、全部。そういう、これは因式じゃないの。これは委員長、どうしてもわれわれの、これだけの意見を聴いている以上は、われわれの意見を忖度した形で、ある程度実施してもらわないと。ただ、ガス抜きにわれわれを使われてたんじやたまたもんじやありませんよ、これは。だから、そのところ明確に言ってください。期間をおいて、きっちと住民に説明するのかしないのか。

○鈴木企業庁長 先ほどの繰り返しになるんですが、市町村のごみが、一方で大きな経費を使って外へ持ち出しているという状況の中で、少しでも処理をしたいと。それをしながら、監視運転をしたいという思いが、私は現在のところもっております。そういう意味では、ぜひ、安全を確認した後、市町村、一旦止めてしまつますと、長期に止めると、また前回のような保管措置というような議論も出てきてしまうわけでございますけれども、市町村のRDFの処理もまたできなくなつて、大きなお金もかかるという状況を、ご理解をいたいて、監視運転という形で続けさせていただきたいと、私自身は、今思っております。

○岩名委員 すぐにごみが堆積する、あるいは市町村が困ると言うけど、これは最初からわかることであつて、そのこと以上に大事なことがあるでしょう。人の命を奪つたという大惨事を起こした当事者が、そういう暢気なこと言っていいんですか。やっぱり、これはもうちょっときっちとした対応しないと、これは県民の理解を得られない、私は思います。これは委員長に申し上げますけど、委員会の委員の皆さんにご意見を伺つていただき、みんな、委員会の方向というものを方向付けてもらうわけにいきませんか。そのことについてね。

○委員長 今後のスケジュールですね。

○岩名委員 今度の、今、水谷委員が言つたように。私も言つてます。いわゆる、試験運転が終わつたら、それを住民に説明することは、当然大事なんですが、その間は火を止めるというのは常識だと私は思うんですよね。あくまで試験なんだから。試験と監視運転と本格再開が、どこが、ぜんぜん区別がつかずに、そのままなし崩しにやるというのはおかしいと思うんですよ。だから、私と水谷委員はわかつてますが、他の先生方の意見、いっぺん訊いてくださいよ。どうですやろ。

○田中委員長 これ、今訊かせていただいたほうが、後の委員協議でよろしいですね。

○岩名委員 ジャア、それでもいいです。

○西塚委員 先ほど岩名委員もおっしゃられましたけど、試験運転にても監視運転にても、いずれにしても再開するわけですよね。再開するにあたつて、私は、事故が起きたときの責任と言つて、それが未だに明らかになつてない。けじめつけないままに、するするといふのがどうなんでしょうかと。そんな疑問を、まず持つておるんです。そのへんちょっと。

○鈴木企業庁長 この点につきましても、県、あるいは企業庁としても、当然、こういう大きなことになりましたので、責任については強く感じておるところでございます。その責任のうちの一つは、やはり、安全にやるということもその責任の一つだと思いますが、もう一つは、この事故そのものに対する責任ということございます。以前、知事も議会等でもお答えをさせていただいたかと思いますが、地方公務員法に基づいてということになろうかと思います。地方公務員法上の制約等も考慮し、原因等が、もう少し警察の捜査等で行われておりますので、そういう状況も見ながら、適切な時期に対処させていただきたいというのが、知事のご説明思いますし、私自身も現時点ではそのように理解をいたしておるところでございます。

○西塚委員 警察で、事故原因というか、今調査してもらってるんですけども、その結論が出ないと、地公法上の処分もしないと、こういうことになるんでしょうか。私は、職員処分せえとそんなこと言つうつもりはないけれども、責任の所在をきちっと明らかにしないと、先だっての住民説明会でも、なかなか住民の方納得してられない。また、今回も試運転の結果報告をされるわけですけれども、そのことについても、どこでもけじめをつけないままに、どんなに説明してもらって、なかなか納得してもらえないんじゃないとかと、そんなふうに思ってますので、警察は警察いろいろやってもらっとるんでしょうねけども、それは違った形ででも、なんとか責任の所在明らかにすべきだと思うんですけど。

○鈴木企業庁長 企業庁としても、大きな責任があるということは私自身も思っております。今、西塚委員からご指摘のあった点については、そういうご指摘をいたいでおるということを十分認識をさせていただくということで、今日のところはご理解をいただきたいというふうに思います。

○田中委員長 いずれのうちにすることですか。ちょっと意味がわからんで。

○鈴木企業庁長 県に責任がある、企業庁に責任があるということは、これまで申し上げておるところでございますが、やはり、捜査等の動きを見ながら、しかるべき時に、適切にご判断をされると思いますし、私自身もそういう意味では判断をしていくたいというふうに思います。

○日沖委員 再開ということが既成事実化されて、もう進んでおりませんが、次に移っていく議論をする前に、どうしても整理をさせておきたいんで、一つだけお聞かせいただきたいんですが、振り返ってみて、今までも言うんですけども、機会とらえて言うんですけども、振り返ってみて1月26日に特別委員会と全協お世話になってます。このときには、知事が年度内再開ということを口滑らせてしもて、そして、言い直しというか駆明と言ふか、そんなつもりやなかった、十分享に、県民にて言つたか、地域住民でいう言葉やつたか、それは正確にはどちらかやつたと思うんやけども、地域住民の皆さん方に、住民の皆さん方に十分理解をいたいたい上でしか再開のことはしやへんのやということをしっかりと言われたんですね。それは確かですね。それからずっと推移していく、私は地元議員ということもあって、2月12日の桑名での説明会を皮切りに、私も参加させていただいたんです。そのときに、もう企業庁長は、今日理解いただいたて試運転に入らせてもらうんやということを理解してくれという一方的な、申しわけないけども、一方的な、ここでもう理解してくれ、なんとか頼む、という説明をしたわけですわ。私は、まだ、知事が26日に駆明されたのを感じました、ずっとその日まで来つたもんで、いつそうなつたんという率直な感想やつたんです。その感じの方を今まだ持つたまなんです、私ら。いつ、その間にいつ、5か所でしたつけ説明会やられたの、全部でね。6か所ですか。6か所、通り一片の説明会をして、これでもう何としても住民の皆さんに対してもう説明したことにして、理解していただいたということにして、試運転をするんやということを、その方針を、その間にいつその方針を決められたんですか。いつつていうことだけ教えてもらえませんか。その転換期がないと、私ら転換してけないんで、いつなんですかそれは。

○鈴木企業庁長 ちょっと、質問に的確にお答えすることができないように思います。一連の、1月26日に特別委員会で報告をさせていただき、取り組んでいく中で、住民説明会を開催させていたいで試運転に入らせていたいで、監視運転、あるいは本格運転と、そういう認識の下にやっておったことは事実でございます。しかし、各説明会等でいろいろお話をさせていたいくらいは、議会、特別委員会等からいろいろご指摘を受けるという状況の中で、やはり、住民への説明をもう少し、住民なり県議会へのご説明をきちっとさせていただく必要があるということで、現時点では、知事も申し上げておるとおり、この監視運転の中で、監視運転を続けていく中である程度その結果も見ながら、きちんと地元説明会というのを、あるいは議会の報告などをさせていたいで、そこで最終的にそのまま本格稼動に入していくかどうかの判断をすると、こういう流れでご理解を求めていきたいというふうに思つております。

○日沖委員 ちょっと、ようわからんで申しわけないですけども、答えていいのかもわかりませんが、1月26日の特別委員会なり全協、お世話になったその日には、すでに、2月中旬に一連の説明会を6か所やつて、そして、それをもつて試運転に行くんやということは、もう決めてみえたんですね、1月26日には。それだけ教えてください。

○鈴木企業庁長 できるだけ早期に、物事を整理をしていきたいという思いは、私どもには非常に強うございましたが、その時点で、具体的な日取りまで決めていたという記憶は現時点ではございません。

しかし、いずれにしろ早くしたいという思いは非常に強うございました。

○日沖委員 きりがないんで、時間もないんで、もう1回だけ質問させてもらいますけども、お聞きさせていたいのは、6か所の通り一片の説明会によって、もう理解していただいたということに何としてもですね、そして、試運転の段取りに入していくということを決めたのはいつですかっていうことを教えていただきたいんですが、われわれは、1月26日の段階では、知事は住民に十分な理解をいたいたい上でしか再開は考えたらへんと言われたもんですから、その後であれば、いつ、その二十日間ぐらいのうちに、いつそれで試運転いくんや、段取り入っていくんやということを決めたというのはいつですかということなんですけども。

○鈴木企業庁長 ちょっと申しわけないんですけども、住民説明会を早く開いて、それでご理解をいたいた上で、早く試運転に入って、年度内に展望を開きたいという思いが強かったことは事実でございます。

○日沖委員 もう時間ないで、また、ほしたら、すいません。

○松田委員 1点だけ。これ、事故調査どんどん進んてきて、RDFを、こういう事業をしなかつたら事故はもちろんなかつたでしょうし、してしまってからでも、もっと早いうちに、小さい事故があったときにきちっと情報を公開しとれば、僕は事故はなかつたと、こう思うんです。そのときに、ずっとマニュアル見せていただきましてね、事故情報の発信ということを書いていたいでるんですけども、この間も宮川で事故があって、ちょうどあれ全協か何かしていたときに、説明が夕方になつたというようなことで、何も危機管理が生かされてないと思うんです。知事が、情報を知り得たのも2時間後ぐらいだということなんですけどね。

情報なんんですけども、例えば、今から試運転やってて、何か問題が起きた、そうなったとき、起きた時点で情報を、例えればみんなに発信して、するのか。例えはある程度情報を収集して、こういうことだからこういう今かかることになってますって、いろんな情報の発信の方法があると思うんです。僕思うんやけど、いつもきちんと説明せなあかんから、ある程度情報を収集してからやなげられ皆さんに発表せんとか。

例えば、この間の県土整備部なんかでも、全員全協でおるんですね、みんな。それでも、そのときに発表すりやえんやけども、それをまず、事故はどうしてかとか、もしか自分にひょっとして瑕疵があんのちやうのかとかね、いろいろ言い訳を考えようと思うもん、僕は情報が遅くなると思うんです。どういうふうな情報を発信していくのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○鈴木企業庁長 私どもの情報が、これまで不十分であったということは、たびたび指摘をいたいでおるところでござります。そういうこともありますて、3月1日付での人事異動ということも考へたわけでございますが、基本的には県民の皆さんのお安全に関わる事柄でございますので、その種の事故につきましては、直ちに情報を提供させていただく、そういう方向で臨んでいきたいというふうに思つております。

○松田委員 まず、原因がどうやではなく、まず、情報を発信するべきだと思うんです。そういう麻づいたら、住民の方も、全部企業庁というのは出してくれるなど。そこへ安全、安心というか、安心感が出てくると思うんです。

もう一つですけどね、例えば、何かあったときの、これマニュアルができてますけど、その通りに動くか動かんかいうのがあるでしょ。例えば、そういう訓練と言うか、事故があったと、情報はどうやって、いっどん仮定でやってみるとかさ、そういうことはやられたことあるんですか。

○鈴木企業庁長 新しいマニュアルに基づいて、今、内部での連絡方法とか、そういうのを整備をいたしてきております。多く、職員訓練等も含めて、早急に、それぞれ訓練を実施したい。一部、特命監から補充説明をさせていただきます。

○藤森特命担当監 マニュアルを作りまして、早速こういう訓練をせんならんということで、この3月3日、4日には富士電機との、事故状況を想定した情報伝達訓練というのをやりました。

あと、これから予定ですけども、その品質管理に関わります検査の作業手順とか、そういったものの研修を、この11日位考えております。それから、毎々、事故状況のほうから、折からも、消防庁のほうからも、そういうことが提案されてまして、この予防規定に基づいた事故防災組織の確立を重視せよということと、それに対応して、できるだけ頻繁に、早く、そういう実地訓練を富士電機と、それから桑名広域を混ぜたような状況の中でやりなさいということもご指示をいたしておりますので、これもできるだけ早期にやりたいというふうに考えております。

○松田委員 起きたことを、すぐに、皆さんに情報公開するというのは、できるだけ手を使わなくてもすぐできることですから、やつていただきたいと強く要望させてもらつて終ります。

○貝増委員 この資料6、なぜ試運転後の進め方で入ってきてるかと、議会に説明が。今一番大事なのは、本当に県の所有とするために試運転させてくれと、そして、引き取りたいと。そうだったら、引き取りまでの進め方、そして、地元住民対応と。そういう表現で、優しくやればはつきりわかるものを、いろんな意見出し、再開本当にうも連続稼動のための資料やと、何も言わなかつたらその通りかと言われる。でも、今各委員さんの質問にもありましたけど、資料の中でもマニュアルも出してる、検討もしたと、対応もしてる、しかし、資料3で、議会でもありましたけど、環境部にプロジェクトチームを作ると、こういうこともやつてもらつてると、その責任者である企業庁が、これからボイラーも入れて70トンから140トンの、1週間ばかり燃やすけども、今まで一番問題になってる、われわれ東京まで行って裏付けもつててきた、一番大事な燃焼は企業庁と、そして環境部の26市町村のごみを固形燃料にしたその搬入に対するチェックが、どこを探しても一元管理、26市町村で7施設がある。7施設が、6つのメーカーが別々に作られてる、そこを完全一元管理しないことには、他の部門は体制作りはできません、また、という可

能性も出てくる。そこで、だから、一度止めて住民説明、そしてその間に26市町村も、あるいは機械メーカーも全部集めて、チェックをする、そして指導する。その対応スケジュールが組んでないと。うわべはばっかりやって、早くやりたい早くやりたい、これが認められたら監視運転入って連続運転や、っていうんじやなくて、物の搬入についての責任は、このマニュアルの中の一番最後にありますよね、「固形燃料品質に関する規定」。発電所の所長がすべての責任を持つと、チェックもすると、品質管理責任者を選任するとあるけども、これが管理監や参事・特命監はできても、実務の責任者が環境部との連動で、本当に技術者がチェックがどのようにするかというのは、この今までの説明責任がなされてないんですよ。私は、本当にそのほうが、一番もっと大事で、そのへんをこれからの体制の中で、止めてやるか、そしてその間にどういうマニュアルを出すか、それを教えてください。

○鈴木企業庁長 すいません。実は、市町村で作っていただいているRDFの管理につきましては、RDFの協議会、これ環境部も入ってますし、市町村も入っておるわけですが、そこで何回かこの取扱い基準についての議論をすでに済ませてあります。また、先ほど、特命監から少し申し上げましたが、実際にそれがどうなのかということについての研修会も、市町村も入れた形でやろうというふうに考えておりまして。今回の報告でその資料が添付しておらないのは、申しわけありませんが、市町村とはそれぞれ議論をして整理をしてきておるところでございます。

○貝増委員 昔、塙田企業庁長が、時の環境部長の濱田氏と協議をしたときに、この運用に書いて、26の市町村の協議会がある、その下に技術部会がある、そこでメーカー集めて徹底的にやらなければ危ないと。それが大丈夫ですと言った、小林総括はよく知っていますよね、そのときの馴れ初めは。あなたの濱田さんについてたからね、ずっと。だから、そういう一つの流れの中で、なぜ、今これだけ試運転して、県のものにして、議会も承認して欲しいと、監視運転まで入ってきたいと。でも、行くまでの、その一番大事な節目に、こうした議会の説明の中でも、そういう部分を、また敢えて封印してあるんかと。私は、そういう体质がある限り、まだまだ、この事故は、また、監視運転したって起ころんちがうかと。起こさないための体制作りを、多少の時間をかけてもいいんじゃなかろうかと思うんですけどね。そのへんどうですかね。

○鈴木企業庁長 先ほど申し上げたとおり、もうすでに市町村とは議論を始めておりますし、お互いに研修もしようというレベルに来ております。これは、これからも常時そういう形できちつとやっていく必要があるというふうに思っております。

受入れの、製造元のほうも、いろんな基準が今回かかるまいりますので、それぞれの施設でもご努力もいただくというふうに思っております。

○三谷委員 資料6の、施設の改修、これ今改修やっていただきたいわけですね。「半乾式スクラバ改修」とか「アイドルバス改修」とか「2次過熱器交換」とか、これは施設の改修ですよね。それを見とて、今度、資料7を見せてもらうと、試運転のところに施設の改修っていうのが書いてあってね、「2次過熱器取替」とか「半乾式スクラバ改修」「アイドルバス改修」とか書いてあるんですが、試運転というのは、こういう改修したやつがきちんと正常に動くかどうかというものを検査するのが試運転やと思ふんですが、それが監視運転のほうに書いてあるんですね。これ、試運転では、これがきちんとこういう改修した結果がきちんと正常に動くかどうかというのをチェックというのではなくないんですか。

○鈴木企業庁長 改修された内容につきましては、当然のことながら、検査監等がきちんとチェックをしてまいりますが、その防災、いわゆる、銷とかいろんなこと、あるいは付着とかという、長期的に結果を見たいものも、当然ございますので、それについてはこの監視運転の中で細かくチェックをしていきたいと、そういう意味でございます。

○三谷委員 だから、おかしいんですよ。3月25日の完成検査ありきで、それから逆算するもんでも、こんなおもしろいこと書かなくやいかん。つまり、試運転できちつと、こういうものが正常に作動してるということが確認されてから完成検査なんですね。完成検査済んでから、まだ監視運転で、それが正常に動くかどうかというのは、引き続き検査していくなあかんというのはおかしい。だから、年度内ありきが先に立つもんで、こんなスケジュールになってくんやないですか。

○鈴木企業庁長 従来から、どこがその施設を持ってるんだというあたりの責任の曖昧さということも問われておるところでございます。一定のルールできちつと検査をして、それで合格すれば、県のほうに引き取って責任をはっきりしたいと。

ただし、一部改修なり工事が行われておるわけでございますので、そこは瑕疵担保という形で、もし長期的に見て問題があれば整理をしていくと、こういう形で考えておりまして、一般的な手法というふうに理解をします。

○三谷委員 よくわかりません。僕は、試運転っていうのは、そういう改修した結果がきちんと正常に動くように、また、今までいろいろ問題があったところが問題なしに動くように検査をするのが試運転だという理解をしてまして、その結果を待たずに、完成検査をして施設を引き取るというのは、ちょっと理屈に合わないと思います。時間ありませんので。そういうところもきちんと公式の見解を、企業庁出してもらわないと、なかなか納得できないと思いますので、お願ひします。終ります。

○田中委員長 以上でよろしいでしょうか。ないようですので、一旦特別委員会を閉会したいと思います。企業庁には大変ご苦労様でございました。

なお、引き続き委員協議に入らさせていただきたいと思いますので、委員以外の方はご退室をお願いしたいと思います。委員の方は、そのまましばらくお待ちください。お願ひいたします。

## 2 その他

### ・委員協議

- ・ 本日の議論を踏まえ、委員会の総意として、知事及び企業庁長に対し「申し入れ」を行うことを決定。文書等については、持ち回り審議とする旨もあわせて決定。
- ・ 県内調査について 3月18日(木)に現地(三重ごみ固形燃料発電所)調査を行う旨、決定。

### [閉会の宣告]

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成16年3月10日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

▲ ページのトップへ戻る

ページID:000019198

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877／ファクス:059-229-1931／E-mail: [gikaik@pref.mie.lg.jp](mailto:gikaik@pref.mie.lg.jp)



Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.  
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

## ○平成16年第1回定例会 委員会報告（平成16年3月19日）

（田中覚 R D F 貯蔵槽事故調査特別委員長）

R D F 貯蔵槽事故調査特別委員会における調査の経過等について御報告を申し上げます。

本委員会は、知事が「県政的一大汚点である」と発言されておりますように、事態の重大さにかんがみ、議会としてR D F 貯蔵槽の事故に関する原因究明及び再発防止策等について調査を行うため、8月25日に設置いたしました。

以降、3月10日までの間、計10回開催し、知事や企業庁など、県当局に対する調査を初め、発電所の建設・管理運営を委託している富士電機システムズ株式会社や北川前知事を参考人として招致し、調査を行いました。

また、2月17日から18日においては総務省消防庁、経済産業省、環境省に出向きまして、事故原因の究明及び事故後の対応策等について調査してまいりました。

更に、3月18日には、三重ごみ固形燃料発電所の試運転の状況について現地調査を行いました。

この間、昨年10月10日の第3回定例会においては、御遺族への対応、事故に伴う関係市町村のごみ処理の問題、事故原因の究明等について、県当局に中間報告として要望や指摘を申し上げ、また、去る3月11日には、本委員会全委員の意見を集約し、知事及び企業庁長に申し入れをいたしました。

現在、一番重要なことは、R D F 発電施設そのものが、当初の計画から事故を経て、安全性が確保されたかどうか、また、県の失った信頼の大きさを重く受けとめ、いかに県民の信頼を回復するかあります。

そのため、次の6点を重点的に申し入れました。

一つ、試運転終了後、直ちに運転を停止し、完成検査並びに施設の引き渡しを行った後、試験調整状況を地元関係者、県議会等にその内容を説明すること。

二つ、機械施設のすべての安全性や改修効果を確認する試運転を行うこと。

三つ、人的・組織的危機管理訓練を行うこと。

四つ、契約相手方への損害賠償請求を含め、行政責任の早急な検討を行うこと。

五つ、ピット方式やカンバン方式、または関係市町村でのR D F 保管体制に係る新たな市町村の負担を解消すること。

六つ、県下7施設で製造されるR D F 固形燃料の品質管理を徹底指導すること。

その申し入れを受けられ、昨日、3月18日に知事及び企業庁長から回答がありました。

その回答内容につきましては、行政責任の所在が早期に明らかにならないなど、委員会として完全に納得のいくものであるとは言えません。また、施設の完成検査や引き渡しについて、当委員会に対し、その定義や位置付けについて今までの説明が不十分であり、誤解を招いていた感も否めません。

しかしながら、企業庁が監視運転と説明していたものを含む試運転により機械施設の安全性や改修効果を確認できた時点で運転を停止し、かつ、その状態で、試運転結果を含め

た安全確認の結果について県議会、地元関係者にその内容の報告を行うと回答するなど、その姿勢には一定の理解を示します。

知事及び企業庁長からの回答内容を委員会として検討した結果、試運転については、改修効果の確認に4カ月程度必要であること、つまり、最も湿気の多い時期や最も高温の時期など、過酷な条件下でR D F の性状を確認する必要があると認識しました。

したがいまして、8月中旬までには安全性や施設改修の効果が確認できるものと考えますので、委員会といたしましては、運転を停止し、かつ、停止した状態で地元関係者、県議会等に、試運転結果を含めた安全確認の結果について報告することを求めます。

事故の際に消火活動に当たってこられた桑名市消防本部消防士のお二人の方が尊い命をなくされた日は8月19日であります。亡くなられたお二人の方に対し、深い哀悼の意を表するために、また、残されました御遺族の方々に衷心よりお悔やみを申し上げるためにも、8月19日までには一定の結果を求みたいと思います。

重ねて申し上げます。委員会としましては、8月19日までには運転を停止し、停止した状態で地元関係者、県議会等に、試運転結果を含めた安全確認の結果について報告することを求めます。

以上、御報告申し上げます。

## 【参考資料 7】

### 市町等からの要望

- 河芸町議会の「ごみ発電施設の環境アセスメント中止と同計画の白紙撤回を求める決議」（平成6年9月29日） ······ 1
- 河芸町から「ゴミ発電構想と環境アセス調査の再考について」のお願い（平成6年9月29日） ······ 3
- 河芸町から「RDF発電施設建設設計画の白紙撤回について」の陳情書の提出（平成7年1月20日） ······ 9
- 桑名広域清掃事業組合から「ごみ固形燃料化施設に関する要望書」の提出（平成7年8月25日） ······ 13
- RDF運営協議会会員から「三重ごみ固形燃料発電所の稼働に関する要望書」の提出（平成16年7月27日） ······ 17
- 桑名広域清掃事業組合議会から「RDF処理費に関する意見書」の提出（平成17年8月9日） ······ 19
- RDF運営協議会構成団体からRDF処理委託料の見直しに関する「要望書」の提出（平成18年1月19日） ······ 21
- 南牟婁清掃施設組合構成市町議会から「RDF処理委託料値上げに関する要望書」の提出（平成19年12月25日） ······ 23
- 東員町議会から「三重ごみ固形燃料発電所RDF処理委託料の凍結を求める意見書」の提出（平成19年12月28日） ······ 25
- RDF運営協議会構成団体から「RDF処理委託料の見直しに関する要望書」の提出（平成20年1月16日） ······ 27
- 桑名広域清掃事業組合議会から「RDF焼却・発電事業のあり方に関する意見書」の提出（平成21年8月19日） ······ 31
- 桑名広域清掃事業組合議会から「RDF焼却・発電事業の事業主体に関する意見書」の提出（平成22年5月27日） ······ 33
- RDF運営協議会構成市町から「平成29年度以降RDF発電事業のあり方に関する要望書」の提出（平成22年8月30日） ··· 35

- 桑名広域清掃事業組合議会から「新ごみ処理施設建設に係る県の財政支援を求める意見書」の提出（平成26年2月17日） ···· 39
- 桑名広域清掃事業組合議会から「新ごみ処理施設整備に係る財政支援等に関する意見書」の提出（平成28年8月25日） ···· 41
- 桑名広域清掃事業組合議会から「新ごみ処理施設整備に係る財政支援等に関する意見書」の提出（平成30年8月22日） ···· 43
- 桑名広域清掃事業組合議会から「RDF焼却・発電事業終了に伴う要望書」の提出（令和3年11月25日） ···· 45

河議第 215 号

平成6年9月29日

三重県企業庁長

水原恒士様

三重県安芸郡河芸町議会

議長 倉田



平素は、河芸町政の推進に格別のご高配とご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、本日の河芸町議会第278回定例会におきまして、別紙決議を全会一致で議決いたしましたので、何卒よろしくご理解を賜り、趣旨実現の程お願い申し上げます。

## ごみ発電施設の環境アセスメント中止と 同計画の白紙撤回を求める決議

現在、三重県が全国に先駆けて導入を計画しているごみ発電施設は、わが河芸町を含む5市4町5組合（14団体）のごみ焼却施設を固形化施設へ改修することを大前提とし、1日平均523トン～651トンの固形化ごみを一箇所で集中処理する大規模な計画であるにもかかわらず、関係市町村は勿論特に影響のある河芸町や河芸町住民になんの事前協議もないままに計画が推進されている。

ましてやこの建設想定地を事前協議もないまま河芸町に隣接する津市大里山室町ただ一箇所に決定し、環境アセスメントを実施することに対し、激しい憤りを感じざるを得ない。

もとより、ごみの処理はわれわれ市町村に課せられた責務であり、減量、分別、リサイクル等積極的に取り組みながら地域住民の理解のもと、円滑に処理しているところである。環境汚染の問題を考えるとき廃棄物を固形燃料化し利用する等この種の施設の将来的な研究開発が課題であることも十分理解できる。しかし、大量の固形化ごみを一箇所に集中し燃焼させた実証事例もなく、有害物質ダイオキシン類等の除去技術も未開発、更に一箇所に集中すれば固形化ごみ運搬車輛は2トン車で換算し1時間当たり30台～40台（往復60台～80台）にも及ぶ交通公害となり、隣接住民は計り知れない不安を募らせるばかりである。

また、津市と共に進めている中勢北部サイエンスシティ計画は、河芸町の永年の懸案が実ったものであり、来るべき21世紀に夢と希望を託したこの事業の推進にも大きな影響が懸念される。

時あたかも河芸町制施行40周年の記念すべき年、先輩諸氏が嘗々と築き上げられた河芸町の美しい自然環境を破壊する複合汚染と人体、農作物被害、生態系等への影響を考えるとき、当議会はごみ発電施設の計画推進に係る津市大里山室町への環境アセスメントの即時中止と同計画の白紙撤回を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成6年9月29日

三重県安芸郡河芸町議会

# ゴミ発電構想と環境アセス調査 の再考について（お願い）

三重県安芸郡河芸町

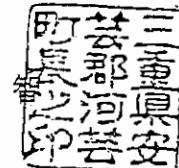


平成 6 年 9 月 29 日

滋県企業庁  
水原 恒士

様

河芸町長 米倉



平素は、河芸町の発展はもとより、特に環境行政に格別のご指導とご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

近年ゴミ対策は、全地球的な問題として、また各地域の身近な環境対策として、市町村の大きな責務であり真剣に取り組み、日夜懸命に努力しているところであります。

今回突如として新聞でゴミ発電構想とあわせて津市大里山室町を候補地と限定し、環境アセス調査が予定され、最も影響のある隣接町として非常に困惑しております。

河芸町は、21世紀に向けてニューチェリープランのもと平成7年度に一般廃棄物処理施設を建設いたしたく計画を進め、議会においても先進地視察を実施し、調査研究や討議を重ねてまいりました。

しかるに8月10日の視察当日に、ゴミ発電構想が新聞発表され、驚くというか、なぜ環境アセス調査の前に最も接近した河芸町に、まず連絡され、町や関係住民への説明がなされなかつたのか憤りを感じます。

議会の委員会でも、8月10日、11日にゴミの固形化を進め全面的に業者委託している奈良県榛原町護美センターと、可燃物を焼却し減量化とリサイクル方式に取り組む大阪府柏羽藤環境事業組合の両施設を視察するなど町と一体となり研究を重ねております。

さらに委員会ではゴミ発電構想について慎重に審議し、検討を重ねたところ勉強会の開催が提案されました。これを受け9月13日三重大学谷山鉄郎教授の「ゴミ発電と環境について」、さらに9月17日に企業庁を招いての「ゴミ発電構想について」の説明会を開催いたしました。

この勉強会には、議會議員、自治会長、開発審議会委員、町幹部など約80名が出席し、さらに討議を重ねましたところ多くの意見や要望が続出しました。

以下、その要点を列記させていただきます。

- (1) まずゴミ発電ありきでなく、最も大切な住民の環境問題が基本である。特に分別収集、リサイクル、土への還元をはかり減量こそが先決である。1日500トンから600トンという多量の固形化ゴミを発電の原料とし、しかも一極集中方式（県下6市26町村、人

口約116万人)で、1か所に多量の発電原料を求める考え方は、やさしい環境づくりとは逆行するものである。

- (2) 河芸町は、全住民あげてゴミゼロ運動を進め、快適環境の町を宣言している。また県環境保全事業団も立地し、日頃からゴミの減量化や一日清掃デー運動を通じて、環境を整え人と自然が調和し、共生できる町づくりを進めている。その本町にまったく未知数のゴミ発電計画はそぐわない。
- (3) 中勢北部サイエンスシティがゴミサイエンスとなり、土地の付加価値が低下し、また土地利用が制約されるなど、21世紀を先導するクラスター方式による快適な住宅づくりや、バイオ、ハイテクなど先端産業の誘致は難しくイメージダウンとなり、未来に対し不安であり希望がもてない。このことは、中勢北部サイエンスシティの基本目標から大きく逸脱するものである。
- (4) 長年にわたり討議し研究を重ね、21世紀への大きな町づくりの柱となっている中勢北部サイエンスシティ計画について、企業庁は説明会の中で「ゴミ発電こそサイエンスシティの基軸であり、それを発展させるもの」との発言があった。このことは、河芸町の町づくりの基本姿勢を根本から否定するものであり、地方分権を進め住民本位の地方自治の確立を目指す町政を無視するものである。
- (5) ゴミ発電のために当面県下32市町村は、現在の焼却方式を抜本的に改築し、ゴミの固形化とゴミ発電の二段方式とする必要があり、システムの大変革となる。これにともなう収集への住民の協力はもとより、新たな輸送対策、運営管理、財政対策など慎重な審議が必要であり、さらに技術確立のためにも、関係市町村によるテーブルを一つにした連絡協調が前提条件となる。
- (6) 県下各地から集まる大量で種々雑多な固形ゴミから発生されるダイオキシンをはじめ、解明の難しい有毒ガスによる複合汚染など、実証事例もなく大きな不安がある。しかも今回のゴミ発電は全国で初めてであり、人間や農作物に与える影響は計り知れないものがある。
- (7) ゴミ運搬車のほとんどが、国道23号、国道306号を経由し、町道三行大里線を搬入道路とする。この町道三行大里線は、本来農免道路として整備されたものである。現在でも周辺農業振興には欠かせない道路であるとともに、県道津関線と国道306号を結ぶ重要路線であり、この道路に2トン車に換算すると1分間に1台以上通ることは農作業はもとより、一般交通にも支障をきたし大変危険である。

以上のように多くの意見がありました。

現時点では、全国で初めての構想であり、実証事例がなく、町として

も住民に適確な説明すらできません。議会、自治会長会、開発審議会で研究討議を重ねてまいりましたところ、県下のどの市町村に設置されようとも、時期尚早であり、ゴミ発電計画の白紙撤回との結論となりました。

環境問題こそ21世紀に向かっての大きな課題であり、市町村の責務であります。

参考までに申し上げますが、ゴミ発電予定地については、津市からも何の連絡もなく、しかも過日の山室町の説明会では、公的立場の方が「河芸町長は、ゴミ発電が河芸町に誘致できないので反対している」と全く根拠のない発言などが伝わり誠に残念であり、ガラス張りでなく、なぜ真実とは逆の説明をせねばならぬか、ますます不可解であります。

お互いが謙虚な気持ちで、それぞれの地域性や立場を踏まえ、知恵を出し合い、関係機関が信頼と協調を基本に努力することが先決であります。

急がず、選択肢をさぐれば、住民の理解と協力が育ち、県民が等しく安心して生活できる環境を守る最先端技術の開発も進み、必ずみんなの願いがかない、同意される日がくると思います。

それには、企業庁の先行ではなく、住民生活にとって身近な保健環境部と環境局が主軸となられ、総合的な見地からご指導を賜わりたいと思います。

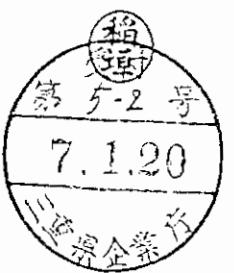
どうか、河芸町の現状と率直な声をご理解賜わり、今後とも重要な環境行政について、格別のご指導とご高配をお願い申し上げます。



# 陳 情 書

RDF 発電施設建設計画の白紙  
撤回について

三重県安芸郡河芸町





平成 7 年 1 月 日

様

河芸町長 米倉



三重県企業庁が計画している、RDF発電施設は  
21世紀に向かって、新しいエネルギー源であると  
共に、増え続けるごみの焼却熱を利用した発電であ  
り、地域社会の環境保全に与える効果にはおおいに  
期待するところですが、県下全域の市町村で  
発生する多量のごみを一箇所に集めることは、計り  
知ることのできない不安を感じるものあります。  
企業庁の計画では、当面500t／日～600t／  
日の規模で燃焼させると言われておりますが、ごみ  
は増え続け、ごみ質は一日一日変化しております。

河芸町でも20年間ごみを焼却してきましたが、  
近年のごみ質変化に対する炉の運転管理には非常に  
苦労しているところです。県下の市町村では、収集  
体制も異なれば、地域性もあり、収集されるごみは  
種々雑多の状態です。この様なごみを同時に1箇所

で燃焼することは、排ガス問題や炉の運転管理を行う上から、大きな不安をいだかざるを得ないのであります。又、まったく新しい施設であり、稼働状況が不明確であるのが、なおさら不安となっております。今しばらく研究をする時間をもっていただき、全県の住民の皆様に安心できる最先端技術を明示していただき、全県が一致団結して、RDF発電に取り組める体制を築いていただきたいと思います。

河芸町の全町民を代表して、現状での多くの不正確部分を持ったまでのRDF発電計画を白紙撤回されまして、再度住民本位の立場から計画を練り直していただきますことを強く要望するものであります。

(写)

ごみ 固形燃料化施設に関する

要 望 書

三重県知事  
北川正恭

様

平成7年8月25日

桑名広域清掃事業組合

管理者 中川重哉

# 桑名広域清掃事業組合

桑名広域清掃事業組合管理者

桑名市長

中川重吉



桑名広域清掃事業組合副管理者

多度町長

伊藤宗隆



桑名広域清掃事業組合副管理者

長島町長

伊藤仙



桑名広域清掃事業組合副管理者

木曾岬町長

水谷嘉男



桑名広域清掃事業組合副管理者

員弁町長

太田嘉明



桑名広域清掃事業組合副管理者

東員町長

伊藤仁實



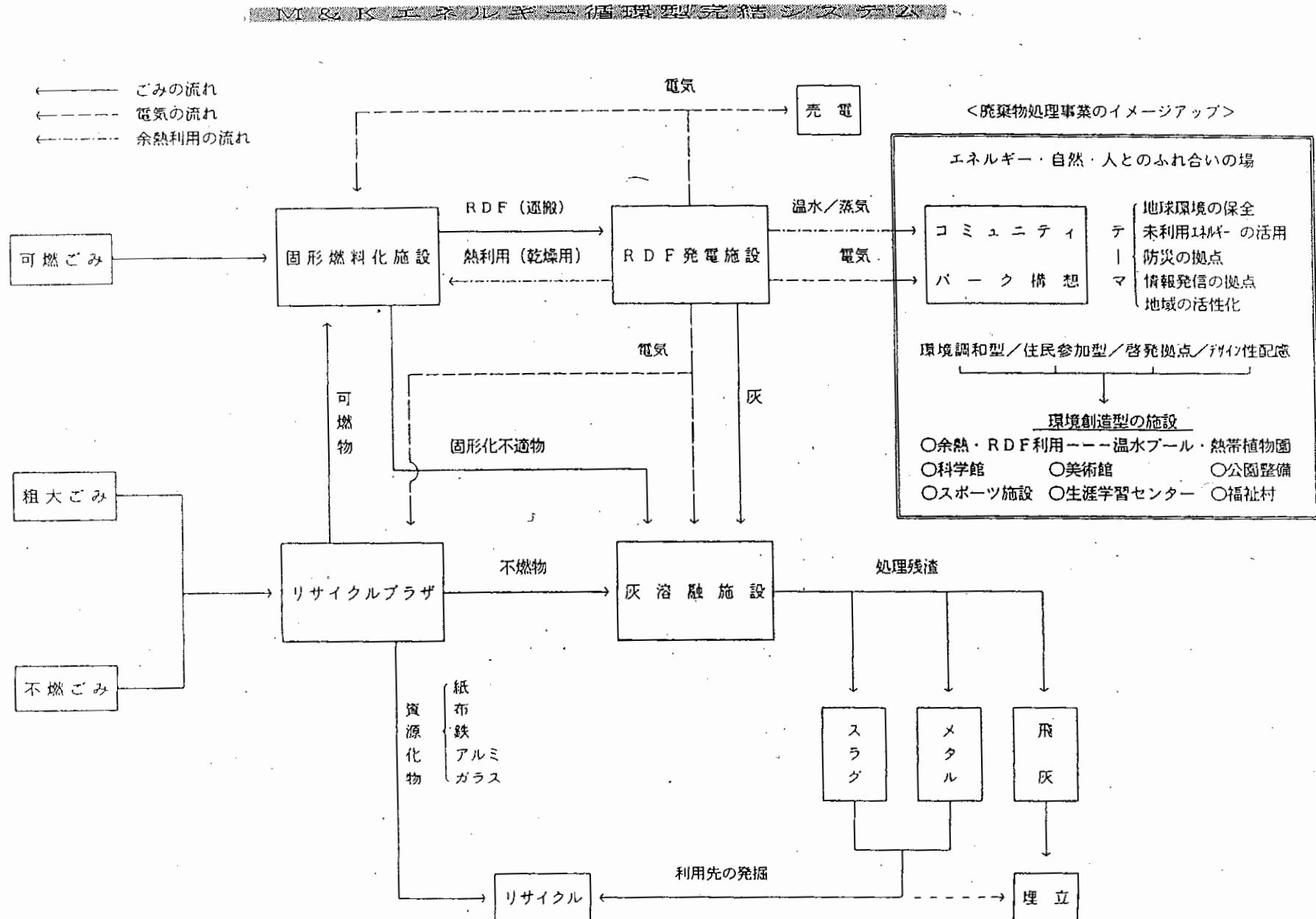
## 要　旨

平素は桑名広域清掃事業組合の運営に関しましては、格別のご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

一市五町で構成する当組合では、ごみの排出抑制、再生利用及び資源化等の施策を積極的に推進いたしているところですが、都市化の進展・生活様式の多様化等により、ごみの排出量も年々増加の一途を辿っております。一方、ごみ処理施設においては、施設の耐用年数も過ぎ老朽化が著しく、またごみ質の高カロリー化に伴って、処理能力が一段と低下してまいりました。早急にこの対応を図るため更新に必要な諸調査を進めていた最中、貴県におかれましては今後の廃棄物処理行政がとるべき一つの有効な手段として、これまで単に焼却炉で燃やしていた可燃性のごみについて、固形燃料化施設で固形化し、燃料として活用しようとされる考えが提案されました。

当組合といたしましても、廃棄物循環型社会構築に向けて、今後あるべき姿としての認識のもとに、ごみが保有するエネルギーを最大限活用させ、クリーンで魅力的なごみ処理施設が地域の活性化に還元でき、かつごみのイメージアップが図れる方法として、エネルギー循環型完結システムの計画（別紙資料）を立案いたしました。

このシステムは、ごみを固形燃料化すると共に、その利用先であるRDF発電所を併設することが計画推進のための必須条件となりますので、貴県の施設として設置をお願いする次第であります。



## 三重ごみ 固形燃料発電所の 稼働に関する要望書

三重県知事 野呂 昭彦 様

平成16年7月27日

昨年8月、三重ごみ 固形燃料発電所において発生した爆発事故において、消火活動中の消防士2名の尊い命が失われたことは、痛恨の極みであり、RDFの管理や施設運営における安全性確保の重要性を再認識したところです。

このようなことから三重県においては、発電所の運転を一時停止し、再発防止のための安全対策及び施設の改修を実施され、その後長期の試運転による安全性の確認が実施されているところです。

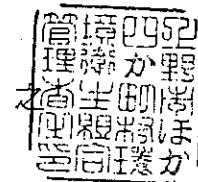
については、現在の試運転を行うなかで、施設の安全性の確保と長期安定運転をより確実なものとしたうえで、RDF運営協議会に参画する市町村のごみが適正に処理できるよう早期に発電所を再稼働されることを強く要望します。

なお、発電所が貯蔵槽のない状況で保守点検時等に運転停止する場合においては、発電所で処理できないRDFの処理先の確保及び増嵩経費については、RDF運営協議会に参画するごみ処理委託市町村に転嫁させないよう要望します。

三重県R D F運営協議会会員

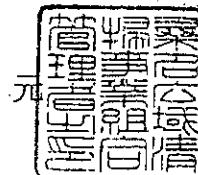
上野市ほか4か町村環境衛生組合  
(上野市、伊賀町、島ヶ原村、  
阿山町、大山田村)

管理者 今岡 瞳



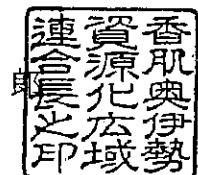
桑名広域清掃事業組合  
(桑名市、多度町、長島町、  
木曽岬町、いなべ市、東員町)

管理者 水谷



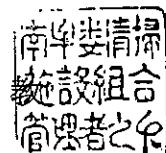
香肌奥伊勢資源化広域連合  
(飯南町、飯高町、大台町、勢和村、  
宮川村、大宮町、紀勢町、大内山村)

連合長 林道



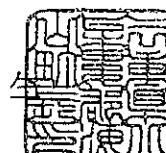
南牟婁清掃施設組合  
(御浜町、紀宝町、紀和町、鵜殿村)

管理者 北裏 公



北牟婁郡海山町

町長 塩谷 龍



北牟婁郡紀伊長島町

町長 奥山 始



志摩郡浜島町

町長 井上



平成17年 8月 9日

三重県企業庁長 井藤 久志 様

桑名広域清掃事業組合議会

議長 川口拓夫



RDF処理費に関する意見書について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり  
提出いたします。

## 三重ごみ固形燃料発電所R D F処理費の凍結を求める意見書

三重ごみ固形燃料発電所は、爆発事故に伴う事故処理経費や安全管理対策費などの経費増から毎年5億円程度の赤字経営が続いているとのことであり、市町村のR D F処理費の見直しも含め事業収支計画を秋頃までに策定されるとのことである。

今回建設されるR D F貯蔵施設の建設費などをこの見直し経費に含むことや、爆発事故に関連する事故処理経費だけでなく、安全管理対策費も安易にR D F処理費に反映させることは大きな問題である。

R D Fの安全性や品質確保のためには製造施設を管理する当組合も、プラスチックの除去や冷却設備などに多大な経費を費やしているのが実情であり、これ以上の負担増は当組合議会として同意できるものではない。

以上のことから、ごみ固形燃料発電施設があくまで県の施設であることを踏まえ、施設の維持にかかる増加経費をR D F処理費に転嫁することのないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年 8月 9日

桑名広域清掃事業組合議会

三重県企業庁長 井藤 久志 様

## 要 望 書

三重RDF焼却・発電事業の平成28年度までの経営見通しでは、多額の損失が見込まれております。

元来、三重RDF焼却・発電事業は、三重県の循環型社会の実現を目指す「RDF化構想」に基づき三重県のごみ行政の重要な柱として、県の主導のもとに推進されてきたところであります。

つきましては、下記事項をご覧察・ご理解いただき、応分の負担・支援を希望いたします。

### 記

1 RDF化によるごみ処理方法は、直接焼却等の他の方法に比較して経費負担が大きく、また、法改正に伴う安全対策の必要性などで発電所と同様に市町村のRDF化施設の運営経費も増大しており、大幅な負担増については財政的に対応が困難な状況にあります。

2 RDF発電所の供用開始時、処理料決定の際には、予想される発電所の欠損分については、企業努力によって解消可能との合意で、現在の処理料が決定されたところです。

平成28年度までの事業運営に係る収支見通しでは、多額の累積欠損が予想されておりますが、そのうち発電所供用開始から処理委託契約が既に締結されている平成17年度までの累積欠損については、三重県でご負担をお願いします。

3 RDF化構想の中で、製造は市町村、焼却発電は三重県とそれぞれ責任の分担がなされております。

したがって、発電所運転に帰する今後の経費負担については、三重県の最大限のご支援をお願いします。

平成18年 1月19日

三重県RDF運営協議会構成団体

伊賀市長 今岡 瞳之

志摩市長 竹内 千尋

紀北町長 奥山 始郎

香肌奥伊勢資源化広域連合

連合長職務代理人 柏木 廣文

桑名広域清掃事業組合

管理者 水谷 元

南牟婁清掃施設組合

管理者 北裏 公教

2008年 7月22日 10時21分

三重県政策部 政策総務室

N.O. 0472 P. 3

## RDF処理委託料値上げに関する要望書

三重県知事 野呂昭彦様

平成19年12月25日

三重県RDF運営協議会構成団体  
南牟婁清掃施設組合構成市町議会

熊野市議会議長 樋口 雄



御浜町議会議長 奥地



紀宝町議会議長 大石



## 要 望 書

三重 RDF 焼却、発電事業の累積赤字問題に絡んで、県は処理料金の値上げを提案されております。

三重 RDF 焼却、発電事業につきましては、三重県が循環型社会の実現を目指して、RDF 化構想に基づき推進されてきたところでございます。

環境面におきまして申し分ない計画であることは我々も理解をしております。

今回の要望といたしまして、下記事項をご理解いただきまして、応分の負担、ご支援をお願いいたします。

## 記

1 南牟婁清掃施設組合はご承知のとおり県で最も最南端にあり、発電所までの距離は一番遠方にあることから、運搬費用がトン当たり 6,825 円掛かっております。

RDF 処理料金と運搬費を合わせると、今の段階でトン当たり 11,883 円必要であり、他の施設と比較して多額の費用負担になっております。

2 RDF 化施設の運営につきましては、経費負担が余りにも大きく、灯油代の値上がり、修繕費の増、運搬費の値上げと運営経費も増大しております。その中で、RDF の処理料金を大幅に値上げされることは、市町にとって財政的に困難なことになります。

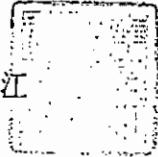
3 RDF 化構想の中で、製造は市町、焼却発電は三重県と、責任の分担がなされております。

発電所の経費負担については、県として最大限のご支援をお願いいたします。

東員議第 115 号  
平成19年12月28日

件名  
野呂昭彦 様

三重県東員町議会  
議長 川杉 美津江



三重ごみ 固形燃料発電所 R D F 处理委託料の凍結を求める  
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を別紙のとおり提出いたします。

担当：東員町議会事務局 秋葉  
電話 0594-86-2813

## 三重ごみ固形燃料発電所RDF処理委託料の凍結を求める意見書

三重ごみ固形燃料発電所は、環境先進県を標榜する県がRDF化構想を主導し市町に導入を奨励してきたものであり、構想当時においてはRDF処理料は無償とのことで県が市町に参画を呼びかけてきました。

その後、電気事業法の改正に伴い電力小売自由化やダイオキシン類対策特別措置法施行に伴う灰の無害化・安定化処理などの法制度をはじめとする事業環境の変化により、収入不足分を補填するために市町は場外処理に要する灰処理費を負担するRDF処理費の有料化となりました。

更に爆発事故に伴いRDF正常管理の徹底や発電所の体制強化などの安全対策経費も増加したことからRDF処理委託料の増額が提示され、やむをえず平成18年度以降の灰処理費増加分を新たに市町が負担することになりました。

本来、発電所運転に帰する経費負担については、県の責任において処理されるべきものと考えられますが、多額の累積欠損が現実に見込まれる中、将来に渡り安定的にごみ処理を行う必要があること等から、RDF処理委託料の負担を行っているところであります。

この中で、県におきましては平成20年度以降、收支を均衡させるためのRDF処理委託料の負担増及び平成29年度以降、RDF焼却・発電業を行わないことを一方的に市町に提案されました。

このような経緯の中、RDF化によるごみ処理方法は、直接焼却する方法に比較して市町の負担が大きく、大幅な負担増には財政的に困難な状況にあります。

つきましては、市町の実情もご賢察・ご理解いただき、安易な負担増をやめるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしました。

平成19年12月28日

三重県知事 野呂昭彦 様

東員町議会

# R D F 处理委託料の見直しに関する要望書

三重県知事 野呂 昭彦 様

平成 20 年 1 月 16 日

三重県 R D F 運営協議会構成団体

伊賀市

志摩市

紀北町

香肌奥伊勢資源化広域連合

桑名広域清掃事業組合

南牟婁清掃施設組合

## 要 望 書

三重RDF焼却・発電事業は、三重県の循環型社会の実現を目指す「RDF化構想」に基づき、県が主導し、市町に導入を奨励してきた経緯があります。

平成19年12月11日付け「RDF処理委託料及び今後のあり方について」の提案は、市町のごみ処理行政の根幹をも揺るがしかねない内容であります。

つきましては、下記事項をご覧察・ご理解いただき、市町にこれ以上の負担を強いいることがないよう要望いたします。

### 記

1 市町は、RDF焼却・発電事業の経営の健全化を図るため、厳しい財政事情の中、これまでに2回の料金改定に応じてまいりました。

現在、市町のRDF化施設は、耐用年数の経過とともに修繕料が年々増加し、加えて原油価格の高騰により燃料費も増加しており、これ以上の大幅な負担増は、財政的に対応が困難な状況にあります。

2 直近の経営見通しでは、県のご努力もあり改善の方向が見られるものの、まだまだ多額の損失が見込まれております。

今回の提案では、平成20年度以降の損失は市町が負担するものとされておりますが、この損失はあくまでも県の施設である三重ごみ固形燃料発電所から生じるものであり、更には、三重県の政策誘導により当事業が実施された経緯を踏まえますと、この損失は三重県において負担すべきものと考えます。

3 平成29年度以降、三重県はRDF焼却・発電事業を行わないとする提案がなされました。

市町は、三重県の「RDF化構想」に参画し、県と一体となって三重RDF焼却・発電事業に取組み、市町としての責任を果たしてまいりました。今回、突然で一方的な事業撤退の表明は、三重県は責任を自ら放棄するとともにRDF焼却・発電事業そのものを否定するものであり、市町として決して承服できるものではありません。

つきましては、一方的な事業撤退の表明は、撤回していただきますよう強く要望いたします。

平成20年 1月16日

三重県RDF運営協議会構成団体

伊賀市長 今岡 瞳之

志摩市長 竹内 千尋

紀北町長 奥山 始郎

香肌奥伊勢資源化広域連合

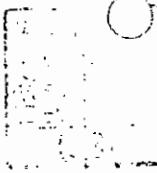
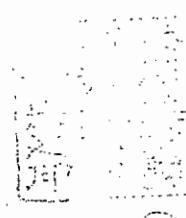
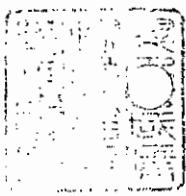
広域連合長 長谷川 順一

桑名広域清掃事業組合

管理 者 水谷 元

南牟婁清掃施設組合

管理 者 古川



## RDF焼却・発電事業のあり方に関する意見書

三重県RDF運営協議会では、昨年11月6日の協議会決議に基づき、平成29年度以降の「RDF焼却・発電事業のあり方」に関する検討が始まった。

今回、焼却・発電施設の維持管理の現況について中間報告があり、事実関係が明らかになるにつれて、多くの課題も浮き彫りになってきた。

今後、施設整備等の調査・検討を進め、処理機能や管理運営上の課題・リスクを洗い出し整理されれば、抜本的な対策を必要とし、事業継続に大きな影響を及ぼしかねない問題が表面化すると予想される。

RDF化構想は、単に、廃棄物処理を念頭にしたリサイクル社会を構築するだけにとどまらず、RDF化・焼却発電施設一体整備の先進性ともあいまって、環境先進圏域の交流の場としても期待され、新しい地域づくり（福祉施設や病院の誘致、環境大学や自然農園の環境交流施設の設置など）に向けて、この地域の人にとって夢と希望をもたらす構想であった。

その構想が頓挫しているうえに、RDF化発電事業からの一方的な県の撤退宣言は断じて許せるものでない。

このRDF発電事業は、たとえ厳しい事業運営を余儀なくされても、市町への負担転嫁やごみ処理施策を搖るがすといった本末転倒の事態が生ずるようなことが決してあってはならない。

県は、安全で安定した運転を維持し、市町の立場に立った方向性を模索すべきである。

よって、桑名広域清掃事業組合議会は、県が事業主体として事業継続する責任を果たし、市町に財政負担を求めることがないよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年8月19日

桑名広域清掃事業組合議会



三重県知事 野呂昭彦 様



平成22年5月27日

三重県知事 野呂昭彦 様

桑名広域清掃事業組合議会  
議長 渡邊清司



RDF焼却・発電事業のあり方に関する意見書

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり提出いたします。

## RDF焼却・発電事業の事業主体に関する意見書

現在、平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方について、三重県とRDF関係市町との間で、協議・検討が行われている。

多くの課題が山積する中でその早期解決に向けて、RDF製造団体は将来の方向性についてそれぞれの意向を真摯に表明したところである。その結果、新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続するという一定の基本合意がなされたところである。

一方、市町側の将来像が明確にされている中で、その解決に向けての進展も無く硬直化しているのは、県が事業主体としての明確な意思表示を避けていることが原因である。廃棄物政策の責任から逃避し、市町を不安な状況に陥れていることは、桑名広域清掃事業組合議会としては決して許せるものではない。

そもそも「RDF化構想」は、県が資源循環型社会の実現、環境先進県を目指すため、県が市町村に参画を呼びかけてきたものである。当組合は、県主導の「RDF化構想」に応え、県と一体となってその実現に向けた取組みを行ってきたところである。

のことから「RDF製造施設」と「RDF焼却・発電施設」は、一体的な利用がされて初めてその目的・機能が成し遂げられるものである。すでに市町側の将来像が示されていることから、平成29年度以降のRDF焼却・発電事業の事業主体は必然的に明白である。

よって、当議会は、県が引き続きRDF焼却・発電事業の事業主体である旨を早期に表明し廃棄物政策の責任を全うされることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年5月27日

桑名広域清掃事業組合議会

三重県知事 野呂昭彦 様

受付  
22.8.30  
32

平成29年度以降RDF発電事業の  
あり方に関する要望書

三重県知事 野呂 昭彦 様

平成22年 8月30日

三重県RDF運営協議会構成市町

伊賀市	
志摩市	
紀北町	
多気町	(香肌奥伊勢資源化広域連合)
松阪市	(香肌奥伊勢資源化広域連合)
大台町	(香肌奥伊勢資源化広域連合)
大紀町	(香肌奥伊勢資源化広域連合)
御浜町	(南牟婁清掃施設組合)
熊野市	(南牟婁清掃施設組合)
紀宝町	(南牟婁清掃施設組合)
桑名市	(桑名広域清掃事業組合)
いなべ市	(桑名広域清掃事業組合)
木曽岬町	(桑名広域清掃事業組合)
東員町	(桑名広域清掃事業組合)

## 要　望　書

平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方について、平成20年11月6日の三重県RDF運営協議会での決議事項に基づき、「あり方検討作業部会」を設置し、三重県とRDF関係市町とで検討が進められております。

その中で、県下のRDF製造団体は、将来の方向性として新たな枠組みにおいて、平成29年度以降も引き続き継続することを確認したところです。

一方、県からは事業主体となることを前提としているものの、RDF事業の継続にかかる費用については、受益者負担金として全額を市町に負担を求める一方的且つ厳しい考えが示されました。

このことは、市町が財政的に非常に厳しい状況下に置かれるこを意味し、決して容認できるものではありません。

今後、それぞれの市町において新たなごみ処理施設の更新に向けた検討が開始されることになりますが、新施設の建設には通常10年程度の準備期間が必要となるため、一定期間のRDF事業の継続が必要となってまいります。

市町の新たな財政負担を伴わないRDF事業の継続により、RDFの安定的な受け皿を確保することで、市町は安心して新施設更新に向けた検討に取り組むことが可能となります。

そのためには、県の支援が必要不可欠なものと考えます。

以上のことから次の項目について要望いたします。

### 記

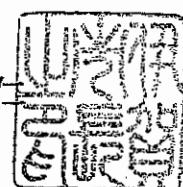
- 1 RDF焼却・発電事業の継続にかかる県の役割として、これまでの運営実績や地元との信頼関係等を踏まえ、県が事業主体として責任を果たされること。
- 2 RDF製造施設の運転経費も年々増加の一途をたどっており、これ以上の財政負担は市町にとっても死活問題になるため、RDF焼却・発電事業の継続に際して、市町に新たな財政負担を求めないこと。

平成22年 8月30日

三重県RDF運営協議会構成市町

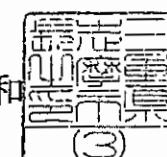
伊賀市長

内保 博仁



志摩市長

大口 秀和



紀北町長

尾上 壽一



多気町長

久保 行央



松阪市長

山中 光茂



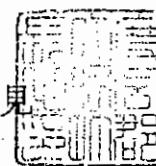
大台町長

尾上 武義



大紀町長

谷口 友鬼



御浜町長

古川 弘典



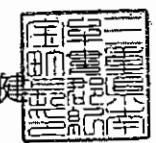
熊野市長

河上 敢二



紀宝町長

西田 健



桑名市長

水谷 元



いなべ市長

日沖 靖



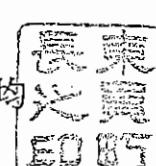
木曽岬町長

加藤 隆



東員町長

佐藤 均



平成 26 年 2 月 17 日

三重県知事 鈴木英敬 様

桑名広域清掃事  
議長 伊藤研司



新ごみ処理施設建設に係る県の財政支援を求める意見書

地方自治法第 99 条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり提出いたします。

## 新ごみ処理施設建設に係る県の財政支援を求める意見書

「RDF化構想」は、県が循環型社会の実現、環境先進県を目指すため、市町村に参画を呼びかけてきたものであり、当組合は県主導の「RDF化構想」に応え、県と一体となってその実現に向けた取り組みを行ってきたところである。

平成15年8月には、RDF貯蔵槽が爆発し、周辺地域に多大な不安を与え消防活動中の消防職員ら7名が死傷（2名死亡）する痛ましい事故が発生した。更に、県はRDF処理費を無償としていたが、経営の見通しの甘さから有償化されることになった。

こうした中、県の一方的な事業撤退表明により、当組合の平成33年度以降のごみ処理が白紙状態となり、将来の安定的なごみ処理を確保するために、早急に対策を講じることが必要になった。

このため、当組合ではごみ処理のあり方調査検討委員会を設置し、平成33年度以降のごみ処理のあり方について検討を進めてきた結果、RDF化事業の継続は困難との判断により、新ごみ処理施設を建設し、新たなごみ処理方式を採用することが方向づけられた。

新ごみ処理施設の建設は、長い年月と多額の事業費を必要とすることから、財政難の市町に新たな財政負担が強いられることになった。

よって県においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 新ごみ処理施設を建設する必要が生じた県の責任を踏まえ、施設建設に係る事業費の財政支援を行うこと。
- 2 RDF焼却・発電事業終了後の事業用地の有効活用については、北勢地域の活性化に寄与する県営のシンボル的施設の整備を図り、立地に協力してきた周辺地域に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年2月17日

桑名広域清掃事業組合議会

三重県知事 鈴木英敬様



## 新ごみ処理施設整備に係る財政支援等に関する意見書

桑名広域清掃事業組合は、これまで「三重県RDF化構想」の下で県と一体となって資源循環型社会の構築並びにごみ処理行政を進めてきた。

こうした中で、電気事業法の改正等に伴うRDF発電事業収支計画の見直しには、RDF処理費用の応分の負担をするとともに、平成32年度末とする県の事業撤退に合わせて、新たなごみ処理事業計画の策定や施設整備の財源確保、地域住民の理解といった諸課題への取り組みを進めているところである。

ごみ処理施設は、市町の行政施策において欠かすことのできない社会インフラであるが、その整備には多額な費用が生じ、財政事情が厳しい市町にとっては非常に大きな負担となっている。また、ごみ処理施設は、他の行政施設と比べ耐用年数が短いとされるものの、整備費用の面から長期的な運用を前提とした維持保全に努めることが強く求められている状況にある。

本組合のごみ固化燃料化施設は、地域の理解と協力のもと、多額の費用をかけて整備し、運用してきたものであり、老朽化や性能劣化からではなく、県の政策的な要因をもってこれを放棄せざるをえないことは真に受け入れ難いものがある。また、これに加え、新たな施設の整備や当該施設の解体撤去には多額の費用を要するため、構成市町のまちづくりや財政計画に大幅な見直しを強いるものとなっている。

については、三重県に対して、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 県の施策転換に伴う市町の財政負担の軽減を図る財政支援を講ずること。
- 2 三重ごみ固化燃料発電所の跡地利用については、県民、本組合管内の住民にとって有益な利活用が図られる県営の施設を整備すること。
- 3 県・組合施設の整備・撤去工事に伴う周辺道路の交通安全確保のため、施設に接する県道の整備促進、東員町道の整備支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年8月25日

桑名広域清掃事業組合議会



三重県知事 鈴木 英敬 様



## 新ごみ処理施設整備に係る財政支援等に関する意見書

桑名広域清掃事業組合は、これまで「三重県R D F化構想」の下で県と一体となって資源循環型社会の構築並びにごみ処理行政を進めてきた。

こうした中、電気事業法の改正等に伴うR D F発電事業収支計画の見直しでは、R D F処理費用の応分の負担をするとともに、県の事業撤退に合わせて、新たなごみ処理事業計画の策定や施設整備の財源確保、地域住民の理解といった取り組みを進め、今年1月に起工式を行い、2月から工事に着手し、平成32年1月からの稼働に向け、新たなごみ処理施設の建設を進めているところである。

ごみ処理施設は、市町の行政施策において欠かすことのできない社会インフラであるが、その整備・維持・撤去には多額な費用が生じ、財政事情が厳しい市町にとっては非常に大きな負担となっている。また、ごみ処理施設は、他の行政施設と比べ耐用年数が短いとされるものの、整備費用の面から長期的な運用を前提とした維持保全に努めることが強く求められている状況にある。

本組合のごみ固形燃料化施設は、地域の理解と協力のもと、多額の費用をかけて整備し、運用してきたものであり、老朽化や性能劣化からではなく、県の政策的な要因をもってこれを放棄せざるをえないことは真に受け入れ難いものがある。また、これに加え、新たな施設の整備や当該施設の解体撤去には多額の費用を要するため、構成市町のまちづくりや財政計画に大幅な見直しを強いるものとなっている。

については、三重県に対して、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 先の県議会6月定例月会議で知事が表明したポストR D Fに向けた施設整備等に対する財政支援を早期具現化するとともに、その予算規模や交付条件を最大限配慮し、県の施策転換に伴う市町の財政負担の軽減を図ること。
- 2 三重ごみ固形燃料発電所の跡地利用については、県民、本組合管内の住民にとって有益な利活用が図られる県営の施設を整備すること。
- 3 県・組合施設の整備・撤去工事に伴う周辺道路の交通安全確保のため、施設に接する県道の整備促進、東員町道の整備支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年8月22日

三重県知事 鈴木 英敬 様

桑名広域清掃事業組合議会





## R D F 焼却・発電事業終了に伴う要望書

桑名広域清掃事業組合は、これまで「三重県R D F化構想」の下で県と一体となって資源循環型社会の構築並びにごみ処理行政を進めてきた。

令和元年9月の三重ごみ固形燃料発電所の事業終了に伴い、当組合のR D F化施設も停止し、その後廃止の手続きを行ったところである。

三重県は平成30年12月に「ポストR D Fに向けた施設整備等補助金交付要領」を策定し、既存のR D F化施設の改造及び撤去に対して一定の補助金を交付することとなった。しかし、施設の改造及び撤去に要する費用は高額であり、この補助金を活用しても、財政事情が厳しい構成市町にとっては非常に大きな負担となっている。

また、現在解体作業が進む三重ごみ固形燃料発電所の跡地利用について、2015年12月の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第21回締約国会議（COP21）で採択した「パリ協定」（産業革命前と比較して世界の平均気温上昇を2℃より十分低い水準に保ち、1.5℃上昇までに抑えるべく努力するという目標）や、国連が2015年に採択した持続可能な開発目標（SDGs）のゴール13（気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる）が示す、温室効果ガス排出量の削減に資する活用が時代の要請となっている。

最後に、R D F貯蔵槽爆発事故により設置された安全祈念碑やR D F化事業に伴い三重県（企業庁）が権利を有している管理棟などの維持・管理についても引き続き適正に行っていくことを求める。

については、三重県に対して、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 R D F化施設の改造及び撤去にかかる市町の財政負担の軽減を図るため、さらなる財政支援（補助金や基金の創設等）を講ずること。
- 2 三重ごみ固形燃料発電所の跡地利用については、脱炭素社会の推進や地域の振興など、環境政策に資する活用をすること。
- 3 安全祈念碑、管理棟及び共有地などの三重県（企業庁）所管の施設等について、今後も引き続き維持・管理するとともに安全祈願行事については、将来にわたって継続すること。

以上、要望書を提出する。

令和3年11月25日

桑名広域清掃事業組合議会



三重県知事

一見 勝之 様

平成23年4月5日  
RDF運営協議会総会決議

平成23年4月5日

## RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について、平成20年11月6日の三重県RDF運営協議会総会での決議事項に基づき、県と市町が行ってきた協議の結果を踏まえ、以下のとおり確認を行う。

### 1 平成29年度以降の費用負担について

平成28年度に収支が均衡する処理委託料としたうえで、平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）については、県と市町とで半分ずつ負担する。

### 2 事業主体について

平成29年度以降継続期間中については、県が事業主体となる。

### 3 平成29年度以降の継続期間について（平成22年8月27日の理事会で確認済）

平成29年度以降の継続期間は、4年間（平成32年度末）とする。

### 4 平成29年度以降の参画市町について（平成22年4月14日の理事会で確認済）

平成29年度以降、県内5製造団体（13市町）での新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続する。

### 5 継続期間中の離脱ルールについて（平成22年8月27日の理事会で確認済）

継続期間中は、新たな枠組みによって、RDF焼却・発電事業に協力して取組むこととする。このことから、RDF構成市町が平成29年度以降にRDF焼却・発電事業から離脱する場合のルール（契約解除に伴う費用負担）については、RDF量に相当する費用負担を原則として、次の案を基本とする。

#### 【負担費用算出の考え方】

RDF構成市町の事由による契約解除に伴う費用負担については、離脱する構成市町は、離脱の年度から事業期間が満了するまでの期間における処理委託料に残存期間におけるRDF処理委託量を乗じた額及びRDFが処理されないことによる売電収入の減少に相当する額の合算額を負担する。

## **6 継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権及び終了した後の撤去費用について（平成22年8月27日の理事会で確認済）**

継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権は県に帰属する。また、終了した後の撤去費用については、県が負担する。

## **7 適切な経費チェック方策について**

RDF焼却・発電事業の予算、決算について、RDF運営協議会総務運営部会でチェックを行う。

## **8 行政直営での事業運営について**

RDF焼却・発電施設は装置も多く、複雑な構成となっていることから、維持管理のための専門的な要員も必要である。こうしたことから、その管理運営については、行政直営よりも民間事業者のノウハウを活用することが有効である。

## **9 RDF処理とその他の処理との経費比較について**

各市町のRDF焼却・発電事業終了後の施設建設にかかる費用については、全国の実績を参考に処理方式別の建設コスト、また、維持管理費については、一般廃棄物処理事業実態調査に基づく経費一覧等をあり方検討作業部会で示した。これらの資料はRDF焼却・発電事業終了後のごみ処理について市町が検討するための参考資料とし、県は市町に技術的支援を行う。

## **10 課題13項目中今後も引き続き検討が必要な項目について**

13項目の課題について、引き続き検討が必要な項目は、以下の3項目であり、今後は総務運営部会において、検討し、一定の方向性を出していく。

- 1 改修期間中のRDF受け入れ先の確保
- 2 継続期間中の維持管理体制
- 3 RDFの運搬コストの低減方策

## **11 今後のRDF運営協議会の運営について**

今後のRDF運営協議会は、課題の進捗状況を共有するため、適宜開催する。

## **12 RDF焼却・発電施設の経費節減について**

県は、引き続き安全・安定運転を前提としたうえで、平成29年度以降の経費の節減に資するよう、より効率的なRDF焼却・発電施設の運用に、努めることとする。

## 29年度以降RDF焼却・発電事業を継続する際の課題について

### (1) 事業計画期間について

- ① 事業計画期間を何年程度延長するのか。

### (2) RDF量について

- ② 29年度以降の各市町のごみ処理状況がどのようになるか。RDF化を継続する市町がどれくらいあるか。
- ③ RDF化施設（もしくは構成市町）が事業期間途中で離脱する場合のルールを決めておく方が良いのではないか。

### (3) 施設等について

- ④ 焼却・発電施設が法定耐用年数を迎えるため、更に継続するための追加投資をどうするか。（また、その改修期間中のRDF処理をどうするか。）。
- ⑤ RDF焼却・発電施設の延長期間中の所有権及び終了した場合の撤去費用をどうするか。
- ⑥ 改修期間中（または29年度以降）のRDFの受入先をどのように確保するのか。

### (4) 維持管理について

- ⑦ 富士電機システムズ㈱との現行の委託契約は、29年3月末までとなっているため、その後の管理委託について、どのような体制をとるか。
- ⑧ 29年度以降の維持管理費は、現行と同程度の金額で契約ができるか。どのようなRDF処理委託料の設定ルールとするか。
- ⑨ 市町による適切な経費のチェック方策をどのようにとるか。
- ⑩ RDFの運搬コストの低減方法がないか。
- ⑪ 行政直営での事業実施が可能か。

### (5) 事業全般について

- ⑫ 県と市町の役割分担をどのようにするのか。
- ⑬ RDF処理とその他の処理との経費比較が必要ではないか。

参考資料 9

平成 28 年 1 月 29 日

三重県 R D F 運営協議会

会長 伊藤 徳宇 様

三重県 R D F 運営協議会総務運営部会  
部会長 棚田 徳博

総務運営部会での検討結果について（報告）

三重県 R D F 運営協議会会則第 10 条に基づき、平成 27 年 8 月 25 日付けで三重県 R D F 運営協議会総務運営部会に検討を付託されました下記事項について、別紙のとおり報告します。

記

1 検討事項 R D F 事業終了の前倒しに係る検討

- ・事業終了の前倒しに際しての課題整理
- ・課題解決年度の検討

三重県 R D F 運営協議会事務局  
企業庁 電気事業課

川戸、福田  
電 話 059-224-2824  
F A X 059-224-3043

# RDF 焼却・発電事業 終了年度前倒し 検討報告書

平成 28 年 1 月

三重県 RDF 運営協議会総務運営部会

一目 次一

はじめに	1
第1章 部会での協議概要	2
第2章 事業終了前倒しのための手法について	4
第3章 検討課題の整理	5
第4章 まとめ	15

## 三重県RDF運営協議会 総務運営部会での協議報告書 —「RDF焼却・発電事業 終了年度前倒しの検討」の取りまとめ—

### はじめに

三重県では、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用とごみ処理の広域化を図るため、市町村の可燃性ごみを固体燃料（RDF）化して発電を利用する「RDF化構想」を、市町村と一体となって進め、その受け皿として三重ごみ固体燃料発電所を整備し、平成14年12月から運転を行ってきました。

県は、15年間のモデル期間が終了する平成28年度をもってRDF焼却・発電事業を終了し、平成29年度以降は事業を行わないことを、平成19年12月11日の第5回総務運営部会（以下「部会」という。）において提案しましたが、関係市町は事業の継続を要望しました。

そのため、三重県RDF運営協議会（以下「協議会」という。）に「あり方検討作業部会」を設置し協議を重ね、平成22年8月27日の協議会理事会において、平成29年度以降4年間事業を継続することが確認されました。

その後、平成29年度以降のRDF処理委託料を協議する中で、平成27年8月25日の協議会総会において、伊賀市から「すべての構成団体にとってメリットになる方策が導き出されるのであれば、事業終了年度を前倒しする方策について検討してはどうか」との提案があり、全会一致で了承されました。

これを受けて、協議会会長から部会へ事業終了前倒しについて検討することが付託されました。

部会では、本検討内容が構成市町全体に影響を及ぼす課題であるとして、すべての構成団体による検討会議を計6回開催し、付託事項について取りまとめた上で、その内容について報告します。

## 第1章 部会での協議概要

部会では、平成27年8月25日に協議会会长から付託を受けて以降、構成市町全てが参加する全体会（以下「全体会」という。）で計6回の協議を行い、以下のとおり前倒しのための手法、課題の検討を行いました。

### ＜部会協議概要＞

#### 【第6回総務運営部会】（全体会） 平成27年8月28日

事業終了年度前倒しの検討の進め方、検討項目の洗い出し等を行いました。

また、検討期限を11月末とすることの確認を行いました。

- ・ 事業終了年度前倒しのための手法の検討
- ・ 前倒しを想定した場合の検討全体スケジュール
- ・ 具体的な検討項目の洗い出し

#### 【第7回総務運営部会】（全体会） 平成27年10月8日

前回に確定した検討項目に従い、各製造団体の検討結果をとりまとめました。

- ・ 各製造団体の経済性の検討
- ・ 各製造団体のごみ処理政策検討

#### 【第8回総務運営部会】（全体会） 平成27年10月30日

引き続き、各製造団体の検討結果をとりまとめました。

- ・ 各製造団体の経済性の検討
- ・ 各製造団体のごみ処理政策の検討

#### 【第9回総務運営部会】（全体会） 平成27年11月9日

さらなる検討の継続のため、検討期限を延長することが確認されました。

- ・ 部会検討継続の確認

#### 【第10回総務運営部会】（全体会） 平成28年1月14日

検討結果の取りまとめの方針について、確認を行いました。

また、1月末を目処に検討結果を取りまとめることが確認されました。

- ・ 報告骨子案についての協議

#### 【第11回総務運営部会】（全体会） 平成28年1月28日

検討結果の最終確認と協議会会长への報告時期が確認されました。

- ・ 報告書についての最終確認

**<RDF 焼却・発電事業 終了年度前倒しの検討 全体スケジュール>**

	<b>三重県R D F運営協議会</b>	構成市町 桑名市、いなべ市、東員町、木曽岬町、伊賀市、多気町、 大台町、大紀町、紀北町、御浜町、熊野市、紀宝町	備考
H27 8	8.18 第5回総務運営部会(12市町)  8.25 理事会  8.25 総会  8.28 第6回総務運営部会(12市町)	[ 総会事前協議  伊賀市の提案  総務運営部会に付託  付託課題、スケジュールの共有 12市町で協議することの確認 ]	
9		検討項目 30※ 検討項目 20~24、26~29、31~34、36~39、 仕様、見積、コスト試算	9月議会
10	10.8 第7回総務運営部会(12市町)  10.30 第8回総務運営部会(12市町)	[ 中間評価 検討項目 4,35,40  県外視察 検討項目 20~22、25  検討項目 1~3、5~7、9~19、 41、42 ]	
11	11.9 第9回総務運営部会(12市町)	[ 検討継続の確認 ]	
12		12/1 東紀州5市町枠組み表明	12月議会
H28 1	1.14 第10回総務運営部会(12市町)  1.28 第11回総務運営部会(12市町)  運営協議会会長 報告	[ 報告骨子案  報告書の最終確認 ]	

※検討項目の番号は、5ページを参照。

## 第2章 事業終了前倒しのための手法について

### 1 事業終了後の新たなごみ処理施設の検討状況

RDF焼却・発電事業は、平成22年8月の協議会理事会において事業終了年度を平成32年度末までとすることが確認されているため、現在、各市町においては事業終了後の新たなごみ処理体制の整備に向けて、以下のとおり検討が進められているところです。

H27.8 現在

製造団体	検討状況
桑名広域清掃事業組合	平成33年度稼働に向けた新しい処理施設の整備
伊賀市	名張市との広域化と「繋ぎとしての民間処理」
香肌奥伊勢資源化広域連合	多気町、大台町及び大紀町での枠組みによるごみ処理
紀北町	東紀州地域広域化での枠組みによるごみ処理
南牟婁清掃施設組合	

桑名広域清掃事業組合では平成33年度の新施設稼働に向けて整備が進められており、他の構成団体も同様に、新たなごみ処理システムを検討しています。

### 2 事業終了前倒しのための手法

平成32年度より早期に新たなごみ処理施設を完成させることについては、現時点において全ての製造団体で見込めない状況にあるため、ポストRDFに移行するまでの「繋ぎ」としてのごみ処理が必要となります。

「繋ぎ」でのごみ処理を実施するにあたっては、以下の方法が考えられます。

	ごみの状態	処理方法	評価	結果
ケース1	可燃ごみ	他自治体で処理	<ul style="list-style-type: none"><li>RDF化費用が不要</li><li>RDFに比べ重量が倍となるため、運搬費が増加する。</li><li>持ち込み先の自治体に受け入れる余裕が無い、又は受け入れ協議に時間を要する。</li></ul>	×
ケース2	可燃ごみ	民間処理	<ul style="list-style-type: none"><li>RDF化費用が不要</li><li>RDFに比べ重量が倍となるため、運搬費が増加する。</li><li>県内に処理先がある。</li></ul>	○
ケース3	RDF	他自治体で処理	<ul style="list-style-type: none"><li>RDF化するための費用が必要</li><li>県内自治体に受け皿が無い。</li></ul>	×
ケース4	RDF	民間処理	<ul style="list-style-type: none"><li>RDF化するための費用が必要</li><li>県内に処理先がある。</li></ul>	△

上表のとおり、ケース2（可燃ごみのまま民間処理）での処理方式が可能性として考えられることから、本部会では、事業終了年度を前倒しするための手法について、RDF化せずに「可燃ごみのまま民間処理」を行うことを前提に検討を進めたこととしました。

### 第3章 検討項目の整理

事業終了年度を前倒しする手法としての「可燃ごみのまま民間処理」を実現するために、必要な検討項目の洗い出しを行いました。

なお、検討すべき大項目としては「ごみ処理に関する政策の検討」と「経済性の検討」があり、対外的な説明や理解及びリスク分析等の観点も含めて整理しました。

また、事業終了前倒しを行った場合の清算の方法等も含め、下表のとおり全42項目について検討を行いました。

<【事業終了時期の前倒しの検討】可燃ごみの民間処理実施 検討項目>

項目			番号	検討項目
ごみ処理政策の検討	計画変更	計画変更	1	現行RDF製造に係る各種規約・契約等への影響
			2	現行RDF製造に係る地元雇用への影響
			3	市町の一般廃棄物処理基本計画(実施計画)の変更
			4	RDF製造停止に係る職員(正規・臨時・嘱託)の扱い
	各種契約締結手続き	各種契約締結手続き	5	ごみ処理委託契約締結
			6	ごみ運搬委託契約締結
			7	環境保全負担の契約締結
	対外的な説明と理解	地元住民の理解	8	民間事業者への他市町ごみ搬入への理解
			9	ごみ処理方式の変更に対する理解
			10	ごみ運搬車両の通行に対する理解
	議会の理解	議会の理解	11	ごみ処理方式の変更に対する理解
			12	循環型社会の構築とリサイクル率低下等に係る政策上の整理
			13	ポストRDFに対する中長期計画の説明
	施設撤去	RDF化施設の撤去	14	RDF化施設撤去の有無、時期
			15	撤去後の跡地利用
	リスク分析	リスク分析	16	民間事業者の定期点検やトラブル時の対応(代替処理先)
			17	運搬車両事故時の対応(生ごみ保管)
			18	大規模な災害に係る廃棄物処理の対応
			19	将来の民間委託処理コストの値上げ受容
			20	ごみ集積施設の仕様(応急・恒久)を決定
経済性の検討	新ごみ処理コスト算出	施設改造費	21	ごみビット汚水処理の見直し
			22	ごみ集積施設の改造費用積算(当初予算レベル)
			23	現行RDF運用と平行した改造工程の工期
		維持管理費	24	受電設備(契約電力)の見直し
			25	ごみ集積施設維持管理費用
			26	RDF製造を止めても必要な固定費(人件費、光熱費等)試算
	運搬費	運搬費	27	ごみ運搬車両の仕様を決定
			28	ごみ運搬車両の確保
			29	ごみ運搬費用積算
	処理委託料	処理委託料	30	民間委託の処理コスト検討
			31	環境保全負担金
	補助金・起債	補助金・起債	32	国等補助金返還の有無及び額の算出
			33	起債償還の有無
	運用変更	運用変更	34	共同管理に係る費用負担増
			35	構成市町ごみ量の変更有無
			36	RDF化施設維持管理費
RDF継続処理コスト算出	維持管理費	維持管理費	37	その他固定費(人件費、光熱費等)
			38	運搬費
	運搬費	運搬費	39	14145円/トン
			40	RDF事業継続年度によるコスト比較
	コスト比較	コスト比較	41	早期終了にともなう料金清算額の確定
料金上の検討	料金の清算	料金の清算	42	早期終了にともなう料金清算額の返還・徴収方法の確定

## 1 製造団体毎の課題（検討項目 1～31, 33～40）

製造団体毎に課題を検討した結果は、以下のとおりでした。

団体名	課題検討の概要								
<b>桑名広域清掃事業組合</b>  【H29 年度 処理(見込み)量】 可燃ごみ 45,917 t 製造 RDF 25,663 t	<p>(1) ごみ処理政策</p> <p>【計画変更】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一般処理廃棄物基本計画（実施計画）の変更が必要</li></ul> <p>【対外的な説明と理解】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>新ごみ処理施設との整合</li><li>民間処理の場合、ごみの搬送に 1 日当たり「10 t コンテナ車 29 台」が必要</li><li>ごみ運搬車両の大幅増に伴う影響を懸念</li><li>住民、議会の説明・理解に時間が必要</li></ul> <p>【リスク分析】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>民間処理先の定期点検・トラブルに備えて、ごみの貯留場所等の検討が必要</li></ul> <p>(2) 経済性</p> <p>【経済比較】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>民間処理は、事業継続に比べて年間費用で 1.8%削減※</li></ul> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>RDF 化施設の起債償還が平成 29 年度まで継続 平成 29 年度 起債償還額 225,504 千円</li><li>夜間における通行経路の確保のため市道へ接続する出入り口の新設が必要</li></ul> <p>(3) 総合的な検討</p> <p>&lt;事業終了が可能となる年度&gt;</p> <table border="1"><tr><td>平成 28 年度未終了</td><td>平成 29 年度未終了</td><td>平成 30 年度未終了</td><td>平成 31 年度未終了</td></tr><tr><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>△</td></tr></table> <p>(平成 28 年度末～平成 30 年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>民間処理を実施すると、ごみを運搬するために地域を通行する車両の数が大幅に増加するとともに、作業工程から夜間の運行が必要となる。</li><li>地域住民に与える影響に比べ財政的効果は小さい。</li><li>以上の条件を踏まえ、現時点において前倒しを判断できる状況に無い。</li></ul> <p>(平成 31 年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>新ごみ処理施設の整備を進めており、現時点としては平成 31 年度末での事業終了の可能性はある。</li></ul> <p>【事業終了年度前倒しの再検討の要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>現行以上の経費の低減</li><li>新ごみ処理施設の早期完成が見込まれるとき。（同計画における施設整備工事の契約は、平成 29 年度中を予定）</li></ul>	平成 28 年度未終了	平成 29 年度未終了	平成 30 年度未終了	平成 31 年度未終了	×	×	×	△
平成 28 年度未終了	平成 29 年度未終了	平成 30 年度未終了	平成 31 年度未終了						
×	×	×	△						

※経済比較は平成 29 年度の見込み費用で行っています。

団体名	課題検討の概要								
<b>伊賀市</b>  【H29 年度 処理(見込み)量】 可燃ごみ 20,221 t 製造 RDF 11,324 t	<p>(1) ごみ処理政策</p> <p>【計画変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般処理廃棄物基本計画（実施計画）の変更が必要</li> </ul> <p>【対外的な説明と理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民、議会の説明・理解が必要</li> </ul> <p>【リスク分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理先の定期点検・トラブルに備えて、ごみの貯留場所等の検討が必要</li> </ul> <p>(2) 経済性</p> <p>【経済比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理は、事業継続に比べて年間費用で 44.8%削減※</li> </ul> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDF 化施設の起債償還が平成 33 年度まで継続 平成 29~33 年度合計 起債償還額 45,792 千円</li> <li>民間処理の場合、収集車は処理先へ直接搬入</li> <li>平成 32 年度までの事業継続のため、約 53,000 千円の改修を先行して実施済み</li> </ul> <p>(3) 総合的な検討</p> <p>&lt;事業終了が可能となる年度&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 28 年 度未終了</td><td>平成 29 年 度未終了</td><td>平成 30 年 度未終了</td><td>平成 31 年 度未終了</td></tr> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度の「伊賀市における廃棄物処理のあり方検討委員会」の答申に沿って、将来的には名張市との広域処理を行っていく計画であり、それまでの過渡的な対応として民間業者に委託することが妥当である。</li> </ul> <p>【事業終了年度前倒しの再検討の要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度末での前倒しが不可能であれば、平成 29 年度以降の年度でも検討を希望</li> </ul> <p>※経済比較は平成 29 年度の見込み費用で行っています。</p>	平成 28 年 度未終了	平成 29 年 度未終了	平成 30 年 度未終了	平成 31 年 度未終了	○	○	○	○
平成 28 年 度未終了	平成 29 年 度未終了	平成 30 年 度未終了	平成 31 年 度未終了						
○	○	○	○						

団体名	課題検討の概要								
<b>香肌奥伊勢 資源化連合</b>  <b>【H29 年度 処理(見込み)量】</b> 可燃ごみ 6,500 t 製造 RDF 3,523 t	<p>(1) ごみ処理政策</p> <p>【計画変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般処理廃棄物基本計画（実施計画）の変更が必要</li> </ul> <p>【対外的な説明と理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民、議会の説明・理解が必要</li> </ul> <p>【リスク分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理先の定期点検・トラブルに備えて、ごみの貯留場所等の検討が必要</li> </ul> <p>(2) 経済性</p> <p>【経済比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理は、事業継続に比べて年間費用で 2.3%削減※</li> </ul> <p>(3) 総合的な検討</p> <p>&lt;事業終了が可能となる年度&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 28 年 度末終了</td><td>平成 29 年 度末終了</td><td>平成 30 年 度末終了</td><td>平成 31 年 度末終了</td></tr> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理の方が経済的に安価で処理できる。</li> <li>全ての構成団体が前倒しを判断するのであれば従うが、単独での前倒しは現時点では無い。</li> </ul> <p>【事業終了年度前倒しの再検討の要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も再検討は可能であるが、各製造団体に再検討の意思があるかどうか確認後、実施るべき。</li> </ul> <p>※経済比較は平成 29 年度の見込み費用で行っています。</p>	平成 28 年 度末終了	平成 29 年 度末終了	平成 30 年 度末終了	平成 31 年 度末終了	○	○	○	○
平成 28 年 度末終了	平成 29 年 度末終了	平成 30 年 度末終了	平成 31 年 度末終了						
○	○	○	○						

団体名	課題検討の概要								
<b>紀北町</b>  <b>【H29 年度 处理(見込み)量】</b> 可燃ごみ 6,400 t 製造 RDF 2,900 t	<p>(1) ごみ処理政策</p> <p>【計画変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般処理廃棄物基本計画（実施計画）の変更が必要</li> </ul> <p>【対外的な説明と理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東紀州 5 市町での新ごみ処理施設建設との整合性を図ることが必要</li> <li>住民、議会の説明・理解に時間が必要</li> </ul> <p>【リスク分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理先の定期点検・トラブルに備えて、代替処分先の検討が必要</li> <li>既存のごみピットを一時保管場所として利用することの検討が必要</li> <li>大規模災害時の対応については、代替処分先の検討・協議が必要</li> </ul> <p>(2) 経済性</p> <p>【経済比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理は、事業継続に比べて年間費用で 1.5%削減※</li> </ul> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDF 化施設の起債償還が平成 29 年度まで継続 償還額 81,013 千円</li> </ul> <p>(3) 総合的な検討</p> <p>&lt;事業終了が可能となる年度&gt;</p> <table border="1"> <tr> <th>平成 28 年度未終了</th> <th>平成 29 年度未終了</th> <th>平成 30 年度未終了</th> <th>平成 31 年度未終了</th> </tr> <tr> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>前倒しで民間処理を実施すれば、生ごみのままの運搬であるため臭気の問題などが考えられる。</li> <li>現有する 2 つの RDF 化施設のうち少なくとも 1 つは中継基地として応急的に改修する必要がある。</li> <li>町議会において、平成 32 年度末までの事業継続を前提とした、平成 29 年度から平成 32 年度までの RDF 処理委託料の説明をしたところであり、また、ポスト RDF の方策として、東紀州 5 市町による広域処理を行うことを現在検討中である。</li> <li>これらのことと総合的判断し、現時点において前倒しを判断できる状態に無い。</li> </ul> <p>【事業終了年度前倒しの再検討の要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東紀州 5 市町による広域処理の検討状況により前倒しの再検討の余地はある。</li> </ul> <p>※経済比較は平成 29 年度の見込み費用で行っています。</p>	平成 28 年度未終了	平成 29 年度未終了	平成 30 年度未終了	平成 31 年度未終了	×	×	×	×
平成 28 年度未終了	平成 29 年度未終了	平成 30 年度未終了	平成 31 年度未終了						
×	×	×	×						

団体名	課題検討の概要								
<b>南牟婁清掃施設組合</b> <b>【H29 年度 处理(見込み)量】</b> 可燃ごみ 4,360 t 製造 RDF 2,220 t  ※経済比較は平成 29 年度の見込み費用で行っています。	<p>(1) ごみ処理政策</p> <p>【計画変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般処理廃棄物基本計画（実施計画）の変更が必要</li> </ul> <p>【対外的な説明と理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民、議会の説明・理解に時間が必要</li> <li>東紀州 5 市町での新ごみ処理施設建設との整合性を図ることが必要</li> </ul> <p>【施設撤去】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部ごみの積替え施設として改修の検討が必要</li> </ul> <p>【リスク分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理先の定期点検・トラブルに備えて、代替え処分先の検討が必要</li> <li>既存のごみピットにて一時保管の検討が必要</li> </ul> <p>(2) 経済性</p> <p>【経済比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間処理は、事業継続に比べて年間費用で 2.0%増加※</li> </ul> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDF 化施設の起債償還が平成 29 年度まで継続 償還額 2,329 千円</li> <li>平成 32 年度までの事業継続のため、平成 26、27 年度に約 59,000 千円の改修を実施済み</li> </ul> <p>(3) 総合的な検討</p> <p>&lt;事業終了が可能となる年度&gt;</p> <table border="1"> <tr> <th>平成 28 年度未終了</th> <th>平成 29 年度未終了</th> <th>平成 30 年度未終了</th> <th>平成 31 年度未終了</th> </tr> <tr> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済性やごみ処理政策の課題を総合的に判断すると、現時点において 4 年間の前倒しは困難。</li> </ul> <p>【事業終了年度前倒しの再検討の要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東紀州 5 市町による広域処理の検討状況により前倒しの再検討の余地はある。</li> </ul>	平成 28 年度未終了	平成 29 年度未終了	平成 30 年度未終了	平成 31 年度未終了	×	×	×	×
平成 28 年度未終了	平成 29 年度未終了	平成 30 年度未終了	平成 31 年度未終了						
×	×	×	×						

## 2 ごみ積替え施設の検討（検討項目 20～22、25）

「ごみ処理政策」での検討のとおり、可燃ごみによる民間処理に切り替えるにあたり、パッカー車から 10t 車等への積替えが必要となることから、ごみ積替え施設の調査検討を行いました。調査にあたっては、積替え施設を運用している県外の自治体を視察し、その内容は以下のとおりでした。

### （1）A町ごみ積替え施設

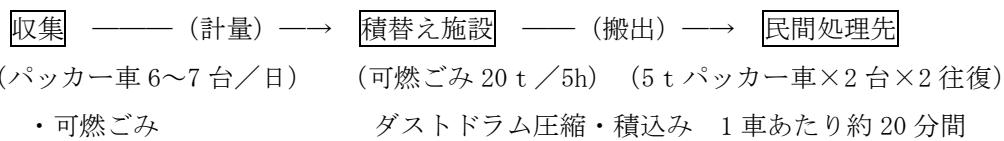
ア　視察自治体　人口：28,278 人、ごみ発生量 6,408 t/年

イ　視察場所　ごみ積替え施設

ウ　視察内容

(ア) ごみ積替え施設のシステム構成

＜処理フロー＞



(イ) ごみ積替え施設の特徴

- ① 収集を除く中間処理以降を全て民間委託
- ② 最終処分場跡地に、ごみ積替え施設を立地しているため、周辺に住居等は存在しない。
- ③ 民間処理先が何らかのトラブルで受け入れ出来ない場合は、別の処理先で代替処理
- ④ 民間委託で直営より経費削減できた。
- ⑤ 設備投資（約 3 億円）が必要

### （2）B市ごみ積替え施設

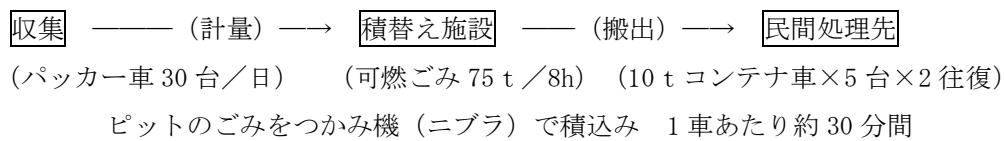
ア　視察自治体　人口：82,222 人、ごみ発生量 23,305 t/年

イ　視察場所　旧ごみ焼却施設（ごみピットのみ流用）

ウ　視察内容

(ア) ごみ積替え施設のシステム構成

＜処理フロー＞



(イ) ごみ積替え施設の特徴

- ① 収集を除く中間処理以降を全て民間委託
- ② 施設周辺に住居は存在しない。
- ③ 民間処理先が何らかのトラブルで受け入れ出来ない場合は、別の民間処理先で代替処理する。
- ④ 民間委託で直営より経費削減できた。
- ⑤ 新ごみ処理施設稼働までの 2 年間の繋ぎ

### (3) まとめ

可燃ごみは、RDFに比べ重量が2倍となることから、ストックヤード、積替え施設、輸送手段の検討や新たな設備投資が必要となります。また、周辺環境の状況により臭気、汚水対策についても検討が必要となります。

〈A町ごみ積替え施設〉



〈B市ごみ積替え施設〉



### 3 国庫補助金への対応（検討項目 32）

事業終了の前倒しを実施した場合、国庫補助対象施設であるRDF化施設の撤去が必要となります。このようなことから、RDF化施設の財産処分に係る国庫補助金の扱いについて検討を行いました。

<県内のRDF化施設>

(単位：千円)

市町村等	処理規模	稼働	補助対象事業費	国庫補助金
桑名広域清掃事業組合	230t/日	14年12月	8,577,018	2,144,254
伊賀市	135t/日	14年11月	3,809,616	952,404
香肌奥伊勢資源化広域連合	44t/日	13年4月	2,648,427	662,106
紀北町（旧紀伊長島町）	21t/日	14年12月	1,767,666	553,940
紀北町（旧海山町）	20t/日	12年4月	1,805,830	451,457
南牟婁清掃施設組合	23t/日	14年9月	2,028,875	507,218

#### （1）環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準

環境省所管の補助金等の交付を受けて取得した財産を処分する場合、環境大臣の承認が必要となります。ただし、包括承認事項として、財産処分に当たって経過年数が10年を越えている場合であって一定の要件を満たす場合は、国の承認があつたものとみなす特例措置があり、報告は必要ですが財産処分の承認手続は不要となります。

処理制限期間（50年の場合）				
10年	20年	30年	40年	50年

包括承認事項を適用する場合の要件

地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分

#### （2）まとめ

本案件に当てはめて検討したところ、RDF化施設の財産処分に関しては、経過年数が10年を越えており、以下の要件を満たすのであれば、包括承認事項に該当し、補助金返還は生じません。

##### 【要件】

社会資源が当該地域で充足していること

- ・ 焼却灰の最終処理を含めた処分先が確保されていること
- ・ 一般廃棄物の処理責任を踏まえ、計画を立てたうえで実施すること
- ・ ポストRDFとしての次期処理方式の計画が策定されていること

#### 4 前倒しの場合の料金清算（検討項目 41, 42）

事業終了の前倒しを実施した場合の料金清算額について、以下のとおり検討を行いました。

##### （1）料金清算額の算出

###### 【事業の終了に伴う費用の収支計画への反映について】

RDF焼却・発電施設の停止に係る費用として、収支計画に算入すべき項目

- ① 搬入されたRDFを全て焼却・発電する費用
- ② ボイラー、タービン及び発電機を停止し、補機類を含めて焼却・発電施設を安全に停止させるまでの費用
- ③ 灰処理費用

発電所撤去に係る費用として、県が負担し収支計画には算入しない項目

- ① 焚却・発電施設の停止以降に発生する不要薬品の処分などの費用
- ② 焚却・発電施設の解体開始までの施設保安に係る費用

###### 【料金清算額の算出手順】

- ① 事業終了年度までの収支計画の決算額を確定する。
- ② 「RDF焼却・発電事業に係る確認書（平成26年1月17日）」第3条に基づき、収支不足額の半分を製造団体負担額として確定する。
- ③ 確定した製造団体負担額と各製造団体収支不足負担分実績額とに過不足がある場合は、同確認書第3条に基づき清算する。
- ④ ③で算出した清算額合計を当該期間の各製造団体のRDF搬入量で案分し、各製造団体の清算額とする。

##### （2）料金清算額の返還方法

料金清算額の返還は、必要な予算措置が講じられていることを前提に、事業終了年度の決算が確定次第、速やかに部会で確認を行い、その後、三重県企業庁から各製造団体へ返還するものとします。

##### （3）まとめ

決算額が現在の収支計画と同値と仮定して試算した料金清算額見込みは、以下のとおりです。

＜各製造団体への清算額＞ (単位：千円)

	平成28年度末 終了	平成29年度末 終了	平成30年度末 終了	平成31年度末 終了
桑名広域	502,925	362,249	254,918	156,190
伊賀市	221,707	159,448	112,155	68,741
香肌奥伊勢	80,858	55,324	37,935	22,871
紀北町	54,920	39,239	27,425	16,738
南牟婁	45,777	32,363	22,508	13,669
合計	906,187	648,623	454,941	278,209

## 第4章　まとめ

各製造団体における新たなごみ処理体制の検討状況をふまえて、事業終了の前倒しを実現する手法については、「繋ぎ」としての「可燃ごみによる民間処理」として、実施に伴う課題を整理しました。

「繋ぎ」としての「可燃ごみによる民間処理」は、ごみ処理政策の観点では、一部の団体で、ごみの搬送に関する問題や事業終了後の新しいごみ処理体制の構築との整合性に関する問題が確認されました。

経済性の観点では、事業継続の場合に比べて1団体で大きな効果があり、他の4団体では概ね同程度でした。

したがって、協議会すべての構成団体として、事業終了年度の前倒しを最短の平成28年度末とすることは、現時点では難しい状況でした。

一方、事業の早期終了が可能となる年度については、平成32年度までの終了に対応可能となる団体が2団体あり、残り3団体についても今後の状況により、再検討の余地はあるとの結果でした。

よって、今後の状況により、平成29年度以降での前倒しの再検討の余地はあるとの結論に至りました。

なお、事業終了年度の前倒しについては、今後、状況の変化に伴い構成団体から要望がある場合は、再度検討を行うこととします。

参考資料 10

平成 30 年 7 月 17 日

三重県 R D F 運営協議会  
会長 山 神 秀 次 様

三重県 R D F 運営協議会 総務運営部会  
部会長 小 森 健 児

総務運営部会の検討結果について（報告）

三重県 R D F 運営協議会会則第 10 条に基づき、平成 29 年 6 月 28 日付けで三重県 R D F 運営協議会総務運営部会に検討を付託されました「R D F 燃却・発電事業に関する検討」について、別添のとおり報告します。

三重県 R D F 運営協議会事務局  
企業庁 電気事業課  
川戸、垣内  
電話 059-224-2824  
FAX 059-224-3043

# RDF焼却・発電事業に関する 検討報告書

平成30年7月

三重県RDF運営協議会総務運営部会

一目 次一

はじめに · · · · ·	1
第 1 章 部会における協議の概要 · · · · ·	2
第 2 章 現状把握と検討の進め方 · · · · ·	4
第 3 章 検討課題の整理と検討結果 · · · · ·	6
第 4 章 検討結果のまとめ · · · · ·	16

**語句説明**

- ※ 1 関係市町 · · · · · R D F 焼却・発電事業に参画している 12 市町  
(桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、伊賀市、多気町、大台町、大紀町、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町)
- ※ 2 ポスト R D F · · · · · R D F 焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制
- ※ 3 製造団体 · · · · · R D F を製造する団体。桑名広域清掃事業組合、伊賀市、香肌奥伊勢資源化広域連合、紀北町、南牟婁清掃施設組合の 5 団体
- ※ 4 R D F 構成団体 · · · · · 3 団体(桑名広域清掃事業組合、香肌奥伊勢資源化広域連合、南牟婁清掃施設組合)と 12 市町を合わせた 15 団体
- ※ 5 セーフティーネット · · · · · 平成 32(2020) 年度末まで R D F の製造を継続する団体が現行処理費用内で処理できるしくみ

## <はじめに>

三重県では、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用とごみ処理の広域化を図るため、市町村の可燃ごみを固体燃料（RDF）化して発電利用する「RDF化構想」を、市町村と一体となって進め、その受け皿として三重ごみ固体燃料発電所（以下「発電所」という。）を整備し、平成14（2002）年12月から運転を行ってきました。

県は、15年間のモデル期間が終了する平成28（2016）年度をもってRDF焼却・発電事業を終了し、平成29（2017）年度以降は事業を行わないことを、平成19（2007）年12月の三重県RDF運営協議会（以下「協議会」という。）の総務運営部会（以下「部会」という。）において提案しましたが、関係市町<sup>※1</sup>は事業の継続を要望しました。

そのため、協議会に「あり方検討作業部会」を設置し協議を重ね、平成22（2010）年8月の協議会理事会において、平成29（2017）年度以降事業を4年間延長し、平成32（2020）年度末まで継続することが確認されました。

これ以降、ポストRDF<sup>※2</sup>に向けて、桑名広域清掃事業組合では「ごみ処理のあり方調査検討委員会」を、伊賀市では「廃棄物処理のあり方検討委員会」を、香肌奥伊勢資源化広域連合では「一般廃棄物処理担当課長会議」を、紀北町および南牟婁清掃施設組合では近隣市を加えた「新ごみ処理施設整備検討会議」をそれぞれ設置して、精力的に議論を重ね、新たなごみ処理のあり方や処理方針等に関する検討を進めており、県においても、これらの検討組織への参画や、市町間の調整、職員の派遣等の支援を行ってきました。

また、平成27（2015）年度には、8月の協議会総会において、伊賀市から「すべての製造団体<sup>※3</sup>にとってメリットになる方策が導き出されるのであれば、事業終了年度を前倒しする方策について検討してはどうか」との提案があり、全会一致で了承されました。部会で検討を重ねた結果、「事業終了年度の前倒しについては、最短となる平成28（2016）年度末とすることは難しいが、今後の状況により平成29（2017）年度以降での前倒しの再検討の余地はある」との結論を取りまとめました。

このような中、平成29（2017）年4月の部会において、桑名広域清掃事業組合から「新ごみ処理施設の完成が早まり、平成31（2019）年12月末となる見込みである」旨の説明があり、RDF焼却・発電事業への影響とその対応について、検討を再開することが理事会で了承されました。

これを受けて、協議会会長から部会に検討が付託されたことから、部会では、本検討内容が関係市町全体に影響を及ぼす課題であるとして、すべての関係市町による検討会議（以下「全体会」という。）を含む計10回の協議を行い、付託事項の検討結果を取りまとめたので、その内容について報告するものです。

## 第1章 部会における協議の概要

部会では、全体会を含め計10回の協議を行い、以下のとおり課題や対応策の検討を行いました。

### ＜部会協議概要＞

#### 【第1回総務運営部会】 平成29(2017)年4月25日

桑名広域清掃事業組合から同組合の新ごみ処理施設の工期が当初の計画から15ヶ月短縮され、平成31(2019)年12月末となる旨の説明がありました。

#### 【第2回総務運営部会】 平成29(2017)年5月18日

桑名広域清掃事業組合からの説明を受け、平成27(2015)年度に実施した検討を再開することについて協議しました。

[理事会] (書面表決) 平成29(2017)年6月28日  
検討の再開が理事会で了承され、会長から部会に検討が付託されました。

#### 【第3回総務運営部会】 平成29(2017)年6月29日

協議会会長からの付託を受けて、ごみ処理体制や経済性の課題など48項目について検討していくことを確認しました。また、関係市町全体に影響する内容であることから、すべてのRDF構成団体<sup>※4</sup>で検討を進めることを確認しました。

#### 【第4回総務運営部会】(全体会) 平成29(2017)年9月1日

検討48項目のうち、各種契約手続きや事業を継続した場合のコスト算出等に係る項目について、検討内容を確認しました。

#### 【第5回総務運営部会】(全体会) 平成29(2017)年10月13日

各製造団体のごみ処理先の選択肢等に係る項目について検討しました。

#### 【第6回総務運営部会】(全体会) 平成29(2017)年12月22日

課題や対応策について、各製造団体の考え方を共有し、それぞれの課題の解決策を引き続き協議することを確認しました。

#### 【第7回総務運営部会】(全体会) 平成30(2018)年3月29日

課題解決の合意形成について協議しました。

#### 【第8回総務運営部会】(全体会) 平成30(2018)年4月24日

検討48項目について、取りまとめの方針を確認しました。

#### 【第9回総務運営部会】(全体会) 平成30(2018)年5月16日

付託事項に対する検討結果の取りまとめ案を確認しました。

#### 【第10回総務運営部会】(全体会) 平成30(2018)年6月25日

検討結果を最終確認しました。

<検討経過>

	三重県 R D F 運営 協議会	関係市町 桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、 伊賀市、多気町、大台町、大紀町、 紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町
H29 3		3. 18 桑名広域清掃事業組合 ごみ処理施設整備運営事業 落札者決定
4	4.25 第 1 回総務運営部会	桑名広域清掃事業組合が、新ごみ処理施設工期の 15 ヶ月短縮を説明
5	5.18 第 2 回総務運営部会	5. 10 発電所の運転への影響について試算結果を共有 検討再開を協議
		5. 26 桑名広域清掃事業組合議会 可燃ごみ焼却施設整備工事 請負契約可決
6	6.28 理事会(書面表決) 6.29 第 3 回総務運営部会	検討再開を了承、部会に検討を付託 経過確認、検討項目抽出、全体会で協議することを確認
7		
8		8. 31 桑名広域清掃事業組合議会において、平成 31 年 9 月 17 日をもって 発電所への R D F 搬入を終了することを報告
9	9.1 第 4 回総務運営部会(全体会)	項目 1、4、18、22、25、26、33、34、44~47※
10	10.13 第 5 回総務運営部会(全体会)	項目 2、3、5~17、19~21、23、24、27~32、35~43、48
11		
12	12.22 第 6 回総務運営部会(全体会)	課題や対応策について考え方を共有
H30 1		
2		2. 16 東紀州広域化の建設候補予定地を公表
3	3.29 第 7 回総務運営部会(全体会)	課題解決の合意形成について協議
4	4.24 第 8 回総務運営部会(全体会)	課題について取りまとめ方針を確認
5	5.16 第 9 回総務運営部会(全体会)	検討結果の取りまとめ案を確認
6	6.25 第 10 回総務運営部会(全体会)	検討結果の最終確認
	協議会会長への報告	

※項目の番号は、6 ページを参照。

## 第2章 現状把握と検討の進め方

### 1 桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設整備の進捗

RDF焼却・発電事業は、平成22(2010)年8月の協議会理事会において事業終了を平成32(2020)年度末とすることが確認されていることから、桑名広域清掃事業組合では、RDF焼却・発電事業の終了に向けて、平成23(2011)年5月から新ごみ処理施設の整備運営に係る検討を進めてきました。

その結果、平成29(2017)年3月にごみ処理施設整備運営事業の総合評価一般競争入札が実施され、落札者から、工期を15ヶ月短縮し平成31(2019)年12月末を完成予定とする提案があり、平成29(2017)年5月の組合議会臨時会において、工事請負契約が可決されました。

また、同年8月の組合議会臨時会において、ごみ焼却施設の試験調整の開始に伴い、発電所へのRDF搬入の終了日を、平成31(2019)年9月17日とすることが報告されました。

### 2 RDF焼却・発電事業への影響

発電所では、年間約4万5千トンのRDFが処理されており、そのうち桑名広域清掃事業組合から搬入されるRDFは、全体の約6割を占めます。

また、平成27(2015)年度に事業終了年度前倒しの検討を提案した伊賀市からも、同時期にRDF搬入を停止する意向が示されたため、これに基づき試算を行ったところ、発電所に搬入されるRDFは約8割減少し、年間約8千トンになる見込みとなりました。

これは1日あたりに換算すると約20トンに相当し、発電の最低焼却量である日量70トンを大きく下回ることになります。

このため、

- ①発電所は運転と停止を繰り返す間欠運転となり、非効率な運用となること
- ②RDF減少に伴い、売電収入が大幅に減ること

から、桑名広域清掃事業組合からのRDF搬入の終了日以降は、発電所の安定的かつ効率的な運転は極めて困難との試算結果になりました。

### 3 新たなごみ処理体制の検討

#### (1) 新たなごみ処理体制の検討状況

RDF焼却・発電事業は、平成22(2010)年8月の協議会理事会において事業終了を平成32(2020)年度末とすることが確認されているため、桑名広域清掃事業組合と同様に、他の製造団体も新たなごみ処理体制の整備に向けて、以下のとおり検討を進めているところです。

H30.7現在

製造団体名	検討状況
桑名広域清掃事業組合	新ごみ処理施設の建設
伊賀市	近隣市との広域化によるごみ処理
香肌奥伊勢資源化広域連合	多気町、大台町および大紀町の枠組みによるごみ処理
紀北町、南牟婁清掃施設組合	近隣市を加えた東紀州広域化の枠組みによるごみ処理

## (2) 新たな処理先確保の必要性

桑名広域清掃事業組合を除く他の製造団体においても、平成 32(2020)年度末以降のごみ処理体制の整備に向けた検討を進めているものの、桑名広域清掃事業組合のR D F搬入が終了する平成 31(2019)年 9 月までに新ごみ処理施設を完成させることは、現時点においては見込めない状況にあります。

このため、新たなごみ処理体制の整備が実現するまでは、発電所に代わる受け皿となる新たな処理先を確保する必要があります。

新たな処理先でのごみ処理については、下表のとおり、ケース 2（可燃ごみを民間処理）とケース 4（R D F の製造を継続して民間処理）が選択肢となります。

	ごみの状態	処理方式	評価	結果
ケース 1	可燃ごみ	他自治体で処理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ R D F の製造費用が不要</li><li>・ R D F に比べ重量が倍となるため、運搬費が増加</li><li>・ 持ち込み先の自治体に受け入れる余裕が無い、又は受け入れ協議に時間を要する</li></ul>	×
ケース 2	可燃ごみ	民間処理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ R D F の製造費用が不要</li><li>・ R D F に比べ重量が倍となるため、運搬費が増加</li><li>・ ごみ中継施設整備などへの新たな設備投資が必要</li><li>・ 県内外に処理先あり</li></ul>	○
ケース 3	R D F	他自治体で処理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内自治体に受け皿無し</li></ul>	×
ケース 4	R D F	民間処理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内外に処理先あり</li></ul>	○

## 4 検討の進め方

検討を進める上での現状の認識として、以下のことを共有しました。

- ①桑名広域清掃事業組合からのR D F搬入終了日以降は、発電所の安定的かつ効率的な運転は極めて困難となること
- ②桑名広域清掃事業組合からのR D F搬入終了日までに、他の製造団体においては新ごみ処理施設の完成は間に合わず、完成までの間、発電所に代わる受け皿となる新たな処理先の確保が必要となること
- ③新たな処理先でのごみ処理方式は、「可燃ごみを民間処理」、もしくは「R D F の製造を継続して民間処理」のいずれかとなること

以上のことから、部会では、当初の計画である平成 32(2020)年度末までの期間、もしくは新ごみ処理施設が完成するまでの間は、「可燃ごみを民間処理」する方式と、「R D F の製造を継続して民間処理」する方式の二通りについて、各製造団体の事情等を勘案しながら、慎重に検討を進めることとしました。

併せて、すべての製造団体が、桑名広域清掃事業組合のR D F搬入終了日を軸として、新たなごみ処理体制に移行することが対応可能かどうかを検討することとしました。

### 第3章 検討課題の整理と検討結果

発電所に代わる受け皿としての新たな処理先を確保するために、検討が必要な項目の洗い出しを行いました。

なお、検討すべき大項目としては「ごみ処理計画」と「経済性」があり、対外的な説明と理解、リスク分析などの観点も含め、全48項目について検討を行いました。

<検討項目>

	項目	番号	検討項目
ごみ処理計画	計画変更	RDF搬入終了時期	1 RDF搬入終了時期の検討
		2 現行RDF製造に係る各種規約・契約等への影響	
		3 現行RDF製造に係る地元雇用への影響	
		4 市町の一般廃棄物処理基本計画(実施計画)の変更	
		5 RDF製造停止に係る職員(正規・臨時・嘱託)の扱い	
	各種契約締結手続き	6 ごみ処理委託契約締結	
		7 ごみ運搬委託契約締結	
		8 その他必要な契約締結	
	対外的な説明と理解	地元住民の理解	9 他市町ごみ受入への理解
			10 ごみ処理方式の変更に対する理解
			11 ごみ運搬車両の通行に対する理解
			12 地元協定の見直し
		議会の理解	13 ごみ処理方式の変更に対する理解
			14 循環型社会の構築とリサイクル率低下等に係る政策上の整理
			15 新たなごみ処理に対する中長期計画の説明
	施設撤去	RDF化施設の撤去	16 RDF化施設撤去の有無、時期
			17 撤去後の跡地利用
	リスク分析	リスクの検討	18 RDF搬入停止日の変動リスク
			19 施設の定期点検やトラブル時の対応(代替処理先)
			20 運搬車両事故時の対応(可燃ごみ保管)
			21 大規模な災害に係る廃棄物処理の対応
			22 将来の民間委託処理コストの値上げ受容
経済性	新ごみ処理(民間処理)コスト算出	施設改造費	23 施設の仕様(応急・恒久)を決定
			24 ごみビット臭気・汚水処理等の見直し
			25 施設の改造費用等積算(施設統合費含む、当初予算レベル)
		工程管理	26 現行RDF運用から新たなごみ処理への移行工程(改造工事含む)
			27 受電設備(契約電力)の見直し
		維持管理費	28 施設維持管理費用
			29 必要な固定費(人件費、光熱費等)試算
		運搬費	30 ごみ運搬車両の仕様を決定
			31 ごみ運搬車両の確保
			32 ごみ運搬費用積算
		処理委託料	33 新たな処理先の処理コスト検討
			34 その他必要な費用
		補助金・起債	35 国等補助金返還の有無及び額の算出
			36 起債償還の有無
		運用変更	37 共同管理に係る費用負担増
			38 構成市町ごみ量の変更有無
		H31年12月以降に向けての先行投資	39 平成31(2019)年12月以降のごみ処理計画を見据えての先行投資金額
	RDF継続処理コスト算出	維持管理費	40 RDF化施設維持管理費
			41 その他固定費(人件費、光熱費等)
		運搬費	42 運搬費
		処理委託料	43 14,145円/RDFトン(税抜)
		コスト比較	44 新たなごみ処理とRDF処理とのコスト比較
その他の検討	ルールの見直し	決議等ルールの見直し	45 決議等の扱いの検討
	清算	料金の清算	46 事業終了に伴う清算金の算出
			47 事業終了に伴う清算金の返還・徴収方法の確認
	その他	運搬費の格差是正	48 各製造団体間の運搬費の格差是正

## 1 製造団体毎の課題整理（検討項目 1~44）

団体名	課題検討の概要
<b>桑名広域 清掃事業組合</b> <b>【処理(見込み)量】</b> 可燃ごみ 45,800 t 製造R D F 25,983 t	<p><b>&lt;方針&gt;</b>  <b>新ごみ処理施設で焼却処理を行う</b></p> <p><b>(1) ごみ処理計画</b></p> <p><b>【計画変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ごみ処理のあり方調査検討委員会」を設置し、検討実施済み</li> <li>・ 一般廃棄物処理基本計画は変更済み</li> <li>・ 平成 29(2017)年 5 月の組合議会において、可燃ごみ焼却施設整備工事請負契約を可決し、平成 30(2018)年 2 月着工、平成 31(2019)年 12 月末に完成予定</li> <li>・ 発電所への R D F 搬入終了日は、平成 31(2019)年 9 月 17 日を予定</li> </ul> <p><b>【対外的な説明と理解】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29(2017)年 5 月の組合議会において、可燃ごみ焼却施設整備工事請負契約を可決</li> <li>・ 地元に対し、平成 29(2017)年 9 月～10 月に、新ごみ処理施設の住民説明会を延べ 11 回開催</li> <li>・ 地元住民に対し、「ごみ処理施設整備ニュース」を 5 回配布</li> </ul> <p><b>【施設撤去又は整備計画等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R D F 化施設は撤去予定</li> <li>・ 跡地利用の検討が必要</li> </ul> <p><b>【リスク分析】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul> <p><b>(2) 経済性</b></p> <p><b>【コスト比較】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新ごみ処理施設での処理費用は、現在の処理費用に比べて 79.7% 減少※</li> </ul> <p><b>【補助金・起債】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R D F 化施設の撤去に関して、国等の補助金の返還なし</li> <li>・ R D F 化施設の起債償還は、平成 29(2017)年度で完了</li> </ul> <p>※コスト比較は平成 31(2019)年度の見込み費用で行っています。</p>

団体名	課題検討の概要				
<b>伊賀市</b> <p>【処理(見込み)量】</p> <table> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>20,203 t</td> </tr> <tr> <td>製造RDF</td> <td>11,314 t</td> </tr> </table>	可燃ごみ	20,203 t	製造RDF	11,314 t	<p><b>&lt;方針&gt;</b></p> <p><b>可燃ごみを民間処理する</b></p> <p>(1) ごみ処理計画</p> <p>【計画変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「廃棄物処理のあり方検討委員会」を設置し、検討実施済み</li> <li>・ 平成 28(2016)年度に一般廃棄物処理基本計画を見直し、「平成 32(2020)年度末までに RDF 化施設の稼動が終了した後は、将来的な広域処理を見据え、同施設で処理している可燃ごみの処理を民間処理委託」と位置付け</li> <li>・ 発電所に代わる可燃ごみの民間処理先を確保できる見込み</li> <li>・ 発電所への RDF 搬入終了日は、平成 31(2019)年 8 月 31 日で対応可能</li> </ul> <p>【対外的な説明と理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元・議会に対し、民間処理について説明が必要</li> <li>・ 民間処理先および受入地元と協議予定</li> </ul> <p>【施設撤去又は整備計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDF 化施設を撤去し、プラットフォームとピットを再利用してごみ中継施設の整備を予定</li> <li>・ 既存乾燥機での水処理が出来なくなるため、汚水処理設備の改造が必要</li> <li>・ RDF 搬入終了に対応する場合は、平成 30(2018)年度第 4 四半期～31(2019)年度第 1 四半期でごみ中継施設の整備が必要</li> </ul> <p>【リスク分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に無し</li> </ul> <p>(2) 経済性</p> <p>【コスト比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃ごみの民間処理での費用は、現在の処理費用に比べて 33.5% 減少※</li> </ul> <p>【補助金・起債】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDF 化施設の撤去等に関して、国等の補助金の返還なし</li> <li>・ RDF 化施設の起債償還は、平成 33(2021)年度まで継続 (H29(2017)年度末約 123,000 千円)</li> </ul> <p>※コスト比較は平成 31(2019)年度の見込み費用で行っています。</p>
可燃ごみ	20,203 t				
製造RDF	11,314 t				

団体名	課題検討の概要
<b>香肌奥伊勢 資源化広域連合</b>  <b>【処理(見込み)量】</b> 可燃ごみ 6,035 t 製造RDF 3,402 t	<p><b>&lt;方針&gt;</b></p> <p><b>可燃ごみを民間処理する</b></p> <p><b>(1) ごみ処理計画</b></p> <p><b>【計画変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「一般廃棄物処理担当課長会議」を設置し、検討実施</li> <li>・ 連合を構成する町の一般廃棄物処理基本計画の変更が必要</li> <li>・ 連合を構成する町議会において規約変更を議決し、その後、連合議会において広域計画の変更の議決が必要</li> <li>・ 発電所に代わる可燃ごみの民間処理先を確保できる見込み</li> <li>・ 可燃ごみの民間処理を行う間に、次期のごみ処理方法について検討</li> <li>・ 発電所へのRDF搬入終了日は、平成31(2019)年8月上旬で対応可能</li> </ul> <p><b>【対外的な説明と理解】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元に対し、多気地域のごみの受入れについて説明が必要</li> <li>・ 地元に対し、可燃ごみを民間処理する期間、ごみ中継施設として利用することを説明し、覚書を締結予定</li> <li>・ 議会に対し、多気地域のごみを含めた民間処理に伴い、ごみの分別方法を変更することについて説明が必要。また、可燃ごみを民間処理を行う間に、次期のごみ処理方法を検討していくことについて説明が必要</li> <li>・ 民間処理先および受入自治体と協議予定</li> </ul> <p><b>【施設撤去又は整備計画等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ中継施設の整備が必要</li> <li>・ 施設撤去については跡地利用を含め検討</li> <li>・ RDF搬入終了に対応する場合は、平成30(2018)年度第4四半期～31(2019)年度上半期でごみ中継施設の整備が必要</li> </ul> <p><b>【リスク分析】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に無し</li> </ul> <p><b>(2) 経済性</b></p> <p><b>【コスト比較】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃ごみの民間処理での費用は、現在の処理費用に比べて 1.6% 減少※</li> </ul> <p><b>【補助金・起債】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDF化施設の撤去等に関して、国等の補助金の返還なし</li> <li>・ RDF化施設の起債償還は、平成27(2015)年度で完了</li> </ul> <p>※コスト比較は平成31(2019)年度の見込み費用で行っています。</p>

団体名	課題検討の概要				
紀北町	<p><b>&lt;方針&gt;</b></p> <p><b>R D F の製造を継続して民間処理する</b></p> <p><b>【処理(見込み)量】</b></p> <table> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>6,300 t</td> </tr> <tr> <td>製造R D F</td> <td>2,800 t</td> </tr> </table> <p><b>(1) ごみ処理計画</b></p> <p><b>【計画変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新ごみ処理施設整備検討会議」を設置し、検討実施</li> <li>・ 平成 27(2015)年 12月、紀北町、南牟婁清掃施設組合（熊野市、御浜町、紀宝町）に近隣市を含めた 5 市町で、東紀州地域でのごみ処理の広域化を前向きに検討していくことを確認</li> <li>・ 平成 30(2018)年 2月、建設候補予定地を公表</li> <li>・ R D F の製造を継続するため、一般廃棄物処理基本計画の変更なし</li> <li>・ 発電所に代わる R D F の民間処理先を確保できる見込み</li> <li>・ 発電所への R D F 搬入終了日は、平成 31(2019)年 8月 31 日で対応可能</li> </ul> <p><b>【対外的な説明と理解】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R D F の製造を継続するため、ごみ収集体制に変更がないことから、地元住民に対する影響はない</li> <li>・ 議会に対し、広域の新ごみ処理施設が完成するまでの間は、R D F の製造を継続し、民間処理を行うことについて説明が必要</li> <li>・ 民間処理先および受入自治体と協議予定</li> </ul> <p><b>【施設撤去又は整備計画等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域でのごみ処理となった場合には、中継施設又は資源ごみの集積所等への改修を行う予定</li> <li>・ 広域の新ごみ処理施設整備後に、R D F 化施設の施設改造又は撤去を行う予定</li> </ul> <p><b>【リスク分析】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R D F の民間処理先のトラブル等による代替処理先の確保</li> <li>・ R D F の民間処理先のトラブル等により現行処理費用を超えるリスク</li> </ul> <p><b>(2) 経済性</b></p> <p><b>【コスト比較】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R D F の民間処理での費用は、現在の処理費用に比べて 2.9% 減少※</li> </ul> <p><b>【補助金・起債】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R D F 化施設の改造等に関して、国等の補助金の返還なし</li> <li>・ R D F 化施設の起債償還は、平成 29(2017)年度で完了</li> </ul> <p>※コスト比較は平成 31(2019)年度の見込み費用で行っています。</p>	可燃ごみ	6,300 t	製造R D F	2,800 t
可燃ごみ	6,300 t				
製造R D F	2,800 t				

団体名	課題検討の概要
<b>南牟婁清掃施設組合</b>  <b>【処理(見込み)量】</b> 可燃ごみ 3,540 t 製造RDF 1,820 t	<p><b>&lt;方針&gt;</b></p> <p><b>RDFの製造を継続して民間処理する</b></p> <p>(1) ごみ処理計画</p> <p><b>【計画変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新ごみ処理施設整備検討会議」を設置し、検討実施</li> <li>・ 平成27(2015)年12月、紀北町、南牟婁清掃施設組合(熊野市、御浜町、紀宝町)に近隣市を含めた5市町で、東紀州地域でのごみ処理の広域化を前向きに検討していくことを確認</li> <li>・ 平成30(2018)年2月、建設候補予定地を公表</li> <li>・ RDFの製造を継続するため、一般廃棄物処理基本計画の変更なし</li> <li>・ 発電所に代わるRDFの民間処理先を確保できる見込み</li> <li>・ 発電所へのRDF搬入終了日は、平成31(2019)年8月31日で対応可能</li> </ul> <p><b>【対外的な説明と理解】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDFの製造を継続するため、ごみ収集体制に変更がないことから、地元住民に対する影響はない</li> <li>・ 組合を構成する市町議会や組合議会に対し、広域の新ごみ処理施設が完成するまでの間は、民間処理を行うことについて説明が必要</li> <li>・ 民間処理先および受入自治体と協議予定</li> </ul> <p><b>【施設撤去又は整備計画等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域の新ごみ処理施設整備を見据え、ごみ中継施設の整備を行う予定</li> <li>・ 施設撤去については跡地利用を含め検討</li> </ul> <p><b>【リスク分析】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDFの民間処理先のトラブル等による代替処理先の確保</li> <li>・ RDFの民間処理先のトラブル等により現行処理費用を超えるリスク</li> </ul> <p>(2) 経済性</p> <p><b>【コスト比較】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDFの民間処理での費用は、現在の処理費用に比べて 3.8% 減少※</li> </ul> <p><b>【補助金・起債】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDF化施設の改造等に関して、国等の補助金の返還なし</li> <li>・ RDF化施設の起債償還は、平成29(2017)年度で完了</li> </ul> <p>※コスト比較は平成31(2019)年度の見込み費用で行っています。</p>

## 2 RDF搬入終了時期の検討（検討項目1）

前項の「製造団体毎の課題整理」のとおり、すべての製造団体において、桑名広域清掃事業組合からのRDFの搬入が終了する平成31(2019)年9月を軸に、新たな処理先を確保できることが確認できました。

桑名広域清掃事業組合 RDF搬入終了に伴う各製造団体の対応

	H29年度	H30年度	H31/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H32/1	2	3	備考
桑名広域清掃事業組合 新ごみ処理施設 試運転								◎	試運転調整			完成			・H31年8月から試運転調整 ・H31年9月17日RDF搬入終了 ・H31年12月末 新施設完成
								平成31年9月17日							
伊賀市	RDF搬入							8/31							
香肌奥伊勢資源化 広域連合	RDF搬入							8/上							
紀北町	RDF搬入							8/31							
南牟婁清掃施設組合	RDF搬入							8/31							

## 3 コスト比較の検討（検討項目44）

新たな処理先での処理に要する費用を現行の処理費用と比較したところ、すべての製造団体において、現行の処理費用と比べて同等以下となることを確認しました。

## 4 リスクの検討（検討項目18～22）

RDFの製造を継続する団体が新たな処理先に移行する場合のリスクである

- ・民間処理先のトラブル等による代替処理先の確保
  - ・民間処理先のトラブル等により現行処理費用を超えるリスク
- の対応が課題となりました。

### (1) 民間処理先のトラブル等による代替処理先の確保

RDFの製造を継続する団体は、新たな処理先を確保できる見込みであるものの、不測の事態に備えて代替の処理先も確保しておく必要があり、この確保にあたっても、県が協力する必要があることを確認しました。

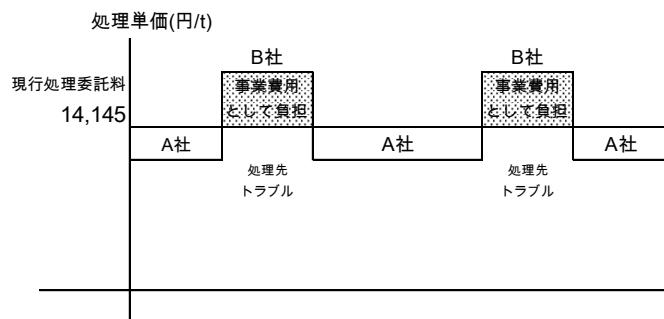
### (2) 民間処理先のトラブル等により現行処理費用を超えるリスクへの対応策

製造団体および県は、平成19(2007)年2月1日に「RDF処理増加費用に関する合意書」(以下「合意書」という。)を締結し、発電所の施設の定期点検その他の理由により発電所へのRDFの受入れを停止したことに起因して、発電所以外の施設においてRDFを処理したことに伴い製造団体が負担した費用から、発電所でのRDF処理に通常要すべき費用を控除した費用を事業費用として負担するルールを適用しています。

また、平成 32(2020)年度末までのRDF処理委託料は、RDF 1トン当たり 14,145 円（税抜）とすることが協議会で決議されています。

これらをふまえ、RDFの製造を継続する団体に対しては、平成 32(2020)年度末までの間は、合意書のルールを引き続き適用することにより、新たなごみ処理体制に移行したとしても、ごみ処理費用が現行（14,145 円/t）を超えることがないよう、新たな処理先のトラブル等の場合における「セーフティーネット<sup>※5</sup>」を確保する必要性を確認しました。

#### ＜セーフティーネットのイメージ図＞



## 5 決議等ルールの見直し（検討項目 45）

### （1）現行ルールと課題

RDF 焼却・発電事業の終了時期を前倒しする場合に、見直しが必要となる現行ルールおよび課題は、以下のとおりでした。

①平成 26(2014)年 1月 17 日付「RDF 焼却・発電事業に係る確認書」

（課題）

・事業期間を平成 33(2021)年 3月 31 日までとしていることとの整合性

②平成 19(2007)年 2月 1 日付「RDF 処理増加費用に関する合意書」

（課題）

・RDF の製造を継続する団体が、発電所に代わる新たな処理先で処理する場合、合意書に基づくセーフティーネットのルール適用の継続性

### （2）ルールの見直し

各製造団体および県は、平成 26(2014)年 1 月に「RDF 焼却・発電事業に係る確認書」（以下「確認書」という。）を締結し、この中で事業期間を平成 33(2021)年 3 月 31 日までとしていることから、RDF 焼却・発電事業の終了時期を前倒しする場合は、あらためて決議する必要があることを確認しました。

また、合意書のルールを引き続き継続することについても、あらためて決議する必要があることを確認しました。

## 6 事業終了に伴う清算（検討項目 46～48）

各製造団体および県は、確認書の中で、平成 20(2008)年度から平成 32(2020)年度における収支計画に基づく収支不足見込み額とその実績に過不足が生じる場合は、清算することを定めています。

この確認書に基づき、事業終了時期の前倒しを実施した場合の清算金について、以下のとおり確認を行いました。

### （1）清算金の算出

発電所の運転、維持管理および灰処理に要する費用に加えて、施設を安全に停止させる費用や平成 32 (2020) 年度末まで必要となるセーフティーネットの費用を収支計画に反映し、清算金を算出します。

### （2）清算金の分配方法

清算金の各製造団体への分配は、平成 20(2008)年度から平成 32(2020)年度までの R D F 处理委託料および運搬費を合計した総費用の按分により行います。

なお、平成 19(2007) 年度までの累積欠損金については、県が負担することで清算済みのため、算出に含みません。

### （3）清算金の支払方法

清算金は、事業決算が確定次第、速やかに部会で確認を行い、その後、各製造団体に支払われます。

### （4）分配割合および清算金の見込み

各製造団体の分配割合および清算金の見込み額(平成 30(2018)年 7 月現在)は、以下のとおりとなります。

#### ＜各製造団体の分配割合＞

桑名広域清掃事業組合	43.9%
伊賀市	24.5%
香肌奥伊勢資源化広域連合	12.7%
紀北町	10.4%
南牟婁清掃施設組合	8.5%
合計	100.0%

#### ＜清算金見込み額＞

平成 31(2019) 年 9 月に発電所への R D F 搬入を停止した場合の清算金見込み額は、515,269 千円となります。

ただし、売電単価の増減、維持管理費用および修繕費用の増減により、上記の清算金見込み額は変動します。

## 7 ポストRDFに向けた施設整備等（検討項目 16、17、23～25）

### （1）各製造団体での検討状況

各製造団体は、ポストRDFに向けた施設整備等の検討を行っており、その概要は以下のとおりです。

製造団体名	ポストRDFに向けた施設整備等
桑名広域清掃事業組合	RDF化施設撤去
伊賀市	RDF化施設撤去・改造、ごみ中継施設整備等
香肌奥伊勢資源化広域連合	ごみ中継施設整備等
紀北町	RDF化施設撤去・改造、ごみ中継施設整備等
南牟婁清掃施設組合	ごみ中継施設整備等

### （2）ポストRDFに向けた施設整備等および国補助制度の現状

各製造団体のポストRDFに向けた施設整備等については、

①RDF化施設撤去・改造

②ごみ中継施設整備等

のいずれか、もしくは両方を実施する予定となっています。

新しいごみ処理施設の整備にあたっては、国において循環型社会形成推進交付金や起債措置など、充実した制度が設けられています。

しかし、一般廃棄物の処理施設等の解体撤去に関する国補助は、ごみ焼却施設を解体した跡地に廃棄物処理施設（ストックヤード等）を整備する場合のみが対象とされ、RDF化施設の解体は対象外となっています。

また、ごみ中継施設整備に関する国補助は、ごみ処理の広域化・集約化に伴って、ごみ焼却施設の跡地を利用して整備するものに限られており、RDF化施設の廃止に伴う整備は対象外となっています。

### （3）施設整備等に対する支援

RDF焼却・発電事業は、県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、RDF構成団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、県は一定の役割を果たすことが必要です。

また、RDF構成団体等が県に対し財政的支援を要望している状況をふまえ、これらの施設整備等が国の補助対象となるよう県が国に働きかけるとともに、施設整備等に対する県の支援を検討する必要性があることを確認しました。

#### 【参考】

循環型社会形成推進交付金 補助率 1/3（ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設については補助率 1/2）

地方負担 2/3(1/2)のうち

一般廃棄物処理事業債 75%（交付税措置 50%）

財源対策債 15%（交付税措置 50%）

一般財源 10%

一般 財源 10%	一般廃棄物処理事業債75% (元利償還金の50%を後年度交付税措置)	財対債 15% (同左)	交付金1／3(1／2)
-----------------	---------------------------------------	--------------------	-------------

地方負担 2/3(1/2)のうち

## 第4章 検討結果のまとめ

各製造団体における新たなごみ処理体制の整備に向けた進捗状況をふまえて、桑名広域清掃事業組合を除く他の製造団体における新たな処理先については、「可燃ごみを民間処理」または「RDFの製造を継続して民間処理」とし、そのうえで、新たなごみ処理体制への移行に伴う課題の整理を行い、以下のとおり確認しました。

### 1 ごみ処理計画、経済性

ごみ処理計画の観点では、一般廃棄物処理基本計画の変更および対外的な説明と理解、リスク分析などに関して、対応すべき課題を確認しました。

経済性の観点では、すべての製造団体が、現行の処理費用と比べ同等以下となることを確認しました。

### 2 新たな処理先の確保

すべての製造団体が、桑名広域清掃事業組合からのRDFの搬入が終了する平成31(2019)年9月を軸に、発電所でのRDFの処理を終了し、発電所に代わる新たな処理先の確保が可能であることを確認しました。

### 3 セーフティーネットの確保の必要性

RDFの製造を継続して民間処理を行う団体に対しては、平成32(2020)年度末までの間に、新たな処理先におけるトラブル等により現行の処理委託料

(RDF 1トン当たり 14,145円(税抜)) を超える額での処理が必要となった場合には、その超過分を事業費用として取り扱うこと、いわゆる「セーフティーネット」の確保の必要性を確認しました。

### 4 清算金の分配方法

清算金はRDFの処理および運搬に係る費用に応じて各製造団体に分配することを確認しました。

### 5 ポストRDFに向けた施設整備等の必要性

RDF焼却・発電事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、RDF構成団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、県として一定の役割を果たすべきであることから、これまで実施してきた技術的支援や循環型社会形成推進交付金の対象拡充に対する国への要望を引き続き行うとともに、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援について検討する必要があることを確認しました。

以上のことから、すべての製造団体は、平成31(2019)年9月を軸として、発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行できる環境が整ったとの共通認識に至りました。

## 環境政策面からの検証データ

### (1) 未利用エネルギーの有効活用

表 1 RDF 受入量および発電電力量の推移 ..... 2

図 1 エネルギー投入及び回収（平成 30 年度）のフロー図 ..... 3

### (2) ダイオキシン類の削減

表 2 廃棄物の焼却施設に関するダイオキシン類の排出規制（H9.12.1 施行） ..... 3

表 3 ダイオキシン類排出量の新旧施設の比較 ..... 3

図 2 ダイオキシン類の排出濃度（平成 30 年度）（本冊 p45 図 1） ..... 4

図 3 県内ダイオキシン類総排出量の推移（本冊 p45 図 2） ..... 5

表 4 桑名地区におけるダイオキシン類総排出量（本冊 p46 表 2） ..... 6

### (3) 環境負荷の低減

表 5 ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素の排出濃度（平成 30 年度）

（本冊 p46 表 3） ..... 7

図 4 ごみトンあたりの二酸化炭素排出量（平成 29 年度）（本冊 p47 図 4） ..... 8

### (4) 資源循環型社会の構築

表 6 都道府県別資源化率の推移 ..... 9

図 5 県民一人当たりのごみ排出量の推移 ..... 10

### (5) 廃棄物処理施設の立地対策

表 7 処理施設立地に関する、市町の主な意見 ..... 10

### (6) RDF 化方式と焼却方式とのコスト比較

図 6 施設規模－建設費グラフ（本冊 p49 図 6） ..... 11

図 7 一般廃棄物処理方式（中間処理以降） ..... 12

図 8 処理方法の違いによるトータルコストの比較（平成 23 年度実績）

（本冊 p49 図 7） ..... 13

国庫補助制度の変遷 ..... 15

(1) 未利用エネルギーの有効活用

表1 RDF受入量および発電電力量の推移

	RDF受入量 (RDF t)	発電電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	電気事業者※12	桑名広域
H14	16,798	11,939,900	9,580,960	7,596,960	1,984,000
H15	21,158	31,521,000	27,506,260	21,621,460	5,884,800
H16	29,185	34,965,900	27,160,680	21,416,080	5,744,600
H17	48,364	62,897,500	50,389,620	38,960,320	11,429,300
H18	50,254	65,385,900	52,372,500	40,590,900	11,781,600
H19	52,313	68,863,000	54,768,120	42,811,020	11,957,100
H20	48,462	63,384,100	49,688,180	38,813,880	10,874,300
H21	46,108	59,680,900	46,600,840	36,235,640	10,365,200
H22	48,055	63,256,600	50,028,000	39,081,700	10,946,300
H23	48,270	63,050,400	49,412,660	38,553,760	10,858,900
H24	47,332	62,273,100	49,043,880	38,412,080	10,631,800
H25	48,808	67,725,200	53,534,549	42,773,549	10,761,000
H26	46,513	63,611,100	50,300,470	40,288,570	10,011,900
H27	45,256	63,006,500	49,781,618	39,716,418	10,065,200
H28	45,692	62,866,600	49,439,302	39,575,802	9,863,500
H29	45,974	63,867,800	50,094,168	40,518,268	9,575,900
H30	44,399	64,819,500	51,779,192	41,934,592	9,844,600
R01	19,823	28,781,800	22,523,604	17,451,224	5,072,380
合計	752,764	1,001,896,800	795,251,103	626,352,223	168,898,880

供給先の電気事業者

平成24年度まで：中部電力株

平成25年～平成27年度：丸紅株

平成28年度：(株)エネット

平成29年度：丸紅新電力株

平成30年度～令和元年度：中部電力株（バイオマス分）、ゼロワットパワー株（非バイオマス分）

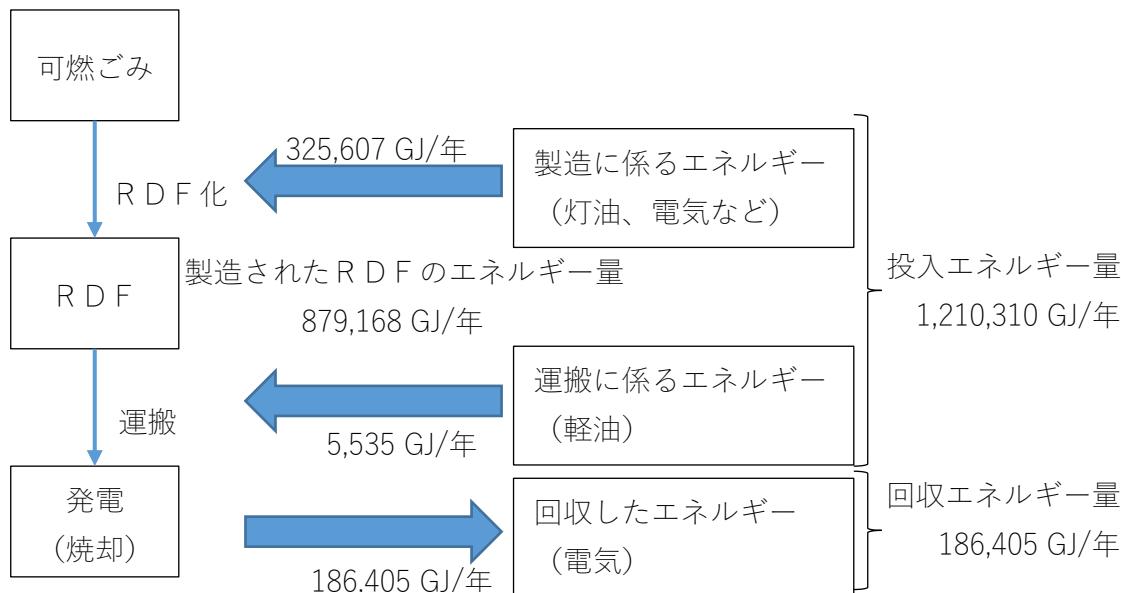


図1 エネルギー投入及び回収（平成30年度）のフロー図

## （2）ダイオキシン類の削減

表2 廃棄物の焼却施設に関するダイオキシン類の排出規制（H9.12.1 施行）

焼却炉の能力	<参考> 日8時間運転（バッチ炉） した場合の処理能力	新設炉	既設炉 (H14.12.1以降)	対象となった 焼却施設
4t/h以上	32t/日以上	0.1	1	桑名広域組合、上野市ほか4町村組合、など
2t/h以上 4t/h未満	16t/日以上 32t/日未満	1	5	紀伊長島町、南牟婁組合、など
2t/h未満	16t/日未満	5	10	大台町ほか4町村組合、など

単位 : ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

表3 ダイオキシン類排出量の新旧施設の比較

	旧ごみ焼却施設（平成13年度）				RDF化施設等（平成30年度）				排出量削減率 (a-b)/a
	処理能力 t/日	排ガス量 m <sup>3</sup> N/年	実測濃度 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	排出量 mg-TEQ/年	排ガス量 m <sup>3</sup> N/年	実測濃度 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	排出量 mg-TEQ/年		
桑名広域	200	234,425,000	0.445	104	186,476,199	0.00232	0.433	99.58%	
伊賀市 (上野市ほか4)	130	163,030,000	7.220	1,177	69,960,540	0.0009	0.061	99.99%	
紀北町 (紀伊長島)	25	21,360,000	7.350	157	20,833,368	0.0001	0.002	99.99%	
南牟呂	25	27,240,000	6.700	183	10,319,218	0.0096	0.099	99.95%	

紀北町（海山）や香肌奥伊勢資源化広域連合の旧焼却炉は、平成13年時点で既に廃止されていた施設もあり、排出総量として比較できないため、算定から除外しました。

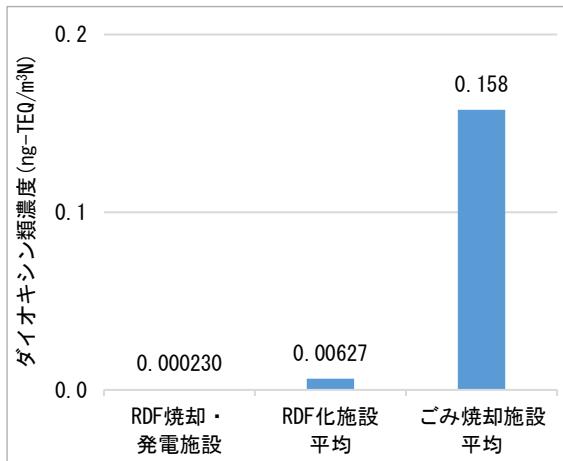


図2 ダイオキシン類排出濃度(平成30年度) (本冊 p45 図1)

・処理施設ごとのダイオキシン類排出濃度

平成30年度	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m³N)
RDF焼却・発電施設	0.000230
RDF化施設	0.00627
桑名広域清事業組合	0.00232
伊賀市	0.000878
香肌奥伊勢資源化広域連合	0.0232
紀北町（旧紀伊長島町分）	0.0000740
紀北町（旧海山町分）	0.00155
南牟婁清掃施設組合	0.00960
ごみ焼却施設 平均	0.158
A	0.770
B	0.585
C	0.141
D	0.111
E	0.0945
F	0.315
G	0.00690
H	0.0205
I	0.0200
J	0.00596
K	0.0330
L	0.00313
M	0.259
N	0.0000539
O	0.0000447

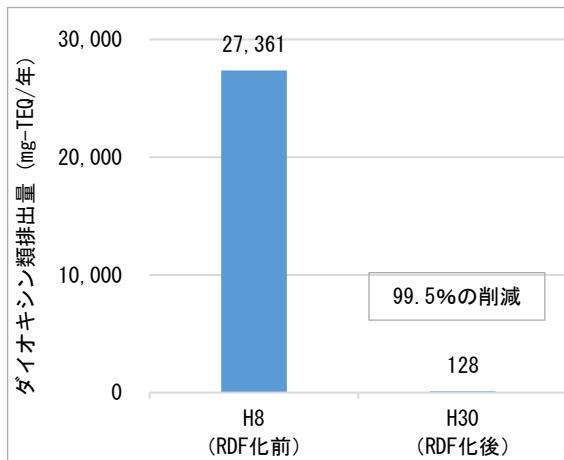


図3 県内ダイオキシン類総排出量の推移（本冊 p45 図2）

#### ・県内ダイオキシン類総排出量

平成8年度（RDF化前）の県内ダイオキシン類総排出量は、「三重県ごみ処理広域化計画（平成10年10月）」における、排ガス中の排出量（27,361 mg-TEQ/年）から引用

#### 平成30年度（RDF化後）

	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) a	年間ごみ処理量 (t) b	ダイオキシン類排出量 (ng-TEQ/年) a × b × 5000
R D F 焼却・発電施設	0.000230	44,399	50,948
ごみ焼却施設	A 0.770	2,829	10,891,650
	B 0.585	2,782	8,137,350
	C 0.141	5,006	3,516,715
	D 0.111	8,697	4,826,835
	E 0.0945	9,880	4,668,300
	F 0.315	5,752	9,059,400
	G 0.00690	20,978	723,741
	H 0.0205	21,191	2,172,078
	I 0.0200	23,901	2,390,100
	J 0.00596	34,336	1,023,213
	K 0.0330	50,192	8,281,680
	L 0.00313	54,028	844,188
	M 0.259	55,344	71,670,480
	N 0.0000539	61,610	16,591
	O 0.0000447	94,434	21,090
県内総排出量			128,294,359 ng-TEQ/年 (128 mg-TEQ/年)

※ 県内総排出量=各施設における（ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m<sup>3</sup>N) × 年間ごみ処理量 (t) × 5,000 (m<sup>3</sup>N/t)）の総和  
焼却処理の排出ガス量はごみ処理広域化計画の試算条件をもとに、ごみ処理量 (t)あたり 5,000 m<sup>3</sup>Nとして計算した。

**表4 桑名地区におけるダイオキシン類総排出量（本冊 p46 表2）**

	処理施設	施設からの排出量 mg-TEQ/年	地区の総排出量 mg-TEQ/年	平成13年度比 削減率
RDF化前 (平成13年度)	桑名広域清掃事業組合 旧ごみ焼却施設	104	104	—
RDF化後 (平成30年度)	桑名広域清掃事業組合 RDF化施設	0.433	0.518	99.5%
	企業庁 RDF焼却・発電施設	0.085		

・処理施設からの排出量算出

	処理施設	排ガス量 $m^3N/年$ a	実測値 $ng-TEQ/m^3N$ b	施設からの排出量 mg-TEQ/年 a × b
RDF化前 (平成13年度)	桑名広域清掃事業組合 旧ごみ焼却施設	234,425,000	0.445	104
RDF化後 (平成30年度)	桑名広域清掃事業組合 RDF化施設	186,476,199	0.00232	0.433
	企業庁 RDF焼却・発電施設	369,488,478	0.00023	0.085

### (3) 環境負荷の低減

**表5 ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素の排出濃度（平成30年度）  
(本冊 p46 表3)**

	ばいじん g/m <sup>3</sup> N	窒素酸化物 ppm	硫黄酸化物 m <sup>3</sup> N/h	塩化水素 mg/m <sup>3</sup> N
RDF焼却・発電施設	0.010	57.3	0.10	11.0
RDF化施設（平均値）	0.010	26.8	0.10	—
ごみ焼却施設（平均値）	0.012	72.1	0.15	25.8
排出基準	0.04–0.15	250	〔K値規制〕 14.5–17.5	
				700

#### ・処理施設ごとの排出濃度（平成30年度）

	ばいじん g/m <sup>3</sup> N	窒素酸化物 ppm	硫黄酸化物 m <sup>3</sup> N/h	塩化水素 mg/m <sup>3</sup> N
RDF焼却・発電施設	0.010	57.3	0.10	11.0
RDF化施設 平均値	0.010	26.8	0.10	—
桑名広域清事業組合	0.010	18.6	0.10	—
伊賀市	0.010	36.5	0.10	—
香肌奥伊勢資源化広域連合	0.010	10.3	0.10	—
紀北町（旧紀伊長島町分）	0.010	16.0	0.10	—
紀北町（旧海山町分）	0.010	7.5	0.10	—
南牟婁清掃施設組合	0.012	72.0	0.10	—
ごみ焼却施設 平均値	0.012	72.1	0.15	25.8
A	0.010	15.4	0.12	16.0
B	0.010	73.7	0.13	16.0
C	0.010	36.8	0.20	23.3
D	0.010	137.8	0.15	48.3
E	0.010	22.3	0.10	11.0
F	0.012	130.0	0.19	66.5
G	0.010	100.0	0.10	33.6
H	0.014	91.5	0.10	15.0
I	0.030	110.8	0.11	14.8
J	0.013	48.3	0.10	31.3
K	0.010	69.5	0.44	45.7
L	0.010	58.0	0.11	16.2
M	0.010	95.8	0.10	12.0
N	0.010	19.9	—	11.5

(注) 値は平成30年度に複数回実施した分析結果の平均値

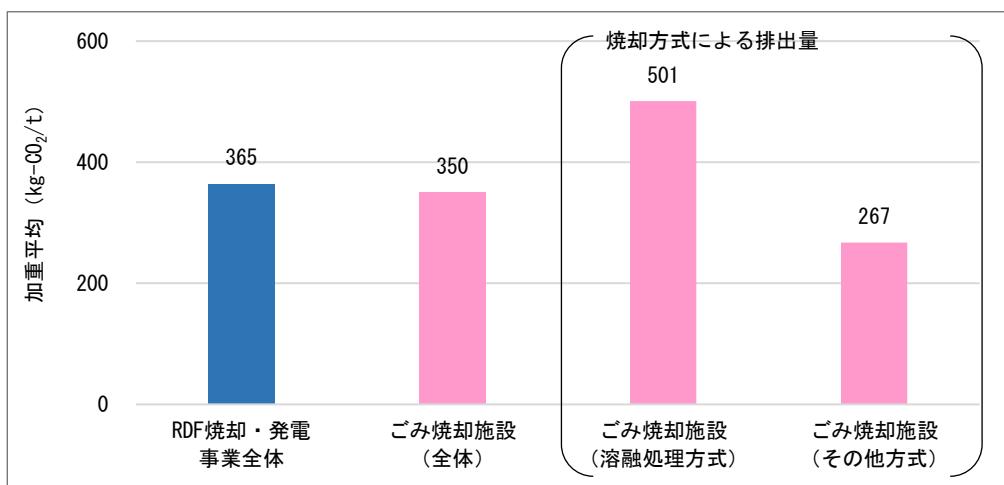


図4 ごみトンあたりの二酸化炭素排出量（平成29年度）（本冊p47 図4）

#### ・処理方式ごとの二酸化炭素排出量まとめ

		ごみトンあたりの二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /t)
RDF化処理	桑名広域清掃事業組合	259.7
	伊賀市	451.2
	香肌奥伊勢資源化広域連合	510.6
	紀北町（旧紀伊長島町分）	488.0
	紀北町（旧海山町分）	542.9
	南牟婁清掃施設組合	742.1
ごみ焼却処理	A（溶融処理方式）	401.4
	B（溶融処理方式）	737.8
	C（溶融処理方式）	533.5
	D（溶融処理方式）	667.0
	E	365.7
	F	324.2
	G	363.8
	H	188.7
	I	186.2
	J	345.6
	K	533.9
	L	233.2
	M	468.3
	N	287.3
	O	438.7
	P	480.9
	Q	226.2

二酸化炭素排出量の平均は、年間ごみ処理量に基づく加重平均

#### (4) 資源循環型社会の構築

表6 都道府県別資源化率の推移(各年度の全国1位を網掛け) (%)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
北海道	10.6	11.9	14.0	15.3	17.2	18.2	18.8	19.4	20.4	22.8	23.8	23.6	24.0	24.6	24.3	24.3	24.3
青森県	8.9	9.2	11.1	11.3	11.8	12.3	13.0	12.8	12.9	12.9	13.6	14.2	13.7	13.5	15.0	15.3	15.0
岩手県	15.1	16.0	17.5	18.0	17.5	18.2	18.4	18.8	18.9	18.7	18.7	18.5	17.4	18.5	18.1	18.4	
宮城県	16.8	18.1	26.6	19.5	18.4	18.1	16.8	17.2	17.7	17.1	16.6	16.9	16.8	16.4	16.6	15.8	16.0
秋田県	17.4	20.3	21.1	21.6	21.3	21.7	18.1	17.5	17.2	15.7	16.4	17.7	16.9	16.2	16.2	15.7	15.5
山形県	18.4	19.0	17.3	17.9	17.1	17.7	16.9	17.1	16.9	17.0	16.9	16.7	16.2	15.8	15.8	15.4	14.7
福島県	13.9	14.2	14.5	14.8	14.9	15.4	16.3	15.5	14.9	14.2	14.1	13.7	13.8	13.9	13.9	13.6	13.3
茨城県	18.4	18.5	18.3	18.0	17.8	18.3	18.4	18.3	18.4	18.0	20.0	21.3	22.0	22.8	22.8	22.3	22.8
栃木県	18.0	18.2	17.7	18.2	17.7	18.1	18.5	18.7	17.9	18.7	18.1	17.3	17.5	16.8	16.6	16.1	16.3
群馬県	14.9	15.0	14.8	14.0	15.0	15.1	16.1	15.7	15.1	14.8	14.9	15.3	15.6	15.6	15.4	15.7	15.1
埼玉県	18.4	19.8	20.9	23.2	23.8	24.8	25.0	24.2	24.1	24.2	24.8	25.2	24.9	24.6	24.7	24.5	24.9
千葉県	21.4	23.2	23.6	24.2	24.4	24.6	24.9	24.2	24.6	24.8	24.0	23.4	23.5	22.8	22.7	22.7	22.3
東京都	17.4	17.6	17.8	17.5	19.3	21.2	22.0	23.2	23.4	23.5	22.8	22.9	23.2	22.8	22.4	22.1	21.9
神奈川県	15.4	15.8	16.1	18.3	23.3	24.3	24.7	24.9	24.5	24.5	24.7	24.8	25.3	25.7	25.2	24.8	24.4
新潟県	14.1	15.6	15.6	18.4	28.6	22.9	27.0	28.0	23.6	22.2	22.7	23.0	23.2	23.3	22.8	22.7	22.2
富山県	17.6	18.0	18.6	18.9	19.3	20.1	20.7	20.9	20.5	20.5	23.5	22.8	22.2	24.0	23.7	23.9	24.1
石川県	12.1	13.4	14.9	15.2	15.2	16.2	22.5	17.0	15.2	15.3	15.4	14.7	14.3	13.8	14.4	14.8	14.4
福井県	16.8	17.4	18.6	18.3	18.5	19.3	19.0	18.0	18.8	18.8	18.5	17.8	17.0	16.6	16.1	16.6	18.0
山梨県	15.5	15.4	17.3	17.2	18.5	18.7	18.4	18.5	18.3	18.7	17.5	17.3	16.6	16.7	16.3	15.8	15.9
長野県	21.5	21.7	22.7	23.6	24.5	23.8	24.2	24.6	24.7	25.8	25.4	25.0	24.7	23.1	23.0	22.1	21.2
岐阜県	21.5	21.5	22.2	22.0	22.0	22.7	23.1	23.1	22.9	22.4	21.3	20.7	19.7	19.9	19.3	18.9	18.6
静岡県	20.0	20.6	21.0	21.2	21.7	22.0	21.5	20.9	21.6	21.6	21.8	21.2	21.0	20.5	19.2	18.6	18.1
愛知県	19.3	19.4	20.2	21.2	22.4	22.1	22.6	22.9	23.5	23.5	23.4	22.9	22.7	22.3	21.7	22.0	21.7
三重県	18.0	22.8	28.4	28.4	30.8	31.8	31.2	31.0	30.1	30.6	30.7	30.7	30.1	29.7	28.5	27.4	27.2
滋賀県	15.9	17.1	17.7	18.5	18.9	19.2	19.9	19.8	19.5	19.0	18.8	19.0	19.1	21.0	20.8	19.3	18.7
京都府	5.9	7.3	7.4	8.7	9.4	10.7	12.2	13.0	12.9	13.3	13.4	13.8	14.4	14.1	15.6	16.0	15.9
大阪府	9.1	9.4	9.5	9.9	10.5	10.6	10.9	11.5	11.8	12.2	12.1	12.2	13.2	13.7	13.8	13.8	13.4
兵庫県	12.3	12.3	13.5	14.1	14.8	15.3	16.6	17.1	17.4	17.3	17.4	16.7	16.8	16.6	16.8	16.8	16.9
奈良県	13.9	14.3	14.8	15.2	15.1	16.3	15.9	15.0	14.1	14.4	13.5	13.3	13.1	15.6	15.5	15.2	16.3
和歌山县	14.1	12.3	12.1	12.4	13.5	13.6	13.4	13.9	14.4	13.8	13.7	14.3	13.6	13.5	13.6	12.6	12.4
鳥取県	13.3	13.7	14.5	15.7	17.5	18.4	19.7	19.3	23.3	24.7	26.3	26.0	26.1	26.0	26.9	30.6	31.2
島根県	17.6	18.5	21.2	23.1	20.6	21.6	22.8	21.8	22.3	23.8	26.3	25.5	25.2	24.2	23.4	22.6	22.3
岡山県	15.5	16.7	16.5	16.2	25.7	25.4	24.6	25.0	26.0	25.7	26.1	26.7	27.1	29.5	30.3	31.2	29.6
広島県	13.0	14.0	14.5	22.0	22.2	23.1	23.8	23.6	23.9	24.4	23.3	22.1	22.1	21.8	21.6	21.7	21.3
山口県	15.9	20.5	21.7	22.3	27.3	28.5	28.1	28.3	28.4	37.1	27.9	28.1	29.5	30.7	29.5	30.9	30.8
徳島県	14.8	15.8	16.5	17.7	18.9	19.7	19.9	18.9	17.3	18.2	18.1	17.3	16.8	16.9	16.6	16.7	16.8
香川県	18.3	18.7	19.7	19.2	20.9	20.5	20.6	20.7	20.9	20.9	20.3	19.9	20.1	19.3	19.3	18.7	19.3
愛媛県	13.1	14.1	14.8	15.6	15.6	17.8	16.5	15.5	18.1	18.6	18.1	18.0	18.4	18.6	18.1	18.0	17.9
高知県	14.4	19.2	21.3	21.6	23.9	22.3	24.6	23.1	24.1	24.4	23.6	23.2	22.4	22.2	21.9	21.4	20.7
福岡県	11.8	13.4	15.1	16.3	16.6	19.2	22.5	22.6	22.4	22.8	22.2	21.7	21.3	21.1	21.1	20.8	21.0
佐賀県	17.1	16.7	15.4	17.0	16.7	17.4	17.7	18.0	17.0	17.9	17.7	18.0	18.6	18.7	17.9	20.7	20.8
長崎県	11.2	12.1	13.4	14.6	14.8	16.7	16.8	15.8	17.3	17.5	17.0	16.2	16.0	15.8	16.0	15.6	15.0
熊本県	12.5	13.1	14.1	16.0	16.1	17.2	17.4	16.3	18.0	18.2	19.3	19.0	19.7	19.1	19.0	19.3	23.4
大分県	14.3	14.9	16.7	19.0	18.5	18.2	21.2	20.6	20.6	20.0	21.1	20.4	20.3	20.1	20.5	20.4	20.6
宮崎県	14.8	15.2	15.6	15.7	16.9	18.7	18.8	18.2	21.5	20.0	19.1	19.3	19.0	18.3	17.7	17.2	17.1
鹿児島県	11.9	14.7	15.9	16.6	16.4	16.4	17.6	16.8	17.0	17.1	16.6	16.1	16.2	15.6	15.7	15.7	15.7
沖縄県	10.9	11.3	11.6	12.3	11.8	13.5	13.6	12.3	13.7	12.7	15.4	14.4	15.3	14.7	14.7	14.6	15.3
合計	15.0	15.9	16.8	17.6	19.0	19.6	20.3	20.3	20.5	20.8	20.6	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2

(環境省 一般廃棄物処理事業実態調査より集計)

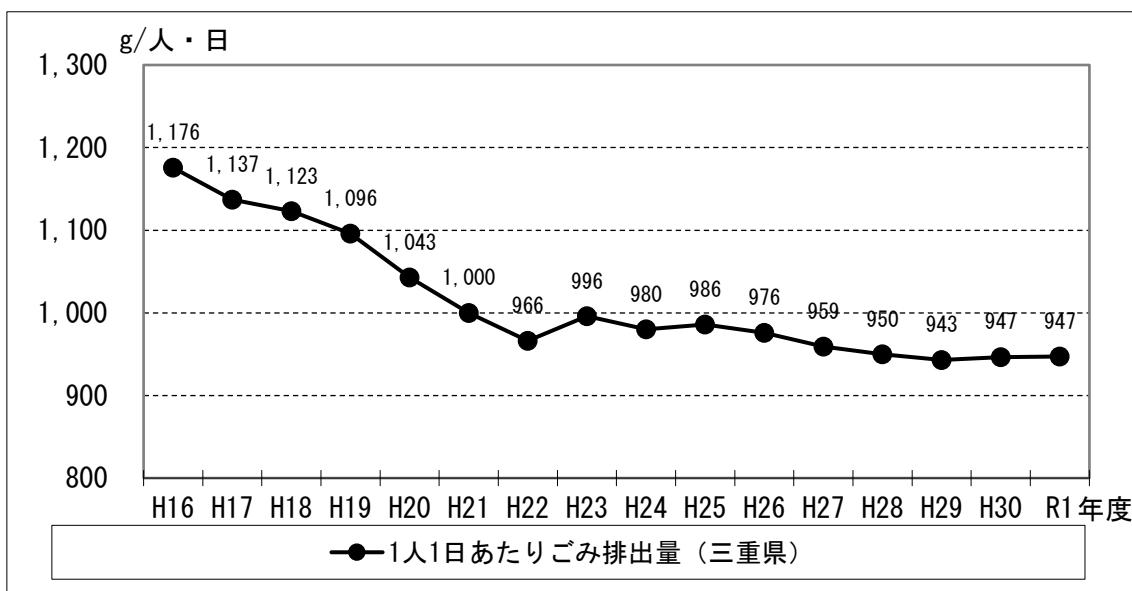


図5 県民一人当たりのごみ排出量の推移

### （5）廃棄物処理施設の立地対策

表7 処理施設立地に関する、市町の主な意見

- ・ 環境政策については、当組合は老朽化した焼却施設を保有していたこともあり、当時はダイオキシンの恒久対策など諸問題を抱えていた中で、県が環境面に配慮された RDF 化構想を提唱したこと、事業に参画するにあたり議会や地元住民への対応や、用地取得等に大きな役割を果たしたものと考えます。
- ・ 議会や住民に対しダイオキシン等の有害物質が含まれた排ガスが出ないことや、ごみを固形化し燃料として有効利用出来ることで、当時は究極のリサイクルとして注目されていたことなどから、RDF 事業並びに用地を決定するにあたり優位に進められたものと考えます。
- ・ 一般廃棄物の処理に県が直接かかわったことについては、迷惑施設であるごみ焼却場の建設に対して立地を容易にするという点や県一丸となって環境問題に取り組んでいくということで悪いことでなかったと判断出来る。
- ・ 焼却施設の更新時期をむかえ、新規施設の建設に当たっての焼却施設への地元同意が困難であった等の条件からの合意形成がなされた。ごみの燃料化、再資源化といった、これから環境行政に新しい方向性を示され、賛同するに至った。
- ・ 新しい技術導入に心配な部分もありましたが、焼却処理と比較して、有害な排ガスを削減できることから建設地の住民同意が得やすいということや、ランニングコストが少ないことがメリットであるとの考え方が広まりました。

## (6) RDF化方式と焼却方式とのコスト比較

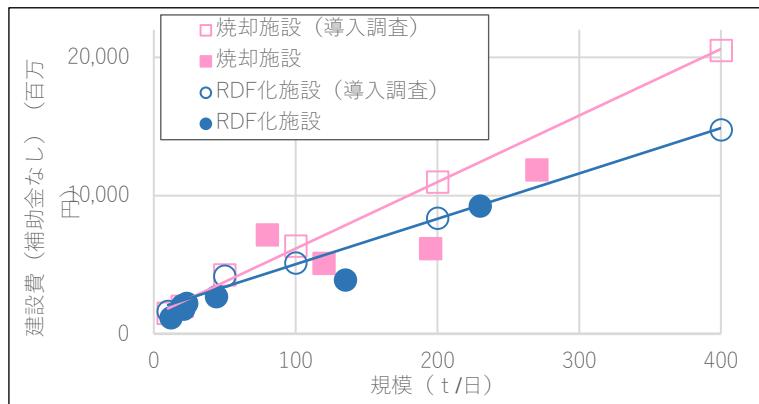


図6 施設規模ー建設費グラフ（本冊 p49 図6）

### ・ごみ燃料化システム導入調査（平成6年度）

施設規模 (t/日)	建設費 (百万円)		維持管理費 (百万円/年)		うち 運転経費*		うち 補修費	
	RDF	焼却炉	RDF	焼却炉	RDF	焼却炉	RDF	焼却炉
10	1,621	1,500	62	89	36	27	26	62
20	2,048	2,000	96	122	63	40	33	82
50	4,181	4,275	195	230	128	55	67	175
100	5,121	6,350	318	361	236	101	82	260
200	8,371	11,000	588	642	454	191	134	451
400	14,764	20,500	1,124	1,191	888	350	236	841

- ・運転経費は、年間365日稼働（連続運転）と仮定し、電力、重油等のみを比較した。（人件費、委託費を除く）
- ・人件費は市町村で事情が違うため単純比較はできないが、総じて大規模施設ではRDF方式、小規模施設では焼却方式が有利と推定される。
- ・RDFの焼却灰は発電所で処分するため、最終処分量は軽減される。
- ・RDF方式の場合、製造したRDFを発電所まで輸送する新たな負担が生じる。

### ・RDF化施設、ごみ焼却施設の建設費（実績）

単位：百万円

製造団体 (RDF化施設)	年度	規模 (t/日)	建設費 a	国庫補助金 b	国庫補助金を 除した建設費 a - b
桑名広域清掃事業組合	H11～14	230	9,249	2,144	7,105
伊賀市（上野市ほか4か町村）	H12～14	135	3,896	952	2,944
香肌奥伊勢資源化広域連合	H11～12	44	2,696	662	2,034
紀北町（旧海山町）	H9～10	20	1,926	451	1,475
紀北町（旧紀伊長島町）	H13～14	21	1,790	549	1,241
南牟婁清掃施設組合	H12～14	23	2,200	507	1,693
志摩市（旧浜島町）	H13～14	12	1,160	335	825

市・組合 (ごみ焼却施設)	年度	規模 (t/日)	建設費 a	国庫補助金 b	国庫補助金を 除した建設費 a - b
A	H11～13	120	5,099	1,158	3,941
B	H8～11	195	6,172	654	5,518
C	H12～15	270	11,863	3,547	8,316
D（ガス化溶融）	H9～11	80	7,172	438	6,734

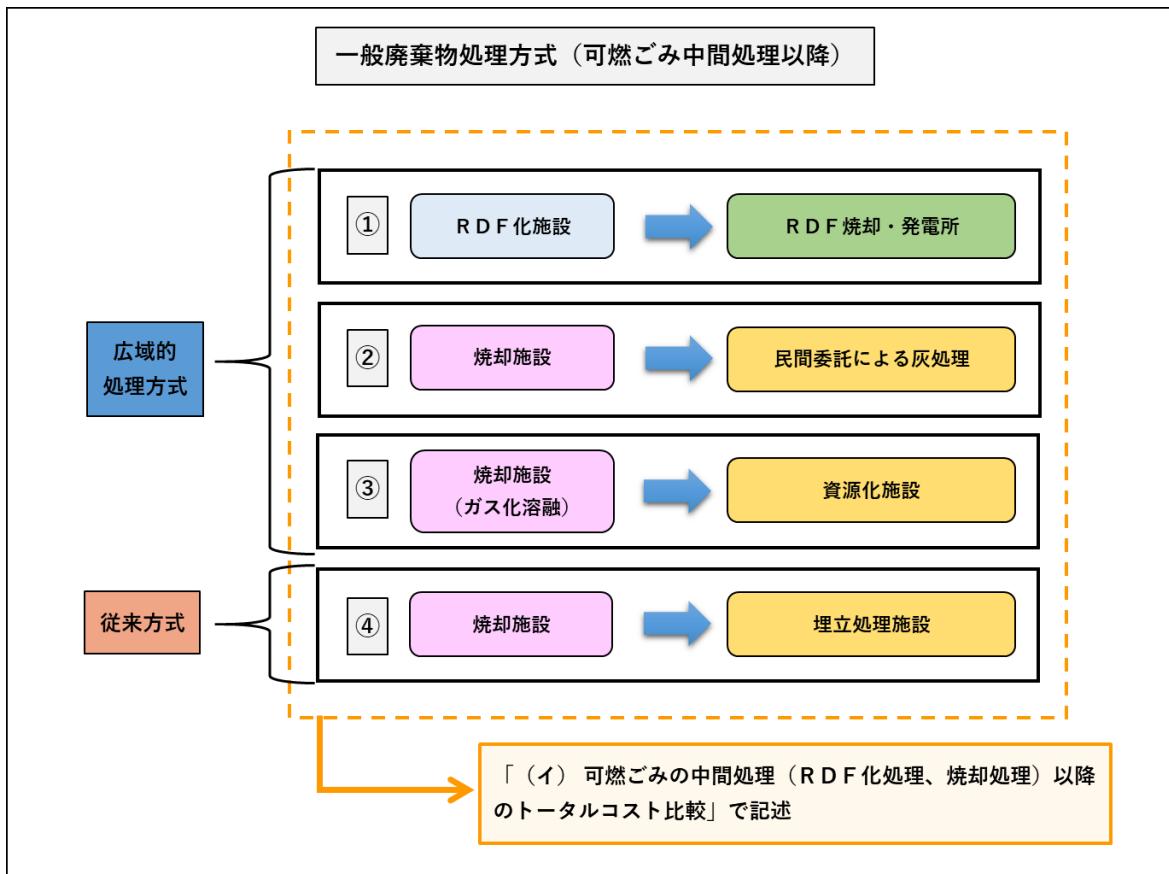


図7 一般廃棄物処理方式（中間処理以降）

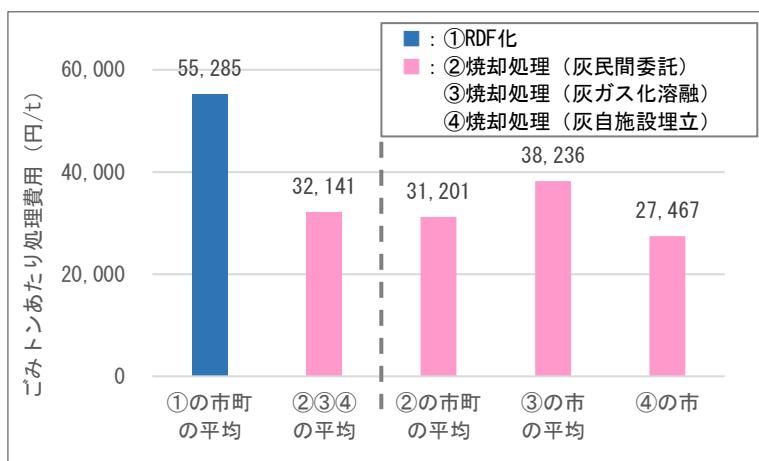


図8 処理方法の違いによるトータルコストの比較（平成23年度実績）  
(本冊p49 図7)

#### ・廃棄物会計を用いたトータルコストの算出方法

可燃ごみの1tあたりの中間処理以降のトータルコスト

$$\frac{\text{総費用}(\text{円}/\text{年}) - \text{収集運搬費用}(\text{円}/\text{年})}{\text{可燃ごみの中間処理量}(\text{t}/\text{年})} = \text{可燃ごみの中間処理以降のトータルコスト}(\text{円}/\text{t})$$

総費用：可燃ごみの処理単価(円/t) × 年間可燃ごみ処理量(t)

収集運搬費用：可燃ごみの収集運搬単価(円/t) × 年間可燃ごみ処理量(t)

#### ・廃棄物会計とは

施設や設備の減価償却など企業会計の考え方を取り入れた廃棄物処理に要する費用を評価することができるものであり、コスト面において統一的な基準で比較することができます。

#### 処理方式ごとのトータルコストまとめ（平成23年度実績）

処理方式	トータルコスト (ごみトン当たり)
①RDF化処理 (処理能力 20~230t/日)	平均：55,285円 最大：84,123円 最小：31,936円
焼却処理全市町（②③④）	平均：32,141円 最大：67,452円 最小：14,889円
②焼却処理 (灰処理：民間委託) (処理能力 40~450t/日)	平均：31,201円 最大：67,452円 最小：14,889円
③焼却処理 (灰処理：ガス化溶融) (処理能力 80~95t/日)	平均：38,236円 最大：57,696円 最小：18,775円
④焼却処理 (灰処理：自らの最終処分場で処分) (処理能力 45t/日)	27,467円

市町ごとのトータルコストは次ページに記載

**市町ごとのトータルコスト（平成 23 年度実績）**

市町名	1tあたり中間処理以降費用 (円/t)
RDF 化の市町 ①	A 市 45,797
	B 町 64,329
	C 町 64,286
	D 町 31,936
	E 町 32,894
	F 町 84,123
	G 町 50,050
	H 町 68,860
<b>平均</b>	<b>55,285</b>
RDF 化と焼却処理→灰民間委託 併用の市町	I 市 61,446
	J 市 57,429
	K 市 19,070
	L 町 30,484
	M 市 34,890
	N 市 51,556
	<b>平均</b>
焼却処理→灰民間委託の市町 ②	O 市 30,710
	P 市 19,107
	Q 市 38,537
	R 市 38,065
	S 町 22,220
	T 市 14,889
	U 町 18,628
	V 町 67,452
<b>平均</b>	<b>31,201</b>
焼却処理（ガス化溶融）の市 ③	W 市 18,775
	X 市 57,696
<b>平均</b>	<b>38,236</b>
焼却処理→自施設で埋立の市 ④	Y 市 27,467
<b>平均</b>	<b>27,467</b>

## 国庫補助制度の変遷

・平成 10 年 4 月 8 日の補助要綱改正により 100t/日未満のごみ焼却施設が補助対象外となつた。

別表 1

国庫補助対象施設等

補助対象となる廃棄物処理施設整備事業は、次に掲げる施設とする。ただし、補助対象事業費が別に定める整備事業を除き、1 00, 000 千円（市町村事業にあっては 10, 000 千円）に満たない事業を除く。	
1. 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業	
(1) 新・増設に係るもの（ただし、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及び埋立処分地施設について、昭和 54 年 2 月 14 日環整第 1 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金取扱要領」に定める建築物等の設備は含まないものとする。）	
ア、ごみ処理施設 （都道府県が設置するごみ固体燃料（RDF）発電等焼却施設を含む。）	
イ、ごみ燃料化施設	
ウ、粗大ごみ処理施設	
エ、廃棄物運搬中継・中間処理施設	
オ、廃棄物再生利用施設	
カ、リサイクルタウン事業に係る施設等	
キ、埋立処分地施設	
ク、産業廃棄物処理施設	
（地方公共団体等が行う公共活動によって生ずる産業廃棄物を処理する施設。）	
ケ、廃棄物運搬用パイプライン施設	
(2) 改造に係るもの 廃棄物循環型処理施設基幹的施設 （ごみ処理施設及び埋立処分地施設に係るもの。）	
ただし、次に掲げるものは含まないものとする。	
① ごみ処理施設 100t/日未満のもの	
（ただし、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 5 条第 1 項の離島振興計画に基づき整備される事業及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する振興開発計画に基づき整備される事業並びに沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）第 3 条第 1 項に規定する振興開発計画に基づき整備される事業はこの限りでない。）	
② 廃棄物運搬中継・中間処理施設	

・平成 12 年 5 月 26 日の要綱改正により、見直しとなった。

改 正 後	現 行																																																																
<p>別表 1</p> <p>国庫補助対象施設等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">補助対象となる廃棄物処理施設整備事業は、次に掲げる施設とする。ただし、補助対象事業費が別に定める整備事業を除き、1 00, 000 千円（市町村事業にあっては 10, 000 千円）に満たない事業を除く。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1. 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 新・増設に係るもの（ただし、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及び埋立処分地施設について、昭和 54 年 2 月 14 日環整第 1 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金取扱要領」に定める建築物等の設備は含まないものとする。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ア、ごみ処理施設 （都道府県が設置するごみ固体燃料（RDF）発電等焼却施設を含む。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">イ、ごみ燃料化施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ウ、粗大ごみ処理施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">エ、廃棄物運搬中継・中間処理施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">オ、廃棄物再生利用施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">カ、リサイクルタウン事業に係る施設等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">キ、埋立処分地施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ク、産業廃棄物処理施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（地方公共団体等が行う公共活動によって生ずる産業廃棄物を処理する施設。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 改造に係るもの 廃棄物循環型処理施設基幹的施設 （ごみ処理施設及び埋立処分地施設に係るもの。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ただし、次に掲げるものは含まないものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">① 廃棄物運搬中継・中間処理施設 原則として、30t/日未満のもの</td> </tr> </table>	補助対象となる廃棄物処理施設整備事業は、次に掲げる施設とする。ただし、補助対象事業費が別に定める整備事業を除き、1 00, 000 千円（市町村事業にあっては 10, 000 千円）に満たない事業を除く。		1. 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業		(1) 新・増設に係るもの（ただし、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及び埋立処分地施設について、昭和 54 年 2 月 14 日環整第 1 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金取扱要領」に定める建築物等の設備は含まないものとする。）		ア、ごみ処理施設 （都道府県が設置するごみ固体燃料（RDF）発電等焼却施設を含む。）		イ、ごみ燃料化施設		ウ、粗大ごみ処理施設		エ、廃棄物運搬中継・中間処理施設		オ、廃棄物再生利用施設		カ、リサイクルタウン事業に係る施設等		キ、埋立処分地施設		ク、産業廃棄物処理施設		（地方公共団体等が行う公共活動によって生ずる産業廃棄物を処理する施設。）		(2) 改造に係るもの 廃棄物循環型処理施設基幹的施設 （ごみ処理施設及び埋立処分地施設に係るもの。）		ただし、次に掲げるものは含まないものとする。		① 廃棄物運搬中継・中間処理施設 原則として、30t/日未満のもの		<p>別表 1</p> <p>国庫補助対象施設等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">補助対象となる廃棄物処理施設整備事業は、次に掲げる施設とする。ただし、補助対象事業費が別に定める整備事業を除き、1 00, 000 千円（市町村事業にあっては 10, 000 千円）に満たない事業を除く。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1. 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 新・増設に係るもの（ただし、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及び埋立処分地施設について、昭和 54 年 2 月 14 日環整第 1 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金取扱要領」に定める建築物等の設備は含まないものとする。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ア、ごみ処理施設 （都道府県が設置するごみ固体燃料（RDF）発電等焼却施設を含む。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">イ、ごみ燃料化施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ウ、粗大ごみ処理施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">エ、廃棄物運搬中継・中間処理施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">オ、廃棄物再生利用施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">カ、リサイクルタウン事業に係る施設等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">キ、埋立処分地施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ク、産業廃棄物処理施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（地方公共団体等が行う公共活動によって生ずる産業廃棄物を処理する施設。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 改造に係るもの 廃棄物循環型処理施設基幹的施設 （ごみ処理施設及び埋立処分地施設に係るもの。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ただし、次に掲げるものは含まないものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">① ごみ処理施設 100t/日未満のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（ただし、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 5 条第 1 項の離島振興計画に基づき整備される事業及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する振興開発計画に基づき整備される事業並びに沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）第 3 条第 1 項に規定する振興開発計画に基づき整備される事業はこの限りでない。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 廃棄物運搬中継・中間処理施設 原則として、30t/日未満のもの</td> </tr> </table>	補助対象となる廃棄物処理施設整備事業は、次に掲げる施設とする。ただし、補助対象事業費が別に定める整備事業を除き、1 00, 000 千円（市町村事業にあっては 10, 000 千円）に満たない事業を除く。		1. 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業		(1) 新・増設に係るもの（ただし、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及び埋立処分地施設について、昭和 54 年 2 月 14 日環整第 1 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金取扱要領」に定める建築物等の設備は含まないものとする。）		ア、ごみ処理施設 （都道府県が設置するごみ固体燃料（RDF）発電等焼却施設を含む。）		イ、ごみ燃料化施設		ウ、粗大ごみ処理施設		エ、廃棄物運搬中継・中間処理施設		オ、廃棄物再生利用施設		カ、リサイクルタウン事業に係る施設等		キ、埋立処分地施設		ク、産業廃棄物処理施設		（地方公共団体等が行う公共活動によって生ずる産業廃棄物を処理する施設。）		(2) 改造に係るもの 廃棄物循環型処理施設基幹的施設 （ごみ処理施設及び埋立処分地施設に係るもの。）		ただし、次に掲げるものは含まないものとする。		① ごみ処理施設 100t/日未満のもの		（ただし、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 5 条第 1 項の離島振興計画に基づき整備される事業及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する振興開発計画に基づき整備される事業並びに沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）第 3 条第 1 項に規定する振興開発計画に基づき整備される事業はこの限りでない。）		② 廃棄物運搬中継・中間処理施設 原則として、30t/日未満のもの	
補助対象となる廃棄物処理施設整備事業は、次に掲げる施設とする。ただし、補助対象事業費が別に定める整備事業を除き、1 00, 000 千円（市町村事業にあっては 10, 000 千円）に満たない事業を除く。																																																																	
1. 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業																																																																	
(1) 新・増設に係るもの（ただし、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及び埋立処分地施設について、昭和 54 年 2 月 14 日環整第 1 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金取扱要領」に定める建築物等の設備は含まないものとする。）																																																																	
ア、ごみ処理施設 （都道府県が設置するごみ固体燃料（RDF）発電等焼却施設を含む。）																																																																	
イ、ごみ燃料化施設																																																																	
ウ、粗大ごみ処理施設																																																																	
エ、廃棄物運搬中継・中間処理施設																																																																	
オ、廃棄物再生利用施設																																																																	
カ、リサイクルタウン事業に係る施設等																																																																	
キ、埋立処分地施設																																																																	
ク、産業廃棄物処理施設																																																																	
（地方公共団体等が行う公共活動によって生ずる産業廃棄物を処理する施設。）																																																																	
(2) 改造に係るもの 廃棄物循環型処理施設基幹的施設 （ごみ処理施設及び埋立処分地施設に係るもの。）																																																																	
ただし、次に掲げるものは含まないものとする。																																																																	
① 廃棄物運搬中継・中間処理施設 原則として、30t/日未満のもの																																																																	
補助対象となる廃棄物処理施設整備事業は、次に掲げる施設とする。ただし、補助対象事業費が別に定める整備事業を除き、1 00, 000 千円（市町村事業にあっては 10, 000 千円）に満たない事業を除く。																																																																	
1. 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業																																																																	
(1) 新・増設に係るもの（ただし、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及び埋立処分地施設について、昭和 54 年 2 月 14 日環整第 1 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金取扱要領」に定める建築物等の設備は含まないものとする。）																																																																	
ア、ごみ処理施設 （都道府県が設置するごみ固体燃料（RDF）発電等焼却施設を含む。）																																																																	
イ、ごみ燃料化施設																																																																	
ウ、粗大ごみ処理施設																																																																	
エ、廃棄物運搬中継・中間処理施設																																																																	
オ、廃棄物再生利用施設																																																																	
カ、リサイクルタウン事業に係る施設等																																																																	
キ、埋立処分地施設																																																																	
ク、産業廃棄物処理施設																																																																	
（地方公共団体等が行う公共活動によって生ずる産業廃棄物を処理する施設。）																																																																	
(2) 改造に係るもの 廃棄物循環型処理施設基幹的施設 （ごみ処理施設及び埋立処分地施設に係るもの。）																																																																	
ただし、次に掲げるものは含まないものとする。																																																																	
① ごみ処理施設 100t/日未満のもの																																																																	
（ただし、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 5 条第 1 項の離島振興計画に基づき整備される事業及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する振興開発計画に基づき整備される事業並びに沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）第 3 条第 1 項に規定する振興開発計画に基づき整備される事業はこの限りでない。）																																																																	
② 廃棄物運搬中継・中間処理施設 原則として、30t/日未満のもの																																																																	

R D F 焼却・発電事業の総括（資料編）

令和5(2023)年3月 発行

三重県企業庁電気事業課

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

〒514-8570 津市広明町 13

電話(059)224-2824（電気事業課）

電話(059)224-2385（廃棄物・リサイクル課）

この冊子は再生紙を使用しています。